

平成 27 年度産業経済研究委託事業
「ABLの現状、普及促進に向けた課題及び
債権法改正等を踏まえた産業金融における
実務対応の調査検討」

報 告 書

平成 28 年 2 月

株式会社三菱総合研究所

平成 27 年度産業経済研究委託事業
「ABLの現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた
産業金融における実務対応の調査検討」
報告書 目次

1. 調査の概要.....	1
1.1 調査の背景及び目的.....	2
1.2 調査の実施方針.....	3
1.3 調査の内容.....	4
1.4 ワーキンググループの開催.....	5
1.5 ABLに関する現状認識.....	9
2. 債権法改正に関連する課題の整理及び分析.....	14
2.1 概要.....	15
2.2 課題項目の抽出.....	15
2.3 各課題項目の検討結果.....	16
3. その他の課題の整理及び分析.....	46
3.1 概要.....	47
3.2 課題に関する実態把握、抽出及び分析プロセス.....	47
3.3 課題の抽出.....	47
3.4 課題の分析.....	48
4. 参考文献リスト.....	60
4.1 概要.....	61

参考資料 1 ABLの課題に関する実態把握結果

参考資料 2 「動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査」調査票

参考資料 3 ABLの課題に関するヒアリング調査結果抜粋

参考資料 4 ABLの課題と過去の経済産業省成果物の対応表

(空白頁)

1. 調査の概要

1.1 調査の背景及び目的

1.1.1 調査の背景

現在の我が国金融システムの中で中心的役割を果たしている銀行の収益性をみると、国内における貸出利鞘が縮小し続けており、我が国金融産業の収益の下押し要因の一つとなっている。加えて、今後金利が上昇する局面においては債券の評価損が生じうることから、それを補う貸出利鞘等の改善に繋がる多様な金融手法が重要となると考えられる。

他方、銀行が顧客に対し多様な金融手法の提案を行うことは、実体経済にとっても良い影響を及ぼしうると考えられる。具体的には、従来の不動産担保融資の代替となる動産等担保融資等（ABL）の促進は、金融手法の多様化はもとより、企業の資産の有効活用にも繋がらう。また、ABLは、金融機関が在庫や売掛債権を担保として把握することを通じて融資先のビジネスモデル等を理解し、融資先に対して必要なアドバイスを講じる端緒となるものとされてきており、事業性評価を踏まえた融資やコンサルティング機能の発揮として今後更に活用が期待される。

こうした観点から、経済産業省は、これまでもABLやこれを支えるインフラである電子記録債権の普及を促進するための施策を講じ、一定の成果を挙げてきた。そして、これらに関する近時の大きな環境変化として、基本法令である民法のうち、主に債権関係については、平成 21 年から約 5 年の検討を経て、第 189 回国会に法案が提出された（民法の一部を改正する法律案。以下、同法案を「改正案」という。また、改正案が法律として成立した場合には、改正法という）。改正案は、消滅時効や債権譲渡、保証等、ABLをはじめとする銀行実務に対して多くの新たな規定が盛り込まれる予定であり、実務に与える影響は非常に大きいものと推測される。

1.1.2 調査の目的

本事業では、ABLの現状及び課題を把握してその対応策を検討することはもとより、近い将来予定される改正案に基づく法改正がこれまで経済産業省が講じてきた施策や金融実務に与える影響について検討し、改正法の円滑な施行の在り方についての新たな施策を講じることを目的とした。

上記の事業目的の実現に向け、法律に係わる教科書的な議論に留まることなく、当事者である金融機関の生の声から、法改正がABL、電子記録債権の実務に与える影響や、これに起因して普及を阻害している課題を広く抽出することとした。また、実務に携わる弁護士や評価会社、法制度に精通した法律家を交えた検討を通じて、金融機関に直接役立つソリューションを導くことを目標として実施した。

さらに、本調査では平成 19 年度より継続されているアンケート調査の経緯を踏まえつつ、十分な分析、考察を行うことで、これまでの調査結果から見えてきた問題点に対する行政としての一定の答えを公に示すことを前提としている。これに当たり、法務省、金融庁、中小企業庁、ABL協会など、さまざまな公的機関が実施している検討、研究も考慮して、アンケート、ヒアリングを設計し、実施することとした。

なお、今年度の検討を実施することで完了するものではなく、今後ABL、電子記録債権の普及を効果的に実現するため、課題を体系的に整理し、促進のための施策の検討、来年度以降の効果的な事業推進に向けて、これに資する成果を取りまとめた。

1.2 調査の実施方針

調査の目的の実現に向けて、これまでの調査結果等を踏まえつつ、以下の要件を満たして実施した。

事業受託者である(株)三菱総合研究所にて、調査チームを組成した。組成に当たっては、法律の専門知識(司法試験合格者、法学博士、法学修士、法務博士又はこれと同等の知見を有する者をいう。)や金融機関において、一定年数にわたり法人営業に関する融資実務等の経験がある人材をチームに入れて対応することとした。

後述の調査①、②について、文献調査を実施することとした。調査に当たっては、既存情報ストック等を最大限活用して効率的に行うこととした。

後述の調査①、②について、ヒアリング調査を実施することとした。調査に当たっては、ABL・電子記録債権の普及・促進に当たっての現状の課題、課題に対する工夫について事例を収集するため、有識者、業界団体、金融機関等 25 先程度にヒアリングを行うこととした。ヒアリング先は、都内の主要金融機関(メガバンク、地銀、信金・信組、政府系金融機関等)、企業等を想定した。

後述の調査①について、アンケート調査を実施することとした。調査に当たっては、金融機関等を対象にアンケート調査を行い、アンケート送付先は 660 件程度、回収率は 70% 以上とした。また、設計の際には過年度との連続性に配慮することとした。

後述の調査②について、有識者によるワーキンググループを開催し、改正案のABLや電子記録債権への課題やアンケート調査やヒアリング調査で抽出された課題に対する対応の在り方について検討した。ワーキンググループの組成に当たっては、法律上の正確さや金融実務上の妥当性を確保するため、金融機関、評価会社、弁護士、学識経験者等の有識者 15 名程度で構成することとし、5 回程度開催することとした。

図 1-1 に、調査の実施フローを示す。

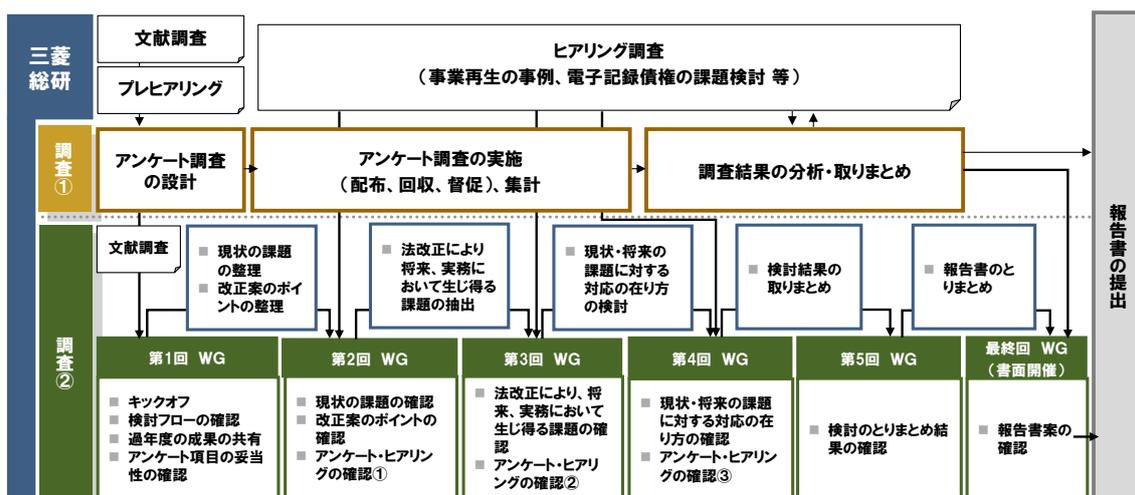


図 1-1 調査の実施フロー

1.3 調査の内容

1.3.1 調査①ABL・電子記録債権に関するアンケート

金融機関等を対象に、ABL・電子記録債権の市場規模、取組状況、普及促進に当たっての課題等について実態を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

当該アンケート調査を実施するに当たっては、過年度の調査との連続性を考慮し、アンケート項目等を検討した。また、増減の要因について、ヒアリングも交えつつ分析を加え、取りまとめた。

ヒアリング調査は、下記項目について実施した。

【検討項目】

- ・ABLの取り組み状況、普及・促進面での課題
- ・改正案に対する対応の在り方

1.3.2 調査②改正案の実務上の課題整理等

改正案について、ABL、電子記録債権特有の点を中心に、銀行などの金融機関の融資をはじめとする実務に与える影響や課題を整理するとともに、同課題及び上記アンケート調査により抽出された課題について、対応の在り方を検討し、取りまとめた。

なお、上記課題は、現在又は過去の運用に基づく具体的なものとし、対応の在り方について、その方向性を示すこととした。

1.4 ワーキンググループの開催

調査②における検討に当たり、ワーキンググループを設置した。

1.4.1 ワーキンググループの設置

(1) 目的

改正案の ABL 等に関する課題に対する対応の在り方を報告書に反映し、報告結果の妥当性を確保するために、有識者（金融機関、弁護士、法学者、評価会社等）による「ABL 等の実務対応の検討ワーキンググループ」（以下、単に「ワーキンググループ」という）を設置した。

(2) 検討項目

以下に関する事項について、検討を行った。

(a) 実務面の課題の整理

文献調査、ヒアリング調査、アンケート調査の結果を踏まえて、ABL 等の実務における現状の課題を整理した。改正案については、改正のポイントを明らかにしたうえで、実務に与える影響や将来生じ得る課題を整理した。

(b) 対応の在り方の検討

現在及び将来の各課題に対し、課題の背景・原因を掘り下げ、関連する業務プロセス（債権譲渡、相殺 等）を明確化する。

(3) 構成

ワーキンググループは、座長及び構成員で構成した。構成員は次のとおりである。

表 1-1 ワーキンググループ構成員等

(50 音順 敬称略 役職名は平成 28 年 2 月 2 日現在)

[座長]	
永井 和明	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士
[アドバイザー]	
池田 眞朗	武蔵野大学 法学部長 慶應義塾大学 名誉教授
[構成員](五十音順、敬称略)	
粟田口 太郎	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士
植竹 勝	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
松本 卓也 (植竹構成員代)	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士

理)	
江口 英樹	トウルーバグループホールディングス 取締役
遠藤 武司	横浜銀行 ブロック支援部 ストラクチャードファイナンス Gr 主任調査役
奥山 泰弘	三井住友銀行 アセットファイナンス営業部 業務企画 Gr 上席部長代理
加藤 正敏	日本商工会議所 中小企業振興部長
木村 等	木村司法書士事務所 司法書士
久保田 栄	みずほ銀行 ストラクチャードファイナンス営業部営業店ソリューション室 参事役
小山 智久	三菱東京 UFJ 銀行 フィナンシャルソリューション部ストラクチャリング Gr 上席調査役
鈴木 龍介	司法書士法人鈴木事務所 代表社員
飛松 純一	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
中島 弘雅	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
中村 廉平	ABL協会 運営委員長 武蔵野大学 教授
二階堂 茂	商工組合中央金庫 組織金融部 法務室長
根津 宏行	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー弁護士
堀内 秀晃	ゴードン・ブラザーズ・ジャパン マネージングディレクター
湊 浩史	日本政策金融公庫 中小企業事業本部 事業企画部 文書審査 Gr 上席グループ長代理
森田 修	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
オブザーバー	

松尾 博憲	法務省民事局 局付(平成 27 年 12 月まで)
北島 洋平	法務省民事局 局付
小林 賢三	金融庁監督局総務課 監督調整官
西内 康	財務省大臣官房政策金融課 課長補佐
経済産業省	
福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
岩佐 圭祐	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐
大脇 友之	経済産業省経済産業政策局産業資金課
白濱 弘芸	経済産業省経済産業政策局産業資金課

(4) 運営

本ワーキンググループには、構成員により互選された座長を置いた。また、本ワーキンググループは、座長が主催し、招集した。

本ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定めた。

(5) 事務局

本ワーキンググループの事務局は、株式会社三菱総合研究所が担当した。事務局は、会議室準備、飲み物準備、議事録作成等のワーキンググループ運営に伴う全ての事務作業をとり行った。

1.4.2 ワーキンググループの開催経緯

ワーキンググループ会合の開催経緯は、次のとおりである。

表 1-2 ワーキンググループの開催経緯

開催日	審議内容
平成 27 年 9 月 9 日	第 1 回ワーキンググループ ワーキンググループ開催要項の確認 座長の選任 現状の実務面の課題 債権法改正案のポイント 「動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査」の実施方針の確認
平成 27 年 10 月 14 日	第 2 回ワーキンググループ 債権法改正時に生じる実務面の課題の検討 アンケート調査の実施状況の報告
平成 27 年 11 月 18 日	第 3 回ワーキンググループ アンケート実施状況ご報告 債権法改正に関連する実務面の課題の検討 その他の実務面の課題の検討
平成 27 年 12 月 25 日	第 4 回ワーキンググループアンケート実施状況ご報告 その他の実務面の課題の検討

	債権法改正に関連する実務面の課題の検討
平成 28 年 1 月 22 日	第 5 回ワーキンググループ 債権法改正に関連する実務面の課題の検討 報告書案の確認
平成 28 年 1 月 29 日	第 6 回ワーキンググループ(書面開催) 報告書案の確認

1.5 ABLに関する現状認識

参考資料 1 では、ABLの市場規模や取組状況、推進に当たっての課題、課題に対する工夫、今後の取組等を把握するため、金融機関等を対象としてアンケート調査を実施し、その結果をまとめた。

参考資料 2 では、アンケート調査の調査票を掲載した。調査票の設計に当たっては、過年度に実施した調査と比較可能なものとなるように留意して実施した。

参考資料 3 では、金融機関を対象に、ABLの取組状況、推進に当たっての課題、課題に対する工夫、今後の取組等、実態把握に必要な項目について検討を行うためのヒアリング調査を行った結果をまとめた。

参考資料 4 では、本調査で取り扱ったABLの課題に関連する、過去の経済産業省の成果物の箇所を掲載した。

本アンケート調査より、平成 26 年度の我が国のABLの市場規模の推定値が得られた。過年度の経済産業省調査委託事業の結果と合わせて、その推移を**表 1-3** に示す。また、ABLの実行額と件数の推移を**図 1-2** に示す。

表 1-3 我が国のABLの市場規模の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
融資実行額 (億円)	2,748	2,133	2,739	1,921	1,875	4,986	9,327	8,965
一件当たりの 融資実行額 (百万円)	30	37	43	47	56	87	109	79
残高(年度末時 点) (億円)	2,346	4,436	4,764	4,338	3,324	9,643	14,800	19,341

※過年度のデータは、平成 20～25 年度経済産業省調査委託事業による。

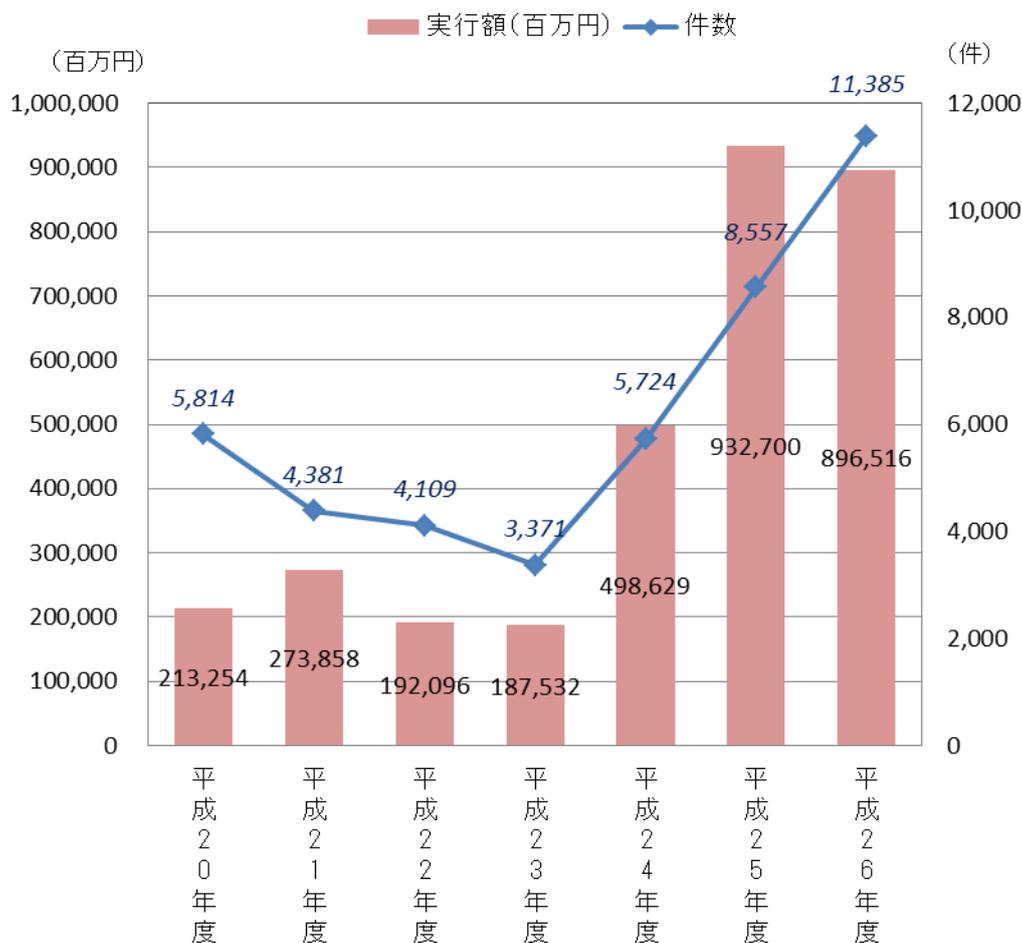


図 1-2 我が国のABLの実行額と件数の推移

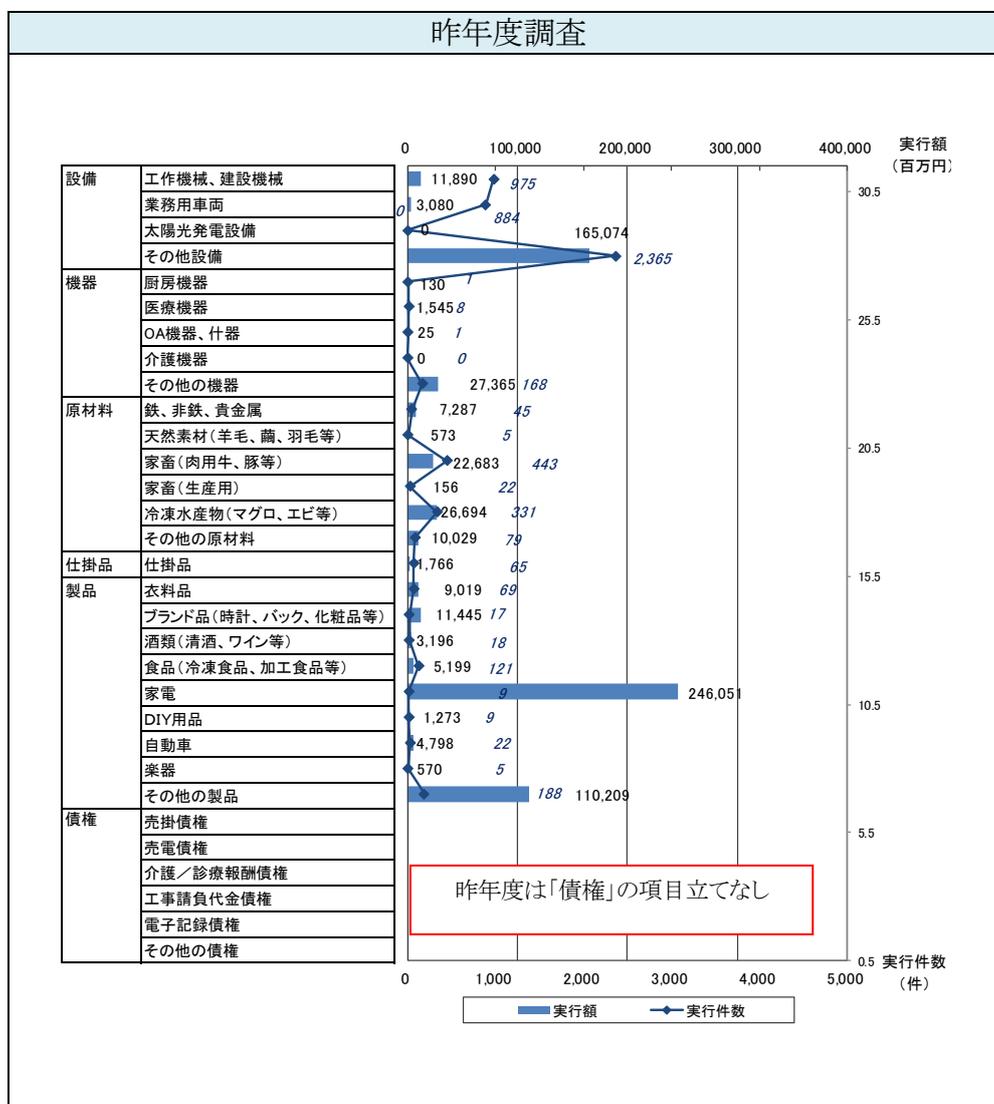
昨年度調査の結果によると、平成 25 年度においては融資実行額、残高が、それぞれ前年度の約 4,986 億円から約 9,327 億円に(前年度比約 1.9 倍)、約 9,643 億円から 14,800 億円に(同約 1.5 倍)飛躍的に増加した。また、一件当たりの融資実行額(平均値)で見ても、平成 19 年度の約 3,000 万円から一貫して増加傾向にあり、平成 25 年度においては前年度の約 8,700 万円から大きく飛躍して、約 10,900 万円(前年度比約 1.3 倍)となった。

こうした市場規模の状況について、昨年度調査では「融資実行額および融資実行件数の増加の背景には、平成 25 年 2 月に、平成 24 年度委託事業により、集合動産及び債権の譲渡担保権設定契約書の参考例(いわゆる「モデル契約」)が公表されたこと、平成 25 年 4 月に、金融庁の「ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について」が公表されたことなど、金融機関等におけるABLの取組を推進するための重要な施策が複数打ち出されたことが考えられる。」との考察がなされていた。

さて、本年度調査では、平成 26 年度の融資実行額が、約 8,965 億円(前年度比約 0.96 倍)と、減少に転じた。この背景には、**図 1-3** から、太陽光発電設備(昨年度までは、「その他設備」に

含まれる)を担保とした融資実行額が飛躍的に伸びた一方で、昨年度まで担保対象の中で最大規模の実行額であった家電が本年度は極端に減少し、この2つが相殺して微減の結果に落ち着いたことが読み取れる。家電の減少は、過年度の集計値と比較すると、昨年度計上されていた巨額案件が計上されなくなったことによるものとみられるが、太陽光発電設備を担保対象とした融資案件の伸びは、昨年度からすでに増加傾向にあるとみられる。図 1-2 に示されている通り、実行件数は平成 23 年度から引き続き増加傾向にあるが、これも図 1-3 から読み取れるとおり、太陽光発電設備の件数の伸びがけん引している。いまや、太陽光発電設備は、売電債権と併せて、ABLにおける主たる担保対象物となっているといえよう¹。

残高についても、平成 25 年度の約 14,800 億円から約 19,341 億円(前年度比約 1.3 倍)に伸びており、実行件数と同様に平成 23 年度から順調に積み上がっているが、太陽光発電設備や売電債権を担保としたABLが支えている結果であると考えられる。



¹ なお、太陽光発電設備及び売電債権並びに大規模な家電案件を除いた数字の分析を、参考資料1 16頁にて行っている。

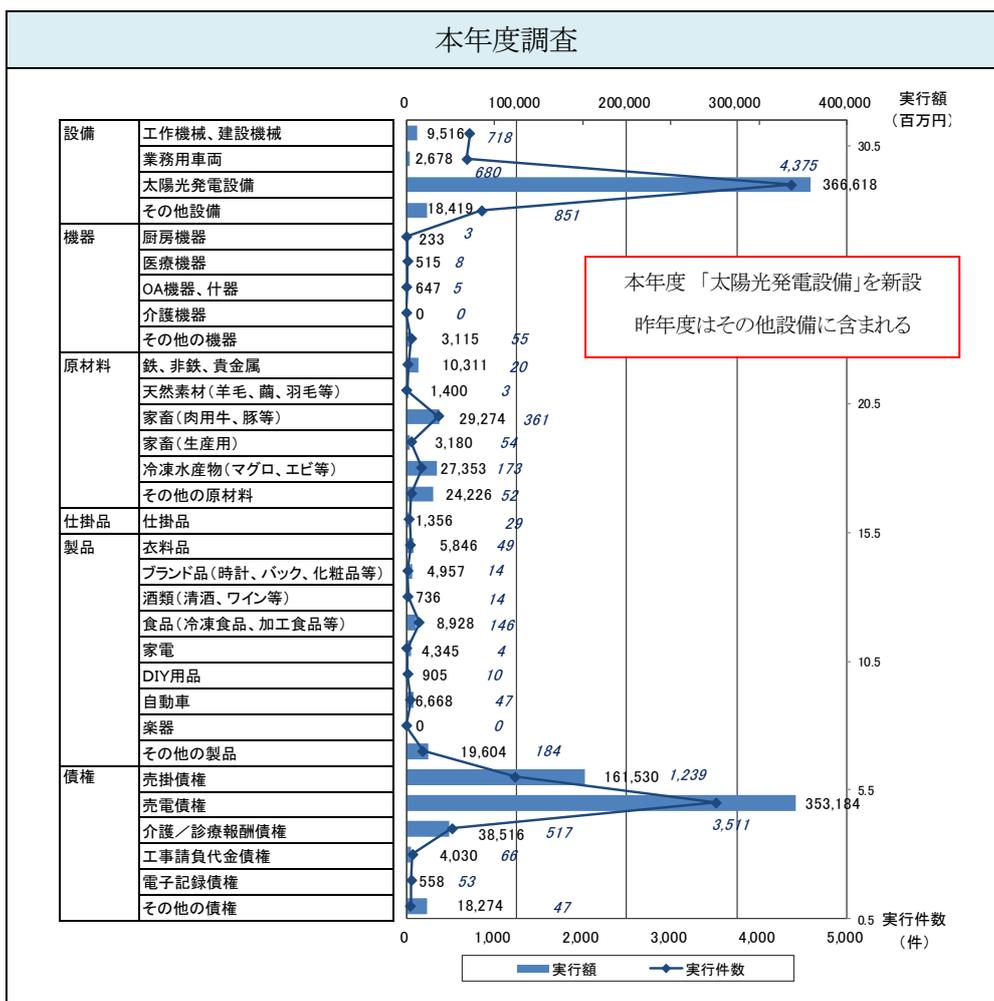


図 1-3 動産担保種類別(小分類)の融資件数と実行額 上:平成 25 年度 下:平成 26 年度

以上により、融資実行額の減少が家電担保の特殊要因によるものであることを考慮すれば、ABLの市場は引き続き増大していると結論づけることができる。これは、平成 24 年 7 月に施行された再生可能エネルギー特別措置法を背景とし、FIT(固定価格買い取り制度)により全国各地で活発化した太陽光発電事業の設備資金や運転資金のニーズに応えるため、ABLが活用されてきたことが要因であることは明らかである。

そのほか、ABLを巡る環境変化としては、平成 25 年度ごろから、ABLの実務や法務に関連する書籍やレポートも複数出版されるようになったことも、ABLの市場拡大を加速させる要因として挙げられるだろう。現在もなお、頻りにニュース番組で取り上げられたり、業界誌で特集が組まれて、成功事例や失敗事例を含む多くの情報が提供されている。我が国の金融機関や企業にとって馴染みやすい、いわば「日本版ABL」のあり方が定着してきたとともに、過去複数カ年に渡る経済産業省調査委託事業のアンケート結果等からも、ABLに伴う典型的な課題が明らかになり、これを解決するための手がかりが広く共有されるようになってきたといえよう。

政策面では、平成 25 年 12 月に日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が「経営者保証に関するガイドライン」を公表し、金融庁が、これを踏まえて監督指針や金融検査マニュアルを改正し、その活用に関する参考事例

集を公表するなどの施策が展開された。これにより、経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）として、ABLの活用が促進されたものと考えられる。また、平成 25 年度に金融庁が公表した「金融モニタリング基本方針」では、融資審査において事業性を重視する方針が打ち出され、商流を通じた企業の経営実態を把握するための手段として、ABLを推進する金融機関が増えた可能性もある。

2. 債権法改正に関連する課題の整理及び分析

2.1 概要

本章では、改正案の趣旨に適う運用を実現するに当たって想定される実務上の問題について検討を行った。検討に当たっては、金融実務及び関連する裁判実務の現状を踏まえた項目選定を行い、各項目において、改正案の下における各実務の姿を明らかにすると共に、想定される実務上の課題並びに同課題に対する実務対応又は政策対応の方向性について検討を行った。

検討に当たっては、文献調査²並びに本事業において実施したヒアリング調査³及びアンケート調査⁴を活用した。また、把握した現状を基に、ワーキンググループでの質疑及び意見交換を行い、現状把握の補完を行いつつ、各課題の所在、背景・原因を分析すると共に、それらの課題の解決の方向性について検討を行った(以上につき、**図 2-1** 参照。なお、本報告書は、第 5 回ワーキンググループにおいて、質疑及び意見交換の後、これらを踏まえ事務局においてとりまとめる旨構成員の了解を得て作成したものである。以下では、特段の引用がない記述は、ワーキンググループ構成員及びオブザーバーから示された意見のうち、主な内容について事務局において整理したものである。)

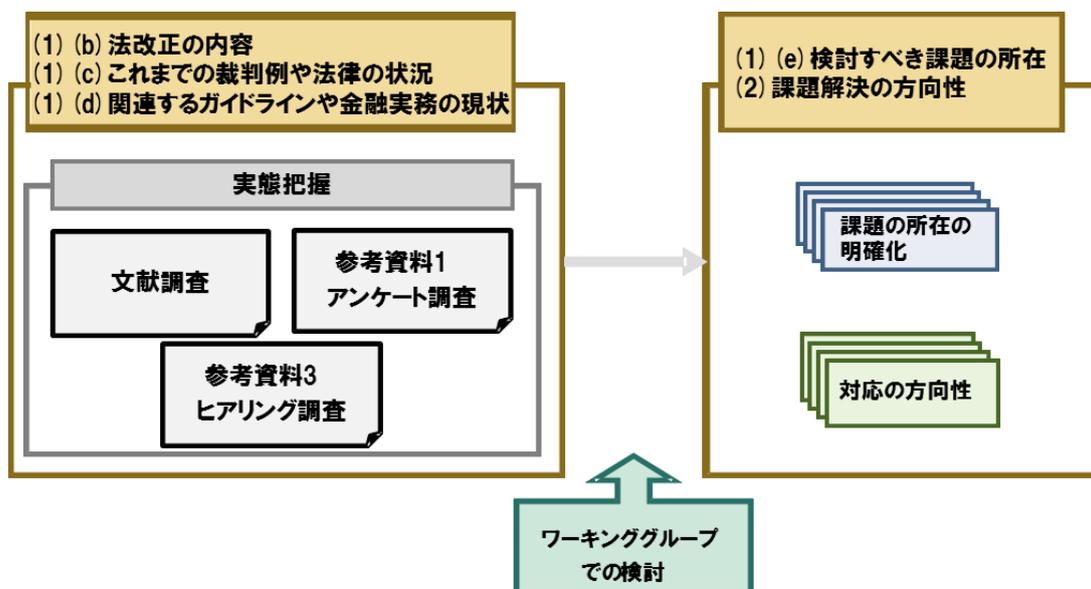


図 2-1 課題の整理及び分析プロセス

2.2 課題項目の抽出

上記視点、方針及び経過により、以下 5 つの課題項目を抽出した(**表 2-1** 参照)。

課題項目 No.1 については、譲渡禁止特約(民法第 466 条 2 項本文)が「譲渡制限の意思表示」(改正案第 466 条 2 項。以下、「譲渡制限特約」という。)に改められることに関連した課題項目であり、さらに 3 つの課題項目に細分化した。

² **4.1 参考文献リスト**参照。なお、以下では、法制審議会民法(債権関係)部会を「部会」、同部会資料を「部会資料」、同部会会議議事録を「部会●回議事録」と略記し、引用するページ数は法務省ウェブサイト掲載のページ数を記載する。

³ **参考資料 3** 「ABLの課題に関するヒアリング調査結果抜粋」参照。

⁴ **参考資料 1** 「ABLの課題に関する実態把握結果」及び同 2 「動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査」参照。

表 2-1 債権法改正に関連する課題項目一覧

No.	課題項目	背景・原因(要旨)
1-1	(悪意)重過失要件への対応のあり方	○同要件の明文化 ○譲渡禁止特約が譲渡制限特約に改正 ●譲渡禁止特約を付ける商慣行の存在
1-2	譲渡禁止(制限)特約の商慣行への対応のあり方	
1-3	契約違反が生じ得るのではないかという懸念への対応のあり方	
2	相殺可能性の把握と対応のあり方	○債権譲渡と相殺に係る規定の新設
3	異議をとどめない承諾の廃止への対応のあり方	○異議をとどめない承諾に係る規定の廃止
4	経過規定への対応のあり方	○改正案の施行日(譲渡時基準)
5	譲渡人倒産時における対応のあり方	○第三債務者の供託権、債務者破産時における譲受人の供託請求権に係る規定の新設

【背景・原因の凡例】

- 改正案により想定される実務上の課題
- 現行法下における実務上の課題

2.3 各課題項目の検討結果

2.2 で抽出した課題項目ごとに、ワーキンググループでの質疑及び意見交換等により検討を行った。

以下、表 2-1 に整理した課題項目ごとに、検討結果を記載した。記載方法は、各課題項目ごとに、(1)課題の概要、(2)課題解決の方向性の順に整理した。このうち、(1)課題の概要は、(a)課題の骨子、(b)法改正の内容、(c)これまでの裁判例や法律実務の状況、(d)関連するガイドラインや金融実務の状況、(e)検討すべき実務上の課題の所在、(f)その他関連事項に細分化した。

2.3.1 譲渡制限特約付債権の譲渡に関する課題(課題項目 No.1-1~1-3)

(1) 課題の概要

(a) 課題の骨子

これまで譲渡禁止特約付債権の債権譲渡は無効とされていたが(民法第 466 条 2 項本文)、改正案では、譲渡制限特約が付着する債権の譲渡(譲渡担保権設定)も有効と改められた(改正案第 466 条 2 項)。ただし、譲渡制限特約の存在について悪意重過失の譲受人(譲渡担保権者)その他の第三者に対して、第三債務者(原債務者)は債務の履行を拒むことができる(同条 3 項)。

この法改正により、譲渡制限特約付債権も有効に譲渡担保の対象となり得るが、金融機関は

譲渡制限特約の存在について悪意・重過失であると判断されやすい⁵ため、第三債務者(原債務者)に対して履行の請求ができないのではないかと問題は残る。

また、改正法施行後においても、譲渡人(譲渡担保権設定者)が譲渡制限特約に違反して譲渡(譲渡担保権設定)したとして契約違反による原契約の解除等のリスクがあるのではないかと課題がある。

さらに、譲渡制限特約付債権に対する譲渡担保権の担保価値評価、譲渡制限特約を付ける商慣行をどう変えていくか等の課題がある。

(b) 法改正の内容⁶

改正案第 466 条 2 項は、譲渡制限特約がされたとしても、これによって債権譲渡の効力は妨げられないこと、したがって、この場合に、債権者は譲受人であって、譲渡人ではないことを示したものである(相対的効力説。譲受人が悪意・重過失であったとしても、「債権者」は譲受人である)。譲渡人には譲渡債権についての履行請求権がなく、債務者に対する取立権もない。

本条 3 項は、本条 2 項の例外として、悪意・重過失の第三者(譲受人・譲渡担保権者)に対して、①債務者は譲渡制限特約を主張して履行を拒絶できること、②債務者は譲渡人に対する弁済、相殺その他の債権消滅事由をもって対抗できること、③その前提として、悪意・重過失の相手方との関係では、3 項によって「債権者」ではなくなった譲渡人に対する弁済・相殺等が有効であることを示したものである。

民法第 466 条 (債権の譲渡性)

- 1 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当事者が反対の意思表示をした場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

改正案第 466 条 (債権の譲渡性)

- 1 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。
- 3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。
- 4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

⁵ 例えば、大阪高判平 16.2.6 金法 1711 号 35 頁(一審判決は、譲受人が行った調査が不十分とし、重過失を肯定。控訴審判決は、譲受人が銀行としてなすべき調査を怠ったことを理由に重過失を肯定。)、東京地判平 15.12.1 金法 1701 号 6 頁(譲受人が譲渡人に対し譲渡禁止特約の不存在を確認し譲り受けたにもかかわらず、公共工事請負代金債権であることを重視し、契約書の確認・発注者への確認を怠ったことを理由に、重過失を肯定。)等がある。

⁶ 潮見佳男「民法(債権関係)改正法案の概要」(金融財政事情研究会)132 頁～134 頁より記載。

(c) これまでの裁判例や法律実務の状況

譲渡禁止特約に関連して、譲受人である金融機関が、譲渡禁止特約の調査義務を怠る等で、担保設定後に譲渡禁止特約付着が発覚し、もって(悪意)重過失と認定する裁判例が多いようである。裁判例の類型については表 2-2 を参照されたい。

表 2-2 裁判例による(悪意)重過失の判断

類型	裁判例による(悪意)重過失の判断
【第1類型】 譲受人が、譲渡禁止特約につき何らの調査確認を行わず譲り受けた事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡対象債権の種類、譲受人の属性・知識、特約の契約書等への記載の有無等を総合考慮して、譲受人の注意義務を導き、当該義務違反として重過失を肯定する裁判例⁷がみられる。
【第2類型】 譲受人が、譲渡禁止特約がないことにつき譲渡人に対し確認を行ったうえで譲り受けた事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡人の説明に疑問を抱くべき特段の事情がない限り、重過失がないと判断される傾向がある。但し、疑問を抱くべき特段の事情があるとの認定がされやすく、重過失があるとされる場合が多いようである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ したがって、実務上は、少なくとも譲渡人への確認を確実に行うことが必要である。また、この確認は、口頭ではなく書面により行うべきである。 ● 譲渡人の説明に疑問を抱くべき特段の事情がある場合は、第三債務者に対する確認等、さらなる調査を求める傾向にある。また、金融機関が第三債務者に対して直接確認を行うことが実務的に困難であることは斟酌されなかったことが多いようである。

(出所) 浅井弘章「売掛債権譲渡に関する譲受金融機関の注意義務—民法466条2項に関する最近の裁判例と実務上の留意点—」(金融法務事情 1712号)8頁等を参考に三菱総合研究所作成

譲渡禁止特約の調査は現在の条文上では義務とはされていないが、下級審裁判例においては義務違反で重過失という構成までされている。

また、この重過失の議論は、預金債権の譲渡に係る議論から始まり、売掛債権や請負代金債権その他の債権に係る議論に広がった経緯があり、最高裁判決⁸が預金債権には譲渡禁止特約付着が公知の事実であることを理由として譲受人の重過失の有無を差戻審に判断させたことから、それ以外の債権でも重過失が認定されやすくなってしまっているのではないかという指摘もある⁹。

(d) 関連するガイドラインや金融実務の現状

ABLの観点からすると、民法改正により、これまで譲渡禁止特約(改正後の譲渡制限特約)が付着している債権についてあった「譲渡担保権設定の効力自体が否定されるのではないか」とい

⁷ 東京地判平 14.11.1 金法 1681号6頁、東京地判平 14.9.2 金法 1678号6頁、東京地判平 14.3.25 金法 1662号表紙裏 など。

⁸ 最判昭和 48.7.19 民集 27巻7号 823頁

⁹ ワーキンググループでの議論による。

う懸念は無くなる。但し、譲渡制限特約付の債権についても広く担保の対象とすることができるものの、金融機関は譲渡制限特約の存在について悪意・重過失であるとされることが多いため、譲渡担保権実行の際に第三債務者(原債務者)に対して請求できないのではないかという問題は残る。改正法施行後も引き続き、「譲渡制限特約の有無」についてどのような方法で確認すれば「悪意重過失ではない」と認められるのか、譲渡制限特約が付着している債権について担保評価できるのか、という問題は継続して検討する必要があるものと思われる。

以下、譲渡禁止特約に係る金融実務の運用について現状を記載する(表 2-3 参照)。

まず、譲渡禁止特約の有無の調査にあたっては、原契約を全て確認するという金融機関がほとんどである。ただし、地域金融機関の中には、全ての原契約を確認することは事務負担の観点から現実的ではなく、サンプリングチェックなどで対応せざるを得ないという声も聞かれた。また、債権有無の確認、基本契約書有無の確認、譲渡禁止特約有無の確認といった一連の調査を行内規定によりマニュアル化している金融機関がほとんどではあるが、具体的にどのようにやるのか、あるいはどの程度まで丹念にやるのかについては、現場の運用に任せており、属人的・属支店的で暗黙的に行われている金融機関もあるという実態が垣間見えた。業種によっては譲渡禁止特約付着の周知性が高いため、特に注力して精査する等の対応が行われている。金融機関にヒアリング調査を行ったところによると、大企業の基本契約書には、譲渡禁止特約が付着していることがほとんどである一方、中小企業はそもそも契約書を作成しないことが多く、したがって譲渡禁止特約も存在しないケースが多いようである。

調査によって譲渡禁止特約の付着が発覚した場合は、当然、当該債権は担保設定の対象外としており、評価も行っていない金融機関がほとんどである。

一方、譲渡禁止特約の付着有無に関して一定の調査を行ったにもかかわらず、担保設定後、期中に譲渡禁止特約の付着が発覚するケースは少なからずあるという。この場合、金融機関は「コストをかけて係争に持ち込むことはない」「評価額をゼロとする」「重過失としてあきらめる」など、合理的と思われる調査を行ったにもかかわらず、債権の価値を諦めてしまっているという実態が浮き彫りとなった。(詳しくは課題項目 No.1-1 で考察予定)

次に、調査によって譲渡禁止特約の付着が明らかになったとしても、顧客の資金ニーズが高い等案件によっては、第三債務者に譲渡禁止特約の解除交渉を行うケースもある。この場合、顧客自ら第三債務者に交渉してもらうことが多いようである。しかし、解除交渉は非常に手間がかかるため、一定の案件規模があり、顧客の資金ニーズも非常に高い案件でないと費用対効果に見合わないとの指摘もある¹⁰。また、中小企業が借入人で取引先が大企業の場合は、解除交渉を行うことは取引先との信頼関係を損なう等の理由から非常に躊躇われるものであるという声¹¹もある。この点、中小企業への融資スキームとして債権ABLが好適であるとした場合、中小企業の大企業に対する債権には譲渡禁止特約が付着している確率が非常に高く、かつ解除交渉を事実上行うことができないという実態は課題であると考えられる。尚、公共機関、大企業、中小企業間

¹⁰ ワーキンググループでの議論による。

¹¹ 地域金融機関へのヒアリング調査による。

の取引と譲渡禁止特約の付着の現状は図 2-2 を参照されたい。(課題項目 No.1-2 で考察予定)

表 2-3 譲渡禁止特約に係る運用の現状

No.	業務プロセス	運用についてのコメント
①	担保設定時の DD (デューデリジェンス)	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡禁止特約の付着有無はすべての原契約を確認している。 ● 業種によって傾向があるため、DD に臨むにあたって心構えができる。例えば、建設の請負は全部付着が前提である。その逆で、個人向けサービスの商売で、譲渡人の雛形を使う場合、一律禁止がないことがある。 ● 債権の存在有無の確認、基本契約有無の確認、譲渡禁止特約有無の確認は行内規定化し、チェックシートで運用しているが、各確認についてどの程度の粒度でやるかは、支店での運用に任せている。 ● 譲渡禁止特約の有無に関して、基本契約をチェックすることとなっているが、全てチェックすることはとてもでないが不可能である。特に、売掛先が分散している場合、全部確認することは現実的ではない。一定程度割り切って、サンプルチェック等で対応している。
②	譲渡禁止特約ありの場合の対応 (担保設定の有無)	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡禁止特約が付着している債権については、無理して担保設定しない。 ● 譲渡禁止特約が付着している債権は担保にとっていない。 ● 譲渡禁止特約付債権が混在している危険性がある場合は、A. 不特定多数債権登記の場合、除外規定をつける、B. 個別債権登記の場合、付着が確認された債権は解除する。数十社程度であればBを選択するが、非常に煩雑である。
③	譲渡禁止特約ありの場合の対応 (評価の掛け目)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約無債権の評価の場合、譲渡担保の契約内容によって評価の掛け目を変えている。また、登記、通知、異議なき承諾、と段階によって評価の掛け目を変えている。 ● 顧客から情報提供等を渋られ、譲渡禁止特約付着有無を完全にチェックできない場合のリスク等は評価額に織り込んでいく。
④	譲渡禁止特約ありの場合の対応 (解除の対応)	<ul style="list-style-type: none"> ● 案件によっては、譲渡禁止特約の解除を依頼し、担保対象、評価対象とする場合もある。 ● 譲渡禁止特約を付けるのは個別の理由があるはずであり、その背景を顧客ごとに理解し、個別に解除交渉していく。 ● 譲渡禁止特約を解除してもらう際は、顧客から第三債務者に対して交渉してもらう。または、第三債務者が当行の取引先である場合、何かあっても係争とならないよう承諾のコメントをもらうことがある。
⑤	設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 「基本契約はありません」と言われたため譲渡担保権を設定しても、実は譲渡禁止特約が付着していたというケースは多い。このようなケースでも、譲受人が悪意・重過失であったかは、過去の判例を見ると、五分五分との印象である。案件規

No.	業務プロセス	運用についてのコメント
		<p>模が巨大でない限り、敗訴のリスクもあるため、コストをかけて係争に持ち込むことはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡禁止特約がないと言われたが、期中に存在が発覚した場合は、評価はゼロとする。 ● 譲渡禁止特約がないと言われたが、期中に存在が発覚した場合は、重過失になる可能性が高いとして担保対象としてあきらめるのが現状である。

(出所)ヒアリング調査より三菱総合研究所作成

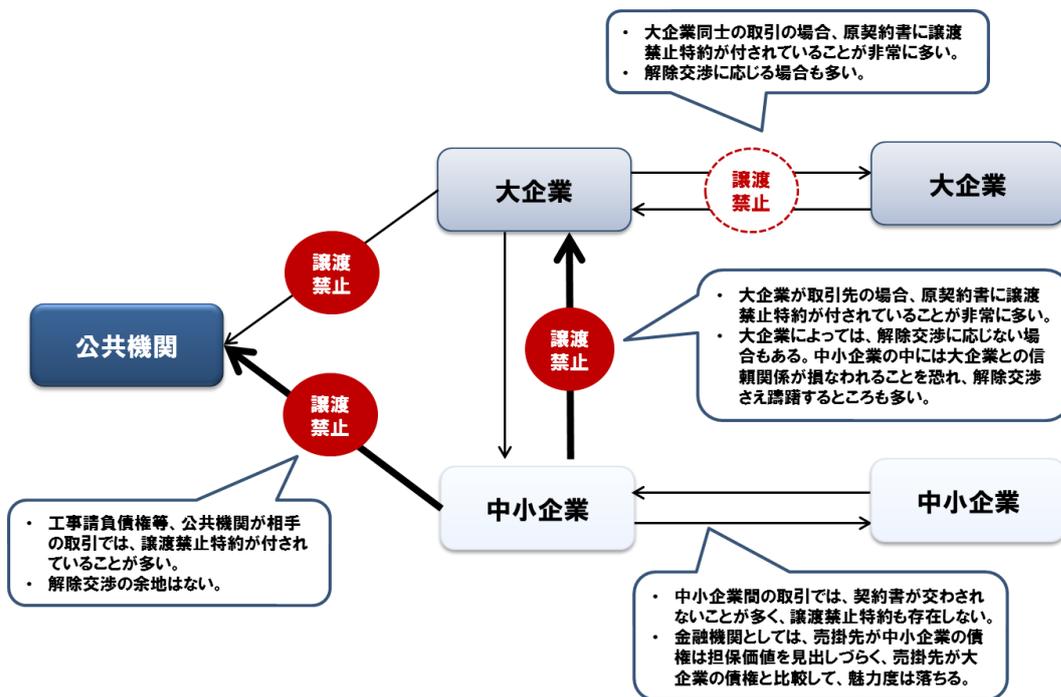


図 2-2 公共機関・大企業・中小企業間の取引の現状

(出所)ヒアリング調査等より三菱総合研究所作成

(e) 検討すべき実務上の課題の所在

これまで譲渡禁止特約が付着している債権に係る債権譲渡(譲渡担保権設定)は無効とされていたが、改正案では譲渡禁止特約が付着する債権の譲渡(譲渡担保権設定)も有効である旨が規定され、譲渡禁止特約は譲渡制限特約と表現を変えることになる。

これに伴い、検討すべき実務上の課題が生じるが、ABLの観点からは以下のような課題がある。

【課題項目 No.1-1】:(悪意)重過失の要件への対応のあり方

譲渡制限特約が付着していることについて悪意重過失の譲受人(譲渡担保権者)その他の第三者に対して、第三債務者(原債務者)は債務の履行を拒むことができ、かつ譲渡人(譲渡担保権設定者)に対して弁済してしまえば譲受人(譲渡担保権者)その他の第三者から免責されることとなっている。

金融機関は譲渡制限特約の存在について悪意重過失であることが多い⁵ため、改正案においても、譲渡担保権実行の際に第三債務者(原債務者)に対して請求できない懸念が残る。また、特例法登記制度導入後は、対抗要件具備のために債務者に接触することが必ずしも必要でなくなったため、譲渡禁止特約の有無を調査しないと重過失になるという基準が立てられるのであれば、重過失になりやすい状況が生じているとも言える。

ABLの観点からは、重過失の判断要素がより明確化される必要がある。

【課題項目 No.1-2】:譲渡禁止(制限)特約の商慣行への対応のあり方

原債権に譲渡禁止特約が付着していることが多く、これを解除することは事実上困難な場合が多い。

譲渡禁止特約の商慣行の背景には、①弁済先固定による過誤払いや二重払いの防止、②相殺の利益確保、③反社等への譲渡防止、があり、これらのうち、主に①②が理由となっているようである¹²が、この点は譲渡禁止が譲渡制限に変わっても事情が変わるわけではない。

ABLの観点からは、改正法で譲渡制限特約付債権の譲渡が認められた趣旨と、第三債務者側の利益(①②③)を調整する方向で、実務慣行を作っていく必要がある。また、金融機関側で実務慣行を作っていくとしても、その限界や障壁についても併せて認識しておく必要がある。特に、中小企業の大企業に対する債権には譲渡禁止特約が付着している場合が非常に高く、解除交渉を行うことにより、取引に悪影響が出ることを懸念して、解除交渉を事実上行うことができないという実態は特に課題であると考えられる。

【課題項目 No.1-3】:契約違反が生じ得るのではないかと懸念への対応のあり方

改正法施行後においても、譲渡人(譲渡担保権設定者)が第三債務者(原債務者)との間の原契約(売買契約等)に規定のある譲渡制限特約(担保提供禁止・制限特約)に違反して譲渡(譲渡担保権設定)したと評価されるのではないかと懸念がある。そのため、第三債務者が譲渡人に対し、契約違反による損害賠償、契約の解除等を請求するリスクがある。ABLを促進

¹² 例えば旗田 庸 編著「債権・動産担保実務」(金融財政事情研究会)2006年 237頁

する観点からは、一つの方法として、契約違反であるとしても、それによる負の効果（損害賠償請求、契約解除等）に至らないような法解釈を定着させることも考えられる。

その一方、当事者間で契約違反となりうる債権譲渡に関与するのではないかということに関し、金融機関はコンプライアンス上の強い懸念を持っている¹³。

(2) 課題解決の方向性

(a) 課題項目 No.1-1: (悪意)重過失の要件への対応のあり方

金融機関の現行の実務では、譲渡禁止特約の有無について、原契約契約書の全件（もしくは事務的に可能な範囲での）チェックと、債権譲渡契約書における表明・保証という方向性で対応している。また、第三債務者に対する（口頭、書面による）確認は、承諾をとる場合を除き、事実上困難である。さらに、譲渡禁止特約が後から発覚した場合は、金融機関の重過失が認められやすいという前提の下、回収を諦めるというのが基本的なスタンスとなっている。

債権法改正後も当面は現行の実務が踏襲されると考えられるが、今後の対応に関する論点として以下が考えられる。

そもそも譲渡禁止特約（譲渡制限特約）が付されているのが通常であるとされる種類の債権¹⁴については、たとえ譲渡人が譲渡制限がないとの説明をしたとしても、金融機関としては疑問を抱くべきとされる可能性が高いのではないかと。したがって、債権法改正後、譲渡制限特約を付す実務慣行をどれだけ排していけるかが課題となるのではないかと。【課題項目 No.1-2 に関連】

また、譲渡禁止特約（譲渡制限特約）が付されているかどうかは明らかではない種類の債権については、金融機関に重過失なしと判断される余地がある。したがって、重過失なしと判断される考慮要素を特定し、担保取得時の対応を策定しておくことが有益ではないかと。

さらに、重過失の考慮要素としては、改正案第 466 条で「重過失」が明文化されたことをより積極的に捉えて、「どこまでやれば重過失でないと認定してもらいたいのか」を主張していくべきではないかと。その際の考慮要素としては、対譲渡人に対しては、原契約の提出を求め、その際の譲渡人の属性等によっては原契約書が出てこない場合でも免責されるくらいの線で主張するのがよいのではないかと。また、対第三債務者に対しては特例法登記制定以後、第三債務者に接触せずに第三者対抗要件が取得できる状況となっていることに鑑み、直接コンタクトしなくても調査義務を果たしたと認定してもらえるように主張していくべきではないかと。

(b) 課題項目 No.1-2: 譲渡禁止(制限)特約の商慣行への対応のあり方

譲渡禁止特約の商慣行の背景には、主に、①弁済先固定による過誤払いや二重払いの防止、②相殺の利益確保、があり、第三債務者の保護がその目的である。①に対しては、第三債務者

¹³ ヒアリング調査、ワーキンググループでは、金融機関よりコンプライアンスの問題について強い懸念が提出された。同様のことが下記文献でも指摘されている。

池田真朗「譲渡制限特約・債権譲渡と相殺 問題のある民法改正法案に実務はどう対処すべきか」（銀行法務 21 795 号）22 頁

堀内秀晃「民法改正と譲渡制限特約 ABL レンダーの視点より」（金融法務事情 2031 号）15 頁

¹⁴ 一般に売掛債権に譲渡禁止特約が付されていると即断することは困難であるが、公共機関向け債権や、業種でいえば建設業、製造業、小売業は売掛債権の譲渡に制限を加えた経験がある企業数の割合が多く、譲渡禁止特約が付している可能性が少なからずあることが分かる。（経済産業省中小企業庁事業環境部・中小企業債権流動化研究会「債権の流動化等による中小企業の資金調達円滑化について」（平成 13 年 3 月））。

が弁済に関するトラブルに巻き込まれないよう、金融機関として留意しながら対応することが望ましい。②に対しては、承諾書で相殺抗弁を留保する文言を付ける等、金融機関側で実務慣行を作っていくことが考えられる。

一方、譲渡制限債権の担保利用を広めることで便益を受けるのは、直接的には、借り手である譲渡人と貸し手である金融機関である(間接的には、仕入先である譲渡人の資金調達安定化は、第三債務者にも便益があると思われる)。**課題項目 No.1-3**とも関連するが、これらの実務慣行を金融機関が進めることは、金融機関としても当事者間の契約違反に配慮しているという説明の一つになるのではないかと。

いずれにしても、金融機関としてこのような実務慣行を定着させることの費用対効果が最大の問題となる。具体性のある対応策は見えないが、引き続き検討すべき課題である。また、譲渡制限特約を付さない商慣行を普及させるためには、各種契約ひな形の改訂等、関係省庁等の協力が有用ではないかと。

併せて、ワーキンググループでは、債務者と第三債務者との間の取引関係に対する政策的な対応の必要性も指摘された。これについては、まず前提として、中小企業の大企業向け債権が、債権ABLによるファイナンスニーズが高い一方で、現在譲渡禁止特約が全面的に付されていることが多いものであるとの認識がワーキンググループ構成員及び各ヒアリング先から一致して示された。このような前提認識を踏まえ、中小企業施策の一環として、たとえば、譲渡禁止特約を締結する合理的な理由がない場合には少なくとも金融機関への債権譲渡(担保)は譲渡禁止特約の対象としないなど、譲渡人(中小企業)と第三債務者(大企業)との間における合理的な商慣行を形成するためのソフトローを設けるなどの対応が有効なのではないかとの指摘がなされた¹⁵。

(c) 課題項目 No.1-3: 契約違反が生じ得るのではないかと懸念への対応のあり方

検討では、本改正を踏まえ、ABLがさらに促進されていくべきという立場から、譲渡制限特約が付されない場合はもとより、付されている場合においても譲渡担保権を設定していくことを推進するべきという立場を前提とする。従って、譲渡制限特約付債権の譲渡によっていかなる契約違反の懸念がありうるのか、それに関連する金融機関のコンプライアンス上の懸念がなくなるという状況をいかに作っていくかという観点で考察をする。

まず、ワーキンググループでは、改正案下において、譲渡制限特約付債権の譲渡担保契約の締結が、そもそも同特約に反するのではないかと問題が提起された¹⁶。

この点については、法制審における議論も踏まえ¹⁷、法律案でいう譲渡制限特約は弁済の相手方を固定するという内容であってそれ以上でもないところ、同特約を知りつつ債権を譲り受けた場合は譲渡人に対する弁済も引き続き有効であるから(改正案第 466 条 3 項)、弁済の相手方は固定されたままであり同特約違反ではないとの見解が示された。また、同特約違反が問題となる場合は譲渡制限特約違反という債務不履行に基づく損害賠償請求、又は、解除が問題となる場合、解除については、譲渡制限特約違反のみでは契約違反の程度として軽微であるから解

¹⁵ 同様の指摘は、古谷政晃「民法(債権法)改正とABLの課題」(金融法務事情 2015 号)5頁でも指摘されている。

¹⁶ 同様の指摘は、古谷政晃「民法(債権法)改正とABLの課題」(金融法務事情 2015 号)4頁、堀内秀晃「民法改正と譲渡制限特約—ABLレンダラーの視点より—」(金融法務事情 2031 号)15 頁などでも指摘されている。

¹⁷ 法制審議会民法(債権関係)部会資料 74A・4 頁、同部会第 83 回会議事録 28 頁以下。

除原因とはならないのではないか、また、損害賠償請求については、譲渡制限特約違反によって損害及び金銭に評価できる損害額を認定することは困難であるから、損害賠償請求権の発生も想定しがたいのではないか、との見解が示された。また、ワーキンググループでは、国・地方公共団体向け債権等で改正法下での債権譲渡担保の事例を積み重ねていくことで運用を普及させることも有効ではないかとの意見も述べられた。

また、ワーキンググループでは、金融機関に所属する構成員から、金融機関としては、譲渡制限特約付債権に対する担保設定の可能性について前向きに検討してきたいとの意見が示される一方で¹⁸、譲渡制限特約付債権について譲渡を受け、又は譲渡担保権を設定する行為に対し、金融機関のコンプライアンス違反を指摘されるのではないかと懸念が示された。具体的には、大半の金融機関は、現在、譲渡禁止特約付債権であることが判明した場合、原則として担保取得自体を回避しているが、改正後、譲渡制限特約付債権に譲渡担保権を設定するにあたっては、①担保設定行為が与信先企業にとっての譲渡制限特約違反とならないかという点、及び、②担保設定行為が金融機関にとってのコンプライアンス違反との指摘を受けないかとの点がABLの普及・促進上の懸念となり得る。このうち、①解釈論については、上記のとおり、問題が生じる場合は実際には必ずしも大きくないのではないかと意見があり、この見解に沿う解釈及び運用を定着させる必要がある。他方、②金融機関のコンプライアンス上の懸念は、金融機関は法令等遵守体制や、顧客保護等の管理態勢等の点で、問題ないか等の点を気にしていると想定される。前者については各金融機関が法令順守規定を策定し、後者については各金融機関が顧客保護等管理規定を策定すること等が金融庁の監督指針並びに金融検査マニュアルに規定されているが、これらの規程は法律の趣旨を十分に理解し、それに沿った内容であることが前提となる。従って、コンプライアンスの規範となる金融機関の規定は、法律やその解釈がどうなっているかに依拠することになる為、改正案の解釈が示される前の段階では関係省庁が譲渡制限特約付債権を譲渡すること等が問題ない旨を明示することは困難。以上より、立法後に所轄省庁より譲渡制限特約付債権を譲渡すること等が問題ないということを法令解釈として明示すべきかどうかという点が問題となる。その様な前提のもと、今後立法後において、関係省庁で各課題についての問題意識を共有していくべきではないか。

表 2-4 課題項目 No.1-3 に対する打ち手の例

打ち手	具体例
解釈論の展開と特約付債権を用いたABLの積上げ	・解釈論を展開して浸透させ、特約付債権の ABL の実績を積み上げていきデファクト化していく
債務者・第三債務者間の商慣行形成への働きかけ	・中小企業施策上の対応
法解釈の明確化とコンプライアンスの懸念の払拭	・関係省庁等の検討によって法解釈が明確化され、各金融機関がそれに基づきコンプライアンスの規範となる行内規定を改定する

¹⁸ 譲渡制限特約付債権に対するABLの取り組み姿勢について、金融機関からは、実態把握を重視する見地から、債権の把握を通じて融資先の商流を把握し、併せて追加の融資枠を確保することができるのではないかと、との考えが述べられたほか、担保価値を重視する見地から、与信先企業の業況が悪化した場合には、やむを得ず、譲渡制限特約付債権を保全目的で新規に担保設定を受けることもあるという考え方が示された。

(出所)ワーキンググループの議論および文献¹⁹を基に三菱総合研究所作成

¹⁹ 堀内秀晃「民法改正と譲渡制限特約—ABLレンダラーの視点より—」(金融法務事情 2031 号)15 頁

2.3.2 相殺可能性の把握と対応のあり方(課題項目 No.2)

(1) 課題の概要

(a) 課題の骨子

相殺の抗弁の対象が拡張されたが、その範囲が不明確である。

(b) 法改正の内容²⁰

対抗要件具備²¹後に取得した譲渡人に対する反対債権も相殺の抗弁の対象となり、相殺の抗弁の範囲が拡大された(改正案第 469 条)。

債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、相殺をもって譲受人に対抗できる(改正案第 469 条)。

- ①対抗要件(権利行使要件)具備時より前の原因に基づいて生じた債権
- ②譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権

上記①は、差押えと相殺の場面(民法第 511 条 2 項)と同様の規律である。権利行使要件の具備時に反対債権が未発生であったとしても、この時点で債権の取得原因が存在する債権を反対債権とする相殺については、相殺の期待が保護されると考えられるからである。なお、権利行使要件の具備前の「原因」は、次の②と違い、譲渡債権を発生させた原因である契約と同一のものであることを要しない。

上記②は、「対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権」であって、「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた」ものを自動債権とする相殺を認めるものである。これによって、差押えと相殺の優劣が問題となる局面以上に相殺への期待利益が保護される局面を拡張している。将来債権が譲渡された場合については、譲渡後も譲渡人と債務者との間における取引が継続することが想定されるので、法定相殺と差押えの場合よりも相殺の期待利益を広く保護する必要性が高い(譲受人も、継続的取引から生じる将来債権を譲り受ける以上、相殺のリスクを計算に入れておくべきである)という考慮に基づき、相殺の抗弁を対抗することができるもの(部会資料 37・52 頁、部会資料 74A・15 頁)。

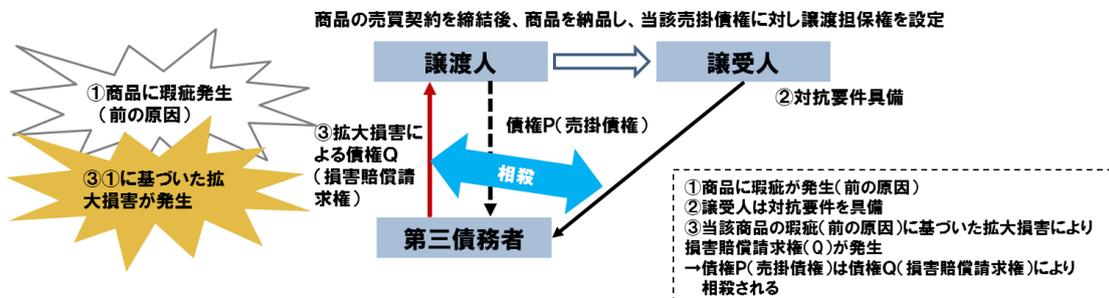


図 2-3 前の原因に基づいて生じた債権による相殺

²⁰ 潮見佳男「民法(債権関係)改正法案の概要」(金融財政事情研究会)143 頁～146 頁より記載。

²¹ 対抗要件の具備方法には一般的に、承諾、通知、登記がある。

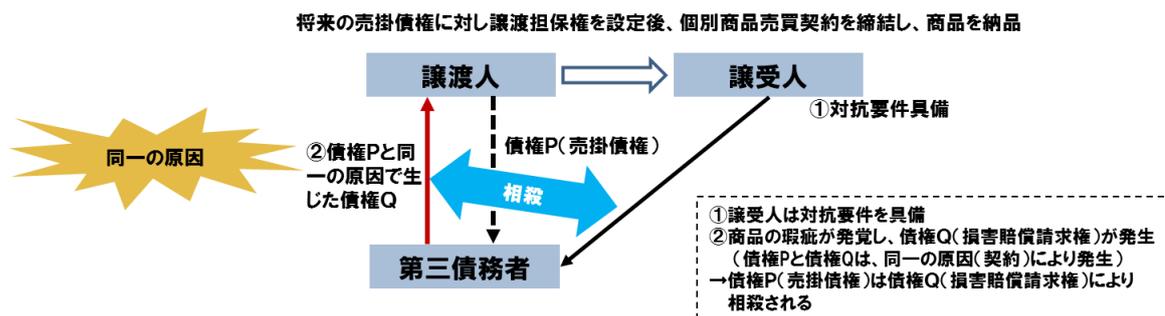


図 2-4 同一の原因である契約に基づいて生じた債権による相殺

民法第 468 条 (指名債権の譲渡における債務者の抗弁)2 項

- 1 (省略)
- 2 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

改正案第 469 条 (債権の譲渡における相殺権)

- 1 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。
- 2 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。
 - 一 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権
 - 二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権
- 3 (省略)

(c) これまでの裁判例や法律実務の状況

第 1 項は、これまでの判例法理と考えられていた無制限説²²(法律実務でも無制限説を前提に検討されていたと考えられる。)を明文化したに過ぎないため、実務に対して新たな影響を与えるものではないと考えられる。一方で、第 2 項については相殺を可能とする範囲を現行法よりも拡大するものであって、これまでの判例法理や法律実務を超えるものであることから、債務者からの相殺の抗弁の主張の可能性が高くなり、譲渡債権の希薄化リスクが大きくなるのではないかと考えられることから、当該リスクの法的に正確な把握が必要となる。

(d) 関連するガイドラインや金融実務の現状

関連するガイドラインとして、金融庁が提示している「金融検査マニュアルに関するよくあるご

²² 民法上に明記されていなかったものの、これまで第三債務者の立場を優先する無制限説に立った裁判所の判例が多かった(例えば、最判昭和 50.12.8 民集 29 卷 11 号 1864 頁)。改正案ではこの無制限説が採用され、明記されることとなった。尚、無制限説とは、債権譲渡通知の時点で債務者の反対債権の弁済期が到来している必要はなく、さらに、反対債権の弁済期が譲渡された債権の弁済期より後に到来する場合でも、債務者は自らの反対債権の弁済期を待って相殺できるという考え方である。

質問(FAQ)別編²³」が挙げられる。ここで、売掛金担保が一般担保として取り扱われるために留意すべき事項として、先行譲渡がないことや売掛金が商品の売買など実質的な原因に基づいていることなどの前提条件の確認に加え、「適切な債権管理が確保され、回収(第三者への譲渡による換価を含む)が確実であると客観的・合理的に見込まれる」ことが必要とし、第三債務者の債務者に対する反対債権の有無(反対債権がある場合にはその額)等の継続的なモニタリングをする必要等が記載されている。

当該FAQには、併せて、売掛金担保が金融検査マニュアルの一般担保の要件を満たしている場合における担保評価額の適切な算出方法について、回収可能見込み額の算出および希薄化率の反映に加えて、第三債務者の債務者に対する反対債権の額を担保評価額に反映することを記載している。さらに、処分可能見込み額の適切な算出方法については、上記の担保評価額に、80%以下の掛け目を乗じることを推奨している。

一般担保化のための上記FAQは平成 25 年度 6 月に提示されたが、金融実務における反対債権の取り扱いも、基本的には上記FAQに基づいたものとなっているのが実態であると思われる。債権ABLに対する取り組みレベルが高い金融機関においては、反対債権の有無は、デューデリジェンス時に逐一チェックしている。また、反対債権が存在する場合、評価は反対債権額控除後のネットで行うことが一般的である。一方で、「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」を計量的に予測することは実務上、相当な困難を伴う。

表 2-3 相殺に係る運用の現状

No.	業務プロセス	運用についてのコメント
①	反対債権の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 反対債権の存在の確認は、サービサーを通じて行っている。第三債務者 10~20 社に対して、ヒアリングや明細チェックし、決済方法等まで確認している。 ● 反対債権の存在有無は明細を逐一チェックしている。 ● 相殺に関しては、売掛と買掛だけでなく全ての相殺勘定をチェックする。
②	反対債権が存在する場合の対応(担保設定の有無)	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡禁止特約が付着している債権と同様、無理に担保対象・評価対象とすることはしていない。 ● 金額多寡にかかわらず、売り買い両方立っているような第三債務者の売掛債権は、評価対象外(評価額をゼロ)とする。評価時に仮に売りが多かったとしても、その後変動する危険性があるため保守的に評価している。但し、担保設定はする。 ● 反対債権が存在する債権を担保設定したことはない。稟議にも上がったことはない。既存顧客の商流は一方向であり、同一の取引先と売り買いが立っていないことが多いためである。
③	反対債権が存在する場合の対応(評価の掛目)	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保対象から外す場合、担保対象とするものの価値を差引く場合、掛け目を保守的に設定する場合、と分かれる。 ● 反対債権の評価にあたっては、与信によって掛け目を変えて

²³ 平成 25 年 6 月 4 日 金融庁検査局(<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130205-3/03.pdf>)

No.	業務プロセス	運用についてのコメント
		<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相殺のリスクが高まることによって、期中の対応が必要となるが、必ずしもボロイングベース型²⁴の導入が有効とは限らない。そもそもこれ以上担保物件を保有していない、資金繰りが苦しく余裕がないような債務者には、ボロイングベースの適用は適当ではないと考えている。 ● ボロイングベースでやっているものはある。貸出額見直しは月次ではなく、3ヶ月程度で見直す緩やかな運用にすると、資金繰りのサイクルと合って返済・貸し出しのサイクルがうまく回るケースが多い。 ● 反対債権が存在する場合、評価の方法はケースバイケースであるが、原則としては、反対債権額を控除する。 ● 現状、反対債権に関する規定も策定していない。評価の考え方も含めて良く分からないため、これから考えていく問題である。

(e) 検討すべき実務上の課題の所在

債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権」や「譲受人(譲渡担保権者)の取得する債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」をもってする相殺が可能とされていることから、これまでよりも相殺のリスクが高まるものと考えられる。

ABLにおいても、譲渡担保権設定時及び対抗要件具備時に存在する反対債権を確認するだけでなく、上記の債権が発生する可能性のある譲渡人(譲渡担保権設定者)と第三債務者(原債務者)間の契約についても確認して、担保評価をしたり期中に担保評価の変更(そのような債権が発生した場合に債務者から個別に増担保の提供を受けたり、被担保債権の一部又は全部を期限前弁済させたりする)をする必要が生じるものと考えている。また、「対抗要件具備時より前の原因」に何が該当するか、「譲受人の取得した債権の発生原因である契約」についてどのような契約が該当するか(継続的取引における基本契約がこれにあたるか等)についての研究も必要であると思われる。

(2) 課題解決の方向性

債権法改正により、第三債務者が相殺の抗弁を主張できる反対債権の範囲が拡大するが、実際にどこまで拡大するのかは、必ずしも明らかではない。

例えば、設例 X として、売買基本契約①の下で、個別契約に基づき商品を納入する典型的な事例を考える(図 2-5)。企業 A は個別契約②に基づき商品 P を、個別契約③に基づき商品 Q をそれぞれ企業 B に納品し、商品 P、商品 Q の売掛債権が発生したとする。その一方、②と③の間の時期に、A は金融機関 C との間で基本契約①の下で発生する既発生の債権および将来債

²⁴ 融資金額の決定方法の一種。担保価値が決まったらそれに前貸し率(掛け目)を乗じた額を貸出基準額(ボロイングベース)として設定し、貸出基準額に余裕を見込んだ金額をクレジットラインとして設定する手法。担保価値に基づいて貸出基準額が決まるため、担保価値が常時変動するABLにおいては、貸出基準額も常時変動することとなる。ボロイングベース型では、この範囲の中で引きだしが自由に行われることが想定されている。

権に関する譲渡担保契約を締結し、対抗要件を具備したとする(⑥)。③の後に、商品Pと商品Qにそれぞれ瑕疵が発覚し(④、⑤)、それぞれに対応して、BのAに対する瑕疵担保に基づく損害賠償請求権が発生したとする。この場合、商品Pに関する売掛債権(Cが保有)は、Bが有する商品Pの損害賠償請求権で相殺されることは異論がないところである(前の原因に基づき発生している(改正案第469条2項1号))。しかし、商品Pに関する売掛債権(Cが保有)が、Bが有する商品Qの損害賠償請求権で相殺されるかどうかは、個別契約②と個別契約③が「同一の契約」と解釈されるかどうかによる。

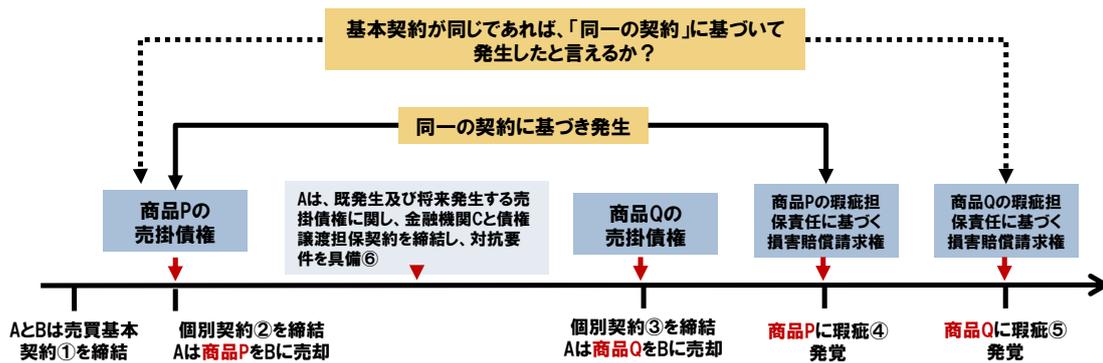


図 2-5 設例 X: 売買基本契約の下で商品を販売する契約の事例

また、別の典型的な設例 Yとして、企業 A は企業 B と賃貸借契約①を締結し部屋を賃貸した事例を考える(図 2-6)。ここで、①の締結後、A は金融機関 C との間で将来の賃料債権の譲渡担保契約を締結し、対抗要件を具備した(⑤)とする。その後、B は部屋の補修のため必要費の支出②、クロス貼り替えのための有益費の支出③をした後、賃貸借契約①が終了しBがAに部屋を明け渡したとする(④)。この場合、譲渡された賃料債権(C が保有)は、必要費償還請求権(②により発生)、有益費償還請求権(③により発生)、で相殺されるかどうかは、それぞれの債権が、もとの賃貸借契約①に基づいて発生したか債権かどうかによることになる(改正案第469条2項2号)²⁵。なお、設例 Y は、前記の各債権(②、③により発生した債権)は、対抗要件具備(⑤)より「前の原因」に基づいて生じた債権かどうか、という改正案第469条2項1号の射程とも論点が重なる事例とも考えられるが、その場合、賃貸借契約①が「前の原因」にあたるかどうかについても、議論が分かれている。

²⁵ なお、敷金返還請求権が発生するときは賃貸借契約が終了していると思われ、その場合の不払い賃料については当然に敷金から控除され、相殺のような当事者の意思表示を必要としないとの判例(最判平 14.3.28 民集 56 巻 3 号 689 頁)が存在する。

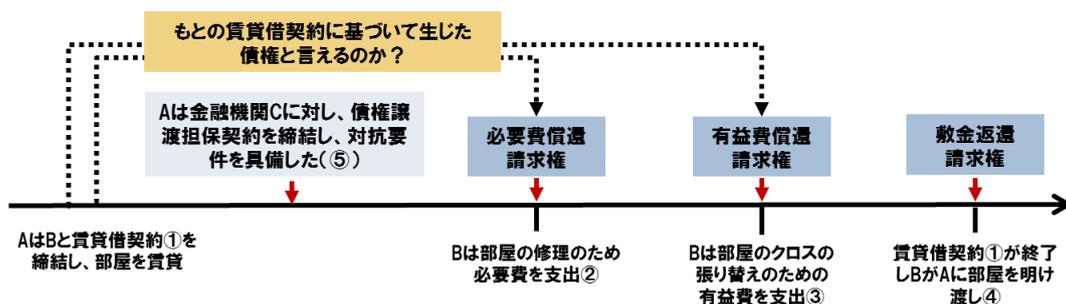


図 2-6 設例 Y: 賃貸借契約の事例

上記の設例における法律論に属する部分は、法曹界に対して解釈の明確化を求めていく必要がある。反対債権がある場合はABLの対象から除外する金融機関が多い中、相殺される反対債権の範囲が不明確な状況が続くと、ABLにとりマイナスとなることが懸念される。

その一方、ABLの実務の立場からは、法改正の有無に拘わらず、実務上の重要な事例を抽出し、研究していく必要がある。一つの例としては、譲渡人の倒産事由を発端とした返品の問題がある。例えば、譲渡人であるブランド品メーカーが倒産した場合、その販売先の卸売業者がブランド価値毀損で返品をして相殺を主張する、といったケースがありえるのではないかと。倒産時の回収の蓋然性が確保されるのか、ケーススタディを行い、相殺範囲が拡大しないことを確認する必要がある。

また、通常発生しうる返品や不良品、反対債権による相殺に関しては、過去の発生確率をベースに評価額に織り込むことが可能であるが、事故的に発生するような損害賠償は評価額に織り込むことは難しい。そのような偶発的な債権により相殺されるリスクもあるということを認識したうえで、必要であれば担保にとっていくことになると考えられる。

以上、現行法と改正法施行後で金融機関の対応はあまり変わらないと考えられるが、結果として法改正により相殺の範囲は拡張される。従って、金融実務に混乱をきたさないよう、特に、相殺拡張に対する懸念が過度に保守的な取り組みにつながることはないよう、拡大した相殺の範囲が明確に示されていくことが望ましいのではないかと。

2.3.3 異議をとどめない承諾の廃止への対応のあり方(課題項目 No.3)

(1) 課題の概要

(a) 課題の骨子

現行民法第 468 条 1 項で認められていた、「異議をとどめない承諾」による譲受人との関係での抗弁の切断が、改正案では削除される。そのため、改正前の「異議をとどめない承諾」の取得と同様の効果を得るために取得する「抗弁について放棄する意思表示」の具体的内容や記載のレベル感が分からない。

(b) 法改正の内容²⁶

「異議をとどめない承諾」(民法第 468 条第 1 項)が削除され、同様の効果を得るためには債務者より「抗弁権の放棄」の意思表示を受ける必要があることになる。

現行民法第 468 条 1 項は、異議をとどめない承諾による譲受人との関係での抗弁の切断を定めていたが、改正案では削除される。これは、債権が譲渡されたことを認識した旨を(異議を留めずに)債務者が通知しただけで抗弁の喪失という債務者にとって予期しない効果が生じるのは債務者の保護の観点から妥当ではないとの考慮によるものとされる。但し、債務者がその意思表示により、抗弁を放棄することは、明文化されていないものの、自由とされる。

民法第 468 条 (指名債権の譲渡における債務者の抗弁)

- 1 債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。
- 2 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

改正案第 468 条 (債権の譲渡における債務者の抗弁)

- 1 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。
- 2 第四百六十六条第四項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

(c) これまでの裁判例や法律実務の状況

これまでの債権譲渡担保権設定に係る法律実務において、債務者からの承諾により債務者対抗要件を具備する場合には、債務者より「譲渡担保権設定者から譲渡担保権者への上記債権譲渡について(異議無く)承諾します。」という内容の承諾書を取得することで、債務者対抗要件を具備すると同時に異議無き承諾を取得し抗弁の切断の効果を得られるものとして取り扱われてき

²⁶ 潮見佳男「民法(債権関係)改正法案の概要」(金融財政事情研究会)142 頁～143 頁より記載。

ている。

(d) 関連するガイドラインや金融実務の現状

これまで、民法に基づく第三者対抗要件及び債務者対抗要件の一つの具備方法として第三債務者(原債務者)の確定日付ある承諾書を徴求する際に(なお、債務者の確定日付ある承諾書による対抗要件具備制度は改正後もそのまま残る)、第三債務者(原債務者)の承諾欄に「上記譲渡(譲渡担保権設定)について異議無く承諾します。」又は、単に「上記譲渡(譲渡担保権設定)について承諾します。」と記載することが通例として行われてきた。

この異議をとどめない承諾を取得することで、第三債務者(原債務者)は譲渡人(元の債権者・譲渡担保権設定者)に対して対抗できた抗弁(相殺の抗弁等)が譲受人(新債権者・譲渡担保権者)に対して対抗(主張)できなくなることから、譲受人(譲渡担保権者)は対象債権の行使(譲渡担保権の実行)の際に不測の抗弁の対抗を受けることがなく安定した担保評価が行うことが可能であった。

金融機関によっては、第三者又は債務者対抗要件の具備方法毎に、債権の掛け目を変えることが行われている。第三債務者による承諾により債権不存在のリスクを回避できるという意味に加えて、異議をとどめない承諾は、不測の抗弁の対抗を受けないという点で最も安定した債権評価が可能であるものとして、他の対抗要件具備方法(通知、留保)による場合よりも高い掛け目が設定されるようである。(表 2-5 参照)

一般的に、異議をとどめない承諾を活用した対抗要件具備方法には、金額・期日を確定させる個別の異議をとどめない承諾と包括的に行う異議をとどめない承諾の 2 種類がある。前者(個別の異議をとどめない承諾)であれば、債務者と譲受人との関係が良好であり、債務者の協力が得られる場合における利用が好適であるとされる。一方、後者(包括の異議をとどめない承諾)であれば、不特定多数の債権の承諾を一度に処理することが可能であるため、一括ファクタリング、一括支払信託等の一括決済方式の流動化手法において活用されることが多い²⁷。

全国信用保証協会連合会の流動資産担保融資保証制度関係集によれば、異議をとどめない承諾、通知、留保および第三債務者の状況に応じて、以下のように、掛け目の上限を定めている。

表 2-5 第三者債務者及び対抗要件具備方法による掛目の上限値

	一般企業	店頭、新興市場 上場有配企業	官公庁 上場有配企業
異議をとどめない承諾(注1)	80%	90%	100%
通知(注2)	75%	85%	95%
留保(注3)	70%	80%	90%

(注1)民法第 468 条の規定に基づく「異議をとどめない承諾」

(注2)①登記事項証明書を添付した通知、又は②民法第 467 条の規定による確定日付のある「通知」もしくは上記(注1)以外の「承諾」

(注3)上記(注2)①の留保

(出所)社団法人 全国信用保証協会連合会「流動資産担保融資保証制度関係集」

²⁷ 都市銀行へのヒアリング調査による。

(e) 検討すべき実務上の課題の所在

異議をとどめない承諾を取得することで、譲受人(譲渡担保権者)は安定した担保評価が可能であったが、改正民法施行後はこの異議をとどめない承諾の制度が廃止されることとなる。この点、これまで通り譲受人(譲渡担保権者)が第三債務者(原債務者)から抗弁の対抗を受けないようにするためには、第三債務者が「抗弁放棄の一般的な規律」に従って個別の抗弁について特定して放棄する意思表示を行わなければならないのではないかと考えられている。

「抗弁放棄の一般的な規律」の具体的な内容については様々な議論がなされており、「一切の抗弁を放棄します。」というもので良いのではないかとする論者から、「相殺の抗弁、〇〇の抗弁・・・を放棄します。」や「〇〇契約に基づく売買代金請求権を自働債権とする相殺の抗弁権について放棄します。」というように、かなり具体的に記載すべきではないかとする論者などがあり、この点については施行までに実務のルールを定める必要があるものと思われる。

この点、包括的な抗弁放棄の意思表示が法的に有効であるかについては、法制審においては「包括的な抗弁放棄の意思表示の効力については、引き続き解釈に委ねる」とされている。²⁸

本調査検討においても、以下のように、複数の意見が提出されている。金融機関には、個別のチェック項目が増えることによる実務負担の増加を懸念する声が多い。

表 2-6 異議をとどめない承諾の廃止に係る運用の課題

運用についてのコメント
<ul style="list-style-type: none"> ● 変わったことの影響は弁護士や法学者によく整理してもらう必要があるが、実務上大きな影響はないと考えている。 ● 抗弁放棄書の準備等はまだ行っていない。 ● そもそも、ABLで異議をとどめない承諾をとるケースは少なかったため、法改正の影響は必ずしも大きくない。但し、ファクタリング、一括支払方式といったABL以外の流動化手法において、異議をとどめない承諾をとるケースが多いため、これらへの影響の方が大きいのではないか。「個別の抗弁について特定して放棄する意思表示」の記載のモデルケースを示してもらえると良い。 ● 個別具体的に羅列すると非常に手間がかかる。書き漏れがないか、金融機関・顧客双方が相当気合いを入れてチェックしなければならない。取引コストが上がる。顧客にもメリットがない。 ● 「一切の抗弁権の放棄」で良し、としてほしいというのが本音ではある。

(出所)金融機関へのヒアリング調査、ワーキンググループでの議論より三菱総合研究所作成

(2) 課題解決の方向性**(a) 対応案の方向性**

従来、通説的には、放棄の意思表示とは異なる法定の特殊な制度として理解されてきた異議をとどめない承諾の制度が廃止された結果、今後は債権譲受人は、債務者からの抗弁の対抗を受けるリスクを軽減するためには、諸々の抗弁につきこれを放棄する旨の意思表示を適切に得ることが必要となる。

その場合の問題は第一に、包括的放棄の意思表示の可否である。すなわち①「債務者は、対象債権に関して、譲渡人(譲渡担保権設定者)に対して有する一切の抗弁を放棄します。」という

²⁸ 部会資料74A11 ページ参照。

ように包括的に抗弁放棄をすることが可能なのか、それとも②ある程度具体的な例を挙げて抗弁放棄の意思表示を行うことが必要なのか、ということが問題となる。

この点、債権譲渡担保権の利用の促進の観点からはより便宜性の高い①の包括的な抗弁放棄で足りるとすることになるし、一方で債務者保護の観点からは、②のようにできる限り個別具体的な抗弁を挙げてその内容を確認した上で初めて抗弁放棄が認められるべきということになる。

しかし、これとは区別される問題として第二に、放棄対象抗弁の存在についての認識の要否の問題がある。仮に第一の問題について②の個別列举方式による放棄の意思表示（たとえば「本件債務について弁済の抗弁、〇〇の抗弁等々を放棄します」という意思表示）を債務者 B が債権譲受人 C に対して行っていたとしても、当該抗弁の存在（例えば既に B は債権譲渡人 A に弁済をしていた場合の弁済による債権消滅の抗弁）について不知である場合に、この放棄の意思表示が有効かという問題がさらに生じる。

注意すべきことは、この点について、現行民法第 468 条は、放棄の意思表示ではなく、債務者の觀念の通知に公信力を認めた制度であるから、当該抗弁の存在の認識は不要である、とする立論を裏返しにして、反対に放棄の意思表示として効力を持つためには、当該抗弁の存在の認識が不可欠であるとする理解がなされることがある。しかしこれは当然にはそうとは言えない。

この点で参考となるのは第 696 条における「和解の錯誤」に関する議論である。通説は、ある個別の抗弁の存在を前提として、和解によって抗弁放棄が為された場合に、当該抗弁が不存在であることが判明した場合、第 696 条によって、錯誤の抗弁は封じられるが、それは、〈たとえ真実に反しても、当該債権は存在するという法律関係とする〉という未必的な意思があるのであり、その場合にはそもそも錯誤は存在しない、と構成している（我妻栄『民法講義（中巻 2）』875 頁。「和解と錯誤との関係について」法学協会雑誌 56 卷 4 号[1938]743 頁）。従って通説においては、放棄の意思表示において〈たとえ債権の弁済の事実があり、債権が消滅していたとしても、弁済の抗弁を予め放棄する〉という未必的な効果意思が承認されていることは前提とされているのである。

なお、意思表示の相手方は譲受人（譲渡担保権者）になることから抗弁放棄書の宛先には譲受人（譲渡担保権者）とする（少なくとも宛先の一つとする）必要があることに留意が必要である。

（b） 対応案の具体例

抗弁放棄書の記載のパターン例として以下のような文言が想定される。

①「当社は、上記債権譲渡について承諾するとともに、譲渡債権に関して譲渡担保権設定者に対して有する一切の抗弁権を放棄します。」

②「当社は、上記債権譲渡について承諾するとともに、譲渡債権に関して譲渡担保権設定者に対して有する、相殺の抗弁権、同時履行の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、弁済の抗弁権、消滅時効に係る抗弁権その他一切の抗弁権を放棄します。」

2.3.4 経過規定への対応のあり方(課題項目 No.4)

(1) 課題の概要

(a) 課題の骨子

経過規定を受けどのような対応が必要となるか。

(b) 法改正の内容

改正案²⁹ 附則第 22 条(債権の譲渡に関する経過措置)では、「施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、改正案第 466 条から第 469 条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。」と規定されている。

これは、債権譲渡については、債権譲渡契約時を基準として、施行日以降に譲渡の意思表示がなされた債権については、新法を適用するというものと解されている。

(c) これまでの裁判例や法律実務の状況

経過規定であるため、裁判例等は見当たらない。

(d) 関連するガイドラインや金融実務の現状

経過措置が金融実務にどのような影響があるかは分からない、まだ対応を検討していない、という金融機関が多い一方、経過措置が譲渡時基準(債権譲渡契約時を基準として、施行日以降に譲渡の意思表示がなされた債権については、新法を適用)となったことを歓迎する声もある。

表 2-3 経過規定に係る運用の現状

経過規定に対するコメント
<ul style="list-style-type: none"> ● 経過規定を受け具体的にどのような対応が必要になるかは分からない。 ● 経過規定に対する対応はまだ行内で検討していない。 ● 経過規定の基準日が、意思表示基準ではなく譲渡時基準となったため、混乱が少なくなる。 ● 改正法が 2015 年の国会で成立せず 1 年間遅れているが、施行までの準備期間がどれほどあるのか気になっている。

(出所)金融機関へのヒアリング調査により三菱総合研究所作成

(e) 検討すべき実務上の課題の所在

債権譲渡契約時を基準とすることにより、債権発生 of 根拠契約である取引基本契約時の譲渡制限特約が施行日相当期間を経過してなお残存する、という状況を想定する必要はなくなった。もともと、下記の点については、なお実務上の対応を検討する必要はあるか。

- 1 譲渡人破産手続開始時における供託(改正案第 466 条の 3 詳しくは 2.3.5(1)(b) 参照)について、第三債務者である事業会社が、当該供託制度の理解が不十分であるなどの事情により、供託の利用に関して混乱を生じることはないか。債務者対抗要件・第三者対抗要件を備えた譲受人(主に金融機関を念頭に置く。)は、同条に基づいて第三債務者に対し供託を求める

²⁹ 民法の一部を改正する法律案(閣法第 189 回国会 63)

際、どのような点に留意すべきか。

- 2 将来債権の譲渡(改正案第466条の6³⁰)、債権譲渡と相殺(改正案第469条)に関し、施行日前後においてABLの実務上、あらかじめ対応すべき点はあるか。
- 3 金融機関(営業店行員)に対する周知の要否、その方法及び内容、周知に要する期間等

(f)その他関連事項

1 部会審議経過について

(1) 部会第98回会議・部会資料85

部会資料85では、譲渡制限特約については譲渡制限の意思表示時、将来債権譲渡、債権譲渡の対抗要件及び債権譲渡と債務者の抗弁に関する規定については、債権譲渡に係る法律行為がされた時を基準とする案が示された。これは、「施行日前に譲渡制限の意思表示を付した債務者としては、旧法の規定の適用を受けることについての期待をしていたと考えられるところ、譲渡制限の意思表示が債務者の利益保護のために付されるものであることを重視すれば、この期待を保護する経過措置を設けることが適当であると考えられるから」と説明されている。

これに対し、第97回会議では、譲渡制限の意思表示時を基準とすると、譲渡制限の意思表示は取引基本契約の中に記載されていることが多く、現在の債権譲渡禁止特約の効果が実質的に永続化することへの懸念が示された。また、銀行界からは流動化促進のためには施行日以降に新規に発生した債権については新法が適用されるべきとの意見が述べられた。

(2) 部会第98回会議・部会資料87

部会資料87では、上記を踏まえ、さらに、下記2点を指摘した上で、債権譲渡の意思表示が施行日後になされた場合に新法を適用するとの案が示された。

- 債務者としては、譲渡制限の意思表示がされた債権が譲渡されたときに供託することができる場面が現行法と比べても広がるなど、債務者にとって一方的に不利益な状況になっているともいい難い面があり、譲渡制限の意思表示時案を採らなければ債務者の期待が害されるとまではいえない
- 譲渡制限の意思表示時案については、譲受人が、譲り受ける債権に譲渡制限の意思表示が付された時点を知ることができず、そのために新法と旧法のいずれの適用を受けるか分からないこともあり得る
- これに対し、第98回会議では、大要、下記の意見が述べられた。
- 上記提案に賛意を示す意見

³⁰ 改正案第466条の6

『1 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する

3 前項に規定する場合において、譲受人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同上の規定による承諾をした時(以下「対抗要件具備時」という。)まで譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第466条第3項(譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第1項)の規定を適用する。』

- 周知期間の長さも考慮すべきとの意見
- 債務者への通知又は承諾のみを基準にすべきとの意見
- 譲渡が禁止された既発生債権について、施行日までは譲渡が禁止されて、施行日が来ると譲渡が制限されなくなるというのは、当初の当事者の意思との関係でさらに説明が必要ではないかとの指摘
- 新法が施行されると、譲渡人が倒産した場合に必ず供託しなければならず（改正案第 466 条の 3）、供託をしないで譲渡人に払うことができなくなるというのは、それなりに不利益なので、第三債務者の利益もやはり考えるべきとの指摘

(2) 課題解決の方向性

前述の「(e) 検討すべき実務上の課題の所在」では、想定される3つの課題が例示されているが、課題ごとに考えうる解決の方向性を記載する。

- 1 第一の課題(将来債権の譲渡)については、改正案 466 条の 6 は、判例上すでに認められている法理を明文化したものであり、ABLの実務上、施行日前後における特段の対応は必要ないと考えられる。
- 2 第二の課題(債権譲渡と相殺)については、施行日後に譲渡担保を設定した場合は、第三債務者が相殺の抗弁を主張できる反対債権の範囲が拡大する。そのため、金融機関は施行日前に譲渡担保を設定する方が有利となる(第三債務者は不利となる)。
- 3 第三の課題(金融機関の営業店行員に対する周知の要否、その方法及び内容、周知に要する期間等)については、個別の金融機関の判断の問題である。但し、金融機関において営業店への周知の負担は大きいと考えられ、また金融機関によって対応が異なると企業が混乱する可能性もあるため、将来的には(もしくは異論のない部分からでも)金融業界で統一的な対応マニュアルを作成することが望ましい。

2.3.5 倒産時における対応のあり方(課題項目 No.5)

(1) 課題の概要

(a) 課題の骨子

改正法を踏まえ譲渡人が倒産した時における対応をどうするか。

(b) 法改正の内容³¹

改正案第 466 条の 3 は、譲渡制限特約付の金銭債権が譲渡された場合において、譲渡人について破産手続開始決定があったときに、第三者対抗要件を備えた譲受人(善意・悪意を問わない。しかし、その金銭債権の全額を譲り受けた者に限る。これは、供託金をめぐる権利関係の複雑化を避けたためである)の債務者に対する供託請求権を定めたものである。また、供託された金銭債権については、債権者である譲受人に限り、還付を請求することができる(同条 3 項の準用)。これは、倒産手続外での債権全額の回収を債権譲受人が受けること(倒産隔離)を可能にしたものである。譲受人からの供託請求を受けた債務者は、破産管財人に対して弁済してはならない。

債務者が供託の請求に応じない場合は、民事執行法第 157 条 4 項³²と同じ方法で訴訟を提起することが可能である(部会資料 81-3・2 頁)。

なお、譲渡人について破産手続開始の決定がされた後に債務者が破産管財人に対して弁済をしたときには、破産管財人に対する譲受人の金銭引渡請求権は財団債権として保護される。

本条は、民事再生手続や会社更生手続が開始された場面を扱うものではない。これらの場面における譲受人の地位は、共益債権としての保護を待つことになる。

改正案第 466 条の 2 (債務者の供託権)

- 1 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。)の供託所に供託することができる。
- 2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。
- 3 第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる

改正案第 466 条の 3 (債権者の供託請求権)

前条第一項に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人(同項の債権の全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。)は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

³¹ 潮見佳男「民法(債権関係)改正法案の概要」(金融財政事情研究会)134 頁～136 頁より記載。

³² 民事執行法 157 条 4 項(取立訴訟)

『前条第二項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。』

(c) これまでの裁判例や法律実務の状況

倒産時の債権回収に係る法制度又は実務の状況について、まとめたのが表 2-7 である。譲渡禁止特約がない債権は、破産手続、又は民事再生手続が開始された後であっても、譲渡担保権を手続外で行使可能であり、民法改正後もこの状況は変わらない。改正案においては、譲渡制限特約付債権について、破産手続開始後は第三債務者に対し供託請求が可能となるため、ABL実務にとりこの点はプラス要因と考えられる。

その一方、民事再生・会社更生・支払停止の場合は供託請求が認められないため、譲渡担保権者が第三債務者から直接回収できるのは、第三債務者が任意に弁済に応じた場合に限られる。なお、会社更生の場合は、担保権の実行が禁止されるため、法改正の前後によらず、譲渡担保権者は直接回収することができない。

表 2-7 倒産時における回収³³ (注)回収リスクが存在する箇所を赤字で記載

弁済のタイミング等		破産	民事再生	会社更生
手続後に弁済	特約無債権の回収	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡担保権者は別除権者として取り扱われるため(破産法第 2 条 9 号)、譲渡担保権設定者に破産手続が開始された後でも、譲渡担保権を手続外で行使可能(破産法第 65 条 1 項) 特約無債権を第三債務者から直接回収することは破産手続により制限されない 	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡担保権者は別除権者として取り扱われるため(民事再生法第 53 条 1 項)、譲渡担保権設定者に民事再生手続が開始された後でも、譲渡担保権を手続外で行使可能(同条 2 項) 特約無債権を第三債務者から直接回収することは民事再生手続により制限されない 	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡担保権者は更生担保権者(会社更生法第 2 条 10 項)として取り扱われ、担保権の実行を禁止されるため(同法第 50 条 1 項)、譲渡担保権者は第三債務者から直接回収することはできない 当該債権が更生会社に弁済されても、手続外で被担保債権に充当することもできない
	特約付債権の回収	<ul style="list-style-type: none"> 改正民法では、第三債務者は、悪意・重過失の譲渡担保権者からの履行請求を拒絶することができる。特約付債権を、悪意・重過失の場合、直接回収することはできない 但し、一定の場合、悪意・重過失であっても、譲受人は第三債務者に対して債権全額の供託請求が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 改正民法では、破産手続と異なり、供託請求のような特段の規律を定めていないため、譲渡担保権者が第三債務者から直接回収できるのは、第三債務者が任意に弁済に応じた場合に限定される 	
	特約無・付債権で共通の回収	<ul style="list-style-type: none"> 譲受人が供託請求をせず、破産手続後に第三債務者が破産管財人に弁済を行った場合、当該債権は財団債権に該当し(破産法第 148 条 5 号)、破産手続によらないで随時弁済を受けることが許される(破産法第 2 条 7 項) しかし、破産財団が不足(財団債権に満たない)の場合、各財団債権は割合的な弁済に留まり、譲渡担保権者は債権額未済の金額しか回収できない 	<ul style="list-style-type: none"> 再生債務者が、第三債務者から弁済金を受領した場合、担保契約に従い譲渡担保権設定者が取立権限を喪失しているとすると、弁済金の引渡請求権は共益債権に該当すると解され(民事再生法第 119 条 6 号)、共益債権は再生手続によらないで随時弁済を受けることが許されるため、譲渡担保権者は優先的に弁済を受けることができる 	
手続前に弁済		<ul style="list-style-type: none"> 譲渡担保権設定者が弁済を受領した後に、法的倒産手続が開始された場合、譲渡担保権者が有する回収金引渡請求権は一般債権となり、優先弁済を受けることはできない(コミングリングリスク) 但し、譲渡担保権者(銀行)の口座に弁済される場合、預金質権、預金相殺等で回収可能 		

³³ 末廣裕亮・矢田悠「債権譲渡(譲渡制限特約)法制の改正」(金融法務事情 2024 号)18 頁等を参考に三菱総合研究所作成

(d) 関連するガイドラインや金融実務の現状

上記の通り、改正案では譲受人は悪意・重過失であっても、譲受人は第三債務者に対して債権全額の供託請求が可能となる。

これまで、現行法においても、譲渡禁止特約付債権の譲渡については、第三債務者が債権者不確知による供託を利用する典型的場面であった³⁴。通常、第三債務者は譲受人の善意悪意は不明ということで供託をすることが実務上推奨されると考えられる。どの程度の数、供託が行われているかの統計等は、本調査において確認できていないものの、譲渡人・譲受人にコンタクト等をして弁済先を決し、供託は行わないという例も相当数存在はすると思われる³⁵。

一方で、改正案においては、譲受人の主観にかかわらず供託が可能になるため、何らかの事由で譲受人が悪意であることが判明している場合でも、当該規定に基づく供託をすることができることになる。従って、改正案に基づく供託の方が適用範囲は広いことから、債権者不確知による弁済供託ではなく、当該規定に基づく供託を適用する方がより手堅いということになるのではないか、という可能性が指摘されている³⁶。

金融機関へのヒアリング調査では、当該規定に基づく供託手続について、周知もかね、わかりやすいFAQを作ってほしいという意見が出ている³⁷。また、破産局面では供託請求ができるようになったが、その他の倒産局面では引き続き供託請求ができないため、それを引き続き残る課題とする見解もあるようであった。

【金融機関、有識者へのヒアリング結果(抜粋)】

- 法務省等で供託手続について、わかりやすいFAQのようなものを作ってほしい。
- 例外規定による回収(改正案第 466 条の 3)はあまり活用されないのではないかと。譲渡人が破産して、一定の期間が経過した後、なおそのような手続を踏んでいては、ほとんど債権が残っていない危険性が高い。債権の平均的なサイトは3~4ヶ月と短い。
- 改正前は、特約付債権を譲渡するような場合、善意・無重過失と悪意・重過失の可能性が半々であったが、改正後、特約付債権の譲渡は悪意・重過失の場合がほとんどと見なすことが世の風潮となる危険性がある。そうなった場合、破産局面での特約付債権の回収にあたっては、第三債務者は、譲受人が悪意・重過失にかかわらず、譲渡人(破産管財人)に支払うことが予想され、直接回収が難しくなるのではないかと。破産財団不足となるケースが多いため、回収リスクが高まる。
- 今回の法改正では、民事再生・会社更生・支払停止の場合は、引き続き供託請求ができないが、これは引き続き残る問題ではないかと。
- 今回の法改正では、民事再生・会社更生・支払停止の場合は、引き続き供託請求ができない。これは、バランスのとれた判断であったと考える。再生局面では、キャッシュフローを固定化しないことが望ましい。

³⁴ 債務者不確知(譲渡禁止特約付) 様式(<http://www.moj.go.jp/content/000112939.pdf>)

³⁵ 後段の企業法務担当者へのヒアリング結果(抜粋)を参照、

³⁶ ワーキンググループ構成員の一つの見解による。

³⁷ 法務省は、供託手続の概要について図解やQ&A方式を用いて説明するとともに、供託書の様式を掲示したホームページを開設し(<http://www.moj.go.jp/MINJI/kyoutaku.html>)、さらに供託制度や供託手続についての動画案内を公開している(<http://www.moj.go.jp/MINJI/kyoutaku-douga.html>)。

本調査においては、第三債務者となり得る企業へのヒアリングも実施した。これによると、企業にとって最大のリスクは二重払いのリスクであり、遅延利息が多少発生したとしても一定時間をかけて弁済先を調査し、それでもなお債務者不確知の場合に供託手続を選択するという行動が、企業にとっては合理的な行動ではないかということであった。この弁済に関する企業の考え方は、法改正後も特に変わらないと考えられる。

【企業法務担当者(建設業等勤務経験者)へのヒアリング結果(抜粋)】

- 取引先との基本契約には必ず譲渡禁止特約を付している。取引先には中小企業が多く、下請法の対象である。
- 取引先の中小企業が倒産した後、譲渡制限特約付債権について、金融機関が直接回収にきたからと言って、簡単に支払うことはない。かといって、供託手続は非常に面倒であるため、すぐに供託を選択することもない。一定程度時間をかけて、弁済先の調査をする。調査をしても分からない場合は、最終選択肢として供託を選ぶことになる。
- 最大のリスクは二重払いのリスクである。弁済先の調査に時間をかけて、数日程度遅延利息が発生する程度のリスクであれば受容できる。

なお、ワーキンググループの議論においては、譲渡禁止(制限)特約付債権の回収に関係して、実務家から以下の事例について、疑問が提出された。

その事例とは、「破産手続開始決定前に第三債務者が譲渡人に弁済し、さらに譲渡人は譲受人に弁済金を引き渡した後に破産手続が開始した場合」であり、疑問は、「破産管財人はこれを否認できるかどうか」である。この問題について、ワーキンググループに参加の法曹関係者からは、「これは解釈が分かれうる問題と考えられている」、との指摘がなされた。

今後、この点について解釈が明確化されることが望ましいが、金融機関が当面できる対応の一つとしては、ABLのスキームにおいて、当初から自行の口座を弁済口座にしてもらい、預金質権を設定することが考えられる。一方で、こういった事前のアレンジについては、中小企業向け金融では一般的なものとは云えず、特に入金口座が分散している場合等には相当の困難を伴うものと予想される。

(e) 検討すべき実務上の課題の所在

ワーキンググループにおいては、課題の所在について、特に破産局面のみ供託請求が可能となった点に関して、意見交換がなされた。

具体的には、再建型手続の場合には供託によって再建中企業のキャッシュフローを阻害すべきではないため、破産手続と異なって供託制度がおかれなかったことは積極的に評価すべきという意見のほか、民事再生・会社更生の場合における債権の倒産法上の取扱い(表 2-8 参照)に関する意見等があった譲渡禁止(制限)特約の有無。

(2) 課題解決の方向性

倒産時の課題は改正案の議論だけでなく、倒産法の理論・実務に関する知見も踏まえた検討が必要であり、今後とも金融実務家と法律関係者の間で議論を積み重ね、課題の所在および解決の方向性について合意形成がなされていくことが望ましい。

破産局面に関しては、譲受人が悪意・重過失でも供託請求が可能となっており、その円滑な運用のために、対金融機関だけでなく対企業にも、事前の適切な周知と浸透が望まれる。

3. その他の課題の整理及び分析

3.1 概要

ABL実務の課題の検討は、経済産業省 平成 24 年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「動産・債権担保融資(Asset-based Lending: ABL)普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査」で実施されている。その他の実務面の課題では、当該調査での検討後、質的・量的に変化があった課題を、ヒアリング調査やアンケート調査より抽出し、ワーキンググループにて議論を行った。

3.2 課題に関する実態把握、抽出及び分析プロセス

本節では、ABLを実行する上での課題等の実態把握、課題の抽出及び分析を行なった。課題の整理及び分析プロセスを図 3-1 に示す。ワーキンググループでの検討に当たっては、以下3つの観点から、一つでも該当するものがあれば検討候補とした。

<観点>

- 1 過去のワーキンググループで何らかの議論がなされたもの
- 2 ヒアリングで話題に上ったもの
- 3 関連するアンケート項目について、回答母集団に対する選択率が 30%を超えたもの

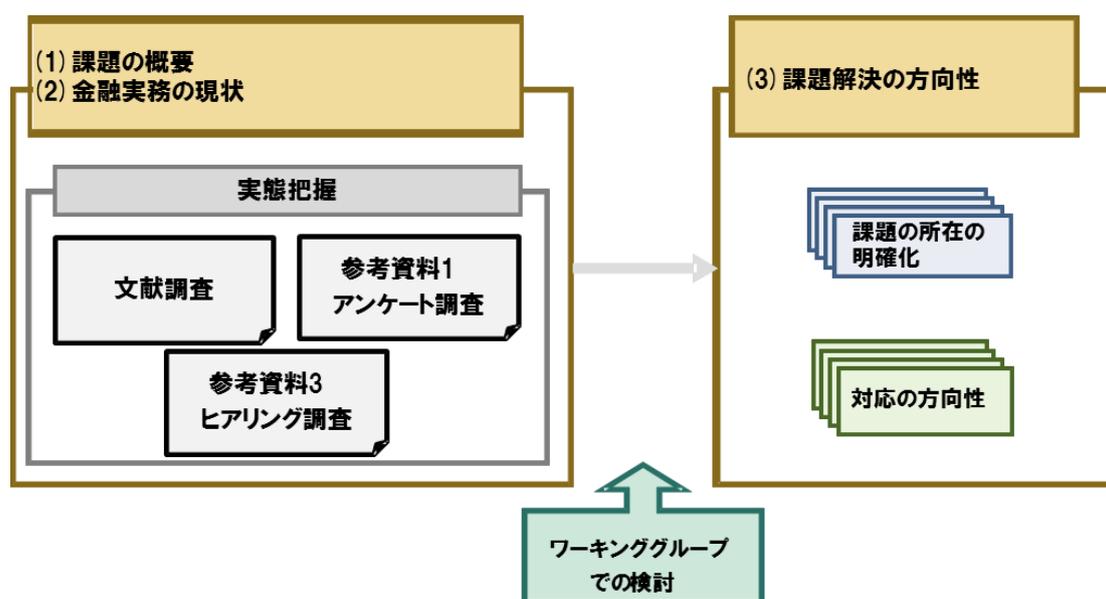


図 3-1 課題の整理及び分析プロセス

3.3 課題の抽出

ワーキンググループでの議論を経て、その他実務面の課題として、以下 10 項目について検討を行った。

表 3-1 その他の実務面の課題項目一覧

No.	業務プロセス	課題項目
1	評価	業務プロセスの内製化すべき部分と専門会社に依頼する部分の切り分けが困難
2	担保設定	信用不安を生じる可能性がある
3	担保設定	借入人と仕入れ先との間の売買契約等に所有権留保条項等が存在すると、担保権が設定できない
4	担保設定	後順位譲渡担保権の取扱いが不明確である
5	担保設定	一般担保化できない
6	担保設定	動産譲渡登記の存続期間が原則として10年間とされることに伴う煩雑な問題がある
7	担保設定	譲渡登記手続の運用に柔軟性が欠ける
8	期中管理	中小金融機関における管理体制の構築
9	換価・処分	担保目的物の占有を確保するための占有移転禁止等の仮処分に時間及び費用がかかる
10	換価・処分	<ul style="list-style-type: none"> ・動産の処分を制約する法令に抵触する可能性がある(酒、たばこ、医薬品等の販売規制、ブランド品等の廉価販売制限 等) ・動産の種類によっては譲渡担保権設定が法令に抵触する可能性がある(重火器類、医療機器 など)

3.4 課題の分析

3.4.1 評価における課題 No.1 業務プロセスの内製化すべき部分と専門会社に依頼する部分の切り分けが困難

(1) 課題の概要

当課題は、担保評価に係る業務プロセスのうち、金融機関がどこまでを自行(庫、社)内部で対応し、どこから先を評価機関に依頼するのかを明確に定めることが困難である、という課題である。

具体的には、例えば、プロセスを内製化する場合に、モニタリング、管理全般について、対象、観点、頻度、問題発生時のアクションなどの勘どころが分からないという課題がある。また、プロセスの一部を専門会社に委託する場合、評価会社の評価結果を金融機関内部で十分活用しきれない(評価ロジックに不透明部分もあり、ノウハウ蓄積に生かせない)、モニタリング会社との連携が上手くいかない等の課題がある。

なお、平成27年度の「動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査」の「担保価値評価時の課題(Q26)」によると、「自行(庫、社)内に評価を内製化できる体制・ノウハウが確立していないこと」を課題としてあげた回答が68.4%に達する。また、体制構築の際に参考とすべき評価手法・プロセスについても、「業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと」という回答が41.9%にのぼる。

(2) 金融実務の現状

平成 24 年度調査時と比較して、大手金融機関では比較的ノウハウの蓄積が進んできている。「外部の評価会社に依頼すること」「期中管理でやるべきこと」「有事の際にやるべきこと」「処分会社がやるべきこと」等の観点から業務を切り分け、基本的には担保権者である金融機関が全ての責任を負う立場であることから評価会社への過度な依存はしない前提で、専門会社に委託するようになりつつある。一方で大手金融機関以外でのノウハウ蓄積については、まだまだこれからである。当課題に関して、金融機関へのヒアリングでは表 3-2 のような意見が聞かれた。

表 3-2 評価時の課題

運用についてのコメント
<ul style="list-style-type: none">● 評価やモニタリングの内製化／外注の線引きや使い分けが良くわからない。評価の掛け目の考え方について、他行事例を紹介してくれると良い。● 評価会社への委託は、評価費用が高い一方、顧客が中小企業で案件規模が小さいため、費用対効果が見合わない。東京都のABL制度のような補助制度があればありがたい。● 将来的に動産は規定担保にしていきたい。課題は評価・モニタリングコストである。不動産と異なり、動産は評価会社の評価・モニタリングに相当の手数料がかかるため、相応の金額規模がないと費用対効果が見合わない。一方で、動産ABLのニーズがある企業は、もう少し金額規模が小さいところであり、ミスマッチが生じてしまっていると感じる。● 動産は、一般担保化の要件を充足することが難しい。評価手数料や、買い取り保証・引取り予約の手数料は高額なため、案件規模が一定程度以上でないと見合わない、というジレンマを抱えている。簡易的評価が安価にできるようになれば検討できる。

(出所) 金融機関へのヒアリング調査より三菱総合研究所作成

また、評価会社の活用については、案件規模と比較して評価費用が高く、費用対効果に見合ったものにならず、活用が進まないという指摘がある。ABLの本拠地である米国と比べると、日本の評価費用は絶対額では米国の評価費用以下であることが多い。しかし、米国ではABL一件あたりの金額規模は 10 億円以上であることが多いが、日本では金額規模が小さいため、対融資金額で見ると割高に見えるという事情もある。

なお、前述の平成 27 年度実態調査によると、「外部評価会社の評価費用が高いこと」を課題としてあげている回答は全体(回答数 370)の 41.1%であるが、業態別に見ると、都市銀行・信託銀行は 100%、地方銀行は 71.4%、第二地方銀行は 59.4%、信用金庫・信金中央金庫は 37.0%、信用組合は 18.2%となっており、格差が大きい。ここで、ABL一件当たりの融資額が小さく、融資金額対比の評価費用が割高であると推測される信用金庫、信用組合等で、評価費用が高いと回答する割合が最も少ないことが分かる。中小金融機関は、評価会社を起用する本格的なABLを行っているケースがまだ主流とは言えず、評価費用が課題として及んでいないことが理由の一つとして考えられる。

(3) 課題解決の方向性

各金融機関がABLに取り組む中で、自行(庫、社)の実績やノウハウのレベルに合わせた評

価プロセスを確立することが必要である。評価に係るプロセス全体を金融機関が管理すべきであるという視点で俯瞰するときに、ノウハウや知見、人的リソースの観点から、何が足りないのかを精査することが求められる。なお、評価会社の評価は前提を置いた定点での評価であり、帳簿上と実際の在庫数量乖離等に起因する評価リスクは、金融機関が管理すべきリスクである点に留意する必要がある。

大手金融機関においては、実施実績をさらに積み上げることで業務プロセスの精緻化、委託の精度向上を図ることが可能であろう。その一方、実績を現在積んでいる大手金融機関以外においては、実施実績を積み自社ならではのノウハウを蓄積していく必要がある。その際、外部専門家によるセミナーや研修による基本的なノウハウや知見の獲得も有効である。

評価会社の活用にかかる費用負担の解決に当たっては、東京都の「東京都動産・債権担保融資(ABL)制度³⁸」のような評価費用を一部負担する制度が、他の都道府県に広がることが期待される。また、中期的には、ABLに係る各種の環境整備の進展によりABL一件当たりの融資金額が増加していくことで、評価費用の割高感が解消されることが期待される。

3.4.2 担保設定における課題 No.2 信用不安

(1) 課題の概要

借入人がABLを利用して資金調達を行った場合、従来であれば担保として利用される機会が少なかった動産にまで担保を設定しなければ借入人が資金調達できなくなっていると取引先や金融機関等から認識され、信用不安が生じる可能性がある、という課題である。

なお、平成 27 年度の実態調査では、「担保設定の課題(Q27)」の回答(複数回答)のうち41.1%が、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」を挙げている。

(2) 金融実務の現状

譲渡担保登記によって信用不安を懸念する傾向は徐々になくなってきており、大手金融機関が譲受人であればプラスに働くこともあるのではないかという指摘がある一方、信用調査会社がチェックするケースはまだ多く、信用不安への懸念はまだ完全には払拭されていないのが実状である。

(3) 課題解決の方向性

当課題は平成 24 年度の報告書でも取り上げられているが、同報告書も指摘する通り、課題の解決のためにはABLの市場がさらに拡大し、ネガティブなイメージが払拭される必要がある。そのためには、信用力のある企業がABLを活用する等の事例が広く公表されるなどにより、ABLがよりポジティブなイメージで捉えられるようになることが必要である。

短期的には解決が困難であるため、行政、金融業界、経済団体が協力し、中長期の課題として地道に取り組んでいく必要がある。

³⁸ 東京都報道発表資料 平成 26 年 4 月 28 日「東京都動産・債権担保融資(ABL)制度」がスタートします」
(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/04/20o4s200.htm>)

3.4.3 担保設定における課題 No.3 所有権留保

(1) 課題の概要

借入人と仕入れ先との間の売買契約等に所有権留保条項等が存在すると、譲渡担保権が設定できない、又は実行できないという課題である。これについて、平成24年度の報告書でも取り上げられているが、本年度のヒアリング調査でも課題として挙げる金融機関は多く、また、本年度のABLに関する実態調査(アンケート調査)でも、保全において「劣後が問題となった権利」(Q33)として所有権留保を挙げている回答が33.3%あり、商事留置権の55.4%に次ぐ第2位となっている。

(2) 金融実務の現状

金融実務においては、所有権留保がある場合は、積極的には譲渡担保を設定しない金融機関と、所有権留保がある前提で譲渡担保を設定し、もし所有権留保があった場合は、所有権留保額を控除し評価から外している金融に分かれるようである。但し、前者の場合でも、顧客に資金ニーズはあるが、所有権留保条項付きの動産しか担保となりそうなものを保有していないといった特殊なケースでは、解除の交渉をすることもあり得る。

特に、中小企業が大企業から仕入れをする場合、所有権留保条項がない場合はほとんどないものと推測されるため、所有権留保がある場合は担保に取らないとすると、ABLを推進するうえでは現実的ではないというの実情である。

(3) 課題解決の方向性

所有権留保がある動産(代金未払いのもの)の譲渡担保設定については、他人物に対して譲渡担保を設定していることとなるが、代金が支払われれば他人物ではなくなるため、所有権留保の特約があったとしても、譲渡担保権の設定を受けておくということは、実務的には行われることがある。また、譲受人(譲渡担保権者)と所有権留保権者は対抗関係にあるとの考え方もあり得るところである。また、民事再生手続において留保所有権の対抗要件を引渡し(民法第178条)と考えた処理を行っている裁判例³⁹がある。この裁判例は、所有権留保権者が占有改定により対抗要件を具備する余地もあるとしつつも、所有権留保の対象が流動的な在庫であり、分別保管されておらず、他の仕入商品と判別することができない事案であったことなどから、事案の結論としては占有改定による対抗要件の具備を否定している。所有権留保はあくまで個別動産担保であるが、対象の売掛債権と紐付けができない場合は、何を所有権留保の対象にしているのか当事者間で何も意思確認ができないことになり、法的には占有改定ができていないことになる。

³⁹ 東京地判平成22.9.8判タ1350号246頁は、原告Xが、被告Y1に対し、家庭用雑貨等の商品(動産)を所有権留保特約付きで売却したところ、被告Y1について民事再生手続が開始されたため、上記所有権留保を実行し、原告が売却した商品を占有する被告Y1及び被告Y2に対し、所有権に基づき、その引渡しを求めたという事案において、動産の所有権留保特約をXの下に商品の完全な所有権をとどめる趣旨ではなく、Y1に商品の所有権を移転した上で、Xが担保権を取得する趣旨のものであると認定し、Xが再生債務者であるY1に対して商品の留保所有権を主張するためには対抗要件を具備する必要があると判断した。本文のような理解は、こうした裁判例と整合的なものである。この裁判例については批判もあるが(田高寛貴「所有権留保の対抗要件に関する一考察」清水元他編『財産法の新動向』(平井一雄先生喜寿記念)235頁以下、242頁参照)、控訴審は一審判決を維持し(東京高判平成23.6.7判例誌未登載)、最高裁は上告棄却、上告不受理としており、流通過程における所有権留保の担保としての効力が否定されたに等しいとの評価もある(遠藤元一「動産担保の「見える化」はどこまで本格化するのか」NBL980号1頁参照)。

この裁判例の考え方はABL実務において、所有権留保と譲渡担保の優劣関係の判断要素の一つとなるものであり、実際に、所有権留保の特定性の濃淡によって譲渡担保との優劣を判断し、担保の評価額に反映している金融機関もある。但し、所有権留保権者が先に動産を押さえた場合において、譲受人(譲渡担保権者)が動産の引渡しを求めるためには、担保対象を特定する必要があるが、それが困難な場合は、結局、先に動産を押さえた方が勝つのが実態であり、この課題について平成 24 年度の報告書においても検討が行われている。ABL実務において、上記裁判例等の参考となる事例の周知を図っていくと同時に、所有権留保との優劣関係を明確化するための立法論、解釈論を含めた提言を今後も行っていくことが望ましい。

3.4.4 担保設定における課題 No.4 後順位譲渡担保権の取り扱い

(1) 課題の概要

平成 18 年の最高裁の判例⁴⁰で、後順位の譲渡担保権自体は認めることを前提に、担保権の履行はできないとされている。この判例は二重譲渡担保を認めたものであるが、不動産抵当権のような順位概念を認めたものではない。そのため、後順位譲渡担保権の権利内容が不明確であり、まだ見えないリスクがあるという課題である。当課題も平成 24 年度の報告書において取り上げられているが、本年度のABLに関する実態調査(アンケート調査)では、保全において「劣後が問題となった権利」(Q33)として、他の譲渡担保権を挙げている回答が 11.1%ある。

(2) 金融実務の現状

金融機関の実務慣行としては、積極的に後順位譲渡担保権を取りに行くことはなく、第一位順位が外れるという前提で第二順位譲渡担保権を設定するケースはあるようである。また、順位が変わりうる場合、債権者の当事者間で協定を結ぶ場合が普通である。特に、少なくとも金融機関同士の場合、第一位順位の金融機関に連絡することなく第二順位をつけるようなことはしないのが慣例である。また、第二順位をつけることに慎重な金融機関では、第一順位譲渡担保権者が換価した場合の残余現金(清算金)の担保権設定者への返還請求権に譲渡担保又は質権の設定をし、第一順位譲渡担保権者が異議をとどめない承諾をする、という構成をとることもある。

なお、実務上、第二順位をつけるケースは増えているようである。

(3) 課題解決の方向性

平成 24 年度の報告書は、「譲渡担保権を含め、後順位譲渡担保権に関する明文の規定がないことが本課題の背景・原因として存在する」と指摘し、「平成 18 年の最高裁の判例の見解によったとしても、先順位の担保権が実行され、後順位担保権者が配当を受けられなかった場合に後順位担保権が消滅するのか否かという消除主義の妥当性や、債務者の協力をもとに後順位担保権者が先順位担保権者に先行して実行した場合の先順位担保権者の立場については検討の余地が残っており、今後、先順位担保権者と後順位担保権者の利害関係を調整する仕組みが策定されることが望まれる。」と立法による解決を提言しているが、その後新しい判例等もなく、現時点でもこの状況に変わりがない。今後、当課題に関する解釈論や立法論が進展することが

⁴⁰ 最一判平成 18.7.20 民集 60 卷 6 号 2499 頁

期待される。

なお、動産譲渡担保の第二順位を認めた平成18年の最高裁判決は、端的に言えば、二重譲渡担保が認められたものであって、不動産抵当権のような順位概念を正確に認めたものではない、という理解が正しいのではないか。ABL実務において、この点も周知を図っていくべき事項である。

3.4.5 担保設定における課題 No.5 一般担保化

(1) 課題の概要

金融機関が自己査定において、動産・債権譲渡担保を一般担保として取り扱おうとしたときに、その要件を充足できない、という課題であり、平成24年度の報告書において取り上げられている。

なお、平成27年度の調査によると、その際の課題として、回答(複数回答)の64.3%が「動産につき適切な換価手段を確保すること」、50.8%が「動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること」、44.6%が「客観性・合理性のある方法による動産評価を実際に実施(外部から取得)すること」をあげている。

(2) 金融実務の現状

平成24年度調査以降の動きとしては平成25年2月5日に金融庁より報道発表資料「ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について」が公表され、金融検査マニュアルの運用の明確化がなされたが、その後も動産・債権譲渡担保の一般担保化は進展しているとは言えない。

一般担保化の障害となっている要因としては、上記の通り、評価・期中管理・換価の各課題がある。このうち、評価に関しては、評価額と換価・処分額との乖離を多くの金融機関が経験していることである。また、特に動産譲渡担保の場合、評価・期中管理のコスト及び事務負担が大きいことが最大の障害となっている。一方、債権譲渡担保ではコストは比較的軽減されるが、譲渡登記のみのサイレント方式では一般担保化の要件をクリアする難易度が高いため、通知を行うことになる。しかし、その場合、登記のみの場合よりも債務者の風評被害のリスクがさらに高まる懸念がある。さらに、債権譲渡担保の場合、「貸し倒れの合理的な判定」のためには第三債務者の財務情報取得が必要となるが、取引のない中小企業の場合、取得が事実上困難であるという障害もある。

また、上記の実務上の課題に加え、民間企業全般として資金調達ニーズに乏しく、日本銀行による量的緩和政策が続くという環境下で、金融機関として一般担保化を進めるインセンティブもなかったと考えられる。

(3) 課題解決の方向性

平成24年度の報告書を作成して以降、当該課題について大きな進展は見られず、課題解決の方向性としては同報告書の提言がそのまま当てはまる。

まず、金融機関が組織的な取組方針を明確に定め、評価・期中管理・換価の各プロセスについて体制整備を行うと同時に、スキルアップを図ることが解決の手段と言える。また、外部機関としても、これまでの評価やモニタリングの結果のみを提供するサービスに加え、金融機関等が自

身で実施することができるよう側面支援するコンサルティング的なサービスを提供することが期待される。さらに、一般担保化の取り組み事例を広く周知することにより、一般担保化を目指す他の金融機関にとって、取り組みやすい環境を醸成することも必要である。特に、他の金融機関による一般担保化の事例を知りたいという要望が多いため、取組事例の周知は、当課題に対する有効な施策となり得るのではないかと。

3.4.6 担保設定における課題 No.6 動産譲渡登記の存続期間

(1) 課題の概要

動産譲渡担保登記の存続期間は最長 10 年とされているが、「特別の事情」がある場合には 10 年を超えて存続期間を設定することが可能である。しかし、その際には、特別の事情を証する書面を手当しなければならず、担保取得手続が煩雑になるという課題がある。また、原債権契約に基づき 10 年を超えて存続期間を設定した場合でも、原債権契約の弁済期限が例えば 15 年であるときには、それを超えて登記することが認められないという課題もある。

(2) 金融実務の現状

たとえば、太陽光発電設備の場合には融資期間が 10 年を超えることがほとんどであり、実務的には「特別の事由」があるということで、別途、譲渡担保契約書を添付して対応している。しかし、動産・債権譲渡登記申請には原本還付請求の制度がなく、譲渡担保契約書の原本を法務局に提出する必要がある。しかし、当該契約書原本を添付するわけにいかないため、契約書の写しに、いわゆる原本証明を施しているのが実務である。仮に、当該契約書に債権者である銀行と債務者の双方が署名押印しているのであれば、原本証明には両者の押印が必要となるが、銀行において頭取が押印する手続には、一定の時間と手間がかかるため、それが障害になることがある。また少なくとも一方の割印が必要となるため、この点も障害となることがある。

さらに、弁済期限が例えば 15 年後の時には登記の存続期間は 15 年までしか認められず、15 年経過後は対抗力が失われることになる。この場合、債権保全のために当事者間で担保の存続期間を 15 年超に延長する合意をしたとしても、それを理由に延長登記をすることはできない⁴¹。

(3) 課題解決の方向性

そもそも、動産・債権譲渡登記の期間を制限した理由は、システムの負荷が過大となり検索等に支障を来すことを防ぐためであるとされる。現時点では当時と比べ、コンピュータの性能も記録容量も飛躍的に向上していることに鑑み、動産譲渡登記の原則的存続期間(10 年)を延長することの是非を検討すべきである。当座少なくとも、太陽光発電設備に関連する通常の融資期間をカバーできる期間まで、原則的な存続期間を延長することが望ましいのではないかと。

⁴¹ 登記の存続期間の延長登記の制度はあるが、それができるのはあくまで最初の登記から 10 年までであり、さらに 10 年を超えて登記をするには、「特別の事由」を示す必要がある。しかし、単に債権保全のため、当事者間で法定の存続期間を超える合意をした場合には「特別の事由」には当たらないと解されている(高山崇彦「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の解説」金融法務事情 1750 号 18 頁)。仮に、15 年経過後に更に 3 年間延長登記するためには、被担保債権たる金銭消費貸借契約の最終弁済日が更に 3 年間延期された旨の変更を証する書面等の提出が必要となる。

また、「特別の事由」により 10 年を超える存続期間の登記を行う場合でも、添付する譲渡担保契約書の原本還付請求を認めるように制度を変更することも検討すべきである。

さらに、債権の保全等のために当事者間の合意により登記の存続期間を伸長することを求める意見もあったが、そのために必要な合理的な期間は何かなどの検討も必要と思われる。

3.4.7 担保設定における課題 No.7 動産・債権譲渡登記の手続の運用

(1) 課題の概要

譲渡登記手続に柔軟性が欠ける面がある。変更登記や更正登記が認められない。

(2) 金融実務の現状

債権も動産も、譲渡登記は申請即時完了という制度になっており、仮に法務局から何か修正を求められた場合、即時に修正しないと当該登記申請は却下となる。この点は不動産登記と大きく異なる。細かい修正が必要となるケースで、データを事前にオンラインで送付しておく、形式面で不備がないかのチェックが受けられる上、形式的な修正があった場合でも、再度データを送付することで対応できる等、以前よりは改善はされている。

一方で、電子署名等の関係からオンライン申請の利用率は低く⁴²、特に地方の場合、管轄法務局が東京の一か所しかないため、申請書を郵送しているケースも多いと推測する。その場合、何か修正したい場合でも、そのまま登記されてしまい、修正するためには、変更登記制度がないため、再度登記申請をし直す必要がある。しかし、対抗力の効力の取得が後ろ倒しになってしまうので、実務の立場からすると、多少の修正、つまり、更正登記のようなものが認めてほしいという意見が多い。また、登記所が東京に一か所しかないという現状を踏まえると、特に地方の場合は、柔軟な対応を認められれば、制度が使いやすくなるのではないかという声もある。

前述の通り(課題 No.9)、動産・債権譲渡登記では厳密な意味での添付書面の原本還付請求という制度が認められていないが、例えば民事再生案件の場合の裁判所の監督委員の同意書や、会社更生案件の場合の裁判所の許可書についても、厳密な意味での添付書面の原本還付請求という制度が認められていない点は不動産登記の手続と取扱いが異なっている。

一方で、登記手続の改善も継続的に行われている。具体的には、平成 26 年 6 月の動産・債権譲渡登記規則改正⁴³では、従来は登記申請の数だけ添付書面(会社・法人の印鑑証明書や登記事項証明書等)の原本提出が必要であったが、改正後、添付書面は一通が原本で残りについては写しで足りることとなった。ただし、このような登記手続の改善については、申請人等に十分に認識されていないという実態もあるようである⁴⁴。

⁴² いわゆる「事前提供方式」により登記申請をする場合には、電子証明に係る電子証明書を併せて送信する必要はない。

⁴³ 動産譲渡登記規則第 13 条の 2(添付書面の一部省略)

『 1 同一の登記所に対して同時に数個の申請をする場合において、各登記申請書の添付書面に内容の同一のものがあるときは、一個の登記申請書に一通の添付書面の原本を添付すれば足りる。

2 前項の場合においては、他の登記申請書に添付書面の原本の写しに相違ない旨を記載した謄本を添付しなければならない。』

⁴⁴ ワーキンググループでの議論による。

(3) 課題解決の方向性

登記の変更や更正は過度に認めるべきではないが、例えば、本質的な変更や更正にならない範囲で認めてもらいたいとの声がある。これについては、何が「本質的」という線引きに困難さがあることや、公示としての効力に影響がない場合に変更や更正を行うことの要否も踏まえ、引き続き議論が積み重ねられるべき課題である。

また、原本還付請求等について、不動産登記と同等の手続にあらためることも、検討すべき課題である。

なお、動産譲渡登記のオンラインデータの事前提供方式、添付書面の一部省略等による運用の改善は、ABL実務において正しく認識されていないため、積極的に周知し、浸透を図っていく必要がある。

3.4.8 期中管理における課題 No.8 中小金融機関で体制・ノウハウが確立していない

(1) 課題の概要

担保設定や換価・処分等の課題は、問題が特定されている面がある。しかし、そもそも期中管理は、問題が漠としていること自体が課題である。特に、中小金融機関において、期中管理をどのように実施すればよいのかわからない、というのが課題である。

なお、平成 27 年度の実態調査の「ABLの管理・モニタリングに関する課題(Q29)」において、回答(複数回答)のうち 56.8%が「行内の体制・ノウハウが確立されていないこと」、49.7%が「管理業務に時間・手間がかかりすぎること」、46.2%が「モニタリングの業務負担が大きいこと」を課題としてあげている。

(2) 金融実務の現状

ABLの実績が多い都市銀行では、期中管理の体制・ノウハウはほぼ構築されており、課題があるとしても、個別・具体的な課題が中心であり、検討も行きやすい。しかし、中小金融機関においては、そもそも期中管理はどのように実施すればよいのかわからない、というのが現状である。

また、ABLにおける担保権実行もそれなりに発生しているが、信用保証協会のABL保証制度を活用している場合が非常に多いのが実態である。しかし、そこで行われているモニタリングは簡易なものであり、慣れるにはよい制度であるが、本来のモニタリングにおいて業態の変化等を感じ取って行こうという流れからすると、いかがなものか。現状を、本来のモニタリングにどう繋げていくかが、中小金融機関における最大の課題である。

(3) 課題解決の方向性

今後、ABLが全国の金融機関に広がっていく中で、特に中小金融機関がモニタリングを組織の中にどう取り込んでいくかが大きな課題である。

中小金融機関における期中管理体制構築の検討にあたり、平成 24 年度の報告書は関連する課題を詳細に取り上げ、解決策の方向性を検討しており、同報告書の解決策の検討は参考になる。また、一般担保化の課題(課題 No.5)と同様、先行して取り組んだ中小金融機関の事例を周知することが課題解決のために役立つと考えられるため、業界団体等により施策を進めるべきではないか。

3.4.9 換価・処分における課題 No.9 占有移転禁止の仮処分

(1) 課題の概要

譲渡担保権を実行する際に、担保目的物の占有を確保するための占有移転禁止等の仮処分に時間及び費用がかかることに加え、密行的に手続を進めることが難しく、目的動産の担保価値の毀損を防ぐことができないという課題である。

なお、当課題は、平成 24 年度の報告書で取り上げられており、本年度の調査に付随して実際した金融機関や法律家等に対するヒアリングにおいても問題提起があったため、課題として取り上げた。

(2) 金融実務の現状

平成 24 年度の報告書では、占有移転禁止の仮処分の発令には債務者審尋の要否の問題、及び執行官の人数不足により時間がかかり、また、仮処分の申し立てにより保証金や弁護士費用等が発生する、という実情が紹介されている。

(3) 課題解決の方向性

当課題と関連して上記のヒアリングにおいては、期限の利益喪失をする前から保全処分の申し立てを行い、期限の利益喪失と同時に執行ができるような運用を望む声があった。また、仮処分申し立ての際に、債務者審尋が必要ないとされる基準の確立が必要であるという見解も示された。

また、平成 24 年度の報告書では「仮処分制度の新たな類型の創設」と、「担保不動産収益執行類似の実行手続の創設」を提案されており、詳細は同報告書を参照されたい。

3.4.10 換価・処分における課題 No.10 法令への抵触

(1) 課題の概要

酒、医薬品等の業法において販売規制が行われている場合や、ブランド品等で商標権等を有する者が廉価販売制限を行なっている場合等においては、動産を処分する際に法令等に抵触する可能性があり、実質上、処分を行うことができない、という課題である。

また、重火器類、医療機器など、動産の種類によっては譲渡担保権設定が法令に抵触する可能性があるという課題もある。

(2) 金融実務の現状

当課題も平成 24 年度の報告書で取り上げられているが、多くの金融機関から問題意識が示されたため、課題として取り上げている。金融機関等のヒアリングでは、医療品、医療機器、酒、たばこ等については、法令に抵触する可能性があり扱いにくいという声が多数聞かれた(表 3-3)。

表 3-3 法令への抵触を懸念して躊躇する動産について

医薬品、医療機器、酒、たばこ等へのコメント
<ul style="list-style-type: none"> ● 手術ロボット、コンタクトレンズ⁴⁵、お酒、たばこは担保設定を検討したことがあるが、法令抵触の可能性を払拭できず、躊躇している。 ● 医薬品等、動産の種類が増えるのはいいが、もし換価・処分を金融機関が行うのであれば、専門的な知見が必須となる。 ● 医療機器も医薬品同様である。銀行は販売資格もなく、医療機器は不良箇所がある場合、修理してから売り出さなければならないが、そういうノウハウは保有していない。 ● 医療機器は、販売資格取得の問題、また転売時のメンテナンスコストの問題から中古品の転売が難しく、扱いうことを躊躇している。後者については、医療機器を転売する際は、製造メーカーに通知して点検してもらい、メーカーから指示があった際は販売者の負担でメンテナンスを施さなければならない。最悪、修理できず、販売不可ということもあり得る。リスクが非常に高いと認識している。

(出所)金融機関等へのヒアリング調査より三菱総合研究所作成

また、ブランドものについても、廉価販売の制限から扱いつらいという以下の意見が聞かれた。

表 3-4 法令への抵触を懸念して躊躇する動産について

医薬品、医療機器、酒、たばこ等へのコメント
<ul style="list-style-type: none"> ● 販売代理等のライセンス契約が付いている物件は取扱いづらい。ブランドものなど、価格を下げて販売できないものがある。処分時に安く販売することは禁止されている。担保設定はできるものの、処分に関してはライセンス契約が優先することになってしまっている

(出所)金融機関等へのヒアリング調査より三菱総合研究所作成

(3) 課題解決の方向性

当課題について、平成 24 年度報告書は解決の方向性について、以下の通り考察している。

まず、処分で許認可等を要する物品については、そもそも担保取得の対象としないなど、金融機関内部の体制整備において方針を持つことを基本とする一方で、やむを得ない場合は、担保設定者に売却させたり、許認可を有する第三者との事前の連携を構築しておくことや、関係官庁等に確認の上で担保取得ないし売却するという措置を取る必要がある。

また、消費者保護に関わらないような一定の規制においては、担保権者による担保実行のための処分に限っては、許認可等がなくとも可能とする法整備も、検討の余地があるものと考えられる。

なお、ブランド品等の廉価販売制限等の取り扱いについては、処分会社を有効活用することで対応できる場合があるようである。基本的には、許認可のように公的な制度で定められているものとは異なり、商標権等を有する者(通常、メーカー)がブランド戦略の一環として独自に敷いて

⁴⁵ 平成 17 年 4 月 1 日より施行された改正薬事法により、コンタクトレンズ等の「高度管理医療機器」の販売を行うためには、都道府県知事の販売業の許可必要となった。また、薬事法施行令の一部改正により、平成 21 年 11 月 4 日以降、いわゆる「おしゃれ用カラーコンタクトレンズ」は視力補正用のコンタクトレンズと同様に、高度管理医療機器として薬事法の規制の対象となった。

いる場合が多いため、処分会社に交渉力があれば、販売ルートが開かれることがあるものと推測される。

4. 参考文献リスト

4.1 概要

経済産業省 平成 24 年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「動産・債権担保融資 (Asset-based Lending: ABL) 普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査」に記載の文献の一覧に加え、今年度の検討にあたって参照した文献のリストを記載する。

ABLに関する文献の一覧

	種別	資料名	公表機関名	刊行年
1	レポート	中小企業債権流動化研究会 「債権の流動化等による 中小企業の資金調達の円滑化について」	経済産業省 中小企業庁 事業環境部	2001 年 3 月
2	専門誌	売掛債権譲渡に関する譲受金融機関の注意義務-民法四六六条二項に関する最近の裁判例と実務上の留意点-	浅井 弘章 著 (金融法務事情 No.1712 2004.7.15 8-18 頁)	2004 年 7 月 15 日
3	書籍	アセット・ベースト・レンディング入門—不動産担保に依存しない新しい中小企業金融手法	トゥルーバグループホールディングス株式会社 編 (金融財政事情研究会)	2005 年 1 月
4	書籍	債権・動産担保実務	旗田 庸 編著 (金融財政事情研究会)	2006 年 1 月
5	レポート	ABL研究会報告書	ABL研究会 (経済産業省)	2006 年 3 月
6	書籍	アセットファイナンス実用ガイド オフバランス経営革新と資金調達	志村 和次郎 編著 ニューブレイン機構 著 (日刊工業新聞社)	2006 年 3 月
7	書籍	動産担保事例集	銀行研修社 編 (銀行研修社)	2007 年 11 月
8	書籍	ABLの理論と実践	事業再生研究機構 編 (商事法務)	2007 年 12 月
9	レポート	平成 19 年度 ABL インフラ整備調査委託事業「動産・債権担保融資 (ABL) の普及・インフラ構築に関する調査研究」	経済産業省	2008 年 3 月
10	書籍	アセット・ベースト・レンディングの理論と実務	トゥルーバグループホールディングス株式会社 編 (金融財政事情研究会)	2008 年 7 月 14 日
11	書籍	不動産担保に依存しない 動産・債権担保による資金調達入門 わかりやすい ABL のしくみと利用のしかた	高野 善松 著 (ビジネス教育出版社)	2008 年 12 月
12	レポート	平成 20 年度 ABL インフラ整備調査委託事業「ABL の普及・活用に関する調査研究」	経済産業省	2009 年 3 月

	種別	資料名	公表機関名	刊行年
13	書籍	動産担保革命	久保田 清 著 (自由国民社)	2009年4月10日
14	レポート	平成21年度ABLインフラ整備 調査委託事業「ABLの普及・活 用に関する調査研究」	経済産業省	2010年2月
15	書籍	一問一答 動産・債権譲渡特例 法 〔三訂版増補〕	植垣 勝裕・小川 秀樹 著 (商事法務)	2010年9月
16	レポート	日銀レビュー ABLの現状と一 層の活用に向けて	日本銀行金融機構局	2011年6月30日
17	書籍	ABLの法律実務 実務対応の ガイドブック	山口 明 著 (日本評論社)	2011年7月25日
18	書籍	動産・債権譲渡登記の実務動 産・債権譲渡登記の実務 〈補訂版〉	日本司法書士会連合会 編 (金融財政事情研究会)	2011年9月19日
19	書籍	事業会社のためのABL入門 動産・債権担保融資による新た な資金調達	金城 亜紀 著 (日本経済新聞社)	2011年12月
20	レポート	平成23年度産業金融システム の構築及び整備調査委託事業 「間接金融の機能強化のため の調査研究」	経済産業省	2012年2月
21	レポート	リスク管理と金融機関経営に関 する調査論文 ABLを活用するためのリスク管 理	日本銀行金融機構局	2012年6月
22	書籍	動産・債権譲渡登記 手続の実務対応Q&A	伊藤 隆 著(金融財政事 情研究会)	2012年10月13日
23	書籍	債権譲渡禁止特約の研究	石田 剛著(商事法務)	2013年3月発行
24	専門誌	債権譲渡登記制度試案—新た な制度設計のたたき台として	鈴木龍介著(NBL No.1018 2014.2.1 49-54頁)	2014年2月1日
25	書籍	民事再生法の実証的研究	山本 和彦、山本 研著(商 事法務)	2014年3月30日
26	書籍	ABL取引推進事典	細溝 清史、菅原 郁郎著 (金融財政事情研究会)	2014年4月23日
27	書籍	債権法改正の論点とこれから の検討課題	瀬川 信久編著(商事法務)	2014年10月

	種別	資料名	公表機関名	刊行年
28	専門誌	民法(債権関係)改正と銀行実務への影響～要綱仮案を踏まえて～(Number1～5)	足立 格著 1:(銀行実務 2014年10月号 93-97頁) 2:(銀行実務 2014年11月号 95-99頁) 3:(銀行実務 2014年12月号 93-98頁) 4:(銀行実務 2015年1月号 94-100頁) 5:(銀行実務 2015年2月号 89-96頁)	1:2014年10月 2:2014年11月 3:2014年12月 4:2015年1月 5:2015年2月
29	書籍	民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の概要	潮見 佳男著(金融財政事情研究会)	2014年11月11日
30	専門誌	山野目章夫「民法(債権関係)改正のビューポイント1～16」	山野目 章夫著 1:(NBL No.1038 8-13頁) 2:(NBL No.1039 72-76頁) 3:(NBL No.1040 68-72頁) 4:(NBL No.1041 58-62頁) 5:(NBL No.1042 76-80頁) 6:(NBL No.1043 70-75頁) 7:(NBL No.1044 49-53頁) 8:(NBL No.1045 91-95頁) 9:(NBL No.1046 56-60頁) 10:(NBL No.1047 56-60頁) 11:(NBL No.1048 63-67頁) 12:(NBL No.1049 35-39頁) 13:(NBL No.1050 50-54頁) 14:(NBL No.1051 51-55頁) 15:(NBL No.1052 66-70頁) 16:(NBL No.1053 50-55頁)	1:2014年11月15日 2:2014年12月1日 3:2014年12月15日 4:2015年1月1日 5:2015年1月15日 6:2015年2月1日 7:2015年2月15日 8:2015年3月1日 9:2015年3月15日 10:2015年4月1日 11:2015年4月15日 12:2015年5月1日 13:2015年5月15日 14:2015年6月1日 15:2015年6月15日 16:2015年7月1日
31	書籍	Q&A 債権法改正一かわる金融取引	金融財政事情研究会 編. (金融財政事情研究会)	2014年11月19日
32	専門誌	司法書士のためのABLの理論と実践「第6回・完 ABLと債権法改正」	白石 大著 (登記情報 637号 18-22頁)	2014年12月

	種別	資料名	公表機関名	刊行年
33	専門誌	三上徹「債権法研究会報告(第1回)消費貸借」	三上 徹著(金融法務事情 No.2008 2014.12.25 24-37 頁)	2014年12月25日
34	専門誌	ケースで理解する 民法改正で変わる取引実務「第5回 債権譲渡に関連する改正のポイントと留意点」	遠藤 研一郎著(ビジネス法務 2015.2. 112-116 頁)	2015年1月
35	専門誌	民法(債権関係)改正要綱仮案になお残る問題提案—譲渡制限特約、債権譲渡と相殺、債務引受—	池田 真朗著(銀行法務 21 No.781 2015年1月号 38-41 頁)	2015年1月1日
36	専門誌	法務時評 民法(債権関係)改正要綱仮案の「保証」に関する問題点	中村 廉平著(銀行法務 21 No.781 2015年1月号 1 頁)	2015年1月1日
37	専門誌	新連載 債権法の改正ポイントと銀行実務への影響 第1回～第7回	経済法令研究会債権法改正研究会著 1:(銀行法務 21 No.781 2015年1月号 46-51 頁) 2:(銀行法務 21 No.782 2015年2月号 40-43 頁) 3:(銀行法務 21 No.783 2015年3月号 44-49 頁) 4:(銀行法務 21 No.785 2015年4月号 40-45 頁) 5:(銀行法務 21 No.786 2015年5月号 50-55 頁) 6:(銀行法務 21 No.787 2015年6月号 54-59 頁) 7:(銀行法務 21 No.788 2015年7月号 54-59 頁)	1:2015年1月1日 2:2015年2月1日 3:2015年3月1日 4:2015年4月1日 5:2015年5月1日 6:2015年6月1日 7:2015年7月1日
38	専門誌	法制審ニュース「債権法改正の最新動向(第37回)民法(債権関係)部会、改正要綱案の決定に向けて最終調整へ」	(金融法務事情 No.2009 2015.1.10 102-103 頁)	2015年1月10日
39	専門誌	石井教文「債権法研究会報告(第2回)債権者代位権」	石井 教文著(金融法務事情 No.2009 2015.1.10 56-69 頁)	2015年1月10日
40	専門誌	時論「債権法の大改正」	藤田 昇三著(金融財政事情 2015.1.26 3 頁)	2015年1月26日
41	専門誌	SFJ Report「民法(債権関係)の改正に関する要綱案から見る流動化・証券化への影響—実務対応における留意点を中心に—」	高松 志直著 (SFJ Journal Vol.10 12-22 頁)	2015年2月

	種別	資料名	公表機関名	刊行年
42	専門誌	SFJ Report「原契約の原債権への影響に関する諸論点～双方未履行双務契約性など」	佐当 郁、大西 一成、相弘 真人著 (SFJ Journal Vol.10 23-31頁)	2015年2月
43	専門誌	ケースで理解する 民法改正で変わる取引実務「最終回 消滅時効に関連する改正のポイントと留意点」	遠藤 研一郎著(ビジネス法務 2015.1. 141-145頁)	2015年2月
44	専門誌	不動産取引における民法改正の重要論点(上・下)	小澤 英明著(ビジネス法務 2015.2,2015.3 上 128-132頁,下 120-125頁)	2015年2月
45	専門誌	民法(債権関係)の改正に関する要綱案から見る流動化・証券化への影響-実務対応における留意点を中心に-	高松 志直著(SFJ Journal Vol.10 12-22頁)	2015年2月
46	専門誌	編集部「民法(債権関係)部会・第99回会議で要綱案を決定[平成27年2月10日開催]-民法制定以来、約120年ぶりの改正	NBL編集部 著 (NBL No.1044 4-6頁)	2015年2月15日
47	専門誌	法制審ニュース「債権法改正の最新動向(第38回)民法(債権関係)部会、約款規定を盛り込んだ最終要綱案を全会一致で決定」	(金融法務事情 No.2012 2015.2.25 77頁)	2015年2月25日
48	専門誌	松島一重「債権法研究会報告(第3回)保証債務(その1)」	松島 一重著(金融法務事情 No.2012 2015.2.25 40-53頁)	2015年2月25日
49	専門誌	鎌田薫「特集 民法(債権関係)改正のエッセンス:序論『民法(債権関係)の改正に関する要綱』の決定—民法(債権関係)部会の審議を終えて」	鎌田 薫著 (NBL No.1045 4-6頁)	2015年3月1日
50	専門誌	潮見佳男「特集 民法(債権関係)改正のエッセンス:各論① 売買・請負の担保責任—契約不適合構成を介した債務不履行責任への統合・一元化」	潮見 佳男著 (NBL No.1045 7-20頁)	2015年3月1日
51	専門誌	特集 民法(債権関係)改正と営業店実務「Ⅰ 座談会:地域金融機関の準備状況と行内態勢の構築」	児島 幸良、足立 格著(銀行実務 2015.3 増刊号 14-25頁)	2015年3月
52	専門誌	特集 民法(債権関係)改正と営業店実務「Ⅱ 債権法改正と銀行業務への影響」	足立 格、有井 友臣著(銀行実務 2015.3 増刊号 26-45頁)	2015年3月

	種別	資料名	公表機関名	刊行年
53	専門誌	要綱仮案からの変更点をつかむ 民法改正「要綱案」の重要ポイント	宇治野 壮歩著 (旬刊経理情報 No.1407 31-34 頁)	2015 年 3 月 10 日
54	専門誌	法制審ニュース「債権法改正の最新動向(第 39 回)法制審議会、民法(債務関係)の改正に関する要綱を決定し、上川法務大臣に答申」	(金融法務事情 No.2013 2015.3.10 122-125 頁)	2015 年 3 月 10 日
55	専門誌	井上聡「債権法研究会報告(第 4 回)錯誤—いわゆる動機の錯誤を中心として—」	井上 聡著(金融法務事情 No.2013 2015.3.10 88-100 頁)	2015 年 3 月 10 日
56	専門誌	神作裕之「特集 民法(債権関係)改正のエッセンス:各論② 有価証券」	神作 裕之著 (NBL No.1046 26-34 頁)	2015 年 3 月 15 日
57	専門誌	債権譲渡をめぐる民法改正と債権流動化取引—契約書実務への影響を踏まえて—	青山 薫、佐野 史明、種橋 佑介著(金融法務事情 No.2014 2015.3.25 38-52 頁)	2015 年 3 月 25 日
58	専門誌	山本和彦「特集 民法(債権関係)改正のエッセンス:各論③ 債権者代位権」	山本 和彦著 (NBL No.1047 4-12 頁)	2015 年 4 月 1 日
59	専門誌	高須順一「特集 民法(債権関係)改正のエッセンス:各論④ 詐害行為取消権」	高須 順一著 (NBL No.1047 13-20 頁)	2015 年 4 月 1 日
60	専門誌	金融法務最前線「民法(債権法)改正とABLの課題」	古谷 政晃著(金融法務事情 No.2015 2015.4.10 4-5 頁)	2015 年 4 月 10 日
61	専門誌	金融法務 NOW⑪「債権法改正において採用された定型約款」	香月 裕爾著(金融財政事情 2015.4.20 30-31 頁)	2015 年 4 月 20 日
62	専門誌	「霞ヶ関インフォ／消費者委員会:民法(債権関係)改正要綱—とくに『定型約款』について」	河上 正二著 (JURIST 2015 年 5 月号 No.1480 82-83 頁)	2015 年 4 月 25 日
63	専門誌	中村弘明「債権法研究会報告(第 5 回)保証債務(その 2)」	中村 弘明著(金融法務事情 No.2016 2015.4.25 20-33 頁)	2015 年 4 月 25 日
64	専門誌	速報「民法改正・要綱での変更点」	白川 敬裕著(ビジネス法務 2015.5 52-58 頁)	2015 年 5 月
65	専門誌	岡正晶「特集 1 いよいよ決まった『民法(債権関係(改正))』民法(債権関係)改正の検討経過と日弁連の対応」	岡 正晶著(自由と正義 2015 年 Vol.66 No.5(5月号) 32-37 頁)	2015 年 5 月

	種別	資料名	公表機関名	刊行年
66	専門誌	中井康之「特集 1 いよいよ決まった『民法(債権関係)改正』重要項目解説その 1 消滅時効、法定利率、契約解除、危険負担、錯誤」	中井 康之著(自由と正義 2015年 Vol.66 No.5(5月号) 11-17 頁)	2015 年 5 月
67	専門誌	高須順一「特集 1 いよいよ決まった『民法(債権関係)改正』重要項目解説その 2 債権者代位権、詐害行為取消権、保証等」	高須 順一著(自由と正義 2015年 Vol.66 No.5(5月号) 18-24 頁)	2015 年 5 月
68	専門誌	深山雅也「特集 1 いよいよ決まった『民法(債権関係)改正』重要項目解説その 3 債権譲渡、債務引受・契約上の地位の移転、弁済、相殺、定型約款」	深山 雅也著(自由と正義 2015年 Vol.66 No.5(5月号) 25-31 頁)	2015 年 5 月
69	専門誌	岡正品「特集 1 いよいよ決まった『民法(債権関係)改正』重要項目解説その 4 契約各論」	岡 正品著(自由と正義 2015年 Vol.66 No.5(5月号) 8-10 頁)	2015 年 5 月
70	専門誌	小野傑「債権法研究会報告(第 6 回)債権譲渡(その 1)―譲渡制限特約―」	小野 傑著(金融法務事情 No.2017 2015.5.10 29-41 頁)	2015 年 5 月 10 日
71	書籍	民法改正で金融実務はこう変わる!―業務への影響をいち早く解説	三井住友信託銀行債権法研究会著(三井住友信託銀行債権法研究会)	2015 年 5 月 22 日
72	専門誌	売買及び賃貸借に関する民法改正と不動産流動化取引―契約書実務への影響を踏まえて―	千葉 紘子、永井 利幸、柳原 悠輝著(金融法務事情 No.2018 2015.5.25 31-43 頁)	2015 年 5 月 25 日
73	専門誌	改正監督指針等を踏まえた金融機関の反社対策(10)(11)―民法改正における「定型約款」と暴力団排除条項の変更(遡及適用)(1)(2)―	鈴木 仁史著((1)金融法務事情 No.2018 2015.5.25 68-71 頁、(2)金融法務事情 No.2020 2015.6.25 40-43 頁)	2015 年 5 月 25 日 2015 年 6 月 25 日
74	専門誌	不動産関連取引実務に対する民法改正の影響(1)	ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.25 87-90 頁	2015 年 6 月 1 日
75	専門誌	保証に関する民法改正と金融機関の実務対応	名藤 朝気、大橋 香名子、土肥 里香著(金融法務事情 No.2019 2015.6.10 44-56 頁)	2015 年 6 月 10 日
76	専門誌	日比野俊介「債権法研究会報告(第 7 回)弁済」	日比野 俊介著(金融法務事情 No.2020 2015.6.25 24-37 頁)	2015 年 6 月 25 日

	種別	資料名	公表機関名	刊行年
77	専門誌	特集1 民法改正の重要条文を大解剖	梶谷綜合法律事務所著 (ビジネス法務 Vol.17 2015年7月号 11-52頁)	2015年7月
78	書籍	民法大改正ガイドブック—ビジネスと契約のルールはこう変わる	民法改正研究同人会 著 (民法改正研究同人会)	2015年7月
79	専門誌	民法改正と倒産・事業再生実務	松嶋 一重著 (事業再生と債権管理 No.149 1頁)	2015年7月5日
80	専門誌	中井康之「債権法研究会報告(第8回)法定利率」	中井 康之著(金融法務事情 No.2021 2015.7.10 46-58頁)	2015年7月10日
81	専門誌	地平線「民法改正のめざすところ」	松本 恒雄著(ビジネス法務 2015.8 1頁)	2015年8月
82	書籍	債権動産担保 —比較法のマトリクス	池田真朗・中島弘雅・森田修 編(商事法務)	2015年8月
83	書籍	民法(債権関係)改正法案の概要	潮見佳男著(金融財政事情研究会)	2015年8月18日
84	専門誌	債権譲渡(譲渡制限特約)法制の改正-ABL実務の観点から-	末広 裕亮、矢田 悠著 (金融法務事情 No.2024 2015.8.25 18-24頁)	2015年8月25日
85	書籍	事例研究 アセット・ベーストソリューション	ゴードン・ブラザーズ・ジャパン編著(金融財政事情研究会)	2015年10月30日
86	書籍	ABL実行の手引き 融資から回収まで	ABL実務研究会、奥野綜合法律事務所・外国法同事業 編著(経済法令研究会)	2015年11月20日
87	専門誌	民法改正と譲渡制限特約—ABLLレンダーの視点より—	堀内秀晃著(金融法務事情 No.2031 2015.12.10 15-21頁)	2015年12月10日
88	専門誌	譲渡制限特約・債権譲渡と相殺—問題のある民法改正法案に実務はどう対処すべきか—	池田真朗著(銀行法務 21 No.795 38-41頁)	2016年1月1日

参考資料 1 ABLの課題に関する実態把握結果

(1) アンケート調査の実施要領

ABLに関するアンケート調査の実施要領

- ・調査名称: 動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査
- ・調査対象: ABLの貸し手として期待される金融機関及びリース会社、商社等 660社
- ・調査方法: 郵送送付、郵送回収
- ・調査期間: 2015年10月2日(発送)～2015年11月16日
※ただし、2015年12月14日到着分まで回答を受け付けた。
- ・有効回答: 531社
回収率: 80.5%

ABLに関するアンケート調査の調査項目

(a)ABLの融資実績	
①	実施率 (Q1)
②	市場規模と内訳 (Q2)
③	融資残高 (Q3)
④	融資先業種別のABL融資件数 (Q4)
⑤	ABLの融資先規模別の融資件数 (Q5)
⑥	担保種別(小分類)の融資件数と実行額 (Q6)
⑦	ABLの担保特定方式別の融資件数と実行額 (Q7)
⑧	資金用途別の融資件数と実行額 (Q8)
⑨	融資期間別の融資件数と実行額 (Q9)
⑩	資金用途別の回収実績 (Q10)
⑪	融資先の信用状況の傾向 (Q11)
⑫	融資先の借入状況の傾向 (Q12)
⑬	取引先企業レベルのイメージ (Q13)
(b)実施方針・推進体制	
①	重視している経営管理・業績目標 (Q14)
②	ABL推進に関する組織的な方針 (Q15)
③	今後のABLの実施方針 (Q16)
④	今後、ABLの取組の維持、強化の方針をとる理由 (Q17)
⑤	今後ともABL取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由 (Q18)
⑥	知的財産権活用融資実績 (Q19)
⑦	知的活用融資の際の課題 (Q20)
⑧	ABL実行を検討する際に準拠すべき明文規定の有無 (Q21)
⑨	ABLの実施体制(評価、管理・モニタリング、換価・処分) (Q22)
⑩	ABLに関する研修の実施有無 (Q23)
⑪	ABL普及・促進のための成果物の利用状況 (Q24)

(c)推進に向けた取組	
①	ABL案件発掘時の課題 (Q25)
②	担保価値評価時の課題 (Q26)
③	担保設定時の課題 (Q27)
④	「一般担保として取り扱う」要件としての課題 (Q28)
⑤	ABLの管理・モニタリングに関する課題 (Q29)
⑥	担保物件の換価処分に関する課題 (Q30)
⑦	譲渡担保権を実行した割合 (Q31)
⑧	譲渡担保権を実行した案件で保全を行った割合 (Q32)
⑨	劣後が問題となった割合 (Q33)
⑩	電子記録債権を担保とする融資の課題 (Q34)
⑪	電子記録債権普及のための課題 (Q35)
⑫	ABL実施による顧客とのコミュニケーションの変化 (Q36)
⑬	ABL実施により得られたメリット (Q37)
⑭	ABL実施前と実施後での与信額の増加の程度 (Q38)

(2) アンケート調査の結果

金融機関の業態別回収機関の総数における各業態の内訳を図 1に示す。

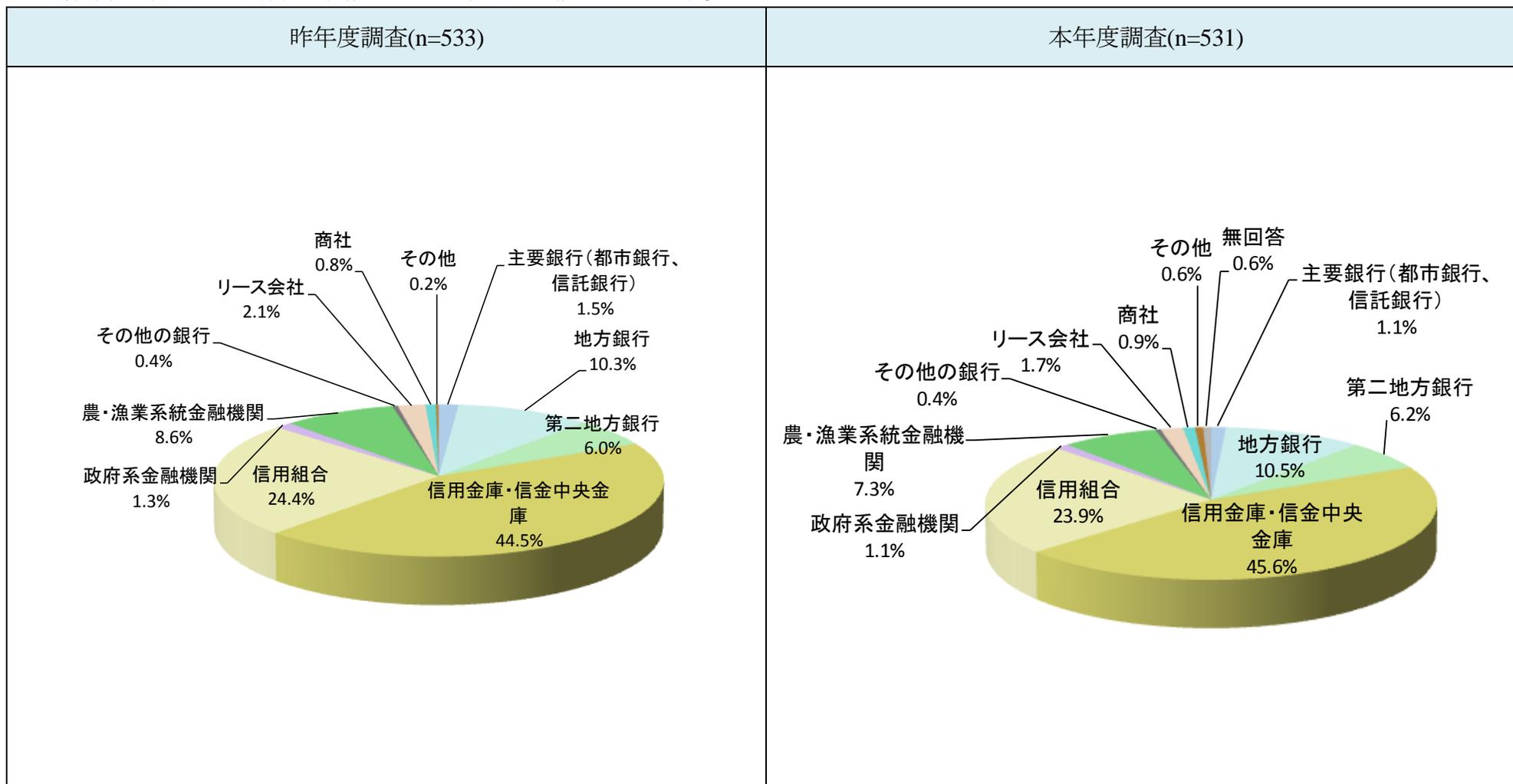


図 1 回答機関の業態別内訳

(a) ABLの融資実績

① 実施率 (Q1)

ABL融資実施率の経年変化を図 2に、また業態別のABL実施率比較を図 3に示す。図 2によると、「平成 26 年度までにABLの融資実績がある」と回答した機関は全体の 69.7%となり、昨年度の数值より 9 ポイント程度上昇している。このことからABLに取り組む機関の割合が着実に増加していることが読み取れる。

業態別の実施率については、図 3によると、概ね昨年度と同様の結果となった。主要銀行(都市銀行・信託銀行)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、政府系金融機関で、8 割を超える高い実施率を示している一方、信用組合や農・漁業系統機関では実施率が 4 割程度と低くなっている。

信用金庫・信金中央金庫では 7%の機関がABL実施に新たに取り組んでおり、他の業態と比較しても上昇率が高い。

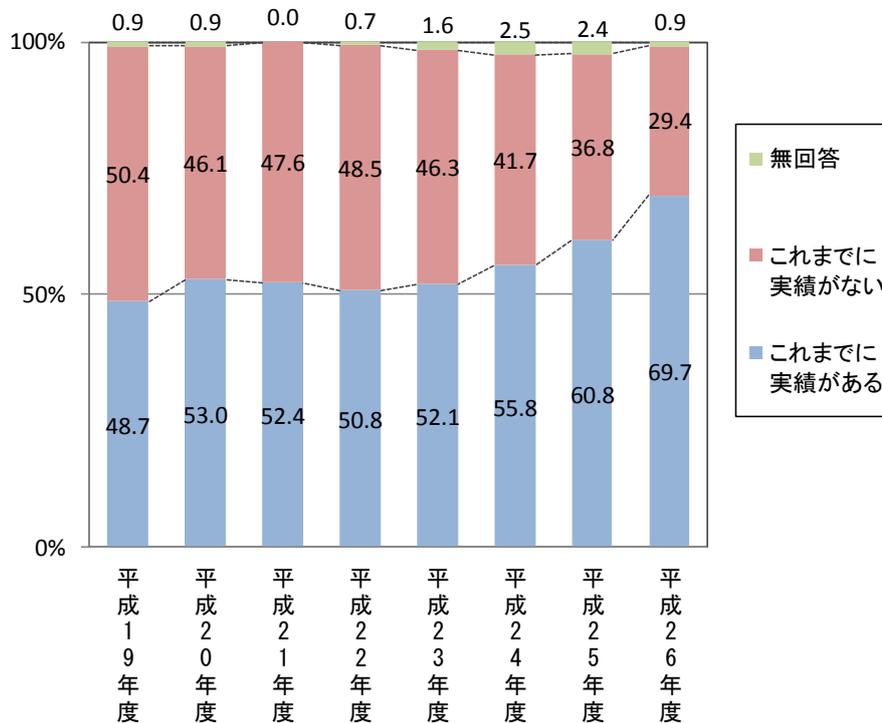


図 2 ABLの融資実績の有無の推移

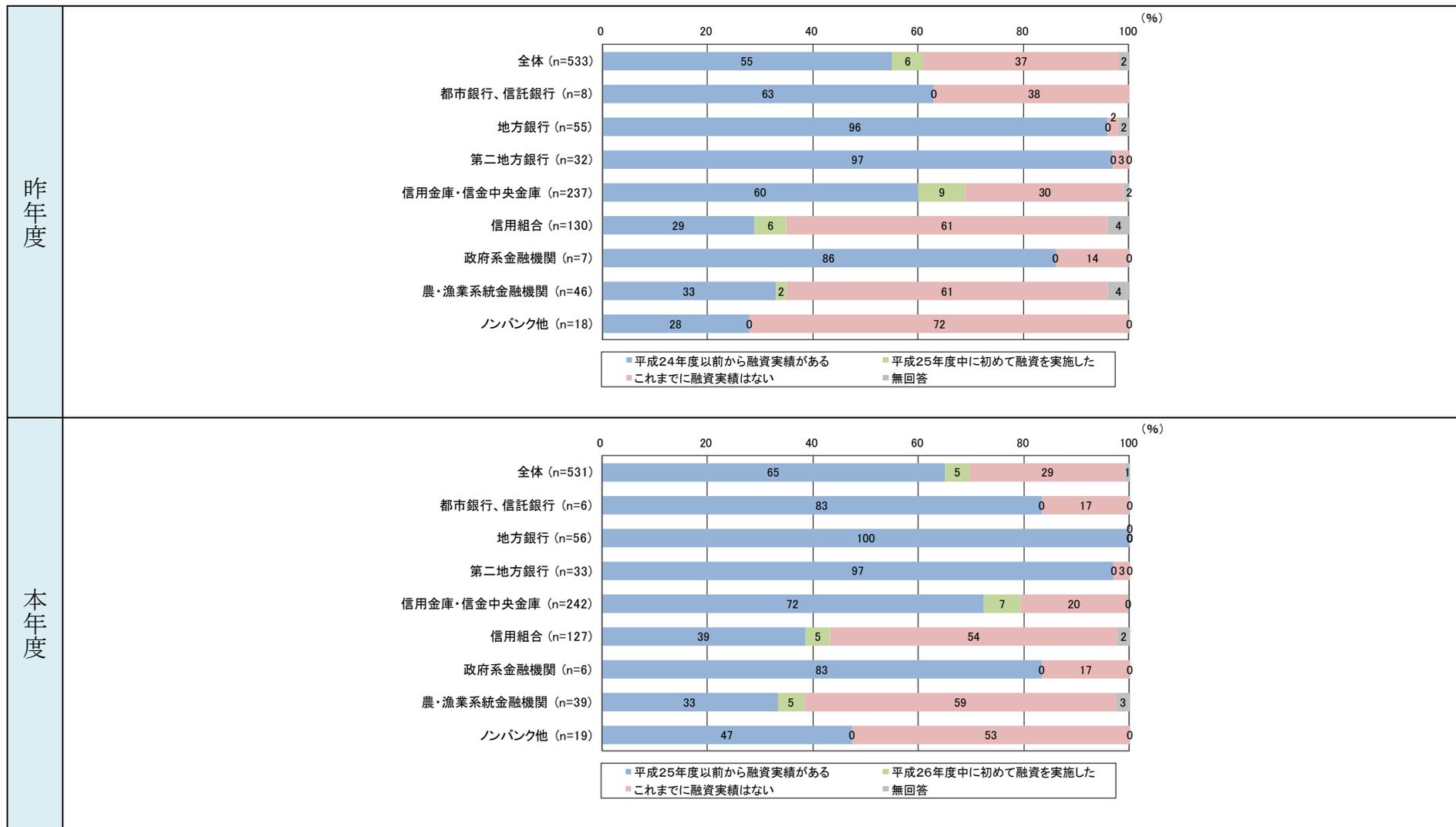


図 3 ABLの融資実績の有無(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 3 社)

② 市場規模と内訳（Q2）

ABLの実績推移について図 4に、担保種別のABL実行件数と実行額を図 5に、業態別のABLの実績について表 1に示す。

図 4によると、ABL全体の平成 26 年の実行件数は 11,385 件、実行総額は 896,516 百万円である。平成 21 年度以来減少を続けていた実行件数は、平成 24 年度以降は大きく増加し、本年度は調査開始以来最大となっている。実行総額については、昨年度よりは微減である。しかし、昨年度は、実行総額のおよそ 4 分の 1 (246,051 百万円)にあたる家電担保による影響が大きいいため、実行額の減少がこの家電担保の要因によるものであることを考慮すれば、ABLの市場は引き続き増大していると言える。

担保の種類別のABL実行件数および実行額について、図 5によると、実行件数では「機械設備のみを担保とした融資」が最も多く、3,659 件と全体の 32%を占めている。続いて、「債権のみを担保とした融資」が 3,209 件、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が 3,089 件である。実行額では、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」(334,210 百万円)が最も多く、また「債権のみを担保とした融資」(267,457 百万円)が「機械設備のみを担保とした融資」(80,933 百万円)よりも大きくなっている。昨年度調査の結果との異同を分析したところ、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が特に増加している。一方で、「棚卸資産と機械設備と債権」のすべてを担保とした融資については、実行件数は 6 件から 4 件へと微減であったが、実行額は 240,857 百万円から 639 百万円へと大幅に減少している。

次に、平成 25 年度中と平成 26 年度中のABLの実績計数(業態別)を表 1に示す。ABL全体のうち、信用保証協会のABL保証を受けていない「プロパー案件」と、他行との協調融資「シンジケート案件」の実績計数も併せて示す。表 1によると、業態別では、政府系機関の実行件数が最も多く 3,016 件であり、地方銀行が 2,976 件とそれに次いでいる。一方、実行額で見ると地方銀行での融資実行額が 339,724 百万円と最も大きく、昨年度の半分以下に減少した主要銀行を上回っている。しかし、1 件当たりの平均実行額で見ると、主要銀行では 826 百万円と最も大きく、続く地方銀行の 114 百万円と比較しても 7 倍を越える数値となっている。

同じく表 1より、プロパー案件では、実行件数 9,776 件、実行額 765,838 百万円と、件数ではABL全体の 86%、実行額では 85%を占めている。昨年度は、件数が全体の 84%、実行額が全体の 54%であったことから、本年度は実行額の全体に占める割合が大幅に増加している。業態別では、政府系金融機関の実行件数が 3,001 件と多く、実行額では、地方銀行(283,015 百万円)、主要銀行(151,875 百万円)などの数値が大きい。

シンジケート案件は実行件数 304 件、実行額 125,460 百万円と、件数ではABL全体の 3%、実行額では 14%となり、昨年度と比較して件数は微増したが、実行額は大きく減少している。業態別には、主要銀行(都市銀行・信託銀行)が実行件数 58 件、実行額 63,426 百万円であり、昨年度より実行額を大きく減少している。

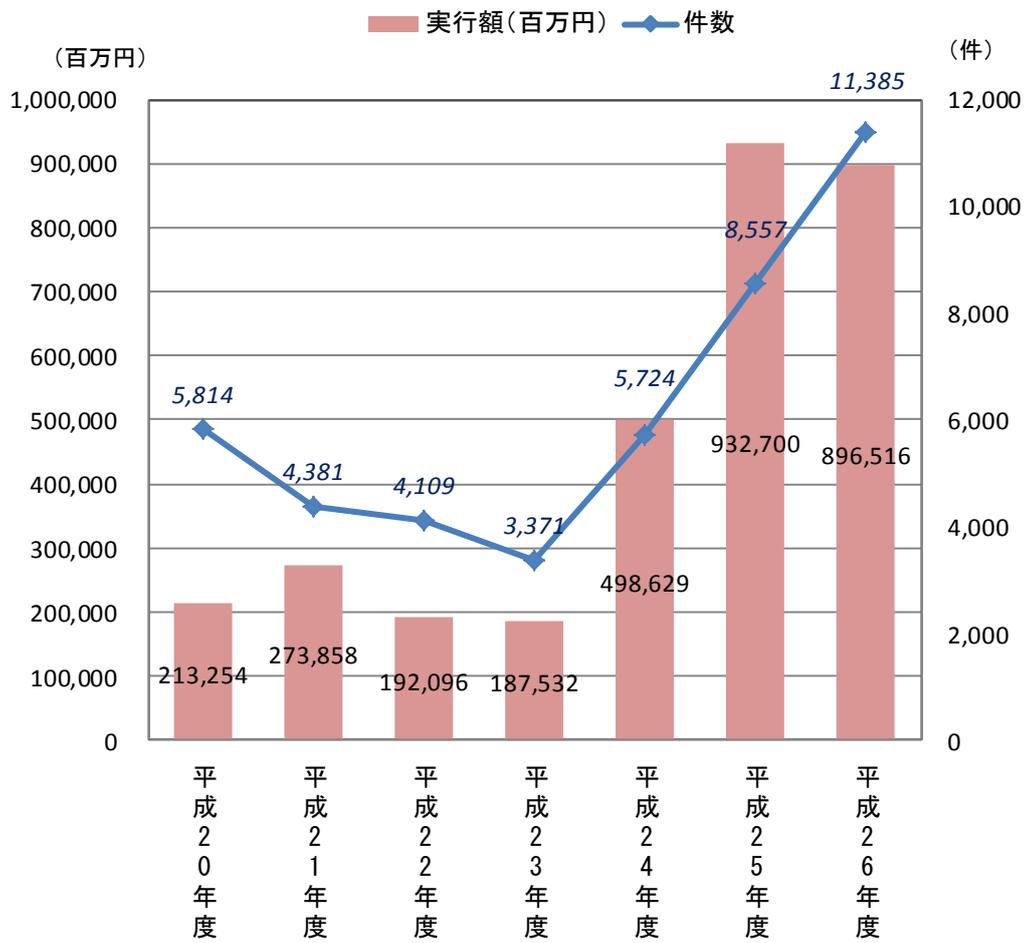


図 4 ABLの実績推移(平成20年度～平成26年度)

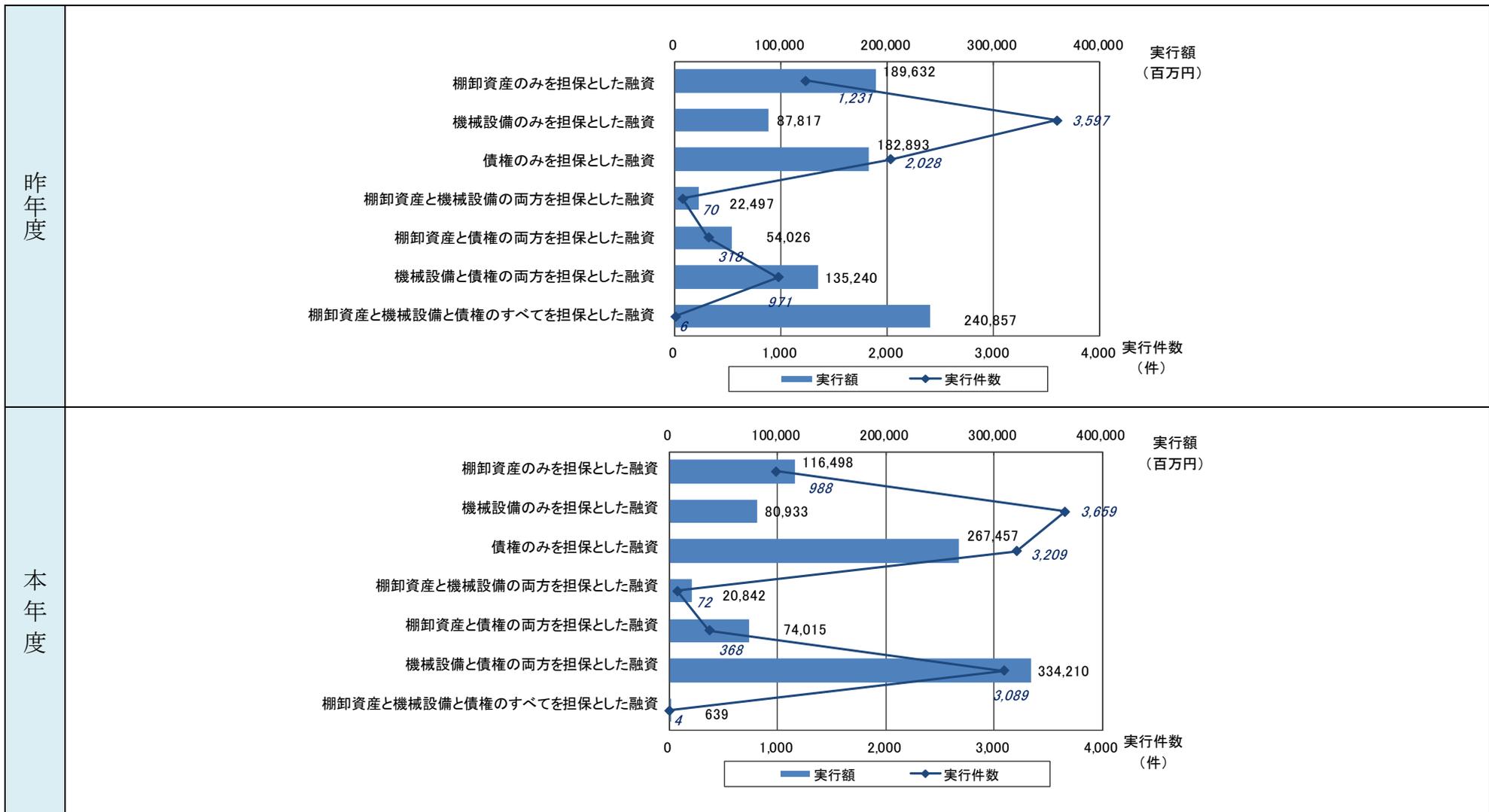


図 5 担保種別(大分類)のABL実行件数と実行額 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

表 1 ABL実績計数(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 1 社)

		全体				うちプロパー案件				うちシンジケート案件			
		実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	一件当 たりの 実行額 (百万円)	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	一件当 たりの 実行額 (百万円)	実施 機関数	件数	実行額 (百万円)	一件当 たりの 実行額 (百万円)
昨 年 度	全体	273	8,557	932,675	109	217	7,158	505,212	71	55	257	453,422	1,694
	都市銀行、信託銀行	5	269	442,264	1,644	5	227	86,029	379	3	58	373,797	6,445
	地方銀行	52	1,806	244,462	135	49	1,401	210,900	151	19	103	36,615	355
	第二地方銀行	30	747	59,987	80	25	502	53,297	106	10	18	6,556	364
	信用金庫・信金中央金庫	129	1,277	57,202	45	94	742	45,348	61	16	40	5,177	129
	信用組合	36	314	12,007	38	26	254	10,068	40	3	5	1,046	209
	政府系金融機関	5	3,206	58,461	18	5	3,196	57,294	18	1	10	1,167	117
	農・漁業系統金融機関	13	827	41,718	50	10	803	35,150	44	1	6	5,884	981
	ノンバンク他	3	111	16,575	149	3	33	7,126	216	2	17	5,180	305
本 年 度	全体	302	11,385	896,516	79	260	9,776	765,838	78	66	304	125,460	413
	都市銀行、信託銀行	5	236	194,931	826	5	192	151,875	791	3	58	63,426	1,095
	地方銀行	55	2,976	339,724	114	52	2,480	283,015	114	27	143	45,741	320
	第二地方銀行	30	1,260	96,720	77	28	1,100	92,554	84	6	12	2,248	187
	信用金庫・信金中央金庫	148	2,353	112,882	48	121	1,609	98,878	61	20	42	5,907	141
	信用組合	42	617	25,771	42	35	592	24,944	42	5	5	479	96
	政府系金融機関	5	3,016	45,347	15	5	3,001	43,407	14	1	15	1,940	129
	農・漁業系統金融機関	13	767	59,079	77	10	746	58,343	78	2	2	1,420	710
	ノンバンク他	3	146	20,536	141	3	60	11,523	192	1	26	4,201	162

③ 融資残高 (Q3)

平成 26 年度末の ABL 融資残高を表 2 に示す。平成 26 年度末の ABL 融資残高は、総額 1,934,056 百万円で、業態別では、昨年度同様、主要銀行 (都市銀行・信託銀行: 682,481 百万円) と地方銀行 (679,919 百万円) の合計で全体の 7 割を占める。また農・漁業系統金融機関・ノンバンク他以外の業態において残高が増加しており、特に地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、信用組合は大幅に増加がみられる。

プロパー案件は、ABL 全体の 75% にあたる 1,449,853 百万円であり、昨年度の 70% から 5% 増加している。業態別では、主要銀行 (346,881 百万円) と地方銀行 (591,248 百万円) の合計が全体の 65% 占め、昨年度の 60% から 5% 増加している。シンジケート案件は全体の 33% にあたる 472,645 百万円である。

表 2 ABL 融資残高 (業態別) 左: 平成 25 年度 右: 平成 26 年度 (業態未回答 1 社)

昨年度調査					本年度調査				
	残高保有 機関数	ABL 全体	うちプロパー 案件 (百万円)	うちシンジ ケート案件 (百万円)		残高保有 機関数	ABL 全体	うちプロパー 案件 (百万円)	うちシンジ ケート案件 (百万円)
全体	297	1,479,977	1,043,264	419,455	全体	335	1,934,056	1,449,853	472,645
都市銀行、信託銀行	5	666,916	333,842	346,348	都市銀行、信託銀行	5	682,481	346,881	358,431
地方銀行	53	339,707	290,693	35,473	地方銀行	54	679,919	591,248	79,272
第二地方銀行	31	119,486	103,948	8,307	第二地方銀行	31	132,748	108,974	6,874
信用金庫・信金中央金庫	144	63,839	46,538	8,373	信用金庫・信金中央金庫	173	139,075	122,195	8,923
信用組合	41	14,413	11,624	1,118	信用組合	49	35,741	33,012	1,206
政府系金融機関	4	187,617	177,062	10,555	政府系金融機関	4	197,693	185,148	12,545
農・漁業系統金融機関	15	63,093	56,206	6,081	農・漁業系統金融機関	14	35,486	33,862	1,706
ノンバンク他	4	24,907	23,352	3,200	ノンバンク他	4	20,776	19,613	3,030

④ 融資先業種別のABL融資件数（Q4）

融資先企業の業種別のABL融資件数を図 6に示す。融資先の業種でその他を除いて最も多い業種は製造業で 2,668 件と全体の 23%を占める。昨年度調査の結果との異同を分析したところ、昨年度も最多が「製造業」であった。また今年度は、農業・林業、漁業以外の全業種において実施件数が増加している。また、その他の業種の増加が顕著である。

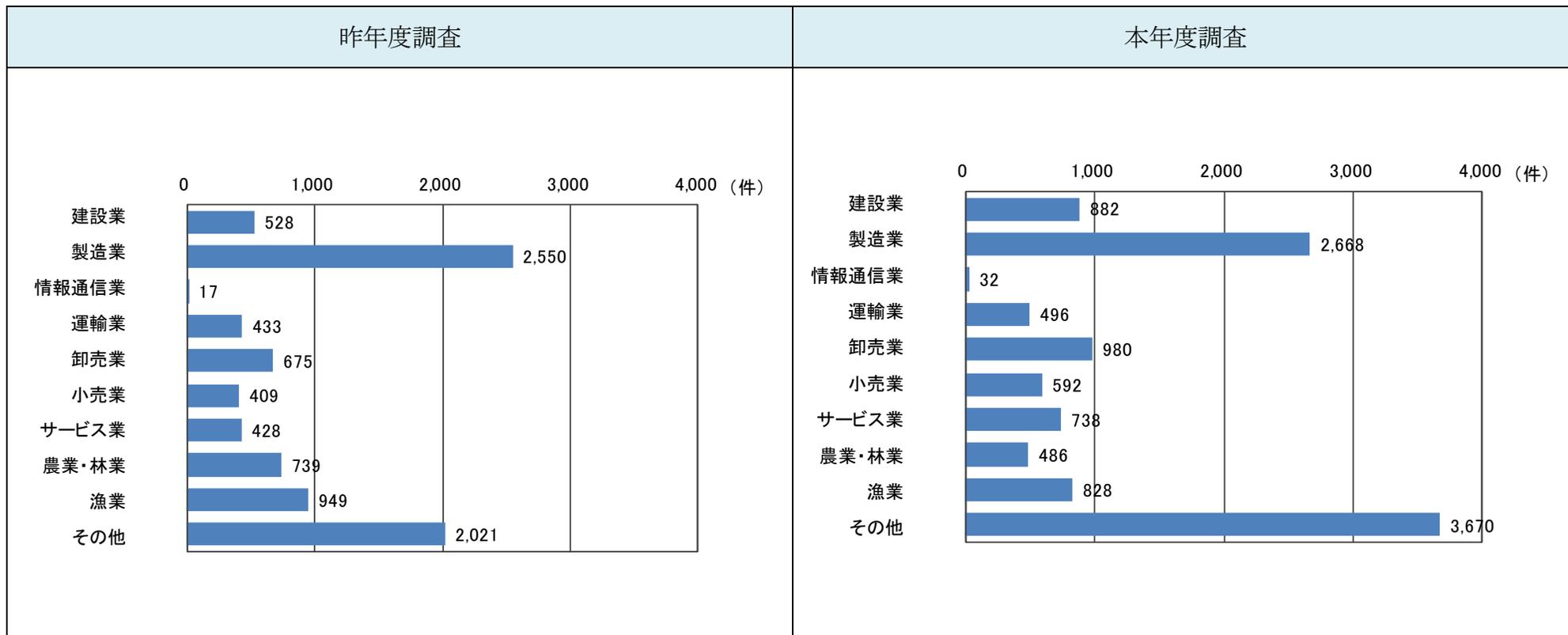


図 6 融資先業種別のABL融資件数 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

⑤ ABLの融資先規模別の融資件数（Q5）

融資先の企業規模別のABL融資件数について、図 7によると、法定中小企業へABL実施が10,102件と最も多く、全体の94%を占めている。中堅企業へのABL実施は635件、大企業へのABL実施は52件である。昨年度調査の結果と比較すると、全ての融資規模別で件数が増加していることが読み取れる。

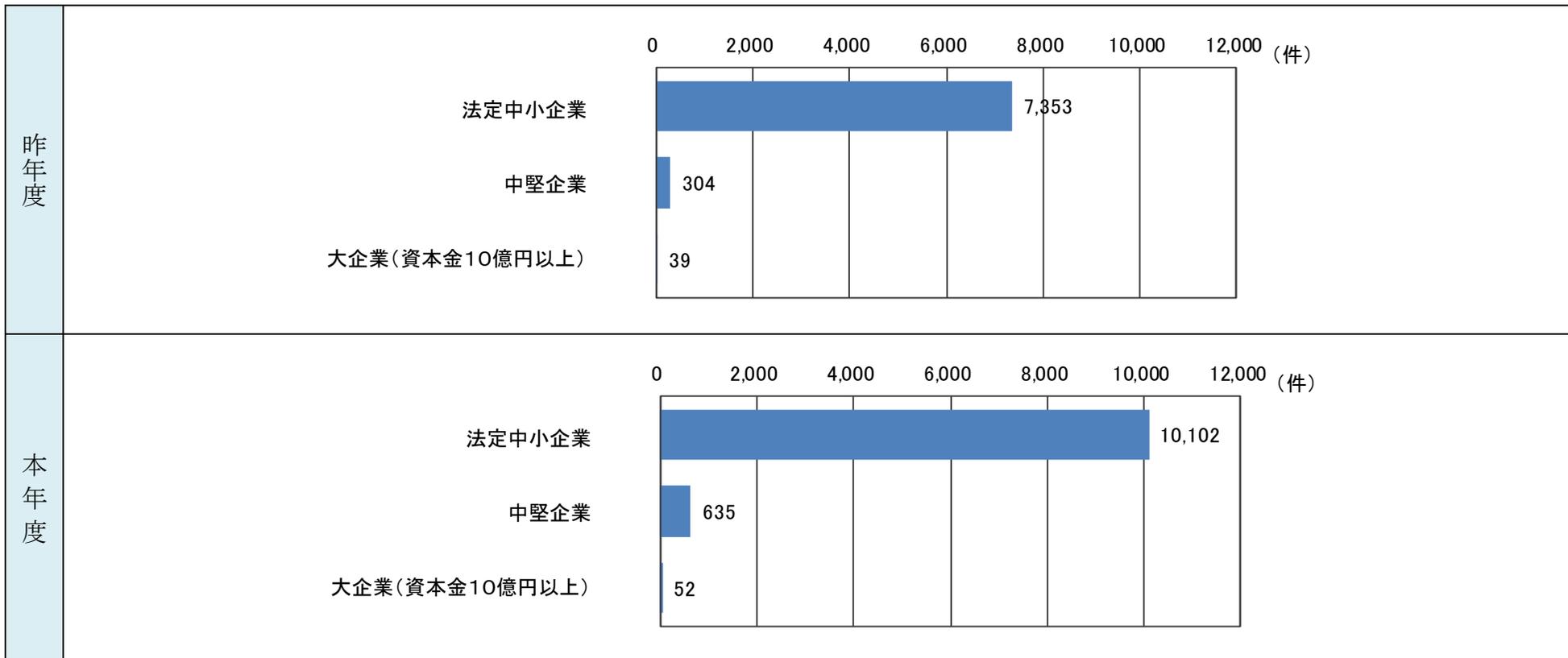


図 7 融資先規模別の融資件数 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

⑥ 担保種別(小分類)の融資件数と実行額 (Q6)

担保種別の融資実行件数と実行額を図 8に示す。実行件数・融資実行額ともに、動産では、太陽光発電設備(4,375 件、366,618 百万円)が最も多く、また債権では、太陽光発電と推測される売電債権(3,511 件、353,184 百万円)が最も多くなっており、動産及び債権とも太陽光発電に関連した融資が多くなっている。なお「太陽光発電設備」は本年度から新設した項目で、昨年度は「その他設備」に含まれていた。ちなみに、昨年度の「その他設備」の融資実行額の 77.6%が太陽光発電設備であったため、昨年度の太陽光発電設備の融資実行額は 128,097 百万円となり、本年度は、186%増加している。

また「債権」も本年度から新設した項目であり、売電債権の次に多いのが売掛債権(1,239 件、161,530 百万円)であり、介護/診療報酬債権(517 件、38,516 百万円)を上回っている。

以上のことから現時点では、太陽光発電設備と、主に太陽光発電と推測される売電債権2つが、ABLにおける主たる担保対象物となっているといえる。

昨年度調査の結果との異同を分析したところ、本年度、融資実行額において家電が大幅に減少している。これは昨年度計上されていた巨額案件が計上されなくなったことによるものと考えられる。

なお、電子記録債権(53 件、558 百万円)は特定の金融機関が突出した取組みをしており、実行額及び実行件数を牽引している。

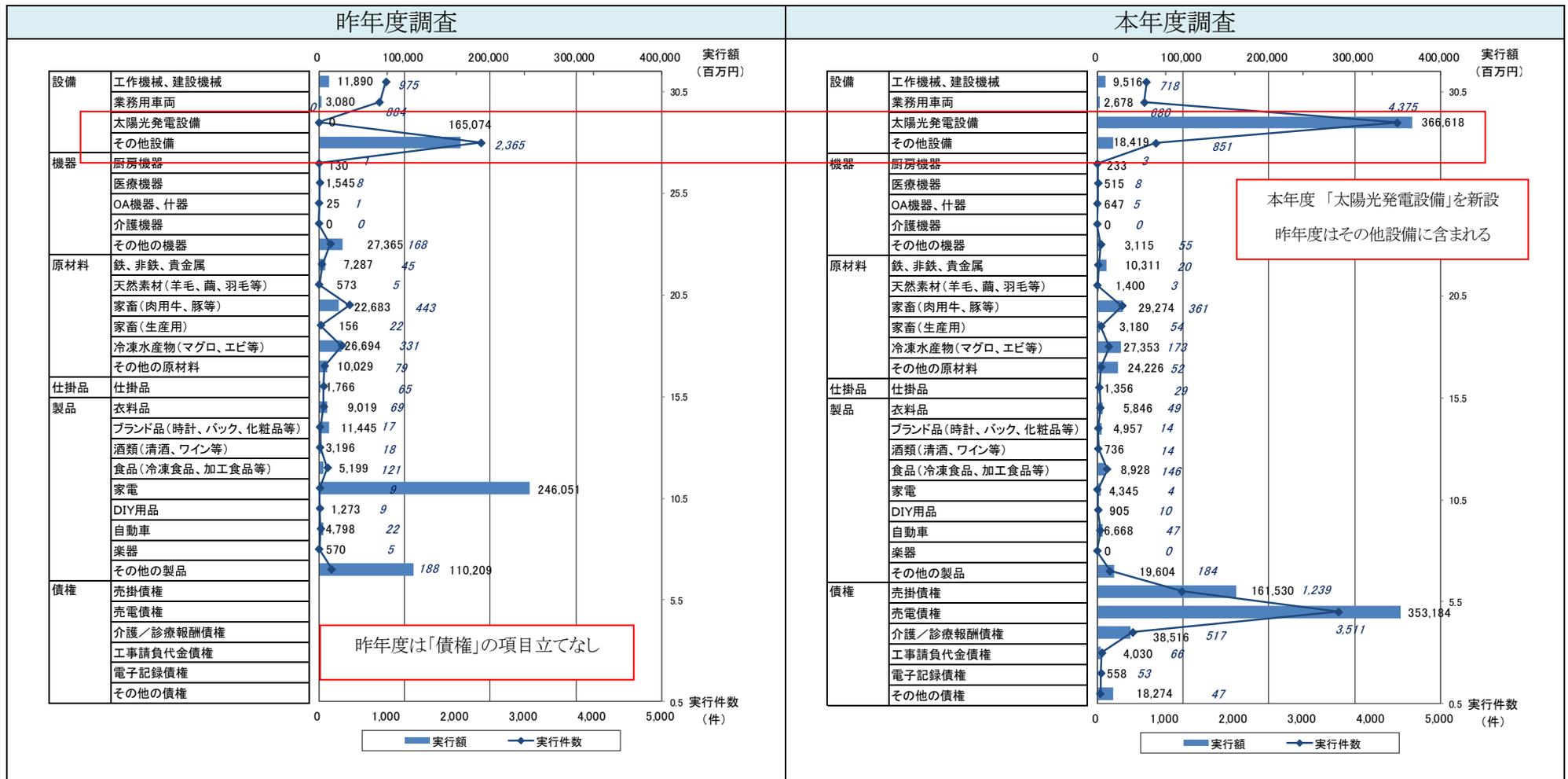


図 8 動産担保種類別(小分類)の融資件数と実行額 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

担保種別(中分類)の融資実行額の推移を図 9に示す。

平成 24 年度において、太陽光発電設備は未集計であったため、2 年分の推移しかないものの、太陽光発電設備の融資実行額は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて実に 3 倍近い伸びを示している。太陽光発電設備は、売電債権とともに、いわゆるコーポレートファイナンスではなくプロジェクトファイナンスの一環としてABLで活用されるケースが多いようである¹。これは、金融機関にとって顧客である借入人の経営状況をつぶさに理解していくという実態把握のためのABLとは異種のABLと考えられるため、今後の調査においても数値を分けて分析することが好ましい。

また、太陽光発電設備を含む設備を除いたその他の動産で言うと、直近 3 年間での増減はそれぞれ特徴的である。機器、仕掛品、製品は昨年度から大きく数値を落としているのに対して、原材料は毎年順調に額が伸びている。但し、製品の融資実行額が激減しているのは、前述する家電を担保対象とした巨額案件が計上されなくなったことによる影響が大きいとみられる。原材料、仕掛品、製品と製品が完成するまでのサプライチェーンの一連の流れの中で、今年度は入口である原材料の融資実行額が最も多くなったことは特徴的と言えよう。

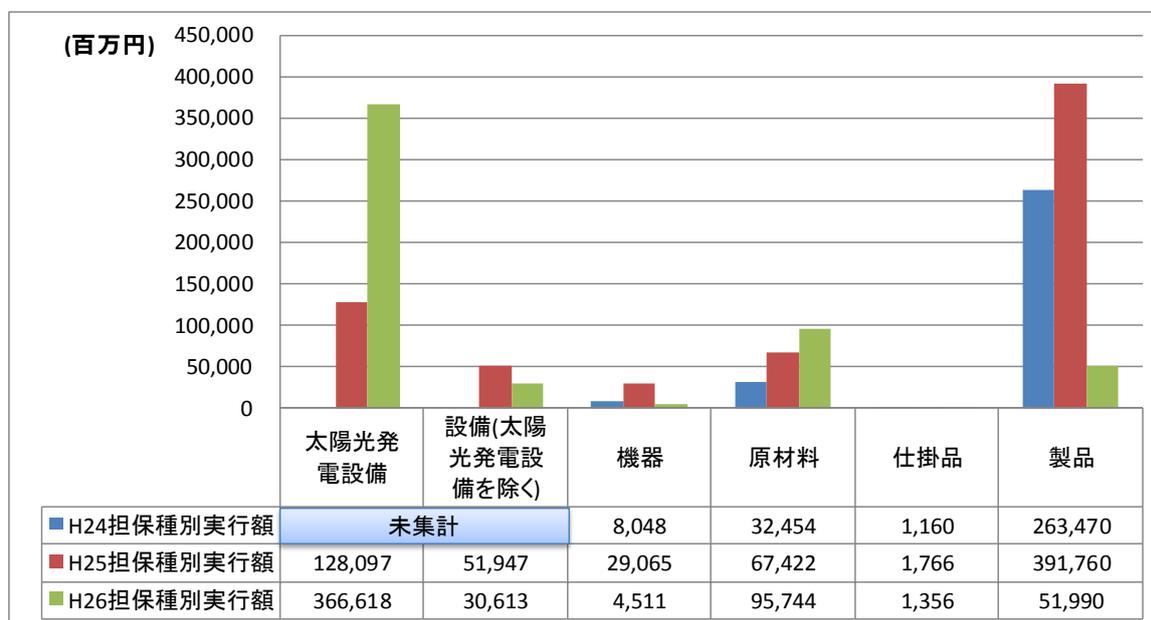


図 9 動産担保種類別(中分類)の融資実行額の推移

¹ 動産担保種類ごとに資金用途やファイナンススキームについて質問を行っていないため、定量情報は未収集であり、ヒアリング調査等による推測である。

⑦ ABLの担保特定方式別の融資件数と実行額（Q7）

担保特定方式別のABLの実行件数、実行額について、図 10によると、実行件数では特定動産を対象とした融資（4,559 件）が流動集合動産を対象とした融資（3,784 件）の 1.2 倍程度になっている。一方で、実行額については、特定動産を対象にした場合が 148,985 百万円であるのに対し、流動集合動産を対象にした融資が 434,435 百万円と、実行額では流動集合動産が大きく上回っている。昨年度調査の結果との異同を分析したところ、特定動産が実行件数及び実行額とも増加している。

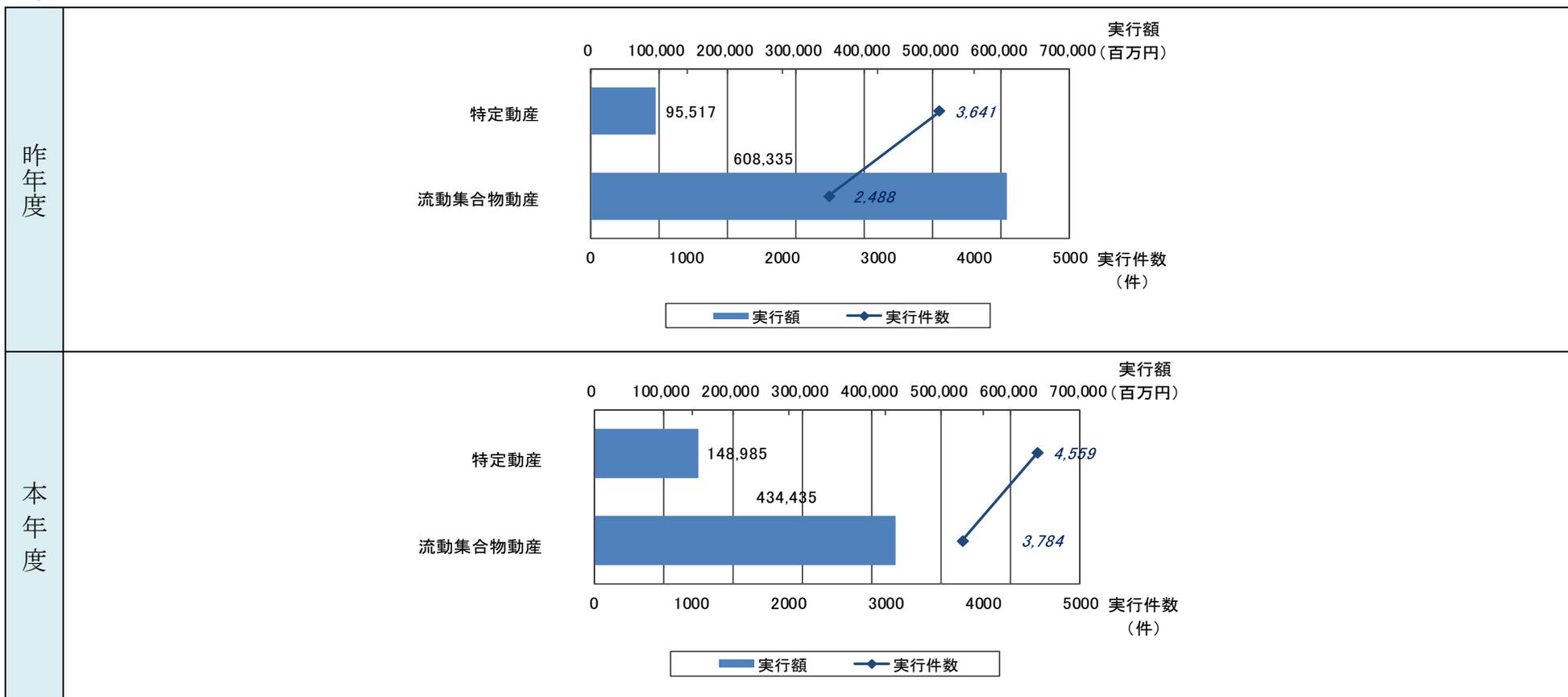


図 10 ABLの特定方式別の融資件数と実行額 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

⑧ 資金用途別の融資件数と実行額（Q8）

融資資金の用途別のABLの実行件数、実行額について、図 11によると、ABLの実行件数、実行額ともに、設備資金目的での融資が最も多く(6,632件、537,281百万円)、それぞれ全体の58%、60%程度を占めている。昨年度調査の結果との異同を分析したところ、設備資金目的での実行件数、実行額が大幅に増加している。また昨年度より運転資金が大きく減少しているが、これは昨年度の家電の巨額案件が計上されなくなったことによる影響と推測される。

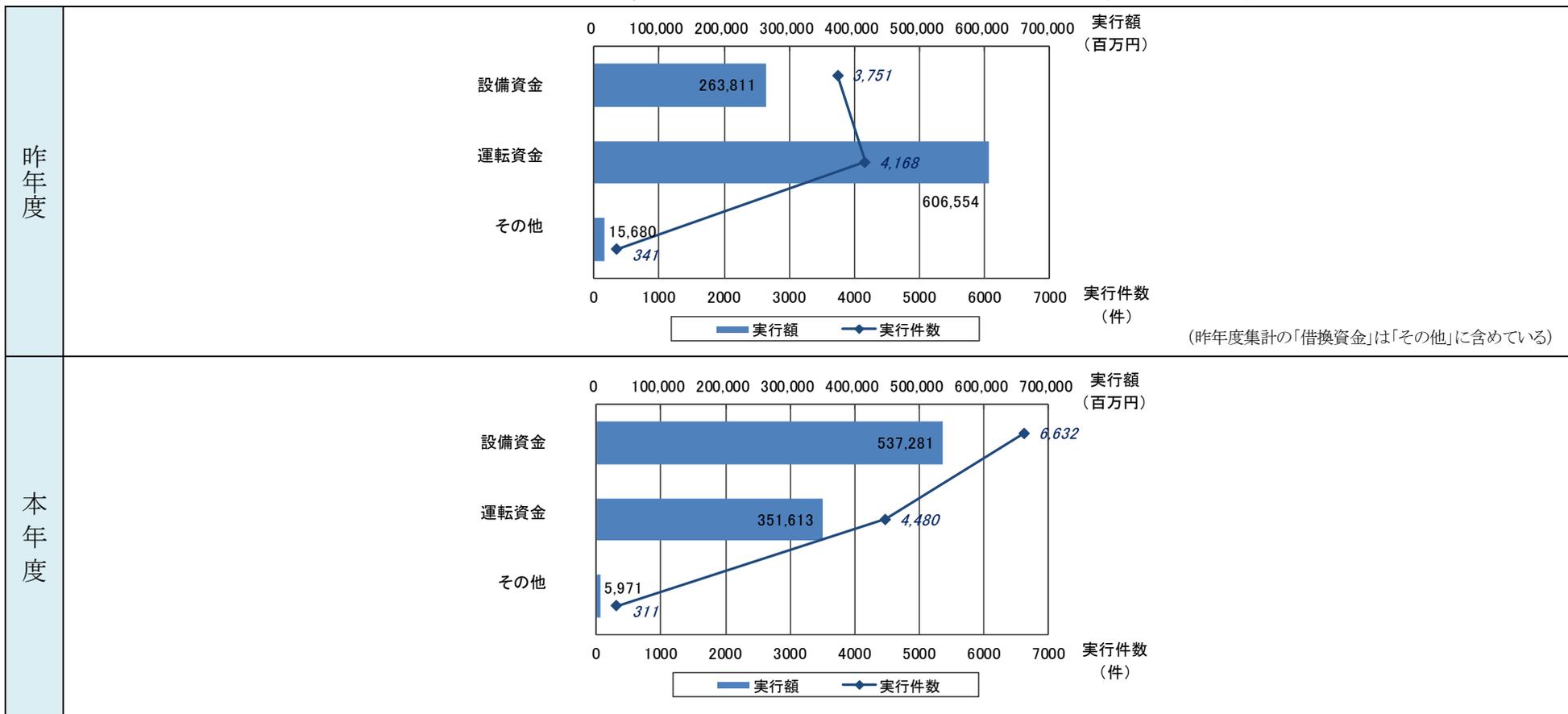


図 11 資金用途別の融資件数と実行額 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

⑨ 融資期間別の融資件数と実行額（Q9）

融資期間別にABLの実行件数、実行額について、図 12によると、融資実行件数、実行額ともに融資期間が10年以上の融資が最も多く(4,942件、447,278百万円)となっており、実行件数では全体の45%程度、実行額では全体の51%を占めている。次に多いものが1年未満の融資であり、長期と短期の二極化傾向があることが見て取れる。昨年度調査の結果との異同を分析したところ、融資件数と実行額について、「1年未満」、「10年以上」が増加した。なお、「1年以上5年未満」は件数微増にも関わらず、実行額が大幅に減少しているが、これは昨年度の家電の巨額案件が計上されなくなったことによる影響と推測される。

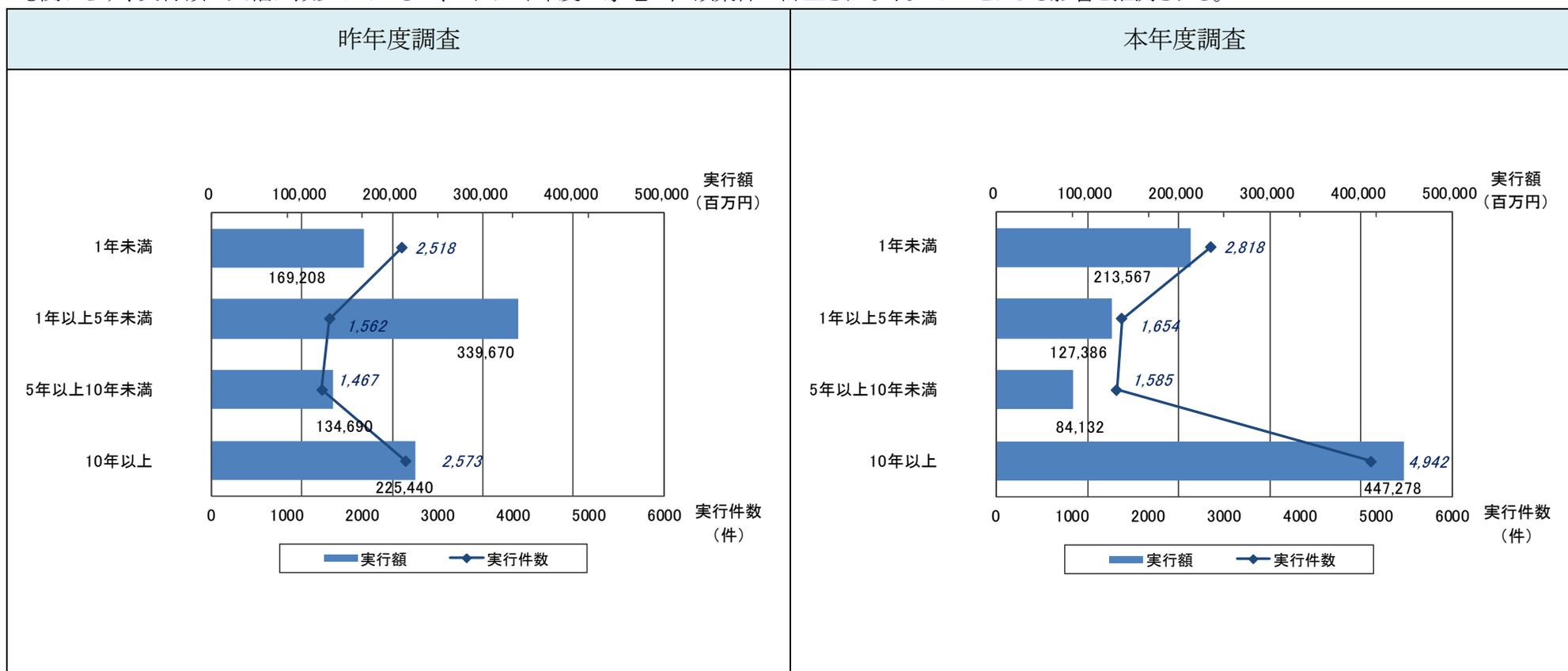


図 12 融資期間別の融資件数と実行額 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

⑩ 資金用途別の回収実績 (Q10)

平成 25 年度中に返済期限を迎えた案件の回収実績について、図 13によると、運転資金の回収実績が最も多く、2,594 件である。昨年度調査の結果との異同を分析したところ、運転資金の回収実績が大きく増加している。

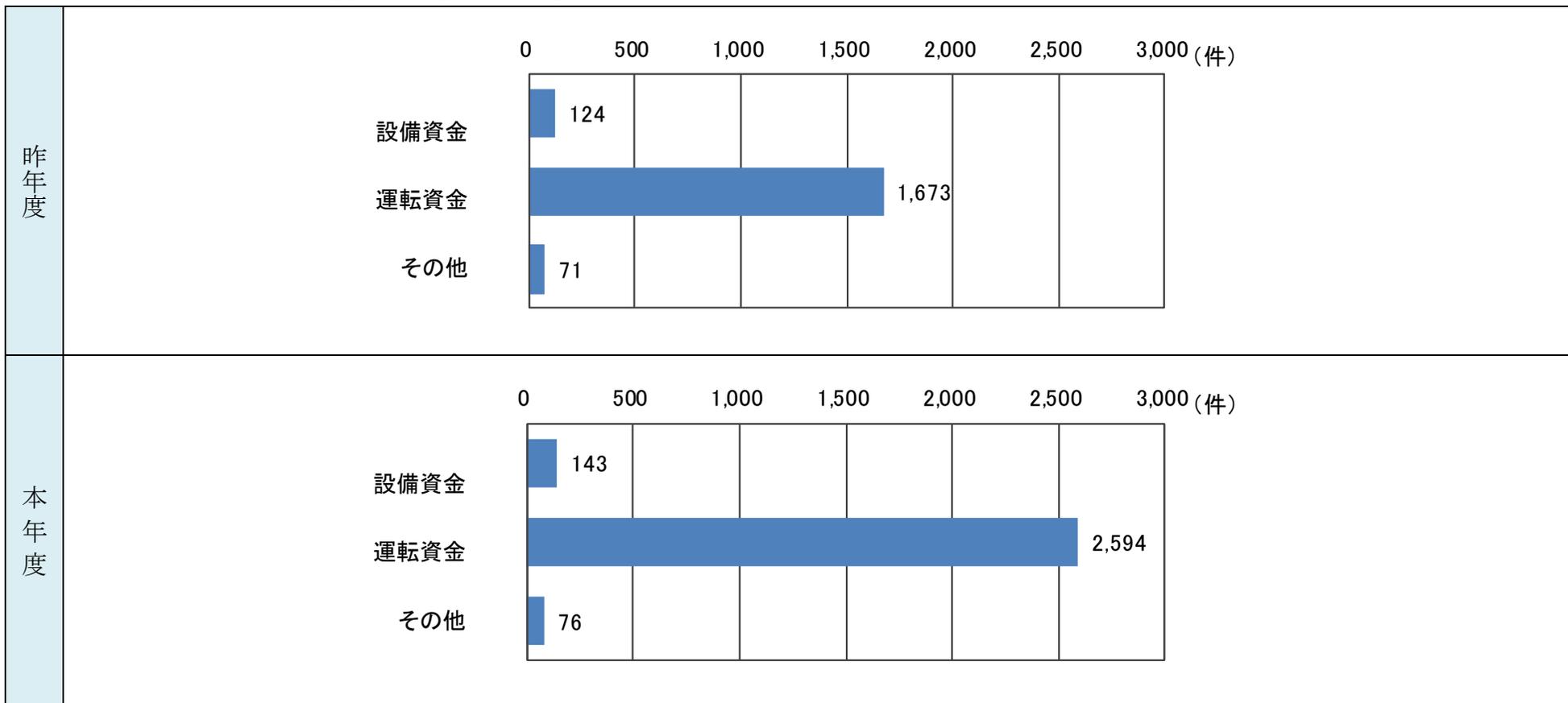


図 13 資金用途ごとの回収実績 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

⑪ 融資先の信用状況の傾向（Q11）

取引先企業の信用状況について、図 14によると、「債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い」と回答している機関が 66%と最も多く、「おおむね要注意先に相当する企業が多い」と回答した機関が 28.1%となっている。また業態別の図 15によると、ノンバンク他以外の機関においては「正常先に相当する企業が多い」と回答する機関が多く、ノンバンク他においては、「正常先に相当する企業が多い」と「おおむね要注意先に相当する企業が多い」と回答割合が同程度である。

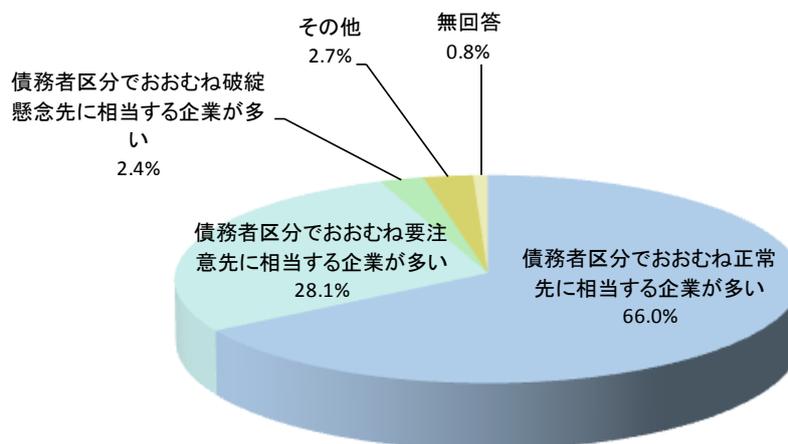


図 14 取引先企業の信用状況

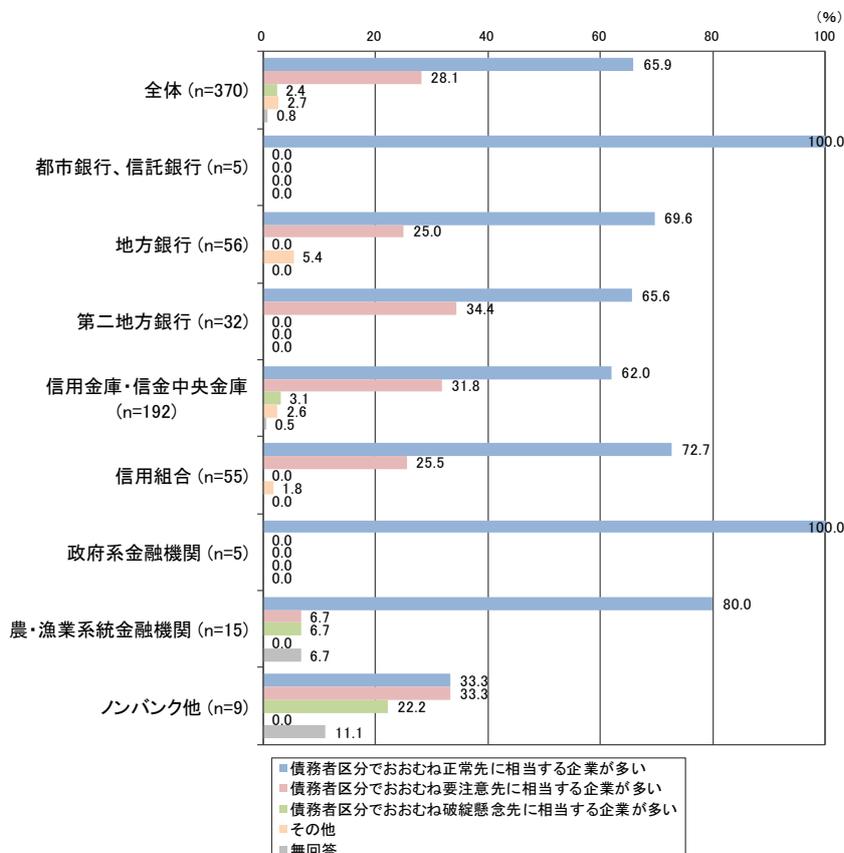


図 15 取引先企業の信用状況(業態別)(業態未回答1社)

⑫ 融資先の借入状況の傾向（Q12）

ABL実施前の融資先の借入状況の傾向について、図 16によると、「ABL以外の『従来型の担保・保証・信用による貸付』の余地が不十分だった事例の方が多し」と回答している機関が全体の 67%を占めている。昨年度調査の結果との異同を分析したところ、『従来型の担保・保証・信用による貸付』の余地が不十分だった事例の方が多しと回答する機関が減少している。

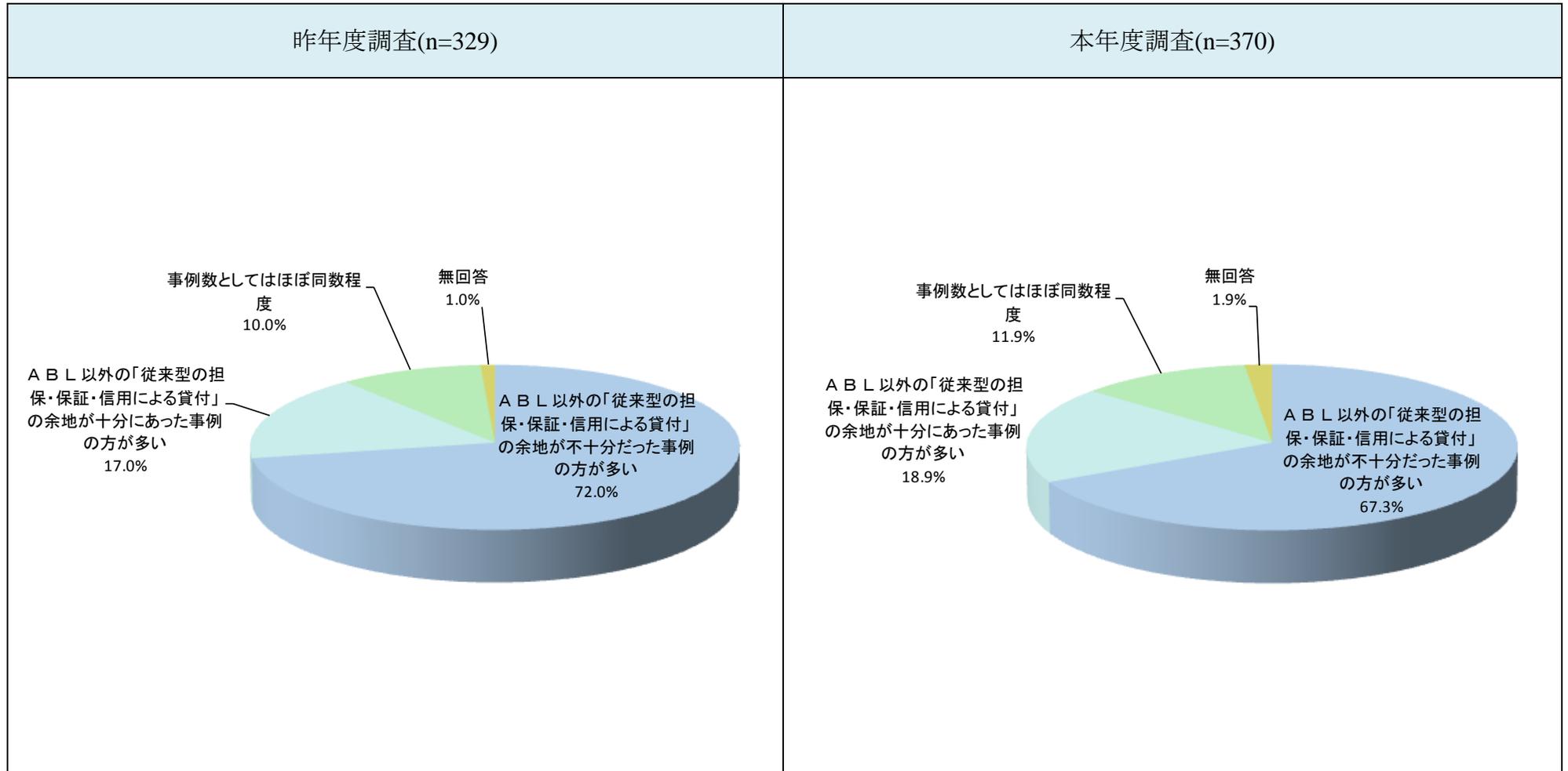


図 16 ABLを実施した融資先の借入状況 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

⑬ 取引先企業レベルのイメージ (Q13)

融資先の企業レベル(複数回答)について、図 17によると、「成熟期にある企業」と回答する機関が最も多く(全体の 59%)、次に「発展期にある企業」が多い。創業期、再生期にある企業へのABL実施は他の企業レベルの実施率に比べて低く、ある程度リスクが抑えられる企業でなければABLを実施していないと推察される。一方で、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、「創業期にある企業」と回答する機関が 24%と、昨年度から 7ポイント増加し、「衰退期にあると企業」と回答した機関が 7ポイント減少していることから、創業期の企業でも融資の機会が増していると考えられる。また図 18の業態別では、「創業期にある企業」と回答した機関は、信用組が 36%と最も多くなっている。

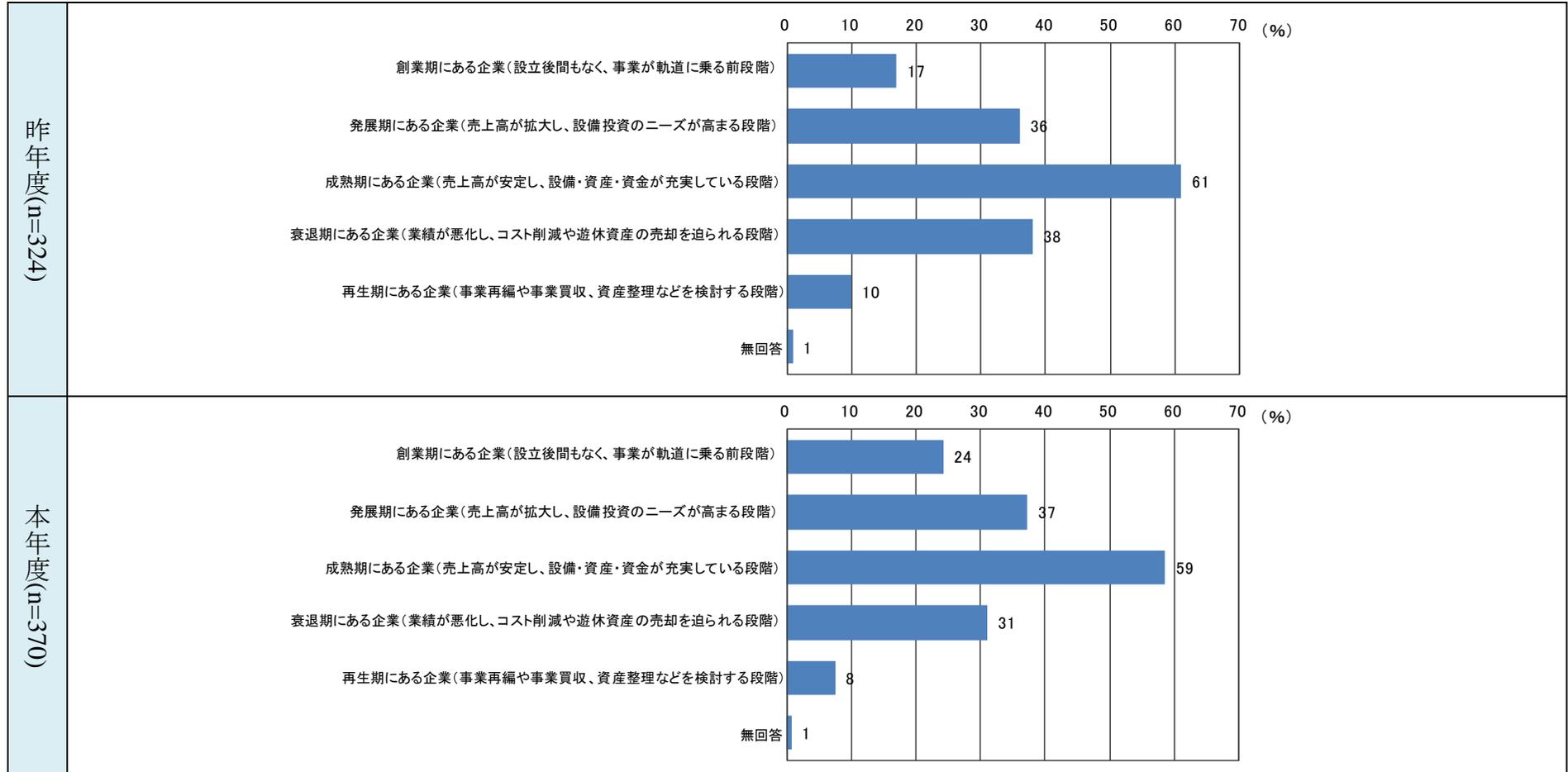


図 17 ABLを実施した主な取引先企業レベルのイメージ 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

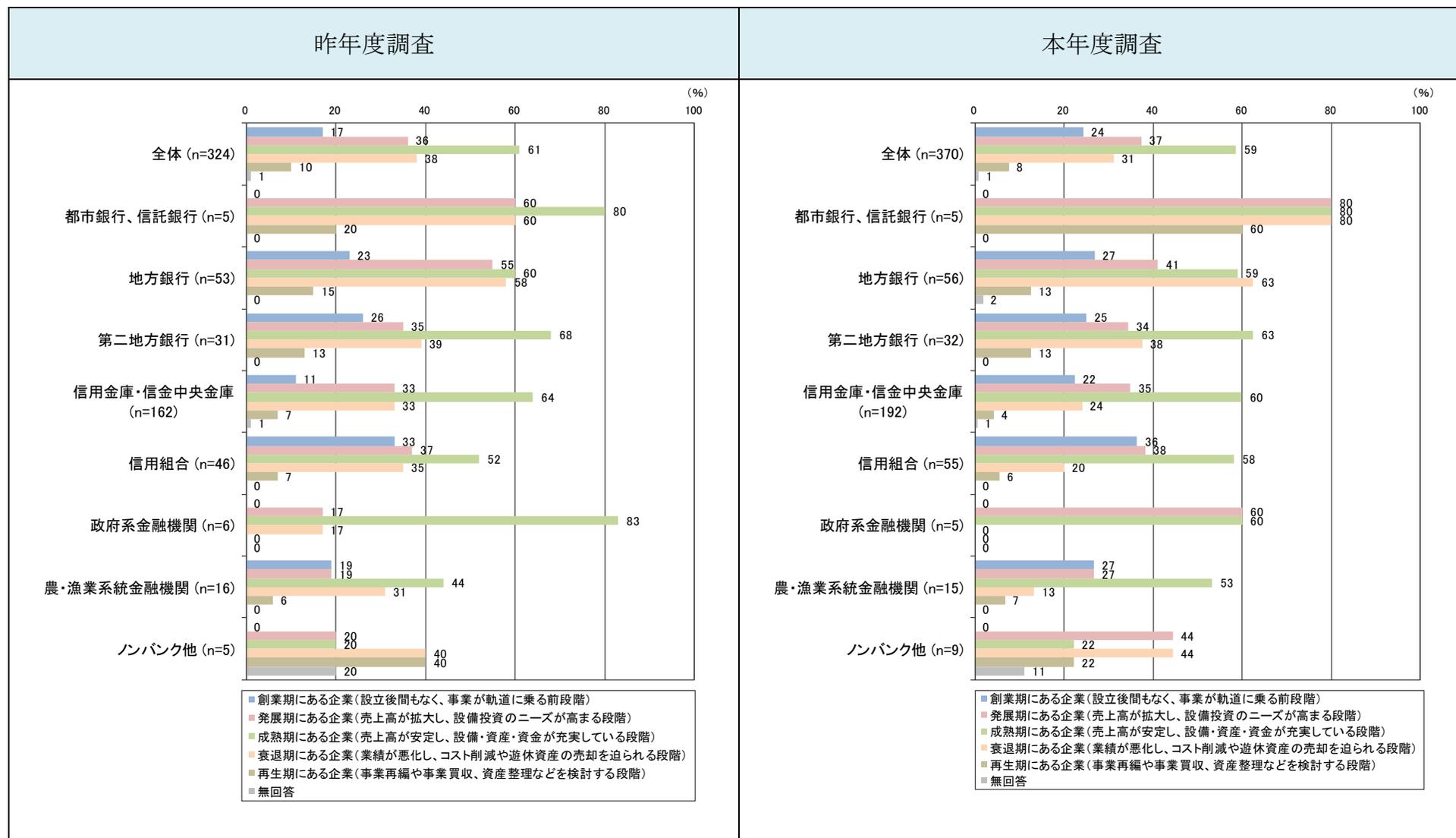


図 18 ABLを実施した主な取引先企業レベルのイメージ(業態別) 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度(業態未回答 1 社)

(b) 実施方針・推進体制

① 重視している経営管理・業績目標 (Q14)

重視している経営管理・業績評価について、図 19によると、最も重視されている項目が多いのが「貸出・預金残高項目」(65.9%)であり、次いで貸出利鞘等の「資金利益項目」(57.1%)となっている。一方で、経営改善支援や事業性評価の取り組み等の「取引先実態把握・支援項目」を最も重視すると回答した機関は、19.2%に留まり、ABLが推進されるなか、依然として貸出・預金残高中心の評価及び営業体制となっている。また「その他」を最も重視すると回答した機関が 8.9%、「その他」を 2 番目に重視すると回答した機関が 22.8%もいるが、この内容についての回答が多かったものは、「取引先(融資先)件数、新規取引先(融資先)件数、地域内シェア」である。

また最も重視している項目として回答の多かった「貸出・預金残高項目」及び、ABL 推進に関連する「取引先実態把握・支援項目」の業態別を図 20、図 21に示す。「貸出・預金残高項目」については、ノンバンク他以外の機関においては、重視度は異なるが考慮している現状にある。一方、「取引先実態把握・支援項目」については、地方銀行と政府系金融機関以外の機関で「取引先実態把握・支援項目」を考慮していないと回答している機関がいくつか存在していることがわかる。

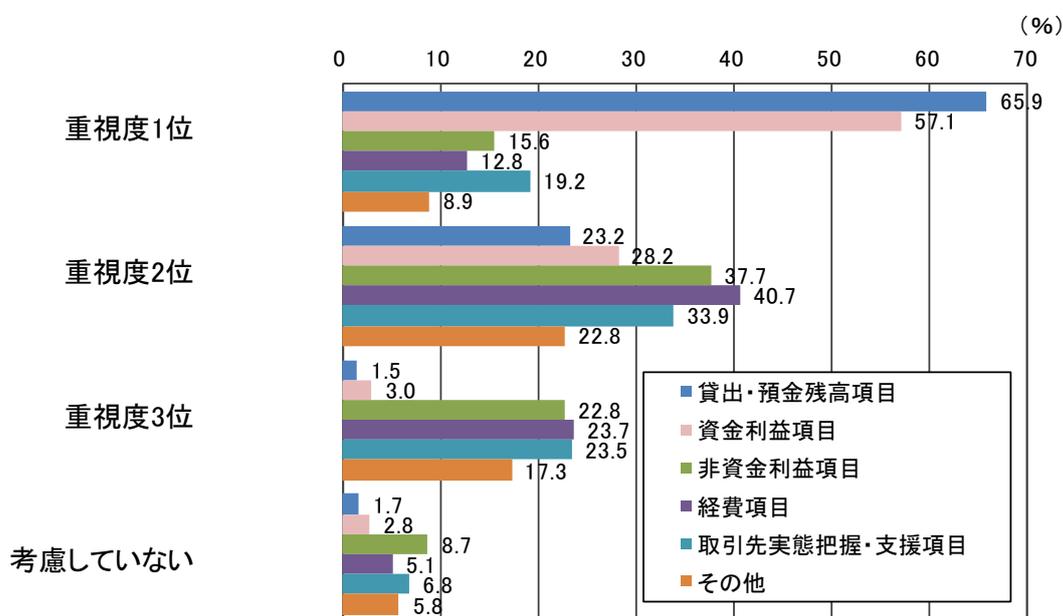


図 19 経営管理・業績評価において重視している項目

(貸出・預金残高項目_業態別)

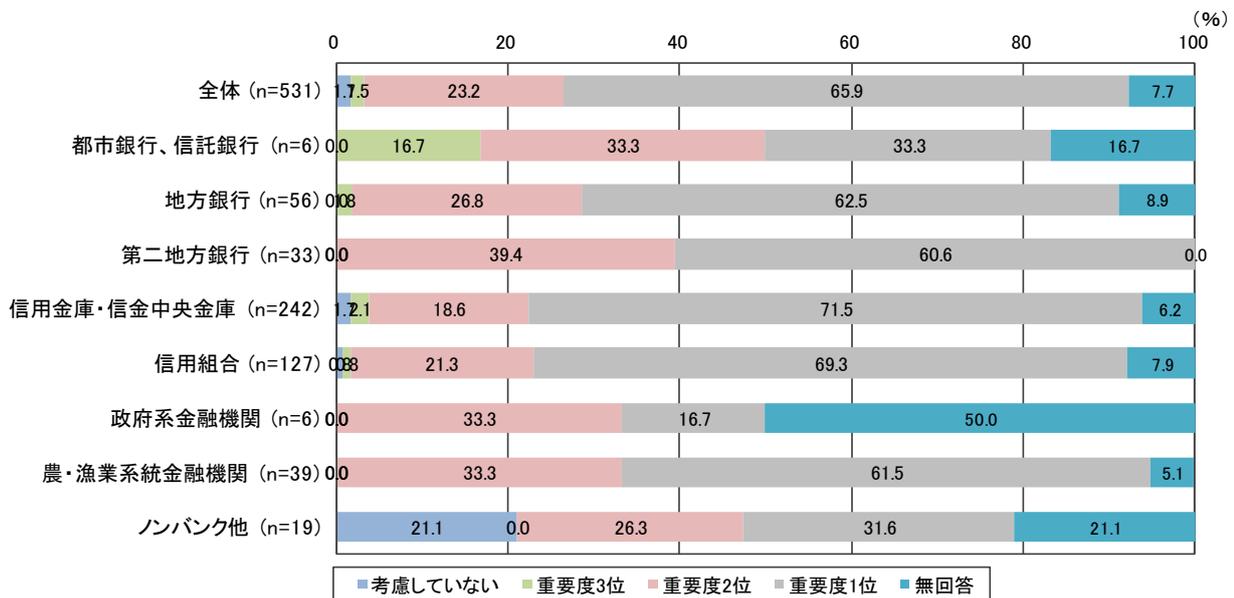


図 20 経営管理・業績評価において重視している項目「貸出・預金残高項目」(業態未回答 3 社)

(取引先実態把握・支援項目_業態別)

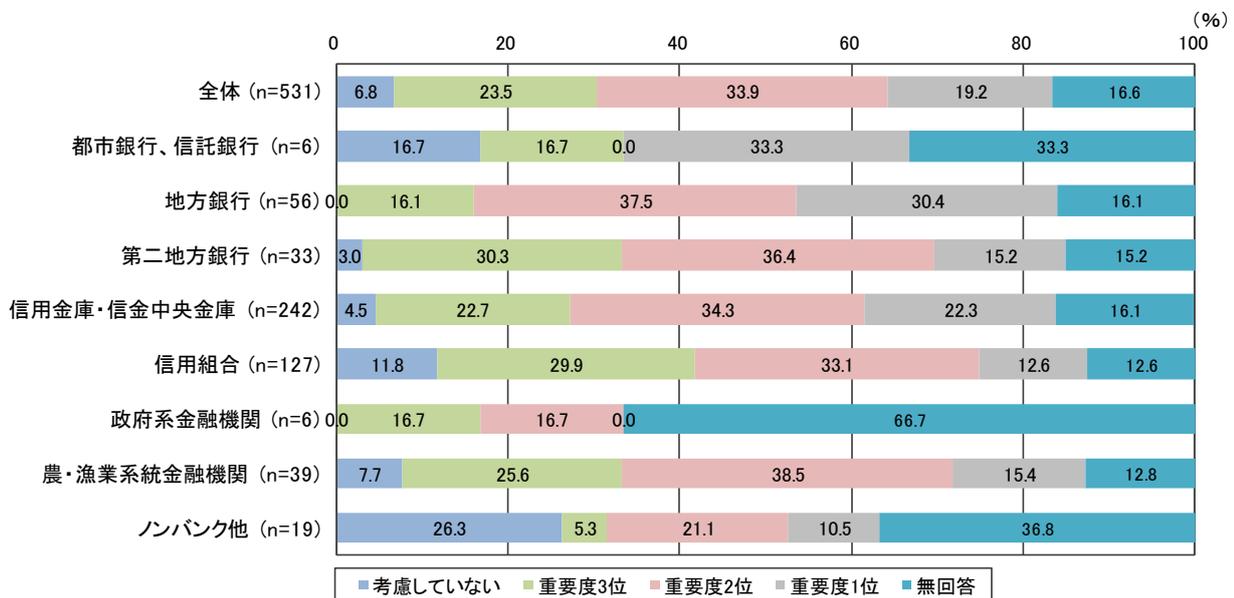


図 21 経営管理・業績評価において重視している項目「取引先実態把握・支援項目」(業態未回答 3 社)

② ABL推進に関する組織的な方針（Q15）

ABL推進に関する組織的な方針や目標件数・目標実行額の設定の有無について、図 22によると、「目標件数や目標実行額が設定され、部署や支店の業績評価に組み入れられている」、「目標件数や目標実行額は設定しているが、部署や支店の業績評価には組み入れられていない」、「組織的なABL推進の方針はあるが、具体的な数値目標は存在しない」の3つをあわせた、組織的にABL推進の方針を示している機関は全体の43%である。昨年度調査時の45%と比較すると推進方針を定める機関の割合は同水準である。

また、業態別の図 23によると、地方銀行、第二地方銀行、政府系金融機関では「目標件数や目標実行額が設定され、部署や支店の業績評価に組み入れられている」と回答する機関が他の業態と比較して有意に高い。

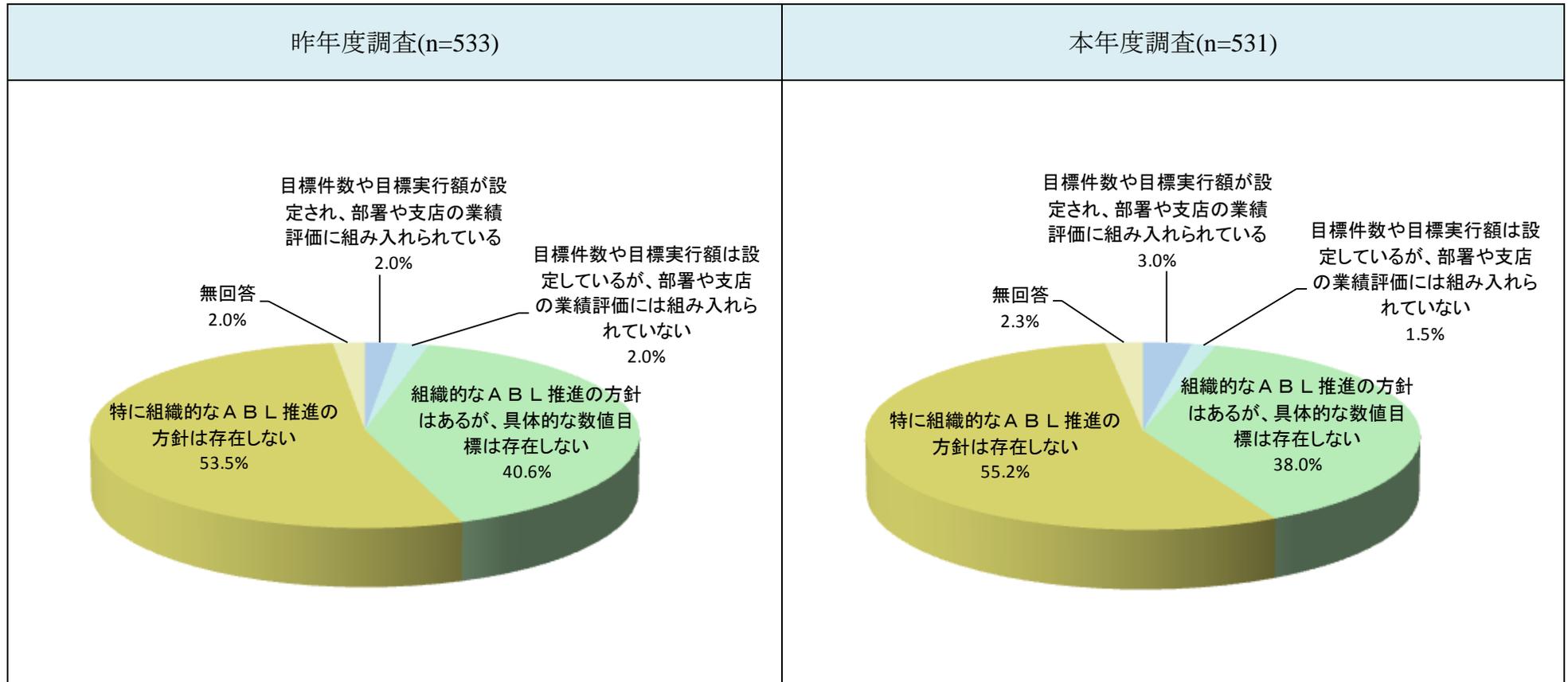


図 22 ABL推進に関する組織的な方針 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

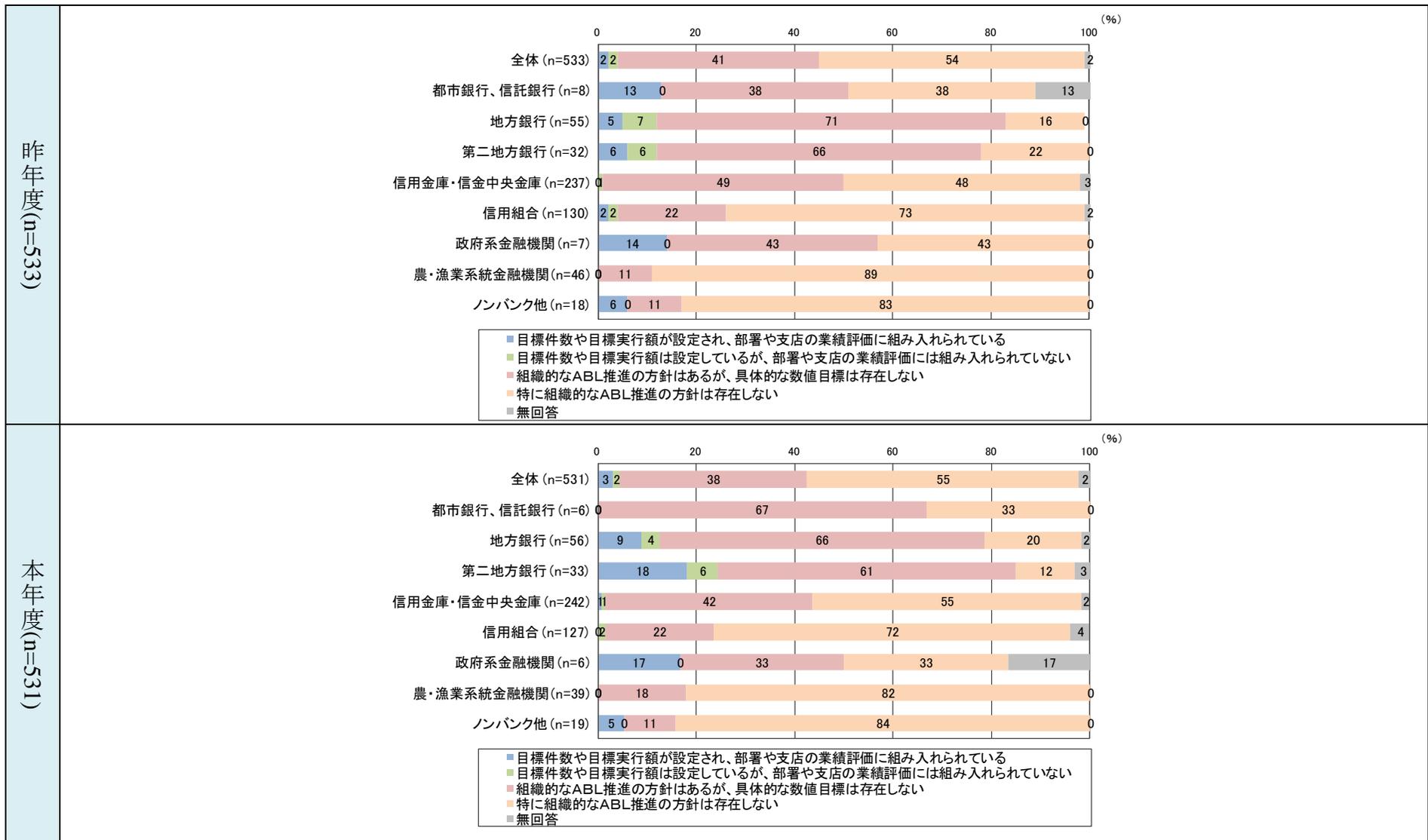


図 23 ABL推進に関する組織的な方針(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 3 社)

③ 今後のABLの実施方針（Q16）

今後のABLの実施方針について、図 24によると、「さらに強化する」と回答する機関の割合は全体で25%と、昨年度の31%から約6ポイント減少している。しかし、「現状を維持する」と回答する企業の割合は43%と、昨年度の32%から約9ポイント増加している。「さらに強化する」又は「現状を維持する」と回答する機関の合計は、68%と、昨年度の63%から約5ポイント増加している。また業態別の図 25によると、業態ごとに明確にABLに対する方針が分かれている。主要銀行（都市銀行・信託銀行）や地方銀行、第二地方銀行では「さらに強化する」と回答する機関の割合が高く、過年度に引き続き前向きな姿勢が見られる。一方で、信用組合や農・漁業系機関などでは「さらに強化する」と回答する機関の割合が他の業態より低く、また「ABL実施実績はないが今後ABLに取り組んでいきたい」と回答した機関も6～10%程度にとどまり、「ABLの取り組みを予定していない」と回答する機関も未だ多い。

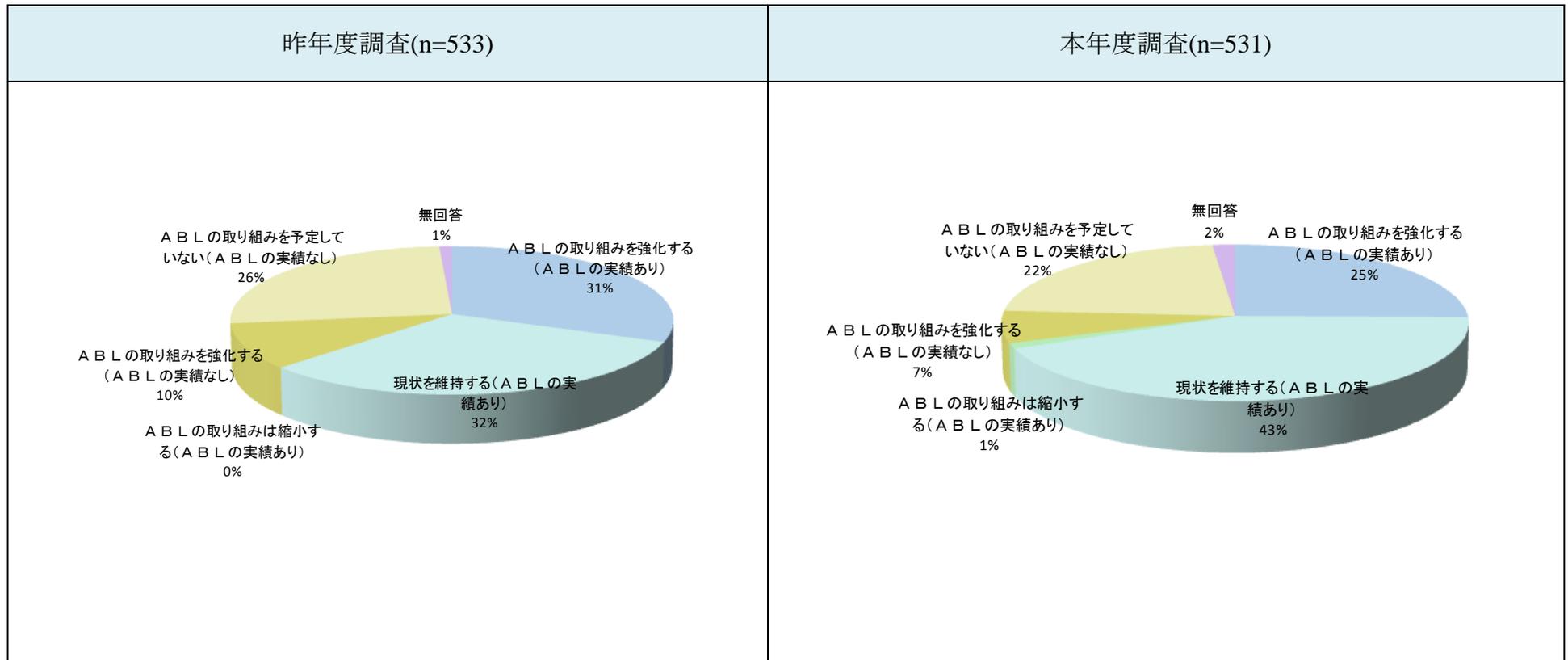


図 24 今後のABLの実施方針 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

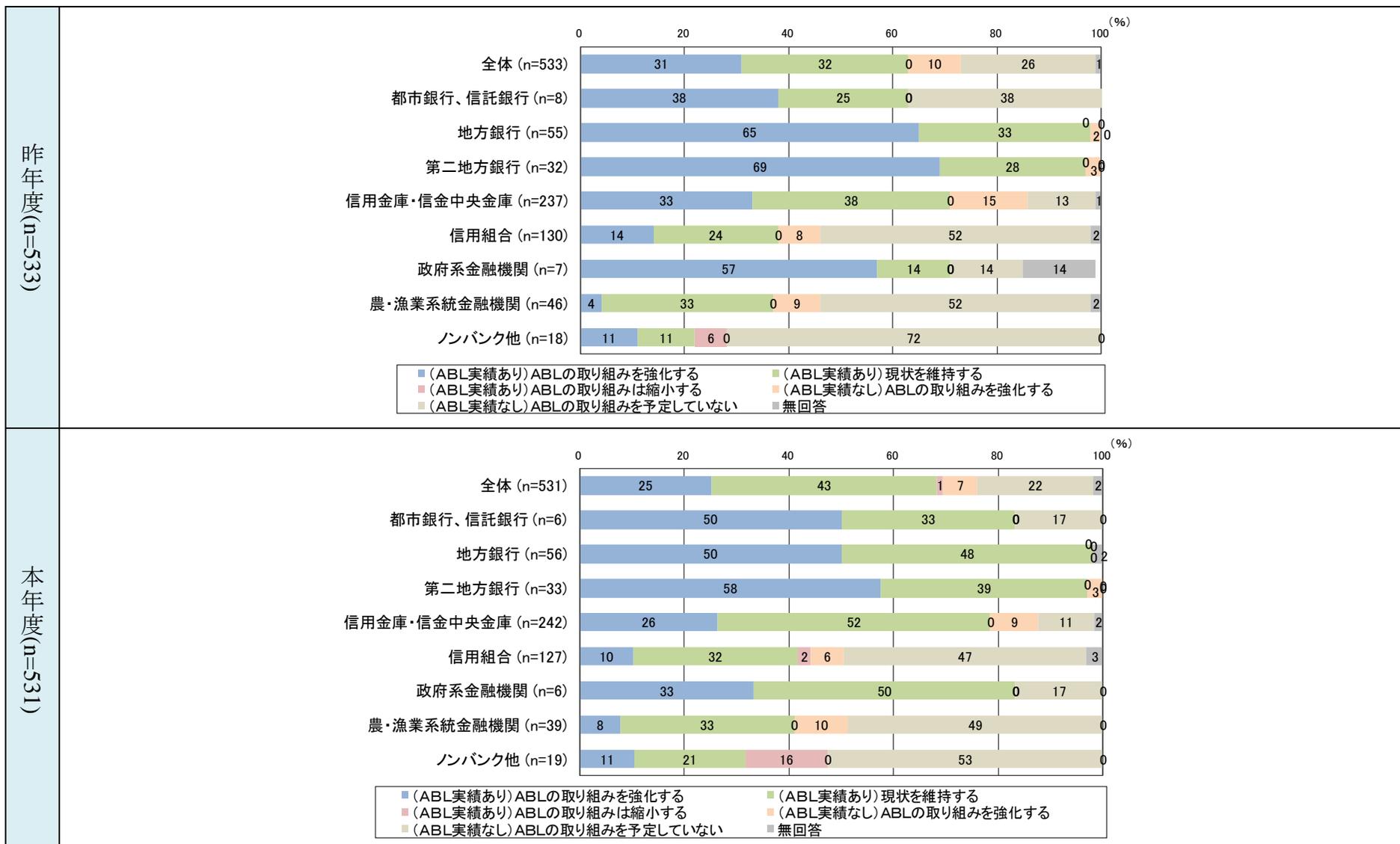


図 25 今後のABLの実施方針(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 3 社)

④ 今後、ABLの取組の維持、強化の方針をとる理由（Q17）

今後「ABLの取り組みを強化する」、「現状を維持する」の方針をとる理由（複数回答）について、図 26によると、「取引先の取引状況をモニタリングできるから」が最も多く、昨年度に引き続き約 60%の機関が回答している。次いで「信用力が低い取引先への取引拡充ができるから」（45%）、「取引先のニーズに合った融資スキームだから」（39%）が回答されている。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、「取引先のニーズに合った融資スキームだから」が昨年度の 31%から大きく増加している。業態別では、表 3によると、主要銀行（都市銀行、信託銀行）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、ノンバンク他では「取引先の取引状況をモニタリングできるから」を選択する機関が多く、政府系金融機関では回答対象機関数が少ないものの「取引先のニーズに合った融資スキームだから」（80%）、「取引先がABLで融資を受けたいという要望があるから」（80%）といった、利用者のニーズに基づく理由が上位に挙げられている。

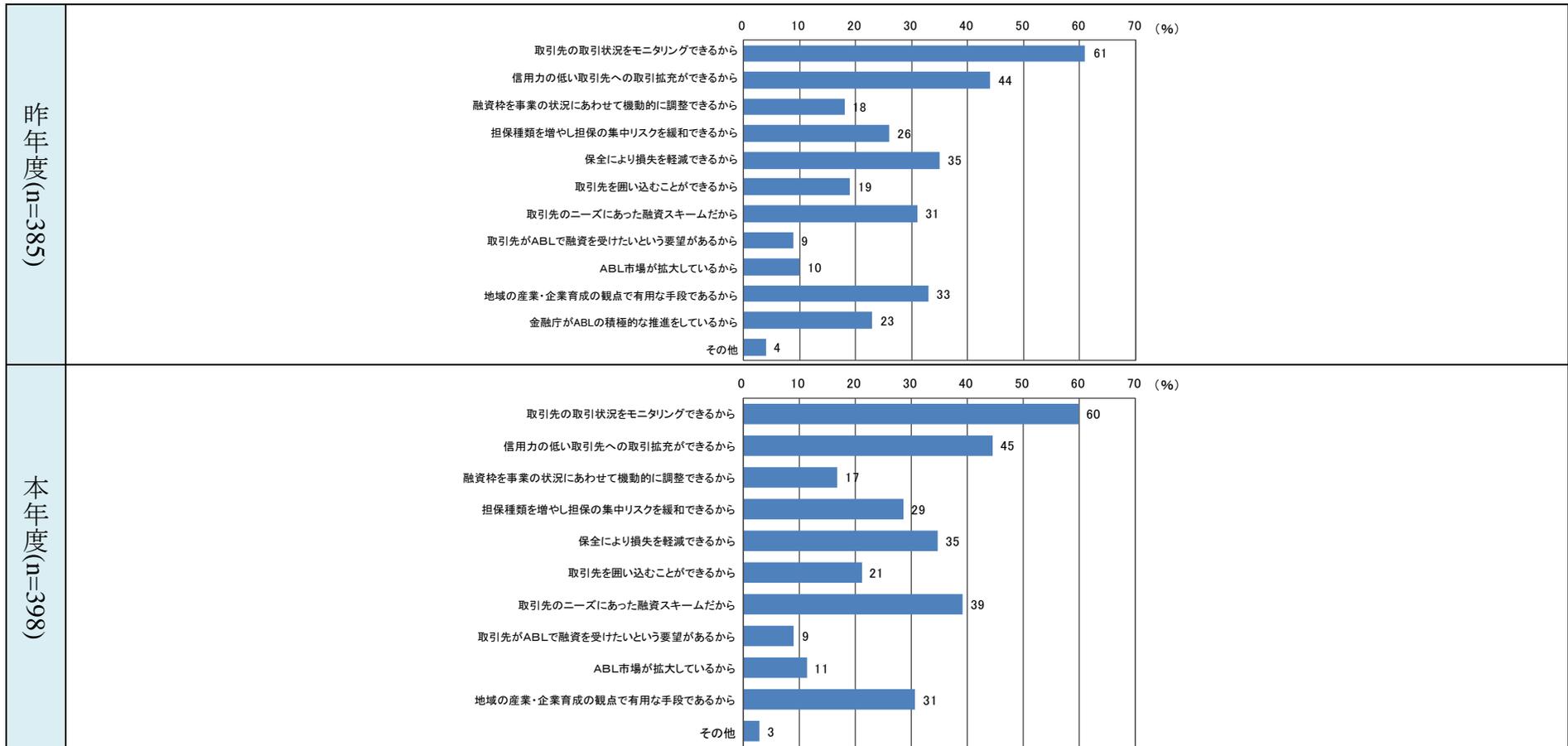


図 26 ABLの取組の維持、強化の方針をとる理由 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

⑤ 今後ともABL取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由(Q18)

今後、「ABLの取り組みは縮小する」、もしくは「ABLの取り組みを予定していない」理由(複数回答)について、図 27によると、最も多かった回答は「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」(47%)、続いて「ABLの融資対象となりうる取引先を見つけることが困難だから」(42%)等、昨年度同様、営業先開拓や担保の評価に関する課題が大きな理由として挙げられている。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、概ね昨年度と同様である。業態別では、表 4によると、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」という理由は各業態で共通に挙げられている。農・漁業系統金融機関では「客観的・合理的な評価を得ることが困難だから」と、評価についての課題が挙げられている。

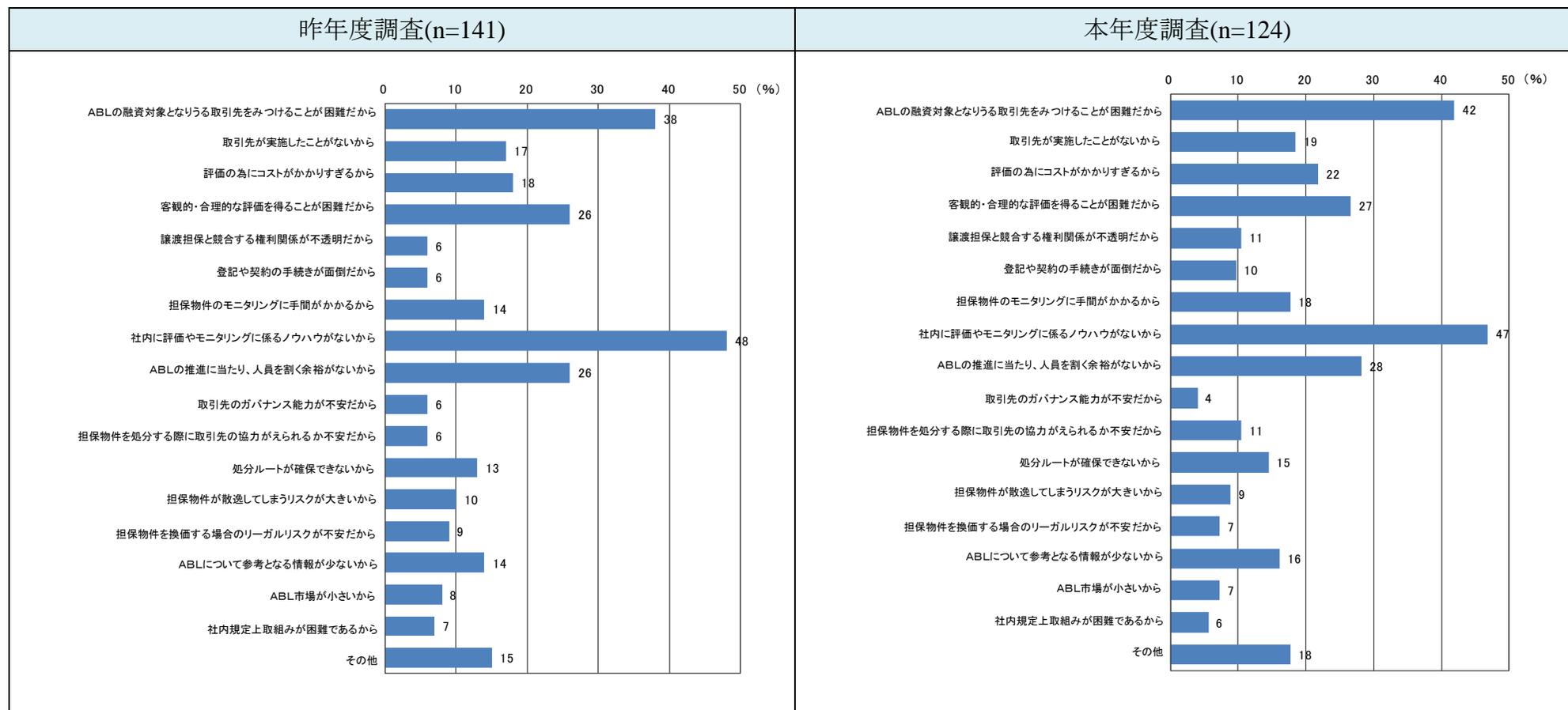


図 27 今後ともABL取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

表 4 今後ともABL取組を予定していない、もしくは縮小する方針をとる理由(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 2 社)

		理由																		
		先を 見つけ るこ とが 困 難 だ か ら	取 引 先 が 実 施 し た こ と が な い か ら	評 価 の 為 に コ ス ト が か か り ず ぎ る か	客 観 的 ・ 合 理 的 な 評 価 を 得 る こ と が 困 難 だ か ら	明 だ か ら 譲 渡 担 保 と 競 合 す る 権 利 関 係 が 不 透 明 だ か ら	登 記 や 契 約 の 手 続 き が 面 倒 だ か ら	担 保 物 件 の モ ニ タ リ ン グ に 手 間 が か か る か ら	ウ ハ ウ が な い か ら 社 内 に 評 価 や モ ニ タ リ ン グ に 係 る ノ ウ ハ ウ が な い か ら	余 裕 が な い か ら A B L の 推 進 に 当 た り 、 人 員 を 割 く	取 引 先 の ガ バ ナ ン ス 能 力 が 不 安 だ か ら	担 保 物 件 を 処 分 す る 際 に 取 引 先 の 協 力 が 得 ら れ る か 不 安 だ か ら	処 分 ル ー ト が 確 保 で き な い か ら	担 保 物 件 が 散 逸 し て し ま う リ ス ク が 大 き い か ら	担 保 物 件 を 換 備 す る 場 合 の リ ー ガ ル リ ス ク が 不 安 だ か ら	A B L に つ い て 参 考 と な る 情 報 が 少 な い か ら	A B L 市 場 が 小 さい か ら	社 内 規 定 上 取 り 組 み が 困 難 で あ る か	そ の 他	無 回 答
昨年度 (n=141)	全体 (n=141)	38	17	18	26	6	6	14	48	26	6	6	13	10	9	14	8	7	15	1
	都市銀行・信託銀行 (n=3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方銀行 (n=0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第二地方銀行 (n=0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	信用金庫・信金中央金庫 (n=31)	42	10	13	29	6	3	10	52	26	6	13	19	3	10	16	23	6	6	3
	信用組合 (n=68)	38	22	19	22	7	7	13	51	28	7	6	10	9	7	12	4	6	13	0
	政府系金融機関 (n=1)	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農・漁業系統金融機関 (n=24)	38	17	21	42	4	4	21	42	21	4	4	21	17	8	21	4	8	21	4
ノンバンク他 (n=14)	21	7	7	0	7	0	7	21	29	7	0	0	14	0	7	0	14	36	0	
本年度 (n=124)	全体 (n=124)	42	19	22	27	11	10	18	47	28	4	11	15	9	7	16	7	6	18	2
	都市銀行・信託銀行 (n=1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
	地方銀行 (n=0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第二地方銀行 (n=0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	信用金庫・信金中央金庫 (n=26)	31	15	27	23	8	8	23	58	19	8	8	19	12	8	15	23	0	15	4
	信用組合 (n=62)	53	18	18	23	8	13	16	47	32	3	10	11	7	7	18	3	5	15	2
	政府系金融機関 (n=1)	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農・漁業系統金融機関 (n=19)	42	42	42	58	21	11	21	58	47	5	21	26	11	11	26	5	11	11	0
ノンバンク他 (n=13)	15	0	8	8	15	0	15	23	8	0	8	8	15	0	0	0	15	39	0	

⑥ 知的財産権活用融資実績 (Q19)

事業性評価に関連して、取引先企業の保有する知的財産権に着目する金融機関が増えている。特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権に着目した融資の実績について、図 28によると、知的財産権活用融資の実績のある機関は全体の3%であり、非常に限定的である。今後の取り組み意向に関しては、「融資実績はないが、今後取引先に提案していきたい」という能動的に取り組む姿勢を見せている機関は9%で、「取引先からの要望があれば実施したい」という回答が53%、さらに、「今後も実施したいと思わない」との回答が53%である。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、「融資実績がある」と回答した機関の割合は同様であるものの、「融資実績はないが、今後取引先に提案していきたい」、「取引先からの要望があれば実施したい」と回答する機関の割合が大きく増加している。業態別では、図 29によると、主要銀行(都市銀行、信託銀行)、政府系金融機関では30~50%程度の実施率を示すが、その他の金融機関については業態を問わず実施率が低い。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、主要銀行(都市銀行、信託銀行)の実施率が大きく増加している。地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫では、「融資実績はないが、今後取引先に提案していきたい」と回答する機関の割合が大きく増加している。

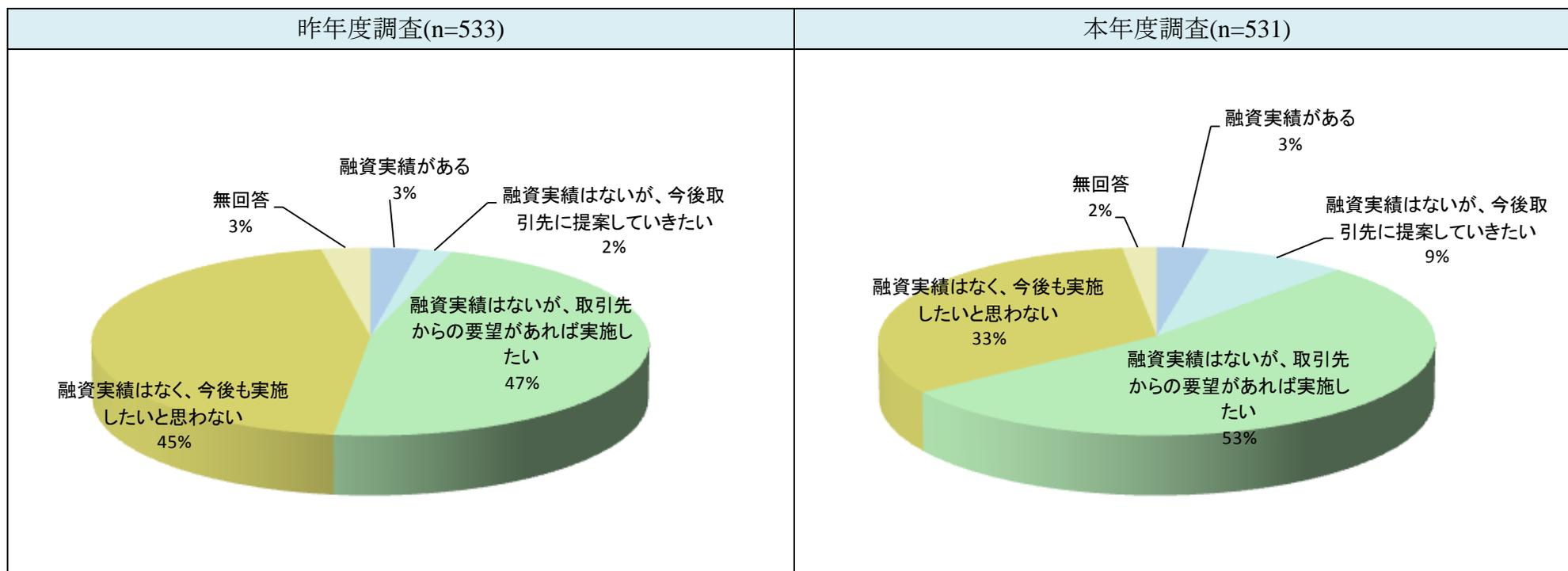


図 28 知的財産権活用融資実績 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度



図 29 知的財産権活用融資実績(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 3 社)

⑦ 知的財産活用融資の際の課題（Q20）

知的財産権活用融資を実施する場合、課題になっている融資実行プロセス(n=531)（複数回答）について、図 30によると、「知財を通じてどのようなことがわかるかといった基礎知識に対する理解不足」（60.3%）が最も多くあげられている。次いで「知財の評価額・知財を切り口とした事業性評価結果に対する信頼性」（46.9%）、「担保権設定を行った知財の換価・処分」（45.8%）が挙げられている。上記いずれの課題点においても回答率は45%以上と高く、知的財産活用融資を実施するまでの金融機関の課題意識は高いことが推察される。

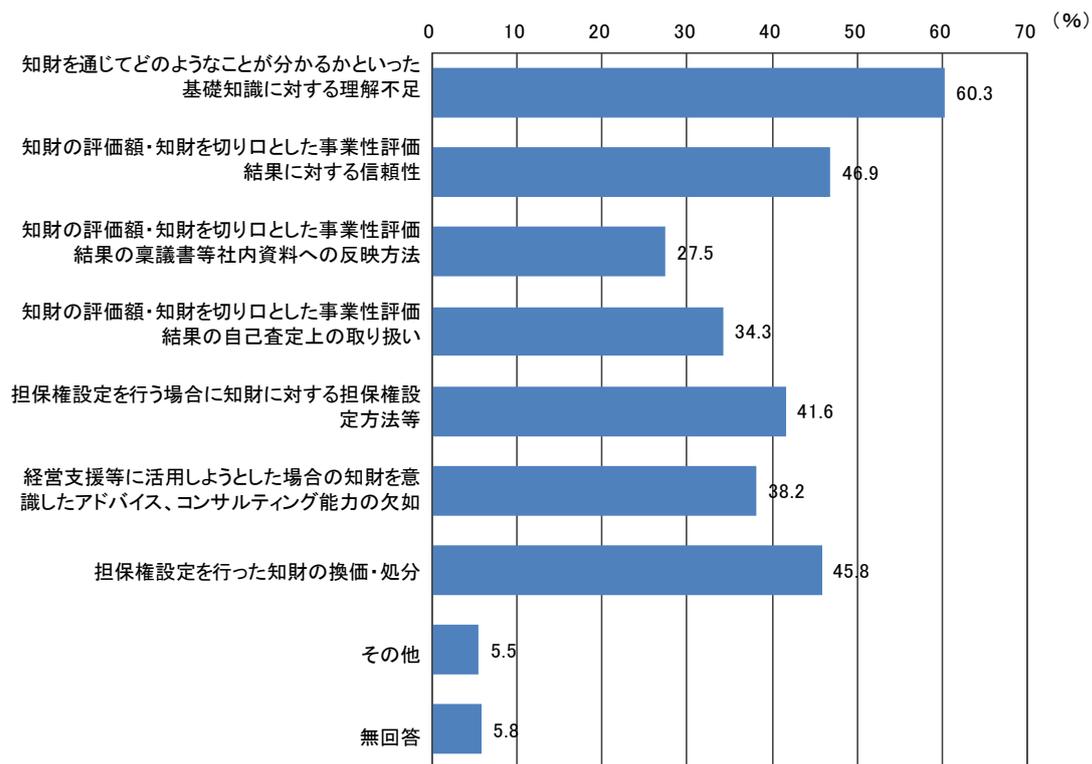


図 30 知的財産活用融資の際の課題

⑧ ABL実行を検討する際に準拠すべき明文規定の有無（Q21）

ABLの実行を検討する際に準拠すべき明文規程の有無について、図 31によると、調査対象機関全体では、41%が「ある」、26%が「ないが、作成を検討中・作成中である」と回答している。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、「ある」と回答した機関の割合は昨年度の33%から8ポイント増加している。業態別では、図 32によると、主要銀行（都市銀行・信託銀行）、地方銀行、第二地方銀行、政府系機関で「ある」が67%～93%と高い一方で、信用組合、農・魚業系統機関では「今後の作成予定もない」が過半数を占め、業態による違いが見られる。昨年度調査の結果との異同を分析したところ、概ね昨年度と同様である。

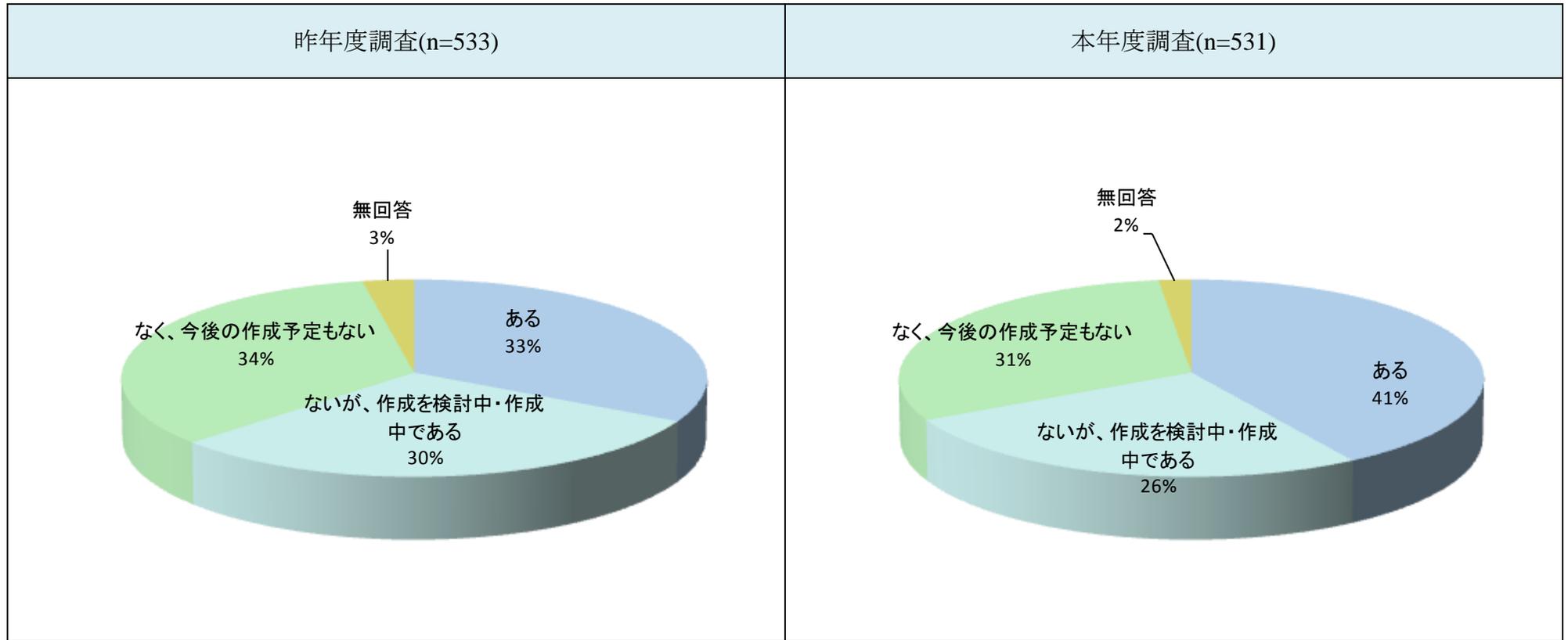


図 31 ABL実行を検討する際に準拠すべき明文規程の有無 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

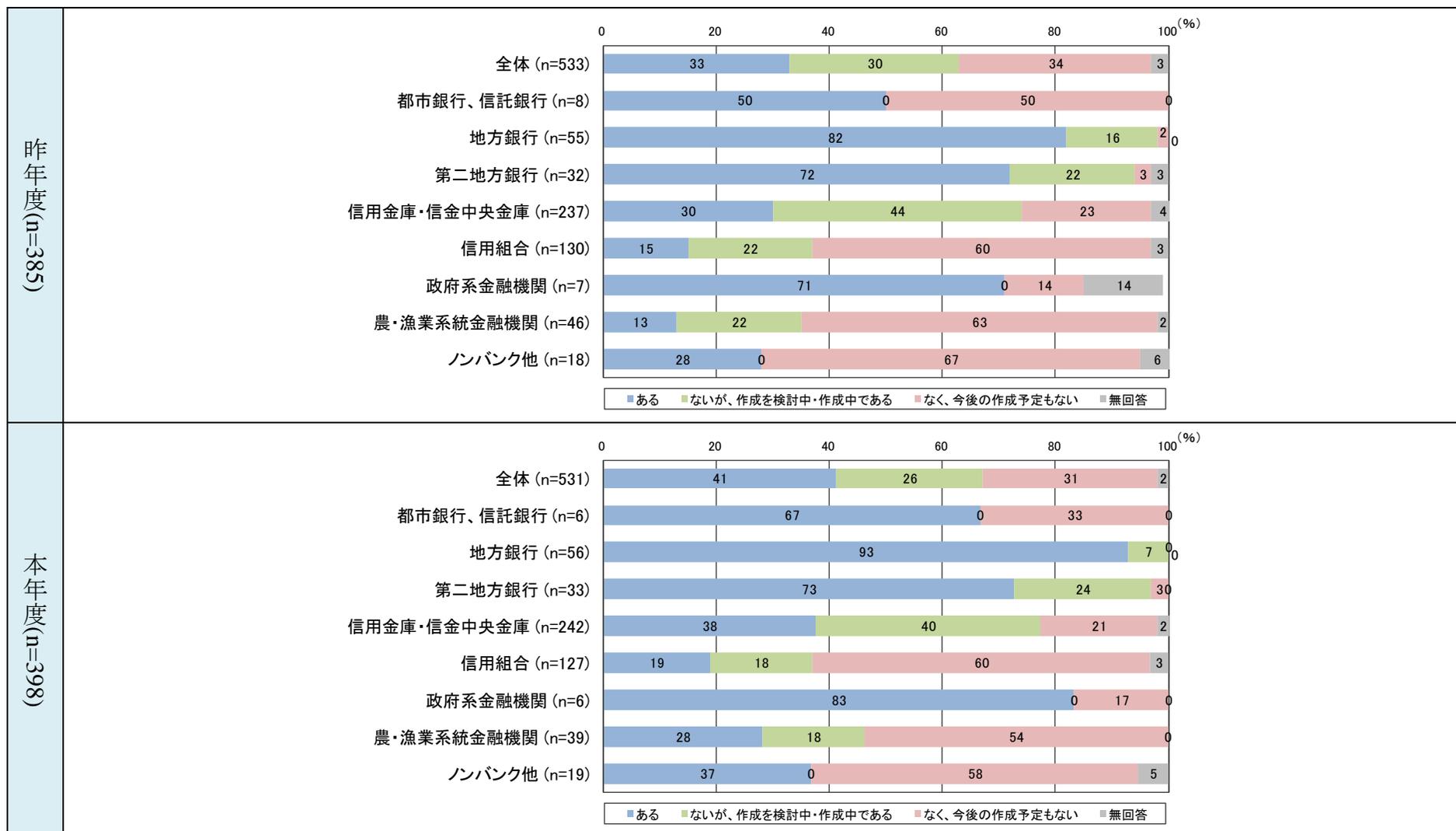


図 32 ABL実行を検討する際に準拠すべき明文規定の有無(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度 (業態未回答 3 社)

⑨ ABLの実施体制(評価、管理・モニタリング、換価・処分)(Q22)

ABLの実施体制(評価、管理・モニタリング、換価・処分)について、図 33によると、動産の評価と換価・処分に関しては、「自行は主体的に実施せず、全て外部機関に委託している」と回答した機関が最も多く、管理・モニタリングは、「自行内で実施できる仕組みを構築している」と回答した機関が最も多い。

一方、債権では、評価、管理・モニタリング、換価・処分の全てにおいて「自行内で実施できる仕組みを構築している」と回答した機関が多くなっている。

評価、管理・モニタリング、換価・処分のその他で多い回答は、「実施していない」「検討中」である。

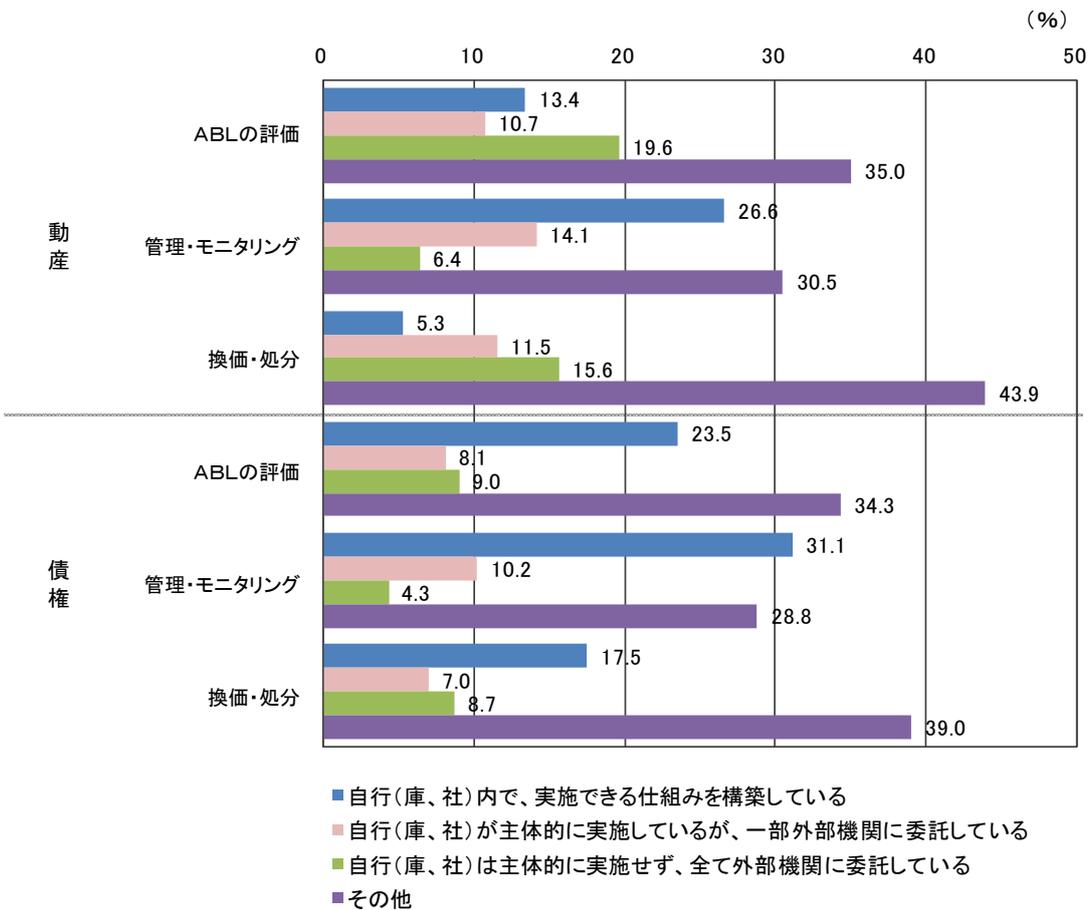


図 33 ABLの実施体制(評価、管理・モニタリング、換価・処分)

⑩ ABLに関する研修の実施有無（Q23）

ABLに関する研修の実施有無（複数回答）について、図 34によると、回答機関全体では、「自行（庫・社）内で内部研修を実施した」または「外部機関の主催する研修を利用した」と回答した機関が 31%であり、昨年度の調査結果（48%）から減少している。業態別では、図 35によると、主要銀行（都市銀行・信託銀行）を除く全ての業態において「内部研修を実施した」や「外部機関の主催する研修を利用した」と回答した機関が減少している。

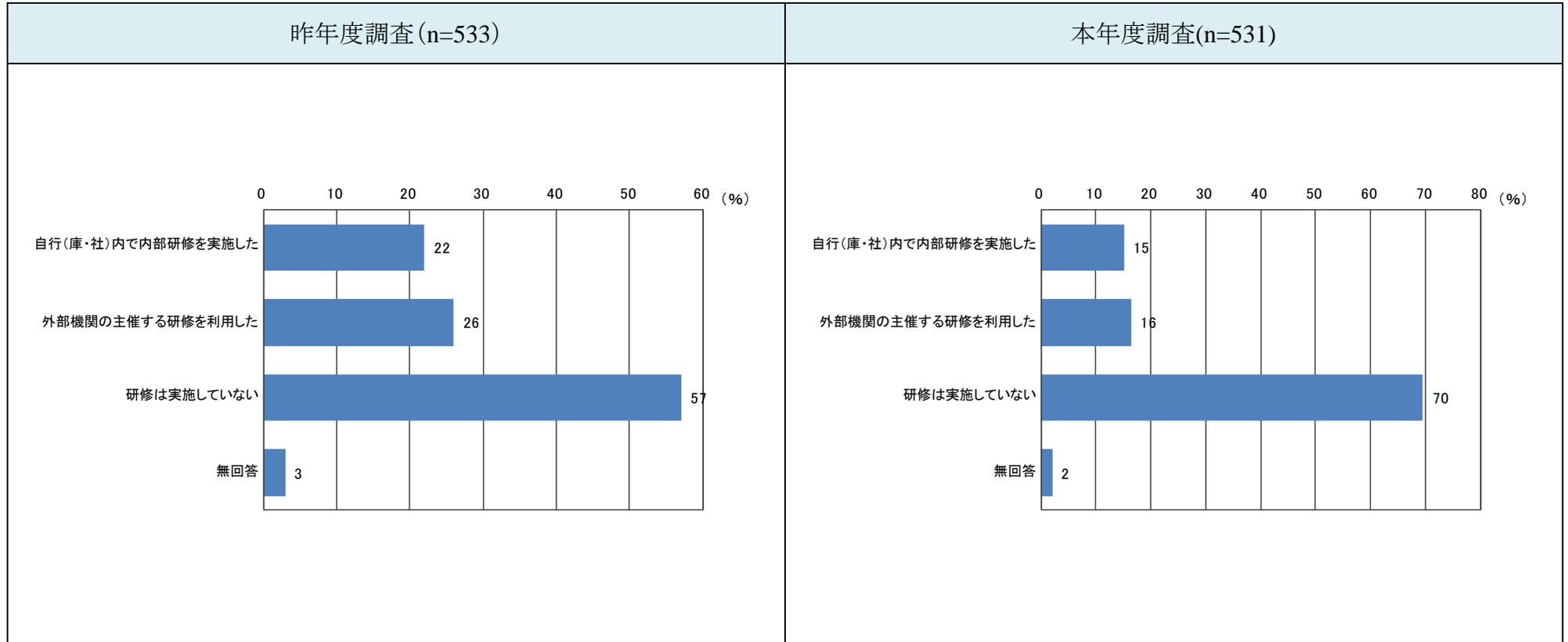


図 34 ABLに関する研修の実施有無 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

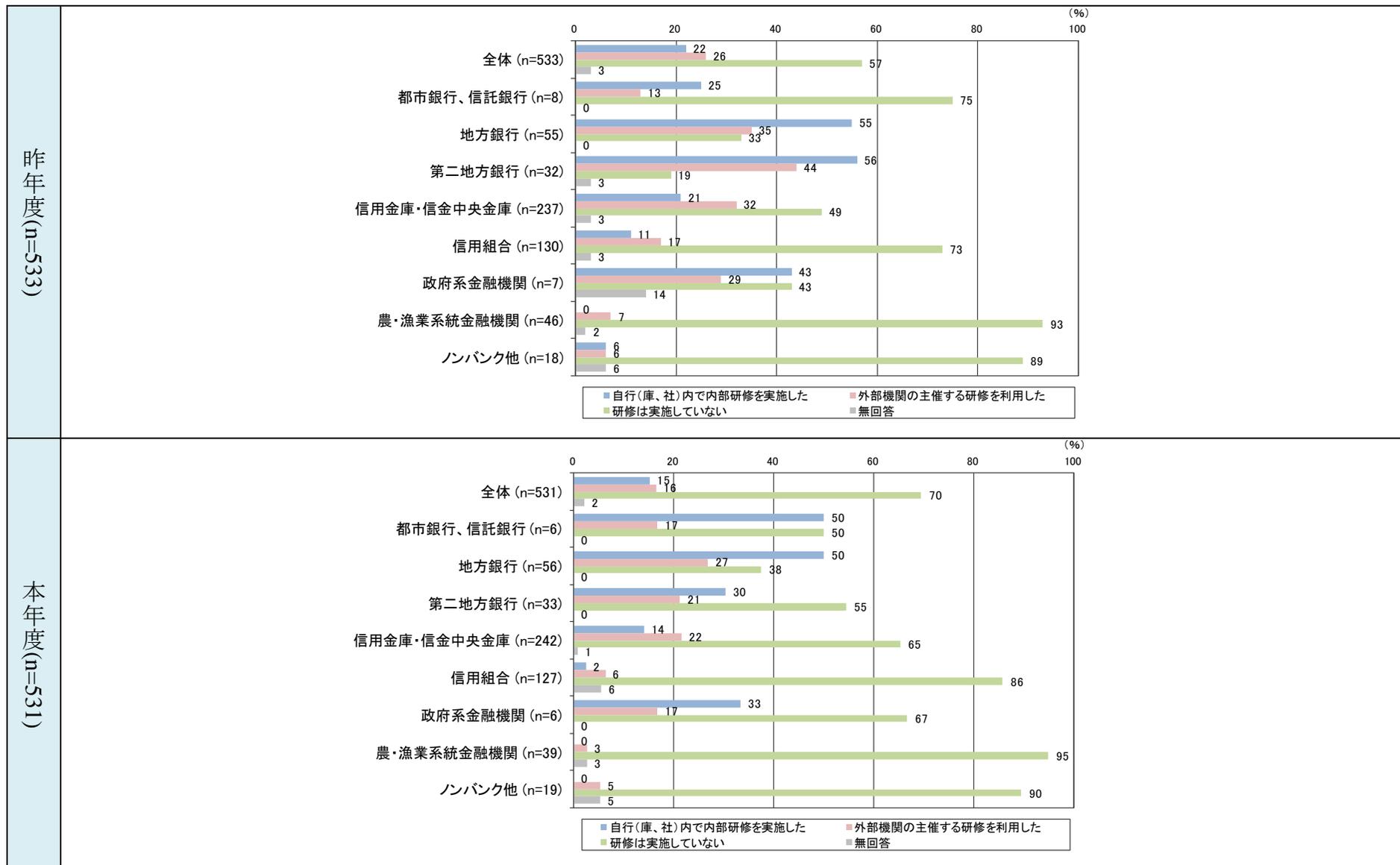


図 35 ABLに関する研修の実施有無(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 3 社)

⑪ ABL普及・促進のための成果物の利用状況（Q24）

ABLの普及・促進のための成果物の利用状況(n=531)について、図 36によると、いずれの年の成果物「存在は知っているが、利用したことはない」と回答する機関が最も多く(46～50%)。次いで「知らなかった」と回答する機関が多い(22～30%)。

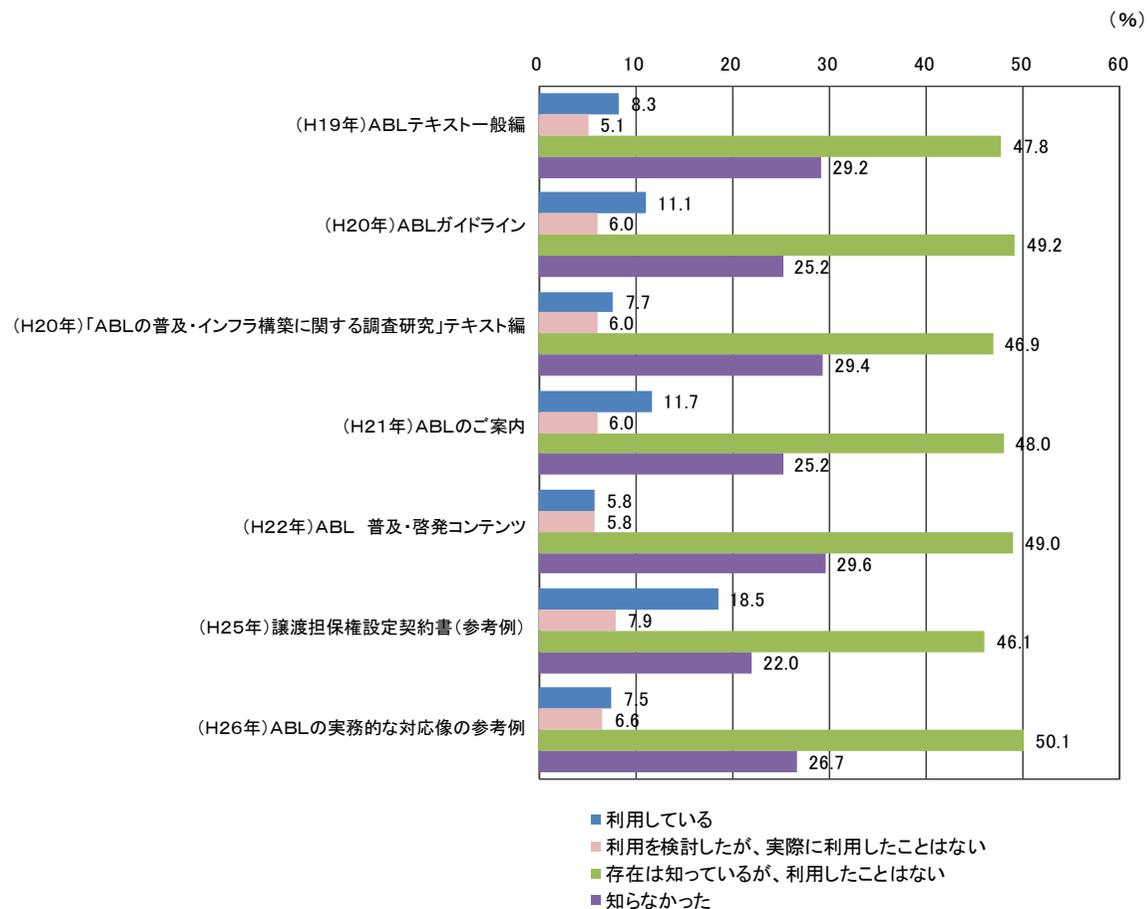


図 36 ABL普及・促進のための成果物の利用状況

(c) 推進に向けた取組

① ABL案件発掘時の課題 (Q25)

ABL案件発掘時についての課題(複数回答)について、図 37によると、ABLを実施した機関の約半数が、「取引先の在庫などの資産の管理状態について把握ができていないこと」(51%)、「物件の担保としての適性について判断ができないこと」(51%)を挙げている。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、概ね昨年と同様である。業態別では、表 5によると、主要銀行(都市銀行・信託銀行)において「物件の担保としての適性について判断ができないこと」が0%であることや、地方銀行、第二地方銀行、ノンバンク他で「ABLに対する企業の認知度が低いこと」がそれぞれ 61%、53%、56%と比較的高くなっていたことが特徴的である。

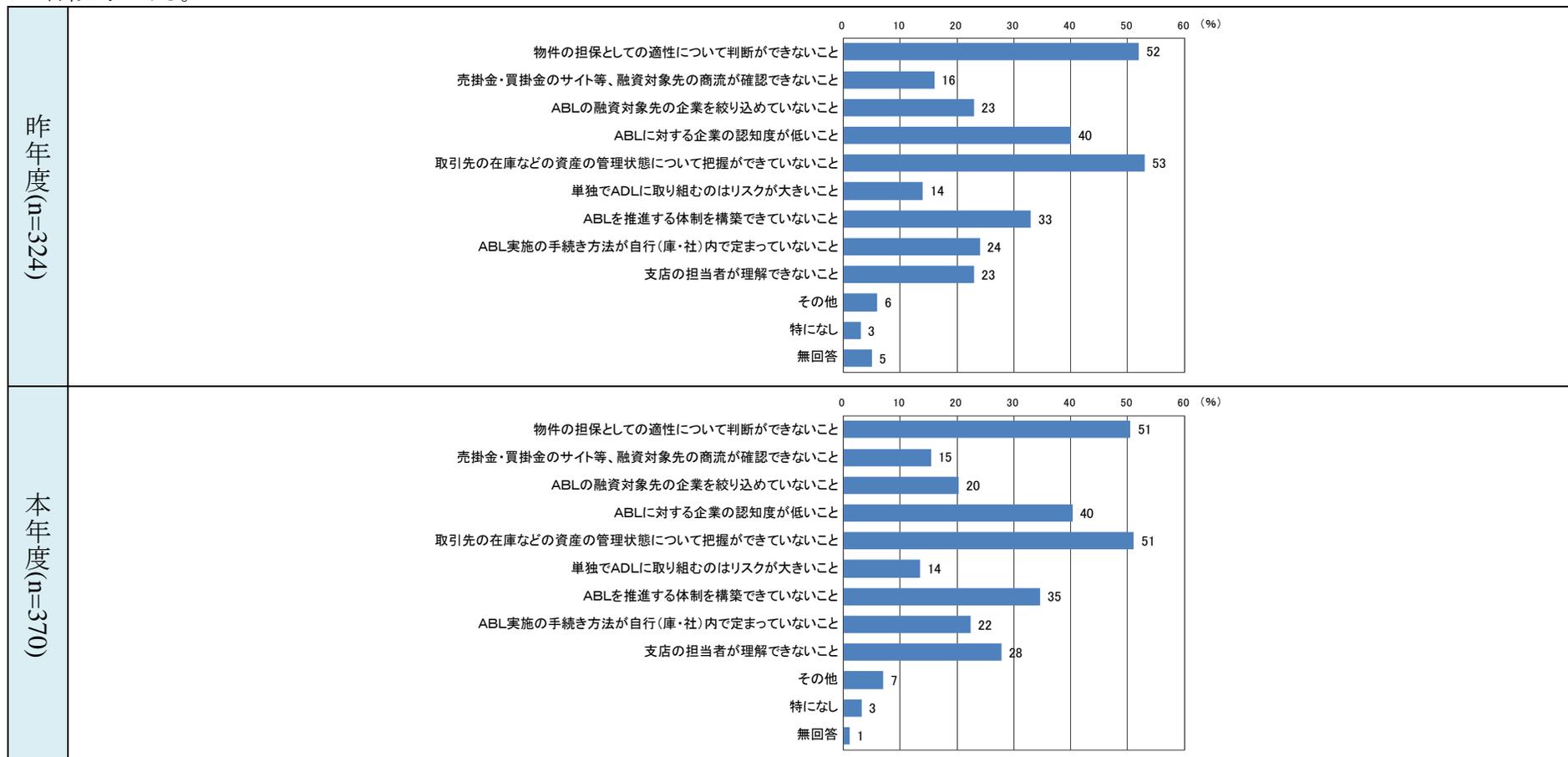


図 37 ABL案件発掘時の課題 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

表 5 ABL案件発掘時の課題(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 1 社)

昨年度 (n=324)		て物件の担保と	と資対先	売掛金・買掛金の	込めたい	低いこと	い状態	単独で	きてい	と(庫・社)	と支店の	その他	特になし	無回答
		判断が	象先	の商流が	ていない	こと	こと	スグが	てい	と(庫・社)	と支店の	その他	特になし	無回答
	全体 (n=324)	52	16	23	40	53	14	33	24	23	6	3	5	
	都市銀行、信託銀行 (n=5)	0	0	20	0	40	0	0	0	0	60	0	0	
	地方銀行 (n=53)	51	9	26	51	43	6	23	8	38	4	4	15	
	第二地方銀行 (n=31)	48	13	16	55	58	13	26	26	32	13	3	10	
	信用金庫・信金中央金庫 (n=162)	57	18	26	36	54	16	40	33	25	4	1	3	
	信用組合 (n=46)	54	24	20	41	70	24	35	20	7	2	2	0	
	政府系金融機関 (n=6)	50	0	17	17	33	0	0	0	0	17	0	17	
	農・漁業系統金融機関 (n=16)	38	19	13	13	38	6	31	25	0	0	31	0	
	ノンバンク他 (n=5)	40	0	0	60	40	0	0	0	0	20	0	0	
本年度 (n=370)		て物件の担保と	と資対先	売掛金・買掛金の	込めたい	低いこと	い状態	単独で	きてい	と(庫・社)	と支店の	その他	特になし	無回答
		判断が	象先	の商流が	ていない	こと	こと	スグが	てい	と(庫・社)	と支店の	その他	特になし	無回答
	全体 (n=370)	51	15	20	40	51	14	35	22	28	7	3	1	
	都市銀行、信託銀行 (n=5)	0	0	0	20	40	0	0	0	0	60	20	0	
	地方銀行 (n=56)	45	14	27	61	43	5	27	4	41	7	4	0	
	第二地方銀行 (n=32)	34	6	25	53	59	9	16	19	50	13	0	0	
	信用金庫・信金中央金庫 (n=192)	59	19	21	33	54	18	43	28	27	4	2	2	
	信用組合 (n=55)	49	15	16	42	53	13	33	31	18	7	4	2	
	政府系金融機関 (n=5)	60	0	20	20	40	20	20	0	20	0	0	0	
	農・漁業系統金融機関 (n=15)	40	13	13	27	47	7	47	27	13	0	20	0	
	ノンバンク他 (n=9)	22	0	0	56	33	0	0	0	0	22	11	0	

② 担保価値評価時の課題（Q26）

担保価値評価時の課題（n=370）（複数回答）について、図 38によると、「自行（庫・社）内で評価する体制・ノウハウが確立されていないこと」（68.4%）、「業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと」（41.9%）「外部評価会社の依頼費用が高いこと」（41.1%）が上位に挙げられている。業態別では、表 6 によると、「外部評価会社の依頼費用が高いこと」が、サンプル数は少ないものの全ての主要銀行（都市銀行・信託銀行）で課題に挙げられている。

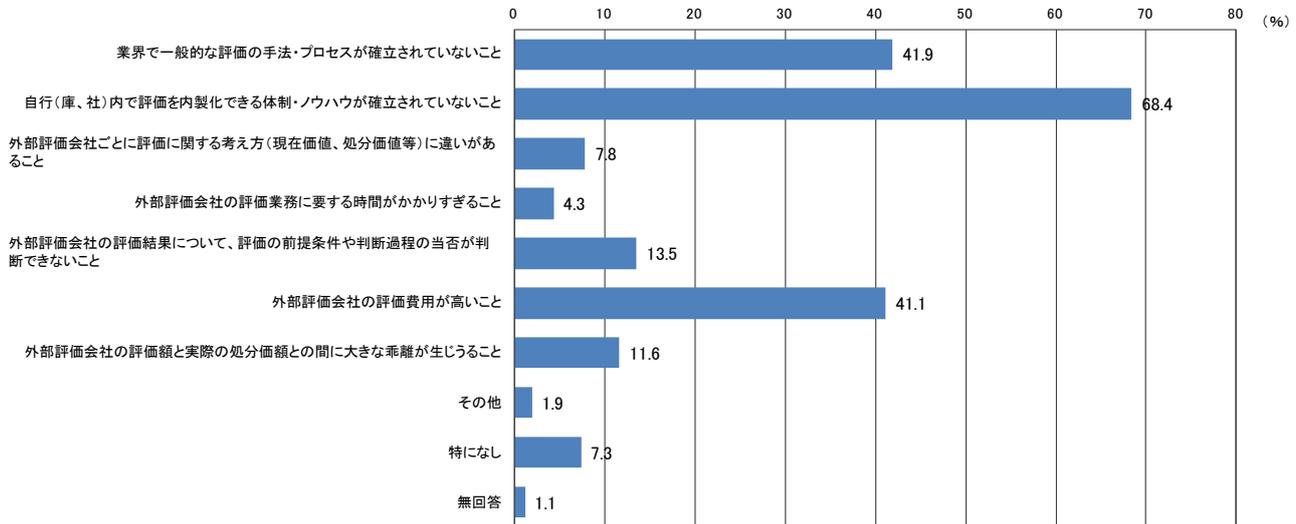


図 38 担保価値評価時の課題

表 6 担保価値評価時の課題（業態別）（業態未回答 1 社）

	業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと	自行（庫・社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと	外部評価会社ごとに評価に関する考え方（現在価値、処分価値等）に違いがあること	外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎること	外部評価会社の評価結果について、評価の前提条件や判断過程の可否が判断できないこと	外部評価会社の評価費用が高いこと	外部評価会社の評価額と実際の処分価値との間に大きな乖離が生じること	その他	特になし	無回答
全体 (n=370)	41.9	68.4	7.8	4.3	13.5	41.1	11.6	1.9	7.3	1.1
都市銀行、信託銀行 (n=5)	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0
地方銀行 (n=56)	41.1	64.3	16.1	8.9	21.4	71.4	19.6	0.0	5.4	0.0
第二地方銀行 (n=32)	34.4	75.0	6.3	0.0	9.4	59.4	21.9	3.1	0.0	0.0
信用金庫・信金中央金庫 (n=192)	44.8	76.0	7.3	4.2	12.5	37.0	9.4	1.6	4.2	1.6
信用組合 (n=55)	41.8	65.5	5.5	3.6	12.7	18.2	5.5	3.6	14.5	1.8
政府系金融機関 (n=5)	80.0	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農・漁業系金融機関 (n=15)	46.7	53.3	0.0	0.0	13.3	13.3	13.3	6.7	20.0	0.0
ノンバンク他 (n=9)	11.1	33.3	0.0	0.0	11.1	33.3	11.1	0.0	55.6	0.0

③ 担保設定時の課題 (Q27)

担保設定時の課題(n=370) (複数回答)について、図 39によると、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」(41.1%)となっており、いまだに4割の機関が課題と感じている実態がある。次に多いのが「動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと」(30.3%)、「債権に譲渡禁止特約が付いてくることが多く、これを解除できないこと」(27.8%)が上位に挙げられている。業態別では、表 7によると、「後順位譲渡担保権の取り扱いが不明確であること」が、サンプル数は少ないものの主要銀行(都市銀行・信託銀行)、政府系金融機関の40%で課題に挙げられていた。

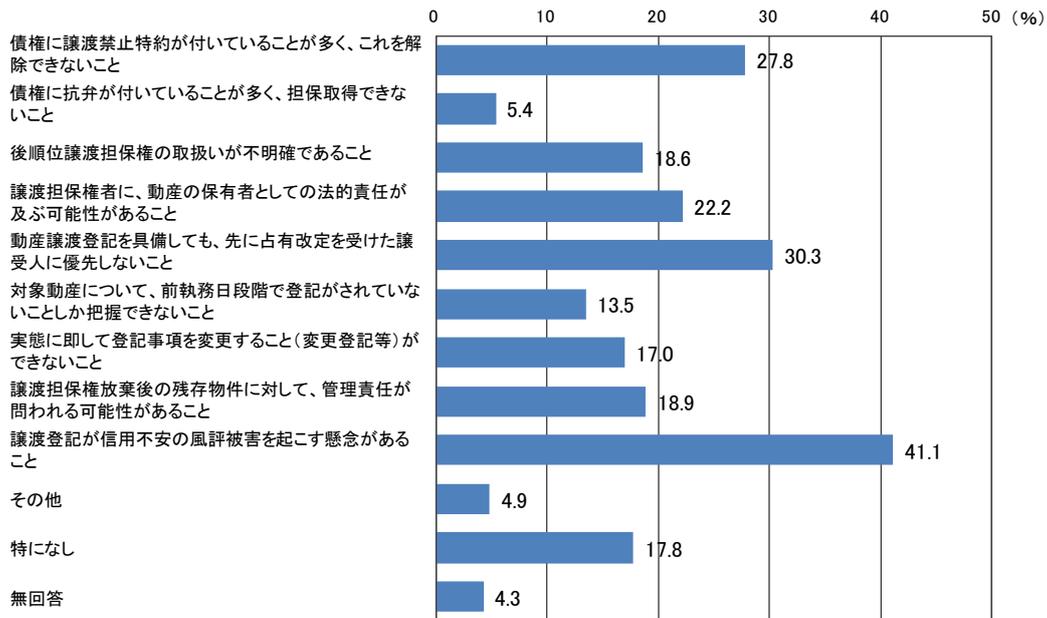


図 39 担保設定時の課題

表 7 担保設定時の課題(業態別)(業態未回答1社)

	債権に譲渡禁止特約が付いてくることが多く、これを解除できないこと	債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと	後順位譲渡担保権の取り扱いが不明確であること	譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること	動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと	対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと	実態に即して登記事項を変更すること(変更登記等)ができないこと	譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること	譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること	その他	特になし	無回答
全体 (n=370)	27.8	5.4	18.6	22.2	30.3	13.5	17.0	18.9	41.1	4.9	17.8	4.3
都市銀行、信託銀行 (n=5)	80.0	20.0	40.0	20.0	60.0	40.0	40.0	20.0	40.0	20.0	20.0	0.0
地方銀行 (n=56)	42.9	7.1	21.4	26.8	37.5	16.1	30.4	21.4	66.1	5.4	8.9	0.0
第二地方銀行 (n=32)	37.5	12.5	25.0	21.9	59.1	28.1	28.1	28.1	62.5	3.1	3.1	0.0
信用金庫・信金中央金庫 (n=192)	23.4	3.6	16.1	21.4	29.7	12.5	13.0	16.7	37.0	5.2	16.1	6.8
信用組合 (n=55)	21.8	5.5	18.2	23.6	18.2	7.3	12.7	20.0	23.6	3.6	32.7	3.6
政府系金融機関 (n=5)	20.0	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0
農・漁業系統金融機関 (n=15)	13.3	6.7	13.3	26.7	20.0	13.3	6.7	20.0	26.7	0.0	46.7	0.0
ノンバンク他 (n=9)	33.3	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	22.2	11.1

④ 「一般担保として取り扱う」要件としての課題（Q28）

ABLによる動産・債権担保を「一般担保として取り扱う」と判断するための要件として、困難な課題（n=370）（複数回答）について、図 40によると、「動産につき適切な換価手段を確保すること」（64.3%）が最も多く挙げられており、「動産の数量及び品質等を継続的にモニタリングすること」（50.8%）、「客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること」（44.6%）となり動産に関する課題が債権よりも上位となっている。債権に関しては、動産と比較して課題として感じている機関は少ない傾向にある。業態別では、表 8によると、「動産につき適切な換価手段を確保すること」が、信用組合、ノンバンク他以外の全業態の約 50%以上で課題に挙げられている。

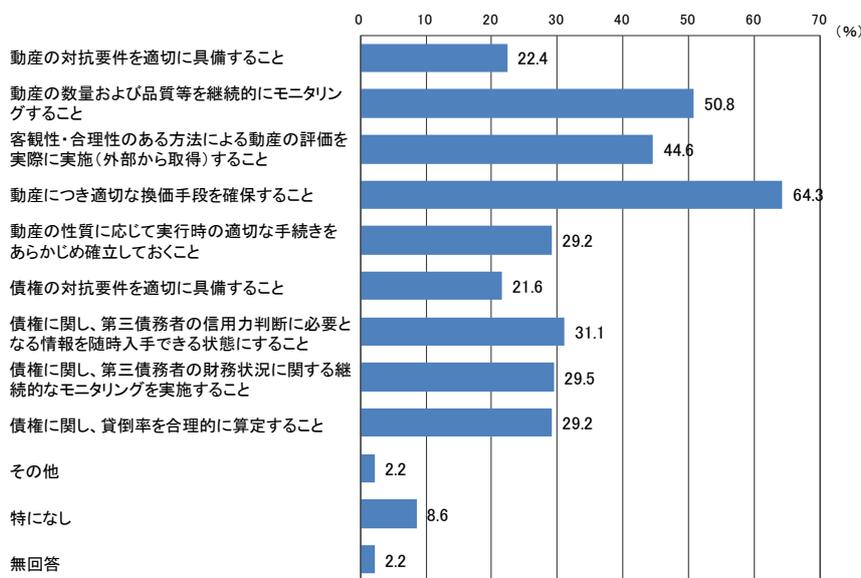


図 40 「一般担保として取り扱う」要件としての課題

表 8 「一般担保として取り扱う」要件としての課題（業態別）（業態未回答 1社）

	動産の対抗要件を適切に具備すること	動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること	客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること	動産につき適切な換価手段を確保すること	動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと	債権の対抗要件を適切に具備すること	債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要な情報を随時入手できる状態にすること	債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること	債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること	その他	特になし	無回答
全体 (n=370)	22.4	50.8	44.6	64.3	29.2	21.6	31.1	29.5	29.2	2.2	8.6	2.2
都市銀行、信託銀行 (n=5)	20.0	20.0	0.0	60.0	40.0	20.0	0.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0
地方銀行 (n=56)	10.7	53.6	44.6	73.2	50.0	10.7	46.4	39.3	46.4	3.6	3.6	1.8
第二地方銀行 (n=32)	25.0	56.3	43.8	81.3	34.4	25.0	53.1	50.0	34.4	3.1	6.3	0.0
信用金庫・信金中央金庫 (n=192)	25.5	54.7	50.0	66.1	26.0	25.5	32.3	30.2	29.2	1.0	5.7	2.1
信用組合 (n=55)	20.0	40.0	38.2	49.1	14.5	18.2	12.7	18.2	16.4	1.8	20.0	3.6
政府系金融機関 (n=5)	40.0	60.0	20.0	60.0	20.0	40.0	20.0	20.0	40.0	0.0	20.0	0.0
農・漁業系統金融機関 (n=15)	26.7	53.3	40.0	53.3	33.3	20.0	13.3	13.3	13.3	0.0	13.3	0.0
ノンバンク他 (n=9)	22.2	11.1	22.2	22.2	33.3	11.1	0.0	0.0	0.0	11.1	33.3	11.1

⑤ ABLの管理・モニタリングに関する課題（Q29）

ABLの管理・モニタリングに関する課題（n=370）（複数回答）について、図 41によると、「行内の体制・ノウハウが確立されていないこと」（56.8%）が最も多く挙げられており、「管理業務に時間・手間がかかりすぎること」（49.7%）、「モニタリングの業務負担が大きいこと」（46.2%）が続いている。担保評価時の課題（Q26）と比較すると、業務負荷（「モニタリングの業務負担が大きいこと」）が大きいと回答する機関が多くなっている。業態別では、表 9によると、「外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと」が都市銀行の 80%、第二地方銀行の 50%で課題に挙げられている。

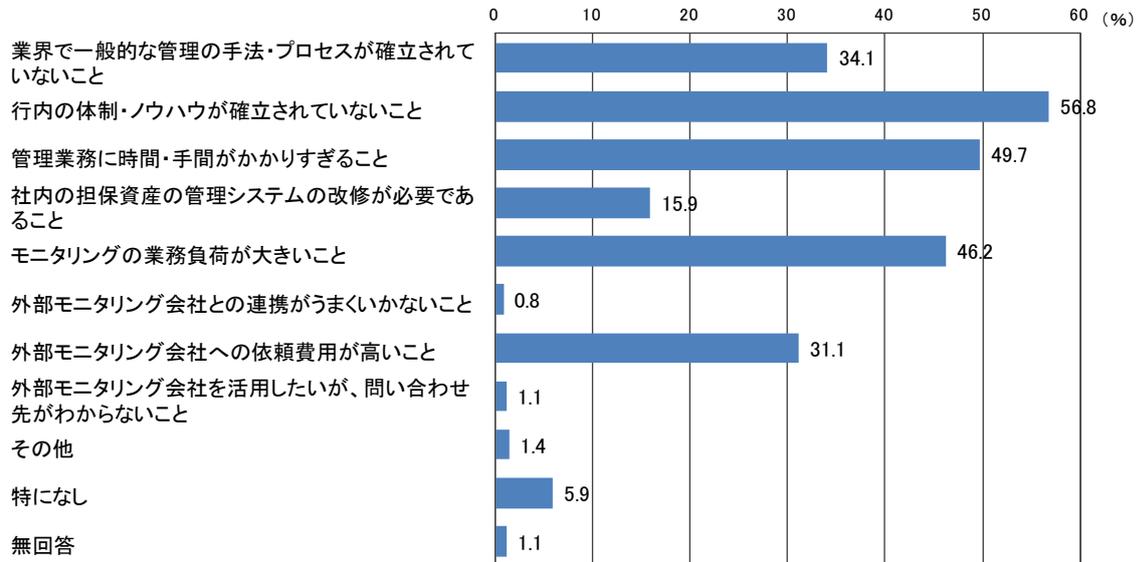


図 41 ABLの管理・モニタリングに関する課題

表 9 ABLの管理・モニタリングに関する課題（業態未回答 1社）

	業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと	行内の体制・ノウハウが確立されていないこと	管理業務に時間・手間がかかりすぎること	社内の担保資産の管理システムの改修が必要であること	モニタリングの業務負担が大きいこと	外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと	外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと	外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと	その他	特になし	無回答
全体 (n=370)	34.1	56.8	49.7	15.9	46.2	0.8	31.1	1.1	1.4	5.9	1.1
都市銀行、信託銀行 (n=5)	40.0	40.0	100.0	0.0	60.0	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0
地方銀行 (n=56)	32.1	44.6	50.0	14.3	58.9	0.0	46.4	0.0	1.8	0.0	0.0
第二地方銀行 (n=32)	37.5	43.8	62.5	21.9	59.4	0.0	50.0	0.0	0.0	3.1	0.0
信用金庫・信金中央金庫 (n=192)	35.4	65.6	49.5	17.7	46.4	0.0	26.0	1.0	1.6	2.6	1.6
信用組合 (n=55)	32.7	54.5	40.0	14.5	38.2	5.5	18.2	1.8	0.0	16.4	1.8
政府系金融機関 (n=5)	40.0	40.0	100.0	0.0	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農・漁業系金融機関 (n=15)	33.3	60.0	40.0	13.3	20.0	0.0	26.7	6.7	0.0	13.3	0.0
ノンバンク他 (n=9)	11.1	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	55.6	0.0

⑥ 担保物件の換価処分に関する課題（Q30）

担保物件の換価処分に関する課題（複数回答）について、図 42によると、「処分業務のプロセスが確立されていないこと」（66%）が最も多く挙げられており、「取引先が勝手に処分してしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること」（57%）、「適切な処分業者を見つけるのが困難であること」（42%）が続いている。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、ほぼ全ての項目が昨年度より減少している。

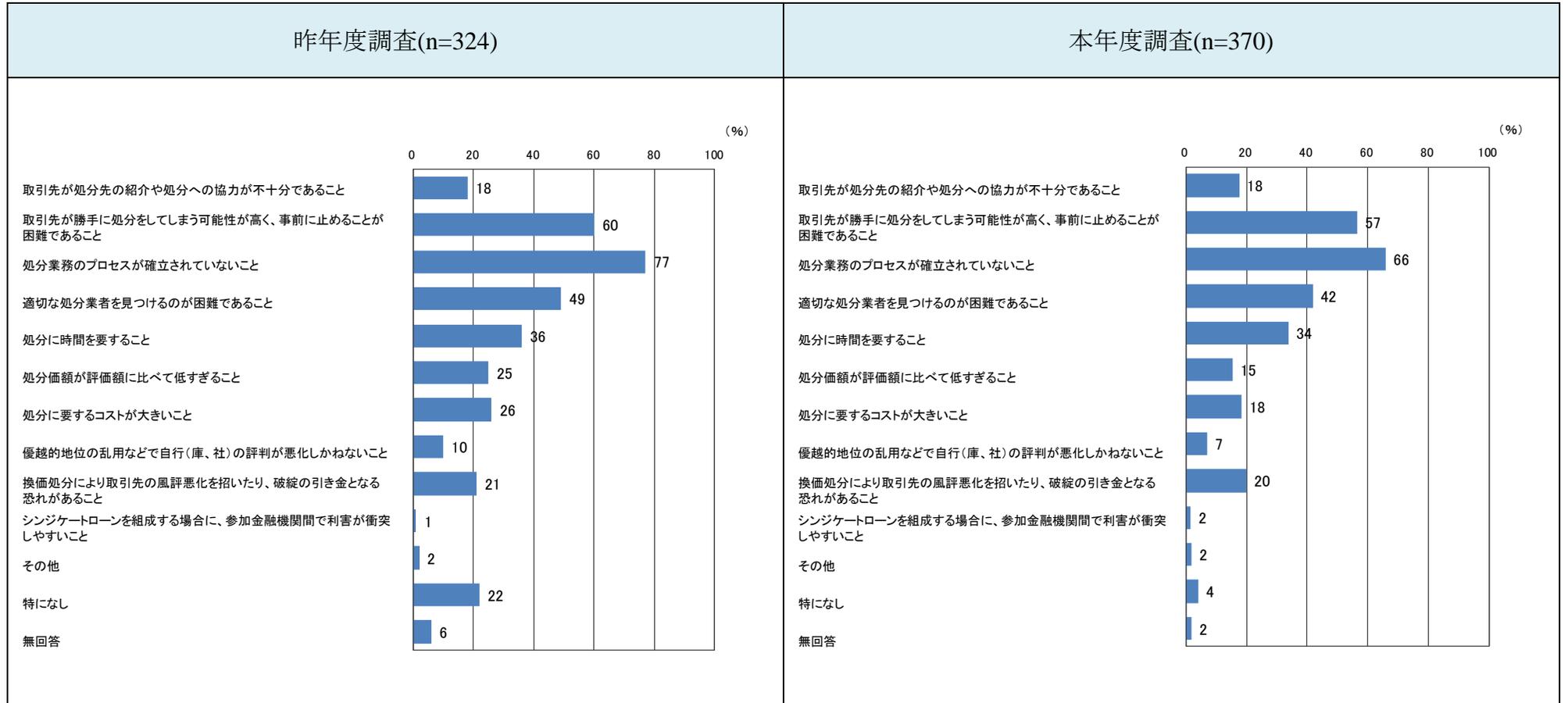


図 42 担保物件の換価処分に関する課題 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

表 10 担保物件の換価処分に関する課題(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 1 社)

		分取引先が処分先のこと	く取引先が勝手に処分をしようとする可能性が高いこと	処分業務のプロセスが確立されていないこと	と適切な処分業者を見つけるのが困難であること	処分に時間を要すること	処分価額が評価額に比べて低すぎる	処分に要するコストが大きいこと	判優越的地位の乱用などで自行(庫、社)の評	り、破綻の引き金となる恐れがあること	交換価額により取引先の風評悪化を招いた	金融機関間で利害が衝突しやすいこと	その他	特になし	無回答
昨年度(n=324)	全体(n=324)	18	60	77	49	36	25	26	10	21	1	2	22	6	
	都市銀行、信託銀行(n=5)	60	60	60	60	40	60	40	60	40	20	0	0	0	
	地方銀行(n=53)	15	58	85	60	40	25	32	8	36	0	2	15	15	
	第二地方銀行(n=31)	16	87	71	52	39	45	32	13	23	0	6	26	10	
	信用金庫・信金中央金庫(n=162)	15	60	83	51	33	22	22	8	15	1	2	22	3	
	信用組合(n=46)	28	54	67	39	37	22	28	9	20	0	0	26	4	
	政府系金融機関(n=6)	0	17	50	50	17	17	17	33	50	0	0	33	17	
	農・漁業系金融機関(n=16)	13	56	63	31	44	13	13	6	13	0	0	25	0	
	ノンバンク他(n=5)	80	60	0	0	60	20	60	0	20	20	0	20	0	
	本年度(n=370)	全体(n=370)	18	57	66	42	34	15	18	7	20	2	2	4	2
都市銀行、信託銀行(n=5)		40	80	40	60	60	60	60	40	60	40	0	0	0	
地方銀行(n=56)		20	66	64	54	34	23	27	9	38	0	0	5	0	
第二地方銀行(n=32)		19	69	66	44	34	28	16	9	16	0	6	0	0	
信用金庫・信金中央金庫(n=192)		16	54	71	41	31	10	15	5	16	1	2	3	3	
信用組合(n=55)		20	47	62	33	35	18	18	6	16	4	4	11	2	
政府系金融機関(n=5)		20	60	100	80	40	20	40	40	40	20	0	0	0	
農・漁業系金融機関(n=15)		13	67	47	53	60	7	27	7	13	0	0	0	0	
ノンバンク他(n=9)		11	33	11	0	33	11	11	0	22	0	0	11	11	

⑦ 譲渡担保権を実行した割合 (Q31)

ABL融資実行案件のうち、実際に譲渡担保権を実行した割合(n=370)(複数回答)について、図 43によると、「実施したことがない」と回答した機関の割合は現時点においても 77.0%にのぼる。一方で、実際に実行したことがある(「倒産時の物件の換価処分を実施したことがある」、「平常時に過剰在庫の処分などを実施したことがある」、「処分はしていないが、仮処分等の保全を実行した」と回答した)機関の割合は 16%である。

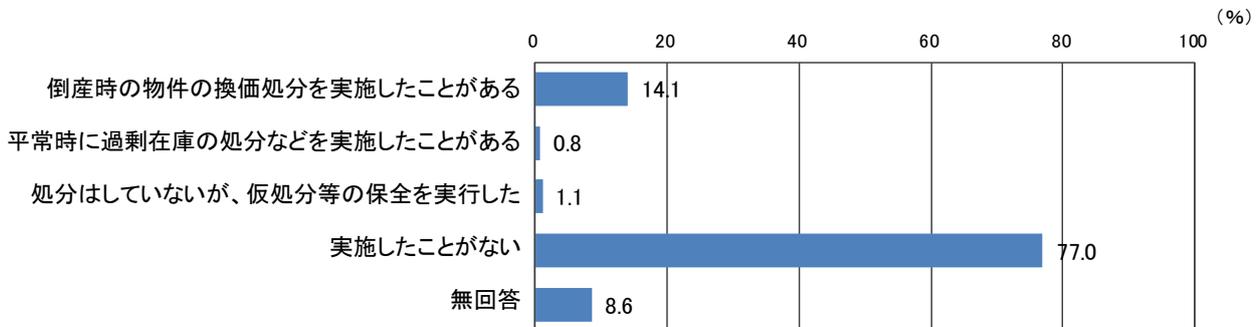


図 43 譲渡担保権を実行した割合

⑧ 譲渡担保権を実行した案件で保全を行った割合 (Q32)

Q31の譲渡担保権を実行した案件で、保全を行った割合(n=53:Q31で「倒産時の物件の換価処分を実施したことがある」、「平常時に過剰在庫の処分などを実施したことがある」「処分はしていないが、仮処分等の保全を実行した」と回答した機関のみが回答)(複数回答)について、図 44によると、「その他」(60.4%)が最も多く、「仮処分を行わず、散逸した」(17.0%)、「他の競合した権利(動産先取特権等)に結果的に劣後した」(17.0%)が続いている。その他の回答については、「業者を通じて売却」「特に問題なし」の回答が多い。

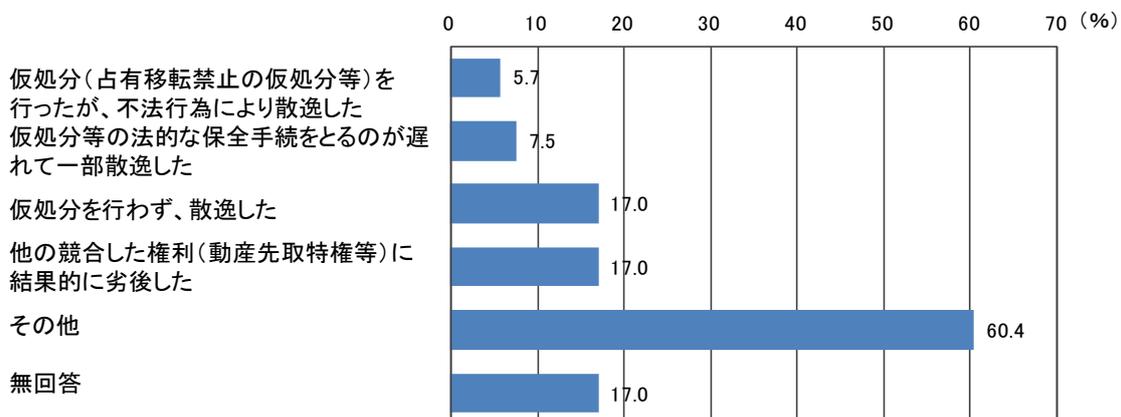


図 44 譲渡担保権を実行した案件で保全を行った割合

⑨ 劣後が問題となった割合 (Q33)

Q32 で保全を行った案件中、劣後が問題となった割合 (n=9:Q32 で「他の競合した権利(動産先取特権等)に結果的に劣後した」と回答した機関のみが回答) (複数回答) について、「商事留置権」(55.6%) が最も多く、「所有権保留」(33.3%)、「譲渡担保権設定者(債権者)から対象資産の譲渡を受けた第三者」(22.2%)が続いている。

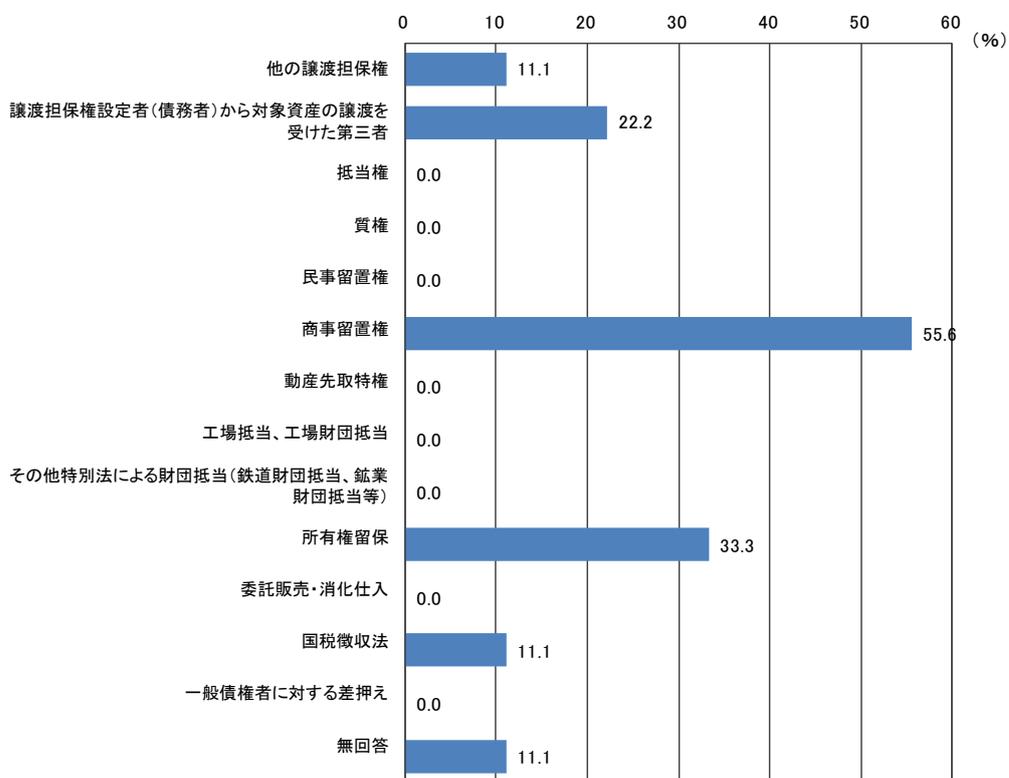


図 45 劣後が問題となった割合

⑩ 電子記録債権を担保とする融資の課題 (Q34)

電子記録債権を担保とする際の課題について(n=370) (複数回答)、図 46によると「電子記録債権を利用する企業数が少ないこと」(51.4%)が最も多く挙げられ、「社内の体制、ノウハウが確立されていないこと」(44.6%)が続いている。「特になし」と回答した機関は 12.7%で、課題を感じている機関が依然大部分を占めている。業態別では、表 11によると、「社内の体制、ノウハウが確立されていないこと」がほとんどの業態で 30～60%程度で課題に挙げられているが、主要銀行(都市銀行・信託銀行)では 0%である。

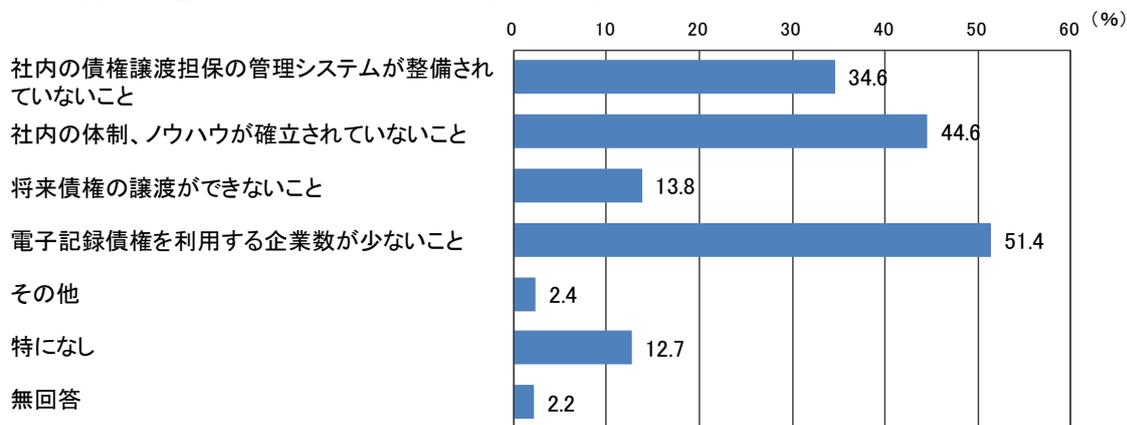


図 46 電子記録債権を担保とする融資の課題

表 11 電子記録債権を担保とする融資の課題(業態別)(業態未回答 1 社)

	社内の債権譲渡担保の管理システムが整備されていないこと	社内の体制、ノウハウが確立されていないこと	将来債権の譲渡ができないこと	電子記録債権を利用する企業数が少ないこと	その他	特になし	無回答
全体 (n=370)	34.6	44.6	13.8	51.4	2.4	12.7	2.2
都市銀行、信託銀行 (n=5)	20.0	0.0	40.0	60.0	20.0	0.0	0.0
地方銀行 (n=56)	26.8	44.6	33.9	55.4	1.8	10.7	0.0
第二地方銀行 (n=32)	31.3	43.8	31.3	46.9	0.0	12.5	0.0
信用金庫・信金中央金庫 (n=192)	38.0	47.9	7.3	52.6	1.6	12.0	1.6
信用組合 (n=55)	34.5	36.4	3.6	60.0	3.6	14.5	5.5
政府系金融機関 (n=5)	20.0	60.0	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0
農・漁業系統金融機関 (n=15)	46.7	53.3	6.7	13.3	0.0	26.7	6.7
ノンバンク他 (n=9)	22.2	33.3	11.1	33.3	0.0	22.2	11.1

⑪ 電子記録債権普及のための課題（Q35）

電子記録債権を普及させるための課題（n=190：電子記録債権を利用する企業が少なくと回答した企業のみ回答）（複数回答）について、図 47によると、「利用方法や利便性の十分な告知」（68.4%）が最も多く挙げられ、「対象企業への導入支援」（49.5%）、「インターネットバンキングの利用促進」（40.5%）が続く。業態別では、サンプル数が少ないものの、主要銀行（都市銀行・信託銀行）の 66.7%が「公的機関への支払いに対する電子記録債権の活用」を課題に挙げており、さらに農・漁業系統金融機関全てが、全ての項目を課題に挙げている。

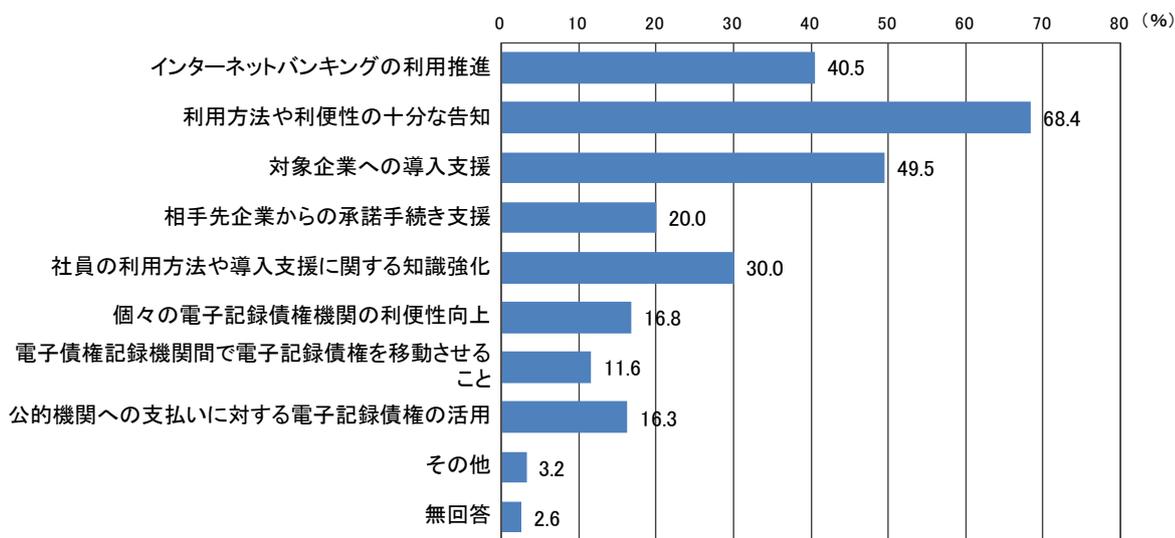


図 47 電子記録債権普及のための課題

表 12 電子記録債権普及のための課題（業態別）（業態未回答 1 社）

	インターネットバンキングの利用促進	利用方法や利便性の十分な告知	対象企業への導入支援	相手先企業からの承諾手続き支援	社員の利用方法や導入支援に関する知識強化	個々の電子記録債権機関の利便性向上	電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させること	公的機関への支払いに対する電子記録債権の活用	その他	無回答
全体 (n=190)	40.5	68.4	49.5	20.0	30.0	16.8	11.6	16.3	3.2	2.6
都市銀行、信託銀行 (n=3)	33.3	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
地方銀行 (n=31)	35.5	74.2	67.7	29.0	35.5	19.4	22.6	16.1	3.2	0.0
第二地方銀行 (n=15)	46.7	46.7	40.0	33.3	33.3	20.0	13.3	33.3	13.3	0.0
信用金庫・信金中央金庫 (n=101)	33.7	70.3	45.5	13.9	29.7	16.8	6.9	13.9	1.0	5.0
信用組合 (n=33)	66.7	75.8	45.5	9.1	27.3	12.1	6.1	9.1	3.0	0.0
政府系金融機関 (n=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農・漁業系統金融機関 (n=2)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
ノンバンク他 (n=3)	0.0	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0

⑫ ABL実施による顧客とのコミュニケーションの変化（Q36）

ABLの実施を通じた顧客とのコミュニケーション変化（複数回答）について、図 48によると、「顧客とのコミュニケーション頻度が増加した」（35%）、「顧客とのコミュニケーション内容（取扱商品、ビジネスモデル、在庫の状況について）が深化した」（37%）と感じている機関が存在する。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、昨年度は「顧客とのコミュニケーション内容（取扱商品、ビジネスモデル、在庫の状況について）が深化した」（41%）との回答が最多であった一方、今年度は「特になし」との回答が増加し、最多となっている。しかし、「顧客とのコミュニケーションの頻度が増加した」と感じる機関が昨年度より増加している。業態別では、図 49によると、ABLの実施率が高い業態では顧客とのコミュニケーションについて増加・深化したと回答する割合が比較的高く、信用組合や農・漁業系金融機関などのABLへの取り組みが余り進んでいない金融機関では効果を感じられていない場合が多い。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、「顧客とのコミュニケーション頻度が増加した」が、主要銀行（都市銀行・信託銀行）、信用金庫・信金中央金庫、信用組合、政府系金融機関、農・漁業系統金融機関で昨年度より増加している。

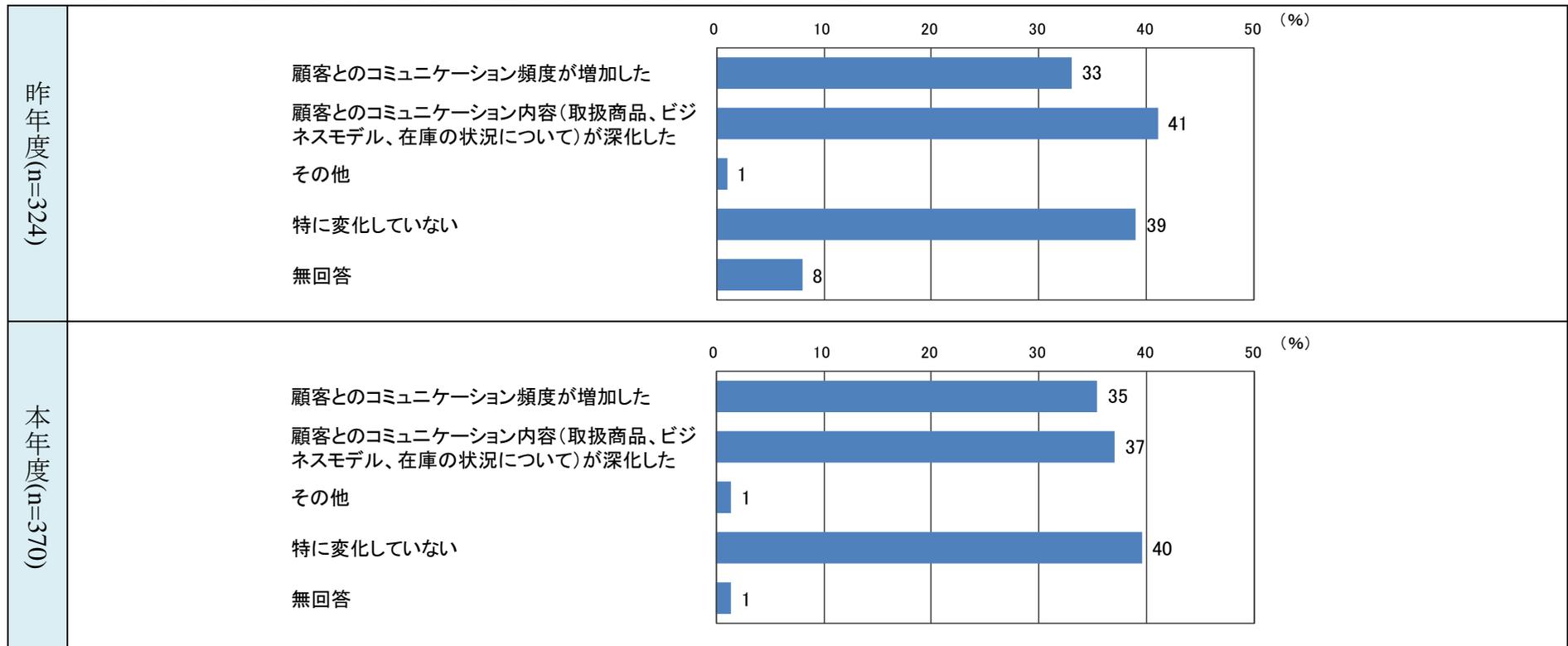


図 48 ABL実施による顧客とのコミュニケーションの変化 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

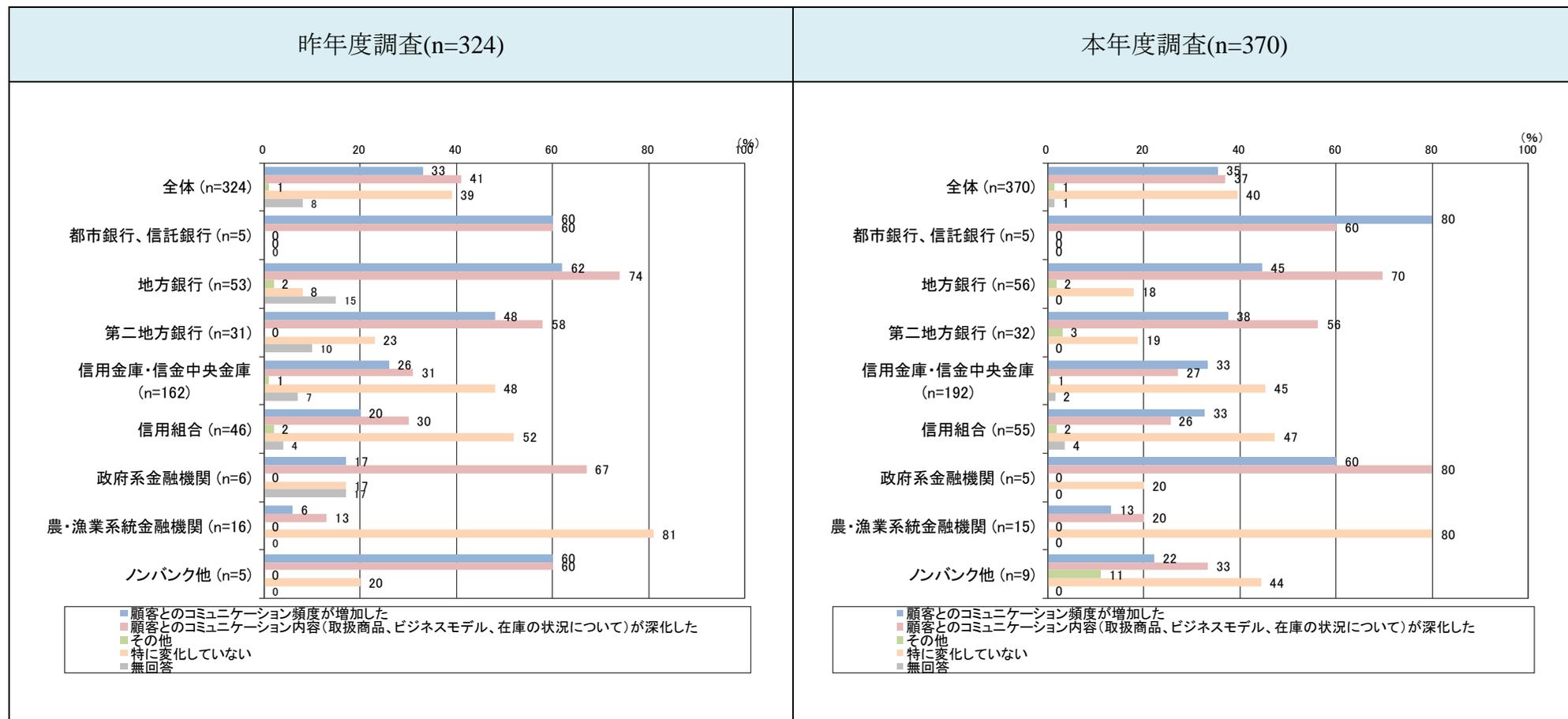


図 49 ABL実施による顧客とのコミュニケーションの変化(業態別) 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度(業態未回答 1 社)

⑬ ABL実施により得られたメリット（Q37）

ABLに取り組んだ結果、得られたメリット(複数回答)について、図 50によると、「顧客の経営状態(リスク)が把握し易くなった」(38%)が昨年度同様最も多く、「与信額が増加した」(36%)、本年度から新設した「従来の審査では与信が難しい企業に融資できた」(31%)が続いている。業態別では、表 13によると、主要銀行(都市銀行・信託銀行)、地方銀行、政府系金融機関で、「顧客の経営状態(リスク)が把握し易くなった」が他の業態に比較して多くなっている。なお、昨年度調査の結果との異同を分析したところ、政府系金融機関において、「顧客の経営状態(リスク)が把握し易くなった」が昨年の 17%から 60%へ増加している。

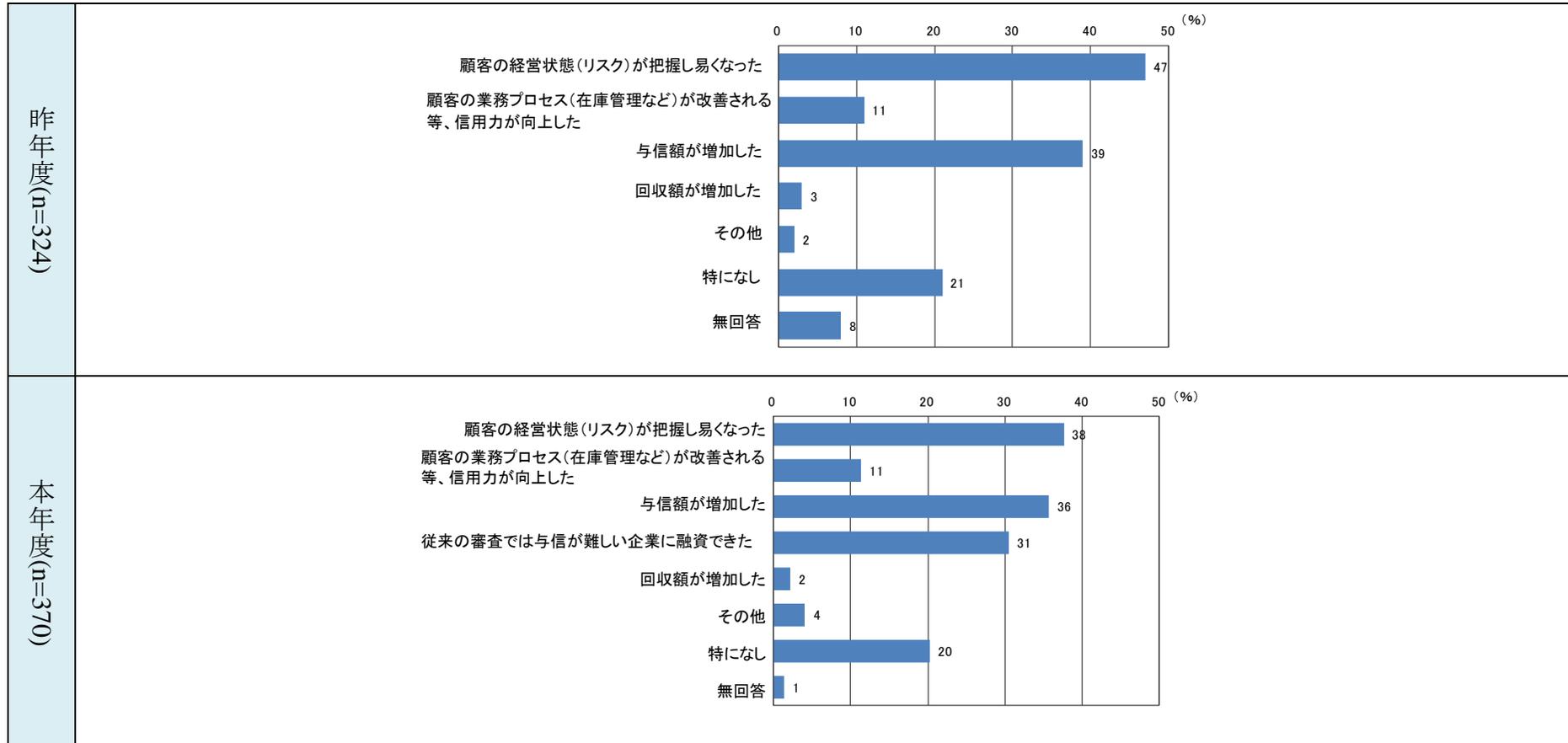


図 50 ABL実施により得られたメリット 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度

⑭ ABL実施前と実施後での与信額の増加の程度（Q38）

ABL実施前と実施後での与信額の増加の程度について、図 51によると、「5%未満」が昨年度同様最多であるが、「10～20%程度」、「20%以上」と回答する機関の割合が増加している。このことから、全体的に昨年度と比較して与信額の増加幅が拡大する傾向にあるといえる。業態別では、図 52によると、信用金庫・信金中央金庫、信用組合では10%以上増加したと回答する機関の割合が大きく増加している。

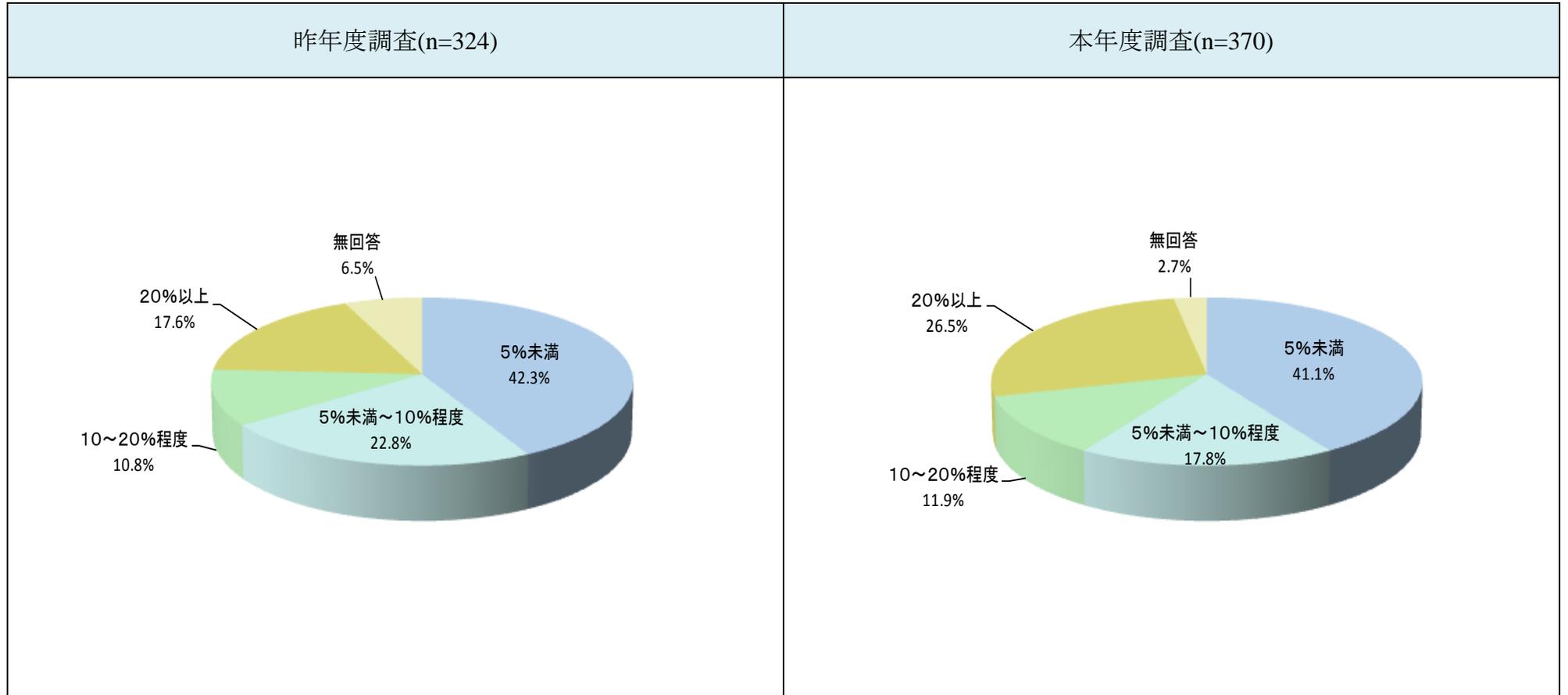


図 51 ABL実施前と実施後での与信額の増加の程度 左:平成 25 年度 右:平成 26 年度

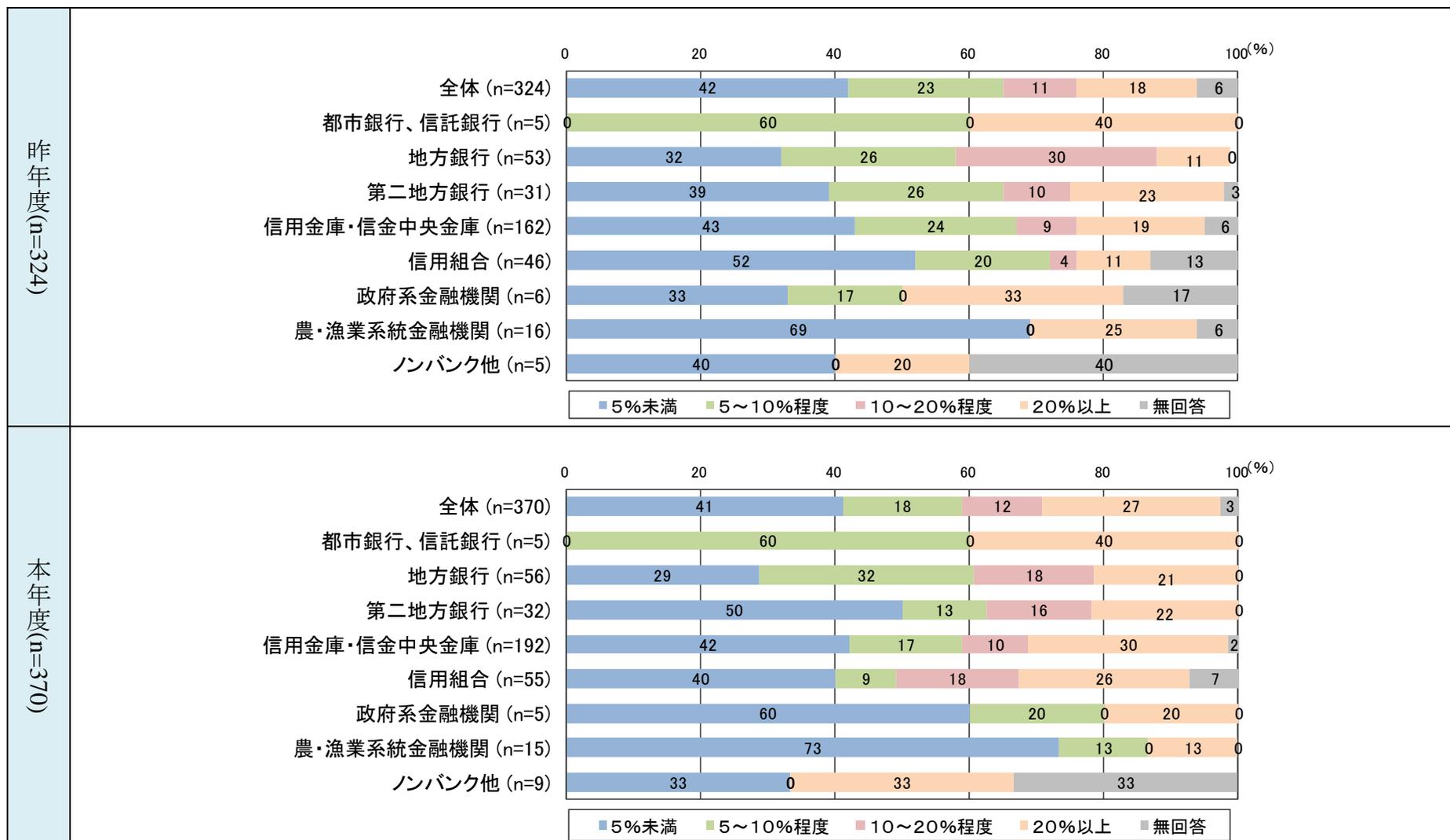


図 52 ABL実施前と実施後での与信額の増加の程度(業態別) 上段:平成 25 年度 下段:平成 26 年度(業態未回答 1 社)

来年度以降のアンケート調査実施における課題と検討について

来年度以降のアンケート調査設計の参考のため、本調査のワーキンググループやヒアリング調査等で寄せられたアンケート調査への課題・要望等を整理する。

今年度調査の課題、来年度以降のアンケート調査への要望等
● 売掛債権の実行件数および実行額が多いが、売掛債権の相手業種のさらなる特定を検討してはどうか。
● 現在、介護及び診療報酬債権を同一項目で集計しているが、別々に質問項目立てし、集計することを検討してはどうか。
● ABL案件で保全を行った結果の回答項目(Q32)に、「他の競合した権利(動産先取特権等)に結果的に劣後した」という項目があるが、劣後が問題となったものについては、金融機関からは所有権留保や商事留置権などの回答結果もあることから、「他の競合した権利(所有権留保や商事留置権等)に結果的に劣後した」等適切な回答項目に変更することを検討してはどうか。
● 債権の回収についても追加してはどうか。これまでの質問項目は動産に偏重しているように見える。特に、例えば、債権回収についてアンケート項目の追加を検討してはどうか。
● 設問例:まず倒産手続き前／倒産手続き後、を選択。倒産手続き前であれば直接回収のみが選択肢であるし、倒産手続き後であれば、直接回収／管財人を通じた回収／供託のいずれかを選択させる。等
● 他機関が実施している実態調査との差異化のため、ノンバンク他のカバレッジを拡大すべきではないか。

参考資料 2 「動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査」調査票

動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査

各位

平素より、経済産業行政について、ご理解・ご協力をいただき、まことに有り難うございます。

さて、我が国の産業金融においては、依然として銀行貸出を中心とした間接金融のプレゼンスが大きく、中堅・中小企業への資金供給は、今後も引き続き間接金融を中心として行われるものと見込まれます。したがって、今後とも、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるように、制度環境整備を進め、間接金融の機能強化を図る重要性は極めて高いと考えられます。

こうした観点から、これまで経済産業省では、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産（在庫、売掛債権等）を担保とする「動産・債権担保融資（Asset-based Lending : ABL）」（以下、「ABL」）の普及促進と、普及の阻害要因となっている実務面・制度面の課題整理、及びその解決のための方策の検討を行って参りました。

この一環としてこれまで、金融機関等の皆様には「動産・債権担保融資（ABL）に関する実態調査」へのご協力をお願いしておりますが、今年度も引き続き、広く皆様の利用実態を把握しつつ、その効果や課題についても調査を行いたいと考えており、本アンケート調査へのご協力をお願いする次第です。

なお、本件は株式会社三菱総合研究所に委託して調査を実施しています。ご回答頂いたアンケート調査票は本件に係る委託調査のみを目的として委託させて頂き、他の目的で利用することは一切ございません。各社のご回答が特定されるような形での集計は致しませんが、集計結果については経済産業省における検討に活用させて頂く他、集計結果を含む報告書等を公表させて頂くことがあります。

平成27年10月

経済産業省経済産業政策局
産業資金課

**アンケート調査票は平成27年11月6日(金)までに
同封の返信用封筒にて、ご返送願います。**

■返送先

〒101-8795

東京都千代田区内神田2丁目15番9号 内神田282ビル7階

株式会社三菱総合研究所「動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査」調査事務局

■アンケートの内容についての照会先

◇委託調査機関:株式会社三菱総合研究所

「動産・債権担保融資(ABL)に関する実態調査」事務局

電 話:03-6705-6049

■調査の主旨等についての照会先

◇調査実施主体:経済産業省 経済産業政策局

産業資金課 担当:岩佐(いわさ)、白濱(しらはま)

電 話:03-3501-1676

ご回答いただく方の情報についてご教示下さい。返信の際に、お名刺を同封頂いても結構です。

返信時に名刺を同封

下記欄に記入

ご回答者欄			
貴行(庫・社)名		お電話番号	
ご回答部署名		お名前	
e-mail アドレス			
貴行(庫、社)の業態 (該当項目1つに○)	①都市銀行、信託銀行 ②地方銀行 ③第二地方銀行 ④信用金庫・信金中央金庫 ⑤信用組合 ⑥政府系金融機関 ⑦農業系統金融機関 ⑧その他の銀行 ⑨リース会社 ⑩商社 ⑪その他 ()		

注) ご回答内容についてお問い合わせさせて頂く場合がありますので、ご了承下さい。

本調査におけるABLの範囲

本調査において、ABLの範囲は以下のとおりとする。

企業が保有する在庫、機械設備等の動産及び売掛債権等の債権を担保とする融資のうち、

- ・国内での融資を対象とする
- ・動産譲渡登記、債権譲渡登記の具備の有無は問わない
- ・信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（以下、「ABL保証」と表記）による保証を受けた融資も対象となる
- ・ただし、リース債権、クレジット債権および割賦債権を担保とした融資や、SPC、信託経由（貸し手と借り手（顧客）との間の直接の貸出契約に基づかないもの）は対象から除かれる

本調査におけるABLで担保対象とする貸借対照表上の動産・売掛債権

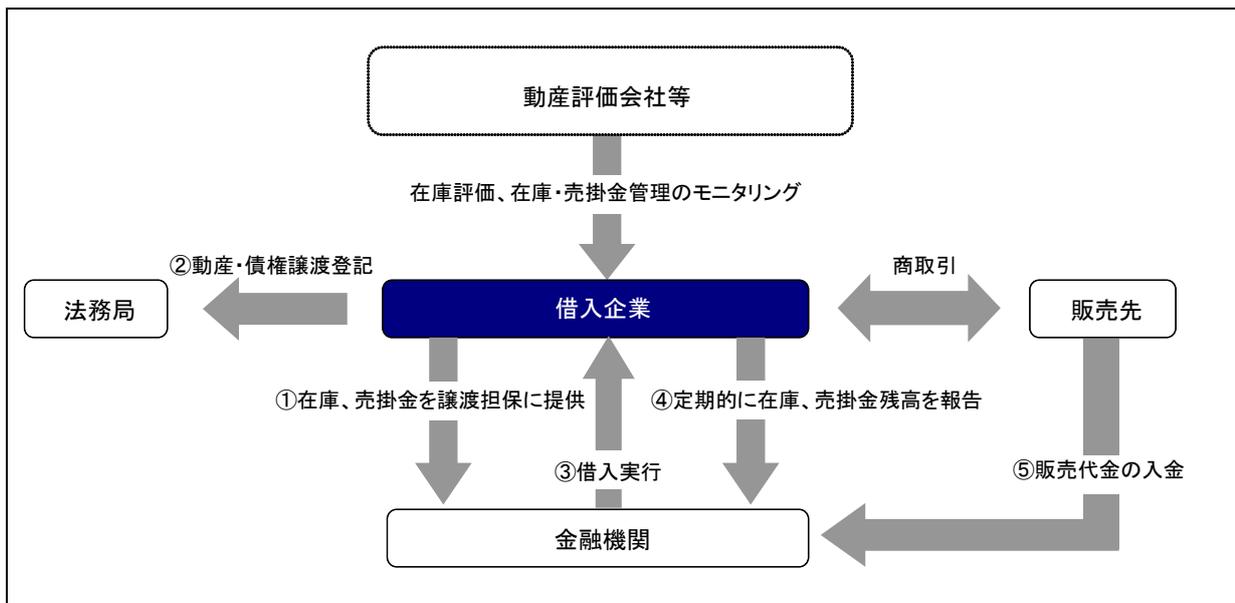
資産の部	負債・純資産の部
流動資産	流動負債
現金・預金	買掛金
受取手形	短期借入金
売掛金等※1	未払金
有価証券	未払法人税
原材料	固定負債
仕掛品	長期借入金
商品・製品	
固定資産	純資産
有形固定資産	資本金
建物	資本剰余金
設備 ※2	利益剰余金
機器（工具・部品）	自己株式
土地	
無形固定資産	
投資その他の資産	

※1 「売掛金等」には、売掛金債権のほか、工事請負債権、電子記録債権、介護報酬債権、診療報酬請求債権、売電債権等が含まれる。

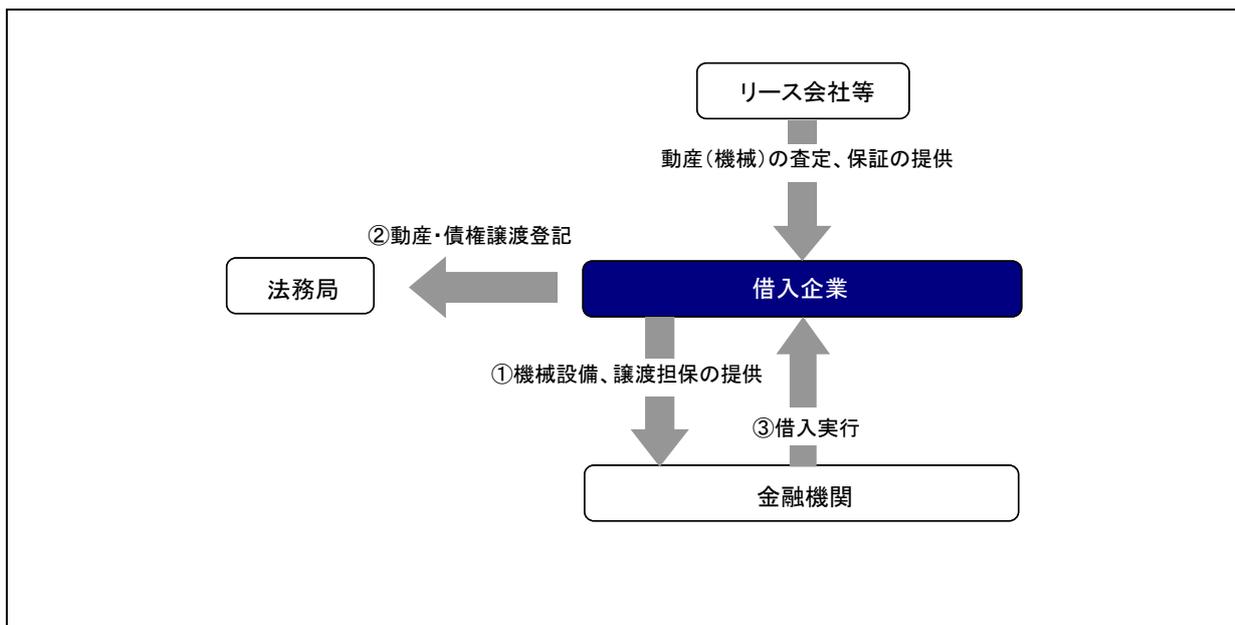
※2 「設備」には、「太陽光発電設備」を含む。

「太陽光発電設備」とは、ソーラーパネル、ソーラーパネル設備、太陽光、太陽光設備、太陽光発電システム、太陽光発電システム一式、太陽光発電システム機器、太陽光発電設備、太陽光発電設備（モジュール他）、太陽光発電設備一式、太陽光発電パネル、太陽光発電パネル等一式、太陽光パネル、メガソーラー発電設備であるものをいう。

ア. 在庫・債権を担保とする場合（事例図）



イ. 機械設備等を担保とする場合（事例図）



1. ABLの融資実績

Q 1. これまでに、ABLの実績はありますか。

[1つを選択]

1	平成25年度以前から融資実績がある
2	平成26年度中に初めて融資を実施した
3	これまでに融資実績はない

→Q 2へお進みください

→Q 2へお進みください

→「2. ABLの実施方針・体制」(Q 1 4～Q 2 4)のみお答えください

<実績計数>

Q 1で「1. 融資実績がある」、「2. 初めて融資を実施した」と回答した方へお尋ねします。

Q 2. 平成26年度中に新規に実施したABLの融資件数と融資実行額(極度額ではない)を次ページ表の項目ごとにお答えください。

<ご回答の際の注意点(以降の設問でも同様)>

- ・信用保証協会のABL保証による保証を受けた融資やシンジケートローン(他行との協調融資)を含みます。ただし、「プロパー案件」(ABL保証を利用しない案件)や「シンジケートローン」の欄がある場合は、全体の内数として、それらの件数・実行額をご記入下さい。また、シンジケートローンの実行額は、貴行(社・庫)の融資額分(テイク額)をご回答ください。
- ・リース会社等の保証人が担保権者になり、貸し手が直接の担保権者にならないスキームの融資は除きます。

[融資を実施した項目に件数・実行額を記入]

	平成26年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)					
	ABLのうち、 プロパー案件 (ABL保証なし)		ABLのうち、 シンジケートローン (貴行 (社・庫) の融資額分)			
	実行 件数	実行額	実行 件数	実行額	実行 件数	実行額
A. ABL (合計)	件	百万円	件	百万円	件	百万円
(内訳)	B. 棚卸資産のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	
	C. 機械設備のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	
	D. 債権のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	
	E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	
	F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	
	G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	
	H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	

注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 3. 平成27年3月末時点のABLの融資残高を以下の項目ごとにお答えください。

[融資残高がある項目に金額を記入]

		平成27年3月末時点		
		ABLの融資残高 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)	ABLのうち、プロパー案件 (ABL保証なし)	ABLのうち、 シンジケートローン（貴行 (社・庫)の融資額分)
A. ABL（合計）		百万円	百万円	百万円
(内訳)	B. 棚卸資産のみを担保とした融資	百万円	百万円	
	C. 機械設備のみを担保とした融資	百万円	百万円	
	D. 債権のみを担保とした融資	百万円	百万円	
	E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資	百万円	百万円	
	F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資	百万円	百万円	
	G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資	百万円	百万円	
	H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資	百万円	百万円	

注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 4. 平成26年度中に実施したABLについて、下記の対象業種（次ページ参照）ごとの融資件数をお答えください。

[対象業種ごとに件数を記入]

業種		平成26年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	建設業	件
2	製造業	件
3	情報通信業	件
4	運輸業	件
5	卸売業	件
6	小売業	件
7	サービス業	件
8	農業・林業	件
9	漁業	件
10	その他	件

注) 対象業種は次頁のとおり日本標準産業分類に対応する。

本調査の業種分類	日本標準産業分類	
	大分類	中分類
建設業	建設業	
製造業	製造業	
情報通信業	情報通信業	
運輸業	運輸業/郵便業	
卸売業	卸売業/小売業	各種の卸売業
小売業	卸売業/小売業	各種の小売業
サービス業	学術研究/専門・技術サービス業、宿泊業/飲食サービス業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、教育/学習支援業、生活関連サービス業/娯楽業	
農業・林業	農業/林業	
漁業	漁業	
その他	医療/福祉、不動産業/物品賃貸業、鉱業/採石業/砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業公務（他に分類されるものを除く）、金融業/保険業、分類不能の産業	

Q 5. 平成26年度中に実施したABLについて、融資先の企業区分ごとの融資件数をお答えください。

[企業区分ごとに件数を記入]

企業区分		平成26年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	法定中小企業（注）	件
2	中堅企業（1. および3. に当てはまらないもの）	件
3	大企業（資本金10億円以上）	件

注) 法定中小企業とは、業種別に以下の資本金に関する要件または

（常時雇用）従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいいます。

- 小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- 卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下
- その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q 6. 平成26年度中に実施したABLについて、対象の種類ごとの融資件数と融資実行額、代表的な品名をお答えください（1つの案件について複数の項目が重複する場合は、それぞれの項目に回答して下さい。）

[融資対象の種類ごとに件数・実行額および代表的な品名を記入]

担保の種類		件数	実行額	代表的な担保目的物		
動産	設備	1	工作機械、建設機械	件	百万円	
		2	業務用車両	件	百万円	
		3	太陽光発電設備	件	百万円	
		4	その他設備	件	百万円	
	機器	5	厨房機器	件	百万円	
		6	医療機器	件	百万円	
		7	OA機器、什器等	件	百万円	
		8	介護機器	件	百万円	
		9	その他の機器	件	百万円	
	原材料	10	鉄、非鉄、貴金属	件	百万円	
		11	天然素材 (羊毛、繭、羽毛等)	件	百万円	
		12	家畜(肉用牛、豚等)	件	百万円	
		13	家畜(生産用)	件	百万円	
		14	冷凍水産物(マグロ、 エビ等)	件	百万円	
		15	その他の原材料	件	百万円	
	仕掛品	16	—	件	百万円	
	製品	17	衣料品	件	百万円	
		18	ブランド品(時計、 バック、化粧品等)	件	百万円	
		19	酒類(清酒、ワイン等)	件	百万円	
		20	食品(冷凍食品、加工 食品等)	件	百万円	
		21	家電	件	百万円	
		22	D I Y用品	件	百万円	
		23	自動車	件	百万円	
		24	楽器	件	百万円	
		25	その他の製品	件	百万円	
		債権	26	売掛債権	件	百万円
	27		売電債権	件	百万円	
	28		介護/診療報酬債権	件	百万円	
	29		工事請負代金債権	件	百万円	
	30		電子記録債権	件	百万円	
	31		その他の債権	件	百万円	

Q 7. 平成26年度中に実施した、動産を担保取得したABLについて、対象とした動産担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額をお答えください。

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

担保の特定方式		件数	実行額
1	特定動産	件	百万円
2	流動集合動産	件	百万円

Q 8. 平成26年度中に実施したABLの資金使途ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[資金使途ごとに件数・実行額を記入]

資金使途		件数	実行額
1	設備資金	件	百万円
2	運転資金	件	百万円
3	その他 ()	件	百万円

Q 9. 平成26年度中に実施したABLの融資期間ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[融資期間ごとに件数・実行額を記入]

融資期間		件数	実行額
1	1年未満	件	百万円
2	1年以上5年未満	件	百万円
3	5年以上10年未満	件	百万円
4	10年以上	件	百万円

Q 10. 平成26年度中に返済期限を迎えたABLの資金使途ごとの回収実績をお答え下さい。

[資金使途ごとに回収実績の件数を記入]

資金使途		返済期限を迎えた 件数 (①+②+③)	①約定どおりの返済	②条件変更	③回収不能 (一部 回収不能も含む)
1	設備資金	件	件	件	件
2	運転資金	件	件	件	件
3	その他 ()	件	件	件	件

<融資先の傾向>

Q 11. これまでABLを実施した取引先企業の信用状況について、債務者区分をお答えください。

金融機関の方は、資産査定もしくはそれに対応する内部格付を踏まえてお答えください。

その他の貸し手の方は、金融機関との対比で自社が設定している基準に基づいてお答えください。

[1つを選択]

1	債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い
2	債務者区分でおおむね要注意先に相当する企業が多い
3	債務者区分でおおむね破綻懸念先に相当する企業が多い
4	その他 ()

Q12. これまでABLを実施した全ての案件を対象とした場合、ABL実施時点における貸付先の借入状況について、以下から該当するものをお答えください。

[1つを選択]

1	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多い
2	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分にあった事例の方が多い
3	事例数としてはほぼ同数程度

Q13. これまでにABLを実施した主な取引先企業のイメージをお答えください。

[複数回答]

1	創業期にある企業（設立後間もなく、事業が軌道に乗る前段階）
2	発展期にある企業（売上高が拡大し、設備投資のニーズが高まる段階）
3	成熟期にある企業（売上高が安定し、設備・資産・資金が充実している段階）
4	衰退期にある企業（業績が悪化し、コスト削減や遊休資産の売却を迫られる段階）
5	再生期にある企業（事業再編や事業買収、資産整理などを検討する段階）

2. ABLの実施方針・体制

以下の設問については、融資実績の有無に関わらず、皆様お答えください。（Q24まで）

<目標設定・経営管理>

Q14. 貴行（庫、社）の経営管理・業績評価において重視している項目は何でしょうか。

[最も重視されている項目に◎、次いで○、△の順位ご記入いただき、考慮していない項目については×をご記入下さい（同順位の場合には、同じ記号をご記入頂いて差し支えございません。）。

また、各項目に関し、貴行（庫、社）の代表的な管理指標をご記入下さい。]

管理項目	重視の程度・利用指標 (例：中期経営計画策定に際し重視する項目)
A. 貸出・預金残高項目 (例：前年比貸出残高増加額)	
B. 資金利益項目 (例：貸出利鞘、預金・貸出金利回り)	
C. 非資金利益項目 (例：外為収益、手数料収益、有価証券運用益)	
D. 経費項目 (例：経費率・経費削減額、不良債権発生状況)	
E. 取引先実態把握・支援項目 (例：経営改善支援、事業性評価取組状況)	
F. その他(自由記載) (例：取引先件数、地域内シェア)	

Q 1 5. ABL推進に関する組織的な方針や目標件数・目標実行額を設定していますか。

また、それぞれを設定している場合は、平成27年度のABLの目標件数・目標実行額をお答えください。

[1つを選択。1または2を選択した場合は、目標件数および目標額を記入]

融資スキーム		目標件数	目標額
1	目標件数や目標実行額が設定され、部署や支店の業績評価に組み入れられている	件	百万円
2	目標件数や目標実行額は設定しているが、部署や支店の業績評価には組み入れられていない		
3	組織的なABL推進の方針はあるが、具体的な数値目標は存在しない		
4	特に組織的なABL推進の方針は存在しない		

Q 1 6. 今後のABLの実施方針についてお答えください。

[1つを選択]

・ABLの実績がある方はこちらからご選択下さい。

1	ABLの取り組みを強化する	→Q 1 7へお進みください
2	現状を維持する	→Q 1 7へお進みください
3	ABLの取り組みは縮小する	→Q 1 8へお進みください

・ABLの実績がない方はこちらからご選択下さい。

4	ABLの取り組みを強化する	→Q 1 7へお進みください
5	ABLの取り組みを予定していない	→Q 1 8へお進みください

Q 1 7. Q 1 6で「ABLの取り組みを強化する」、「現状を維持する」と回答した方へお尋ねします。

そのような方針をとる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	取引先の取引状況をモニタリングできるから
2	信用力の低い取引先への取引拡充ができるから
3	融資枠を事業の状況に合わせて機動的に調整できるから
4	担保種類を増やし担保の集中リスクを緩和できるから
5	保全により損失を軽減できるから
6	取引先を囲い込むことができるから
7	取引先のニーズにあった融資スキームだから
8	取引先にABLで融資を受けたいという要望があるから
9	ABL市場が拡大しているから
10	地域の産業・企業育成の観点で有用な手段だから
11	その他 ()

→Q 1 9へお進みください

Q18. Q16で「ABLの取り組みは縮小する」、「ABLの取り組みを予定していない」と回答した方へお尋ねします。

そのような方針をとっている理由についてお答えください。

[複数回答]

1	ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから
2	取引先が実施したことがないから
3	評価の為にコストがかかりすぎるから
4	客観的・合理的な評価を得ることが困難だから
5	譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから
6	登記や契約の手続きが面倒だから
7	担保物件のモニタリングに手間がかかるから
8	社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから
9	ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから
10	取引先のガバナンス能力が不安だから
11	担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから
12	処分ルートが確保できないから
13	担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから
14	担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから
15	ABLについて参考となる情報が少ないから
16	ABL市場が小さいから
17	社内規定上取り組みが困難であるから
18	その他 ()

<知的財産権活用融資実施の方針>

Q19. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権（以下、「知財」）に着目した融資の実績・お考えをお答えください。ここでは、知財に担保権設定をしている場合に限らず、知財の評価額を何らかの参考値として用いている場合や、知財を切り口として当該企業の事業性等を評価している場合（例えば知財評価機関の活用や特許知財ビジネス評価書事業※の活用を含む）も含めてお答えください。

融資実績がある場合には、これまでの実行件数、実行額、平成27年3月時点での融資残高をお答えください。

[1つを選択]

1	融資実績がある（右欄に実績値をご記入下さい。）
2	融資実績はないが、今後取引先に提案していきたい
3	融資実績はないが、取引先からの要望があれば実施したい
4	融資実績はなく、今後も実施したいと思わない



実行件数	実行額	融資残高
(累計)	(累計)	(27.3末)
件	百万円	百万円
うち知財に担保権設定をしたもの		
件	百万円	百万円

※ 特許知財ビジネス評価書事業

<http://chizai-kinyu.jp/>（ポータルサイト）

Q 2 3. 平成26年度のABLに関する研修の実施状況についてお答えください。

[複数回答。1,2を選択した場合は、実施した研修の内容を右欄に記入]

1	自行（庫、社）内で内部研修を実施した	➔	実施した研修の内容
2	外部機関の主催する研修を利用した		
3	研修は実施していない		

Q 2 4. 経済産業省では、ABLの普及・促進のために、これまで下記の成果物を作成・公表して参りました（注）。

現在の貴行（庫、社）における、これら成果物のご利用状況をお答えください。

[利用状況欄に下記〔選択肢〕表内の選択肢の番号を記入した上、具体的な内容を記述]

成果物	利用状況
(H19年) A B Lテキスト一般編	(例) 自行の研修の教材に使用。
(H20年) A B Lガイドライン	(例) 業務運営の基本指針／参考資料として利用。
(H20年) 「A B Lの普及・インフラ構築に関する調査研究」テキスト編	(例) A B Lを担当する職員の研修資料として利用。
(H21年) A B Lのご案内	(例) 取引先に対する説明資料として利用。
(H22年) ABL 普及・啓発コンテンツ	(例) 自行のパンフレット作成の参考にした。
(H25年) 譲渡担保権設定契約書（参考例）	(例) 自行の契約書雛形作成の参考にした。
(H26年) ABLの実務的な対応像の参考例	(例) 自行の研修の教材に使用。

【選択肢】

1	利用している（利用状況も記載）。
2	利用を検討したが、実際に利用したことはない
3	存在は知っているが、利用したことはない
4	知らなかった

(注) http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/index.html

トップページ > 政策について > 政策一覧 > 経済産業 > 経営イノベーション・事業化促進 > 産業金融

これまでABLの融資実績がない場合は、以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。それ以外の場合は「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q25以降）へお進みください。

3. ABLの推進に向けた取り組み

Q1で「1. 融資実績がある」、「2. 初めて融資を実施した」と回答した方へお尋ねします。

< 推進における課題 >

Q25. 貴行（庫、社）ではABL案件発掘時にどのような点が課題だと考えていますか。

[複数回答]

1	物件の担保としての適性について判断ができないこと
2	売掛金・買掛金のサイト等、融資対象先の商流が確認できないこと
3	ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと
4	ABLに対する企業の認知度が低いこと
5	取引先の在庫などの資産の管理状態について把握ができていないこと
6	単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと
7	ABLを推進する体制を構築できていないこと
8	ABL実施の手続き方法が自行（庫・社）内で定まっていないこと
9	支店の担当者が理解できないこと
10	その他（ ）
11	特になし

Q26. 担保価値評価時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと
2	自行（庫、社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと
3	外部評価会社ごとに評価に関する考え方（現在価値、処分価値等）に違いがあること
4	外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎる
5	外部評価会社の評価結果について、評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと
6	外部評価会社の評価費用が高いこと
7	外部評価会社の評価額と実際の処分価値との間に大きな乖離が生じること
8	その他（ ）
9	特になし

Q 2 7. 担保設定時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと
2	債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと
3	後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること
4	譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること
5	動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと
6	対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと
7	実態に即して登記事項を変更すること（変更登記等）ができないこと
8	譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること
9	譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること
10	その他（ ）
11	特になし

Q 2 8. ABLによる動産・債権担保を「一般担保として取り扱う」と判断するための要件として、貴行（庫、社）の現状をふまえて充足するのが困難な課題をお答えください。

[複数回答] ※1～5は動産担保、6～9は債権担保に関する課題

1	動産の対抗要件を適切に具備すること
2	動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること
3	客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること
4	動産につき適切な換価手段を確保すること
5	動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと
6	債権の対抗要件を適切に具備すること
7	債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要となる情報を随時入手できる状態にすること
8	債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること
9	債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること
10	その他（ ）
11	特になし

Q 2 9. ABLの管理・モニタリングに関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと
2	行内の体制・ノウハウが確立されていないこと
3	管理業務に時間・手間がかかりすぎる
4	社内の担保資産の管理システムの改修が必要であること
5	モニタリングの業務負荷が大きいこと
6	外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと
7	外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと
8	外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと
9	その他 ()
10	特になし

Q 3 0. 担保物件の換価処分に関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	取引先が処分先の紹介や処分への協力が不十分であること
2	取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること
3	処分業務のプロセスが確立されていないこと
4	適切な処分業者を見つけるのが困難であること
5	処分に時間を要すること
6	処分価額が評価額に比べて低すぎる
7	処分に要するコストが大きいこと
8	優越的地位の乱用などで自行（庫、社）の評判が悪化しかねないこと
9	換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること
10	シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと
11	その他 ()
12	特になし

Q 3 1. 今まで実施したABL融資実行案件のうち、実際に譲渡担保権を実行した件数についてお答え下さい。

[複数選択]

1	倒産時の物件の換価処分を実施したことがある	件
2	平常時に過剰在庫の処分などを実施したことがある	件
3	処分はしていないが、仮処分等の保全を実行した	件
4	実施したことがない	

Q 3 2. Q 3 1で1, 2, 3を選択した方にお尋ねします。保全を行った結果について、お答え下さい。

[複数回答]

1	仮処分（占有移転禁止の仮処分等）を行ったが、不法行為により散逸した。	件
2	仮処分等の法的な保全手段をとるのが遅れて一部散逸した。	件
3	仮処分を行わず、散逸した。	件
4	他の競合した権利（動産先取特権等）に結果的に劣後した。	件
5	その他（ ）	件

Q 3 3. Q 3 2で4を選択した方にお尋ねします。下記のどの権利との劣後が問題になりましたか。

[複数回答]

1	他の譲渡担保権	件
2	譲渡担保権設定者（債務者）から対象資産の譲渡を受けた第三者	件
3	抵当権	件
4	質権	件
5	民事留置権	件
6	商事留置権	件
7	動産先取特権	件
8	工場抵当、工場財団抵当	件
9	その他特別法による財団抵当（鉄道財団抵当、鉱業財団抵当等）	件
10	所有権留保	件
11	委託販売・消化仕入	件
12	国税徴収法	件
13	一般債権者に対する差押え	件

Q 3 4. 電子記録債権を担保とする融資の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	社内の債権譲渡担保の管理システムが整備されていないこと
2	社内の体制、ノウハウが確立されていないこと
3	将来債権の譲渡ができないこと
4	電子記録債権を利用する企業数が少ないこと
5	その他（ ）
6	特になし

Q35. Q34で電子記録債権を利用する企業が少ないと回答された方にお伺いします。今後電子記録債権を普及させるための課題についてお答えください。

[複数回答]

1	インターネットバンキングの利用推進
2	利用方法や利便性の十分な告知
3	対象企業への導入支援
4	相手先企業からの承諾手続き支援
5	社員の利用方法や導入支援に関する知識強化
6	個々の電子記録債権機関の利便性向上
7	電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させること
8	公的機関への支払いに対する電子記録債権の活用
9	その他 ()

<顧客とのリレーション強化>

Q36. ABLの実施を通じて顧客とのコミュニケーションがどのように変化しましたか。

[複数回答]

1	顧客とのコミュニケーション頻度が増加した
2	顧客とのコミュニケーション内容（取扱商品、ビジネスモデル、在庫の状況について）が深化した
3	その他 ()
4	特に変化していない

Q37. ABLに取り組んだ結果、どの様なメリットがありましたか。

[複数回答]

1	顧客の経営状態（リスク）が把握し易くなった
2	顧客の業務プロセス（在庫管理など）が改善される等、信用力が向上した
3	与信額が増加した
4	従来の審査では与信が難しい企業に融資できた
5	回収額が増加した
6	その他 ()
7	特になし

Q38. ABLを実施した企業について、ABL実施前と実施後で与信額は平均的にどの程度増加したと感じていますか。

[1つを選択]

1	5%未満
2	5~10%程度
3	10~20%程度
4	20%以上

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

参考資料 3 ABLの課題に関するヒアリング調査結果抜粋

ABL実務の現状と課題の把握をするために行った、ヒアリング調査の抜粋を下記に示す。

ヒアリング調査を行った金融機関一覧

#	金融機関	説明
1	A 金融機関	関東地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組は他行と比較して進んでいる。
2	B 金融機関	関東地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組は他行と比較して進んでいる。
3	C 金融機関	関東地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組は他行と比較して進んでいる。
4	D 金融機関	関東地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組は他行と比較して進んでいる。
5	E 金融機関	中部地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組を開始したばかりである。
6	F 金融機関	関東地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組はあまり進んでいない。
7	G 金融機関	関東地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組はあまり進んでいない。
8	H 金融機関	関東地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組は他行と比較して進んでいる。
9	I 金融機関	北陸地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組は他行と比較して進んでいる。
10	J 金融機関	関東地方に本店を置く金融機関である。ABLの取組は他行と比較して進んでいる。

なお、各課題項目とヒアリング項目の対応も示す。

課題項目とヒアリング項目の対応

#	課題項目	実務の現状等	ヒアリング項目
1	<ul style="list-style-type: none"> ●(悪意)重過失要件への対応のあり方 ●譲渡禁止(制限)特約の商慣行への対応のあり方 ●契約違反が生じ得るのではないかという懸念への対応のあり方 	譲渡禁止特約付債権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ①担保設定時の DD ②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無) ③譲渡禁止特約ありの場合の対応(評価の掛け目) ④譲渡禁止特約ありの場合の対応(解除の対応) ⑤設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応

#	課題項目	実務の現状等	ヒアリング項目
2	●相殺可能性の把握と対応のあり方	反対債権の取り扱い	①担保設定時の DD ②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無) ③反対債権ありの場合の対応(評価の掛け目)
3	●異議をとどめない承諾の廃止への対応のあり方	異議をとどめない承諾の利用	①異議をとどめない承諾の取得 ②法改正の影響への見解
4	●経過規定への対応のあり方	経過規定への対応状況等	経過規定への対応状況
5	●譲渡人倒産時における対応のあり方	倒産時の対応状況等	①倒産時の対応の経験 ②法改正の影響への見解

No.1 「譲渡禁止特約付債権の取り扱い」

#	金融機関	説明
1	A 金融機関	<p>①担保設定時の DD ・譲渡禁止特約の付着有無はすべての原契約を確認している。</p> <p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無) ・譲渡禁止特約が付着している債権については、無理して担保設定しない。</p> <p>③譲渡禁止特約ありの場合の対応(評価の掛け目) ・特約付債権が混入している危険性がある場合、例えば設定しても評価額を低くする。</p> <p>④譲渡禁止特約ありの場合の対応(解除の対応) ・案件によっては、譲渡禁止特約の解除を依頼し、担保対象、評価対象とする場合もある。</p>
2	B 金融機関	<p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無) ・譲渡禁止特約が付着している債権は担保にとっていない。</p> <p>③譲渡禁止特約ありの場合の対応(評価の掛け目) ・特約無債権の場合、譲渡担保の契約内容によって評価の掛け目を変えている。登記、通知、異議なき承諾、と段階によって評価の掛け目を変えている。 ・顧客から情報提供等を渋られ、譲渡禁止特約付着有無を完全にチェックできない場合のリスク等は評価額に織り込んでいく。</p> <p>④譲渡禁止特約ありの場合の対応(解除の対応) ・譲渡禁止特約を付けるのは個別の理由があるはずであり、その背景を顧客ごとに理解し、個別に解除交渉していく。 ・譲渡禁止特約を解除してもらう際は、顧客から第三債務者に対して交渉してもらう。または、第三債務者が当行の取引先である場合、何かあっても係争とならないよう承諾のコメントをもらうことがある。但し、ほとんどのケースで顧客同士の交渉で外してもらう。</p> <p>⑤設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応 ・「基本契約はありません」と言われたため譲渡担保権を設定しても、実は譲渡禁止特約が付着していたというケースは多い。このようなケースでも、譲受人が悪意・重過失であったかは、過去の判例を見ると、五分五分との印象である。案件規模が巨大でない限り、敗訴のリスクもあるため、コストをかけて係争に持ち込むことはない。</p>

#	金融機関	説明
3	C 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約の付着有無はすべての原契約を確認している。 ・業種によって傾向があるため、DD に臨むにあたって心構えができる。例えば、建設の請負は全部付着が前提である。その逆で、個人向けサービスの商売で、譲渡人の雛形を使う場合、一律禁止がないことがある。 <p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約が付着している債権は担保にとっていない。・譲渡禁止特約付き債権が混在している危険性がある場合は、A. 不特定債務者登記の場合、除外規定をつける、B. 個別債務者登記の場合、付着が判明した債権は個別に解除する。数十社程度であればBを選択するが、非常に煩雑である。 <p>⑤設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約がないと言われたが、期中に存在が発覚した場合は、重過失としてあきらめるのが現状である。
4	D 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約の付着有無はすべての基本契約を確認している。顧客に基本契約を全て用意してもらい、目視で付着有無をチェックしている。 <p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約が付着している債権は担保にとっていない。 <p>④譲渡禁止特約ありの場合の対応(解除の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約が付いていると資金ニーズに応えることができないため、第三債務者によっては、個別交渉をして特約を解除してもらう。交渉をすれば解除してくれる大手小売企業もある。但し、解除交渉をしても外してもらえない大手企業もいくつかある。 <p>⑤設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に基本契約がないと言われ、後で基本契約や特約付着が発覚することはある。発覚した際は、評価対象から外す(評価額ゼロとする)ことで対応している。デフォルト等が発端となって発覚することが多い。

#	金融機関	説明
5	E 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約の付着有無はすべての基本契約を確認している。 <p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約が付着している債権は ABL の提案に向かないと考えている。 <p>⑤設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面がない場合もあるが、表明・保証により手当をしている。これまで換価処分の実績はないため、悪意・重過失等で評価や担保価値を諦めるような状況になったことはない。
6	F 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本契約書がある場合は必ず確認する。また、継続取引の確認のため、請求書も確認する。中小企業同士の取引では基本契約書が存在しないことも多く、この場合は譲渡禁止特約がないが、表明・保証の手当を行う。 <p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約が付着している債権は担保設定しない方針。 <p>④譲渡禁止特約ありの場合の対応(解除の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約が付着している債権について、顧客である中小企業から担保にしたいという要望があった際は、顧客自らが取引先と交渉して譲渡禁止特約の解除してもらうように依頼している。但し、譲渡禁止特約を解除までして担保設定した経験はまだない。中小企業が、取引先との関係悪化を懸念して、解除交渉を躊躇してしまったのではないかと思料する。 <p>⑤設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DD の際、基本契約がないと言われたにも関わらず、期中等に基本契約や譲渡禁止特約が発覚したケースは今のところない。仮に発覚した場合は、経営者に依頼して、解除してもらうことになるだろう。

#	金融機関	説明
7	G 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約の付着有無は一定程度の確認をしている。 ・大企業と取引がある中小企業の債権にはほとんど特約が付着している。地域の商圈で中小企業同士で付き合いしているような先は、特約もなくやりやすいが、債権のバリューは見劣りする。 ・都市銀行等 ABL 上位行では、表明・保証で手当てするというやり方が一般的のようであるが、信金では表明・保証まで取り付けることは少ない。 <p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約が付着している債権は担保にとっていない。 <p>④譲渡禁止特約ありの場合の対応(解除の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解除交渉をして異議なき承諾をとりつけるまでは行っていない。
8	H 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権の存在有無の確認、基本契約有無の確認、譲渡禁止特約有無の確認、は行内規定化し、チェックシートで運用している。 ・各確認についてどの程度の粒度でやるかは、支店での運用に任せている。 <p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約が付着している債権は担保にとっていない。 <p>⑤設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約の付着が発覚した事例はあまりない。むしろ、債権自体が存在しないことが後日発覚したことがある。
9	I 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約の有無に関して、基本契約をチェックすることとなっているが、全てチェックすることはとてもでないが不可能である。特に、売掛先が分散している場合、全部確認することは現実的ではない。一定程度割り切って、サンプルチェック等で対応している。 <p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <p>③譲渡禁止特約ありの場合の対応(評価の掛け目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、評価、設定の判断は案件ごとに判断しており一律の対応はしていない。 <p>⑤設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡禁止特約の付着が発覚した事例はあまりない。

#	金融機関	説明
10	J 金融機関	<p>①担保設定時の DD ・原契約は全て確認する。</p> <p>②譲渡禁止特約ありの場合の対応(担保設定の有無) ・担保権を設定しない。</p> <p>③譲渡禁止特約ありの場合の対応(評価の掛け目) ・評価も行わない。</p> <p>④譲渡禁止特約ありの場合の対応(解除の対応) ・解除交渉は行っていない。</p> <p>⑤設定後に譲渡禁止特約の付着が発覚した際の対応 ・譲渡禁止特約の付着が発覚した際、譲渡担保権を外す。</p>

No.2 「反対債権の取り扱い」

#	金融機関	説明
1	A 金融機関	<p>①担保設定時の DD ・反対債権の存在有無は、明細を逐一チェックしている。</p> <p>②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無) ・無理に担保対象とすることはしていない。</p> <p>③反対債権ありの場合の対応(評価の掛け目) ・無理に評価対象とすることはしていない。</p>
2	B 金融機関	<p>①担保設定時の DD ・反対債権の存在有無は、サービサーを通じて行っている。第三債務者 10~20 社に対して、ヒアリングや明細チェックし、決済方法等まで確認している。</p> <p>②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無) ・ケースバイケースである。担保対象から外す場合、担保対象とするものの価値を差引く場合、掛け目を保守的に設定する場合と分かれる。</p> <p>③反対債権ありの場合の対応(評価の掛け目) ・反対債権の評価にあたっては、与信によって掛け目を変えている。</p>
3	C 金融機関	<p>③反対債権ありの場合の対応(評価の掛け目) ・ケースバイケースである。原則としては、反対債権額を控除しネットで評価する。</p>

#	金融機関	説明
4	D 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売掛と買掛だけでなく全ての相殺勘定をチェックしている。 <p>②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相殺勘定が存在しても、担保設定はしている。 <p>③反対債権ありの場合の対応(評価の掛け目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額多寡に関わらず、売り買い両方立っているような第三債務者の売掛債権は、評価対象外(評価額をゼロ)としている。 ・ネットで余剰があるとしても、掛け目に反映させて評価することはない。毎月のモニタリングコストが高く、費用対効果に合わない。また、担保権を実行しても回収できないリスクの方を重く見ている。
5	E 金融機関	<p>②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対債権が存在するような顧客の債権は、そもそもABLの対象外とするだろう。管理が非常に難しい。
6	F 金融機関	<p>②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対債権が存在する債権を担保設定したことはない。 ・現状、反対債権に関する規定も策定していない。評価の考え方も含めて良く分からないため、これから考えていく問題である。
7	G 金融機関	<p>②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対債権が存在する債権は基本的に担保設定しない。 <p>③反対債権ありの場合の対応(評価の掛け目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価をどう見たら良いか難しい。
8	H 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対債権有無の確認は行内規定化し、チェックシートで運用している。 ・どの程度の粒度で確認するかは、支店での運用に任せている。 <p>②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保設定するかどうかは、支店での運用に任せている。
9	I 金融機関	<p>②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対債権の取り扱いをきちんと考えたことはないが、担保設定はしないことになるのではないか。 <p>③反対債権ありの場合の対応(評価の掛け目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保設定したとしても、評価はゼロにすることになるのではないか。

#	金融機関	説明
10	J 金融機関	<p>①担保設定時の DD</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対債権の有無は確認している。 <p>②反対債権ありの場合の対応(担保設定の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保設定は行う。 <p>③反対債権ありの場合の対応(評価の掛け目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットで控除する。

No.3 「異議をとどめない承諾の利用」

#	金融機関	説明
1	A 金融機関	<p>①異議をとどめない承諾の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議をとどめない承諾をとるケースは少ない。 <p>②法改正の影響への見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定のモデルケースを示してもらえると良い。
2	B 金融機関	<p>②法改正の影響への見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士や法学者によく整理してもらう必要があるが、実務上大きな影響はないと考えている。
3	C 金融機関	<p>②法改正の影響への見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一切の抗弁権の放棄で良しとして欲しい。個別具体的に羅列すると非常に手間がかかり取引コストがあがる。顧客にもメリットがないと考える。
4	D 金融機関	<p>①異議をとどめない承諾の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議をとどめない承諾は取得していない。業務規程上、債務者不特定の将来債権譲渡で、登記によるいわゆるサイレント方式をとっている。期限の利益喪失と同時に通知を出す。
5	E 金融機関	<p>①異議をとどめない承諾の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議をとどめない承諾は必ず取得するよう、行内規定で定めている。サイレント方式では行わない。 ・ただ、承諾書までとらなければならないほど大変なのであれば、債権 ABL はやめておこうと躊躇する企業も多い。
6	F 金融機関	<p>①異議をとどめない承諾の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記によるサイレント方式が多い。異議なき承諾をもらったケースも一部ある。 ・一般担保にする場合は、登記・承諾だけでなく、譲渡人・譲受人・第三債務者の三者間での合意契約書まで締結している。 ・顧客と取引先の関係によって、登記に加えて通知をする場合もある。
7	G 金融機関	<p>①異議をとどめない承諾の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議をとどめない承諾は取得していない。
8	H 金融機関	<p>①異議をとどめない承諾の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三債務者の承諾(必ずしも異議をとどめない承諾ではない)を取ることを最優先している。 ・
9	I 金融機関	<p>①異議をとどめない承諾の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議なき承諾を取り付けるところまではいっていない。

#	金融機関	説明
10	J 金融機関	①異議をとどめない承諾の取得 ・異議なき承諾を取得することはあまりない。登記のサイレント方式がほとんどである。

No.4 「経過規定への対応状況等」

#	金融機関	説明
1	A 金融機関	・経過規定を受け具体的にどのような対応が必要になるかは分からない。 ・経過規定の基準日が、意思表示基準ではなく譲渡時基準となったため、混乱が少なくなる。
3	C 金融機関	・経過規定に対する対応はまだ行内で検討していない。
8	H 金融機関	・改正法が 2015 年の国会で成立せず 1 年間遅れているが、施行までの準備期間がどれほどあるのか気になっている。
10	J 金融機関	・支店の現場担当者にまで周知・浸透させるためには一定期間を要するため、準備を今から進めていく必要があると考えている。しかし、何をすればよいか良くわからないため、弁護士等に相談している。

No.5 「倒産時の対応状況等」

#	金融機関	説明
1	A 金融機関	②法改正の影響への見解 ・供託請求は、行内で検討未着手であり、良くわからない。
2	B 金融機関	①倒産時の対応の経験 ・少なからずある。 ②法改正の影響への見解 ・供託請求による回収はあまり活用されないのではないか。譲渡人が破産して、一定の期間が経過した後、なおそのような手続きを踏んでいては、ほとんど債権が残っていない危険性が高い。債権のサイトは 3~4 ヶ月と短い。

#	金融機関	説明
3	C 金融機関	<p>②法改正の影響への見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省等で供託手続きについて、わかりやすいFAQのようなものを作ってほしい。 ・コミングリングリスク(混在リスク)の増大は重大な課題と認識している。引き渡し請求権がコミングルして、実際は引き渡しされない懸念がある。請求権があるのだから大丈夫と言う弁護士もいるが、顧客の口座に入金されてしまったお金は、金融機関はとれない。 ・供託請求による回収は破産時だけでなく、支払停止時等のケースについても可能となればよかった。債権法改正後も残る課題である。
4	D 金融機関	<p>①倒産時の対応の経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収の経験はあまりない。
6	F 金融機関	<p>①倒産時の対応の経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、譲渡担保権実行、換価・処分の事例はない。

参考資料 4 ABLの課題と過去の経済産業省成果物の対応表

本調査で取り扱った債権法改正に関連した ABL の課題に関連する、過去の経済産業省の成果物の箇所を以下に整理する。

尚、過去の経済産業省の成果物は、経済産業省 産業金融政策のホームページ上に集約して掲載されているため、参考になる(下記 URL 参照)。

○URL:

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/

○アクセス:

経済産業省ホーム > 政策について > 政策一覧 > 経済産業 > 経営イノベーション・事業化促進 > 産業金融政策

表 過去の経済産業省の主な成果物と URL

略称	正式名称	URL
ABLのご案内	ABLのご案内 在庫や売掛金を活用した新たな資金調達の方法 (平成 21 年 3 月公表)	http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/ABL/06.pdf
ABL普及・啓発コンテンツ	ABL普及・啓発コンテンツ (平成 22 年 2 月公表)	http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/ABL/07.pdf
動産モデル契約	動産譲渡担保権設定契約書 「契約書(参考例)」 (平成 25 年 2 月公表)	http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/ABL/08-3.pdf
債権モデル契約	債権譲渡担保権設定契約書 「契約書(参考例)」 (平成 25 年 2 月公表)	http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/ABL/08-1.pdf

過去の成果物	該当ページ	該当箇所	概要	対応する課題
ABLのご案内	13 ページ	解説②ABLの利用に必要な「資産の評価」	<p>貸し手が行う確認として、下記が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取引先との契約書類や受発注に関わる書類等、各種資料の確認 <p>「売掛金の評価に関する主なポイント」として、下記が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●何社の企業が売掛先になっているのか？(売掛先の分散具合) ●売掛先の信用力は？ ●どのように売掛金を管理しているのか？など 	No.1 譲渡禁止特約 No.2 反対債権
ABLのご案内	14 ページ	解説③ABLの利用に必要な「担保契約と資産の登記」	<p>債権譲渡登記の流れとして、下記が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の成立(債権の譲渡担保) ●債権の登記 ●譲渡担保の返還 	No.1 譲渡禁止特約
ABLのご案内	15 ページ	第2章 融資を受ける前にすること	<p>ABLの利用を相談する際に準備するとよい書類(例)として、下記が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商取引の全体図(仕入先、取引先との関係図) ●商取引上の契約書(ひな形) ●売掛金の明細(売掛先、金額等) 	No.1 譲渡禁止特約 No.2 反対債権

過去の成果物	該当ページ	該当箇所	概要	対応する課題
ABLのご案内	19 ページ	第3章 融資を受けている時にすること 借り手が行うこと	<p>融資の実行後に、借り手が行うこととして、下記が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担保にした資産の残高等の情報と業績に関する情報を定期的に貸し手に伝えます。 	No.2 反対債権
ABL普及・啓発コンテンツ	12 ページ	1.4 売掛金は資金調達的手段となりますか？	<p>債権譲渡登記制度の説明の一部に下記記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従来、売掛金の譲渡を第三者に対抗するには、販売先への通知または販売先の承諾が必要であり、これにより販売先(お得意先)が警戒するのではないかという風評懸念が指摘されてきました。 	No.3 異議なき承諾

過去の成果物	該当ページ	該当箇所	概要	対応する課題
ABL普及・啓発コンテンツ	25 ページ	1.3.債権担保は不動産担保とどのように違いますか？	<p>債権を担保にする際の方法として、下記が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●債権の場合も、不動産担保の場合のような抵当権ではなく、動産と同様に譲渡担保が用いられ、譲渡されたことは登記することができる ●この登記制度を用いることで、借り手が、販売先等に通知をせずに、債権譲渡を行うことが可能になった ●このことは、お得意先等に譲渡の事実を知られると取引に悪影響があるといった、いわゆる風評被害を抑える効果がある 	No.1 譲渡禁止特約 No.3 異議なき承諾
ABL普及・啓発コンテンツ	30 ページ	1.6. なぜ評価やモニタリングが必要なのですか？	<p>ABLにおいて評価やモニタリングが必要となる理由の説明の一つとして下記記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●動産は多岐にわたるため、担保価値の評価は、物件によって異なる専門家の評価が必要な場合があります。また、動産のうちの在庫品や売掛債権に関しては、日々残高や内容が変化しますので、不動産担保の場合以上に、定期的な状況把握が重要です 	No.2 反対債権

過去の成果物	該当ページ	該当箇所	概要	対応する課題
ABL普及・啓発コンテンツ	34 ページ	2.1. 担保の評価と掛け目はどのように計算しますか？	<p>担保の評価と掛け目の計算方法の説明として下記記載がある。</p> <p>●担保の評価から与信枠の計算までは、以下のようなプロセスを経て計算します。 ①担保適格なものとは非適格なものを選別する、②市場価値(換価する場合の想定市場価格)を計算する、③掛け目を掛けて貸出基準額を計算する、④貸出基準額をもとに実際の与信枠を決める。</p>	No.1 譲渡禁止特約 No.2 反対債権
ABL普及・啓発コンテンツ	45 ページ	4 担保の状況確認はどのように行うのですか？	<p>モニタリングで必要な事項として下記が挙げられている。</p> <p>貸し手 ●入金状況の確認 ●売掛債権、在庫、機械など担保に関する現地確認調査の実施等 借り手 ●在庫管理や経理の情報等、主に既存の経営情報を用いて、売掛債権や在庫に関するデータの提供等</p>	No.1 譲渡禁止特約 No.2 反対債権
ABL普及・啓発コンテンツ	49 ページ	4.3. コベンツとは何ですか？	<p>コベンツ条項設定時に重視する点として下記が挙げられている。</p> <p>●売掛債権につき譲渡禁止特約を締結しないこと</p>	No.1 譲渡禁止特約

過去の成果物	該当ページ	該当箇所	概要	対応する課題
ABL普及・啓発コンテンツ	53 ページ	5.2. 担保物件を換価しなければいけない場合はどうすればよいですか？	<p>借り手が債務不履行になったり、倒産手続きに移行したりした場合に、下記の対応が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸し手(債権者)との協調関係が維持されているのであれば、返済計画を協議した上で合意による新たな返済条件を設定する ●借り手(債務者)の協力を得て担保物件を換価する ●再生債務者(借り手)や破産管財人との合意によって、債権の回収を図る ●貸し手(債権者)と借り手(債務者)の協調関係が喪失してしまったような場合には、担保権を実行した上で債権回収をする 	No.5 倒産時の対応
債権モデル契約	3 ページ	<p>第 3 表明・保証 第 5 条 (甲による表明・保証) 2. 甲は, 乙に対し, 以下の事項が本契約締結日において真実に相違ないことを表明し, 保証する。</p>	<p>譲渡人(借入人)が表明・保証をする事項として下記が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(4) 本件譲渡債権について, 第三債務者又は第三者との間で発生, 帰属, 消滅等に関する訴訟, 調停, 仲裁その他の法的手続又は紛争解決手続は一切存在しない。 ●(5) 本件譲渡債権について, 甲と第三債務者との間に債権譲渡禁止特約は存在しない。 	No.1 譲渡禁止特約 No.2 反対債権
債権モデル契約	3 ページ	<p>第 4 期中管理 第 7 条 (資料の提出) 2. 甲は, 乙に対し, 甲と乙が別途合意する時期に, 以下の資料を提出する。</p>	<p>譲渡人(借入人)が提出する資料として下記が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(3) 売掛債権に関する資料(合計残高, 取引先毎の明細・残高・回収期間・回収方法その他の取引条件, 売掛先の正式名称・郵便番号・住所・信用情報等) ●(4) 買掛金に関する資料(合計残高, 取引先毎の明 	No.1 譲渡禁止特約 No.2 反対債権

過去の成果物	該当ページ	該当箇所	概要	対応する課題
			細・残高・支払期間・支払方法その他の取引条件, 買掛先の正式名称・郵便番号・住所・信用情報等)	
債権モデル契約	5 ページ	第 10 条 (遵守事項) 2. 甲は, 乙に対し, 以下の事項を遵守することを確約する。	遵守事項の一部に相殺に関する下記記載がある。 ●(3) 本件譲渡債権を適切に管理し, 無効, 取消, 相殺の抗弁その他第三債務者又は第三者から本件譲渡債権の発生, 帰属, 消滅等に関する法律上, 事実上の主張をされる事由を生じさせないこと。	No.2 反対債権
債権モデル契約	5 ページ	第 10 条 (遵守事項) 2. 甲は, 乙に対し, 以下の事項を遵守することを確約する。	遵守事項の一部に譲渡禁止特約および異議なき承諾に関する下記記載がある。 ●(9) 本件譲渡債権について, 第三債務者との間で債権譲渡禁止特約を締結しないこと。ただし, 乙の事前の同意があった場合, 又は第三債務者との間で本件譲渡債権を甲が乙に譲渡することについての異議なき承諾を得られた場合はこの限りではない。	No.1 譲渡禁止特約 No.3 異議なき承諾
債権モデル契約	7 ページ	6 本件譲渡担保権の実行 第 15 条 (取立権限の消滅)	譲渡人(借入人)が期限の利益の喪失した後に第三債務者から支払いを受けた際の規約について下記記載がある。 ●3. 甲は, 第 1 項の定めにより本件譲渡債権の取立権限を失ったにもかかわらず, 本件譲渡債権について, 第三債務者から支払いを受けたときは, 乙に対し, 直ちに当該取立金の全額を交付しなければならない。	No.5 倒産時対応

